

第 15 回尼崎市議会定例会市長提出予定案件

1 議案の数及び名称

(1) 議案の数

種 別	予 算	条 例	その他	計
件 数	26	39	9	74

(2) 議案の名称

< 予算 >

(平成28年度予算)

- 議案第 1 号 平成28年度尼崎市一般会計予算
- 議案第 2 号 平成28年度尼崎市特別会計国民健康保険事業費予算
- 議案第 3 号 平成28年度尼崎市特別会計地方卸売市場事業費予算
- 議案第 4 号 平成28年度尼崎市特別会計育英事業費予算
- 議案第 5 号 平成28年度尼崎市特別会計農業共済事業費予算
- 議案第 6 号 平成28年度尼崎市特別会計公共用地先行取得事業費予算
- 議案第 7 号 平成28年度尼崎市特別会計公害病認定患者救済事業費予算
- 議案第 8 号 平成28年度尼崎市特別会計母子父子寡婦福祉資金貸付事業費予算
- 議案第 9 号 平成28年度尼崎市特別会計青少年健全育成事業費予算
- 議案第10号 平成28年度尼崎市特別会計介護保険事業費予算
- 議案第11号 平成28年度尼崎市特別会計後期高齢者医療事業費予算
- 議案第12号 平成28年度尼崎市特別会計駐車場事業費予算
- 議案第13号 平成28年度尼崎市水道事業会計予算
- 議案第14号 平成28年度尼崎市工業用水道事業会計予算
- 議案第15号 平成28年度尼崎市下水道事業会計予算
- 議案第16号 平成28年度尼崎市モーターボート競走事業会計予算

(平成27年度補正予算)

- 議案第17号 平成27年度尼崎市一般会計予算(第6号)
- 議案第18号 平成27年度尼崎市特別会計国民健康保険事業費予算(第1号)
- 議案第19号 平成27年度尼崎市特別会計地方卸売市場事業費予算(第2号)

- 議案第20号 平成27年度尼崎市特別会計都市整備事業費予算(第1号)
- 議案第21号 平成27年度尼崎市特別会計介護保険事業費予算(第3号)
- 議案第22号 平成27年度尼崎市特別会計後期高齢者医療事業費予算(第1号)
- 議案第23号 平成27年度尼崎市特別会計駐車場事業費予算(第1号)
- 議案第24号 平成27年度尼崎市特別会計競艇場事業費予算(第1号)
- 議案第25号 平成27年度尼崎市自動車運送事業会計予算(第2号)
- 議案第26号 平成27年度尼崎市下水道事業会計予算(第1号)
- < 条例 >
- 議案第27号 尼崎市特別会計条例の一部を改正する条例について
- 議案第28号 尼崎市公共施設整備基金条例の一部を改正する条例について
- 議案第29号 尼崎市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第30号 尼崎市職員の退職管理に関する条例について
- 議案第31号 尼崎市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 議案第32号 尼崎市事務分掌条例の一部を改正する条例について
- 議案第33号 尼崎市市税条例等の一部を改正する条例について
- 議案第34号 尼崎市行政不服審査会条例について
- 議案第35号 尼崎市行政不服審査等関係事務手数料条例について
- 議案第36号 尼崎市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第37号 尼崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第38号 尼崎市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び旅費に関する条例及び尼崎市監査委員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第39号 尼崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第40号 尼崎市職員退職手当支給条例及び尼崎市教育職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第41号 尼崎市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例について
- 議案第42号 尼崎市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第43号 尼崎市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第44号 尼崎市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について

- 議案第 4 5 号 尼崎市立消費生活センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 4 6 号 尼崎市新本庁舎建設基金条例について
- 議案第 4 7 号 尼崎市手数料条例の一部を改正する条例について
- 議案第 4 8 号 尼崎市モーターボート競走事業の設置等に関する条例について
- 議案第 4 9 号 尼崎市競艇場施設整備等基金条例及び尼崎市競艇場事業等調整基金条例の廃止等に関する条例について
- 議案第 5 0 号 尼崎市火災予防条例の一部を改正する条例について
- 議案第 5 1 号 尼崎市立学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 5 2 号 尼崎市立高等学校の設置及び管理に関する条例について
- 議案第 5 3 号 尼崎市立小学校、尼崎市立中学校及び尼崎市立特別支援学校の設置及び管理に関する条例について
- 議案第 5 4 号 尼崎市立学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 議案第 5 5 号 尼崎市立学校教科用図書選定委員会条例の一部を改正する条例について
- 議案第 5 6 号 尼崎市いじめ問題対策審議会条例について
- 議案第 5 7 号 尼崎市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第 5 8 号 尼崎市いじめ問題対策連絡協議会条例について
- 議案第 5 9 号 尼崎市いじめ問題調査委員会条例について
- 議案第 6 0 号 尼崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第 6 1 号 尼崎市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例について
- 議案第 6 2 号 尼崎市庄下川東地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例及び尼崎市遊技場及びラブホテルの建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 6 3 号 尼崎市建築審査会条例の一部を改正する条例について
- 議案第 6 4 号 尼崎市都市公園条例の一部を改正する条例について
- 議案第 6 5 号 尼崎市立魚釣り公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- <その他>
- 議案第 6 6 号 建物の譲与について
- 議案第 6 7 号 包括外部監査契約の締結について
- 議案第 6 8 号 工事請負契約の変更について（難波の梅小学校改築工事）
- 議案第 6 9 号 工事請負契約の変更について（浦風小学校校舎棟改築等工事）

- 議案第 7 0 号 工事請負契約の変更について（浜田小学校北東棟改築等工事）
- 議案第 7 1 号 工事請負契約の変更について（園和小学校校舎等改築工事）
- 議案第 7 2 号 権利の放棄について（尼崎コスモ工業団地退去企業に係る賃料等）
- 議案第 7 3 号 尼崎市農業共済事業事務費の賦課総額及び賦課単価について
- 議案第 7 4 号 訴えの提起について（建物明渡し等請求事件）

2 その他の報告

(1) 議会の指定に基づく専決処分

- ・ 和解及び損害賠償の額の決定

交通事故	3 件	1 4 4 , 2 8 0 円
その他の事故	2 件	4 4 4 , 6 5 7 円

3 追加提出予定案件

< 予算 >

- ・ 平成 2 7 年度尼崎市一般会計補正予算（第 7 号）

< 条例 >

- ・ 尼崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- ・ 尼崎市建築物等関係事務手数料条例の一部を改正する条例について

< その他 >

- ・ 工事請負契約について（武庫支所・地区会館複合施設新築工事）
- ・ 工事請負契約について（武庫支所・地区会館複合施設新築工事のうち電気設備工事）

< 人事 >

- ・ 尼崎市教育委員会教育長の任命
- ・ 尼崎市教育委員会の委員の任命
- ・ 尼崎市公平委員会の委員の選任
- ・ 人権擁護委員の候補者の推薦

第15回尼崎市議会定例会

議案説明資料

<平成28年2月定例会>

種 別	予算	番 号	議案第1号～第16号	所 管	
件 名	平成28年度 当初予算				
内 容					
(単位：千円)					
区 分		当初予算額		前年度比	
一	般	会	計	208,100,000	99.8%
特	別	会	計	109,909,533	55.7%
	国民健康保険事業費			62,160,126	99.9%
	地方卸売市場事業費			404,154	94.1%
	育英事業費			8,020	100.0%
	農業共済事業費			16,314	90.3%
	公共用地先行取得事業費			2,973,228	81.5%
	公害病認定患者救済事業費			46,765	101.0%
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業費			43,733	92.8%
	青少年健全育成事業費			7,824	87.4%
	介護保険事業費			38,818,621	103.3%
	後期高齢者医療事業費			5,233,850	103.2%
	駐車場事業費			196,898	92.6%
企	業 会 計			80,958,247	209.7%
	水道事業			12,564,695	99.0%
	工業用水道事業			2,419,721	95.9%
	下水道事業			21,497,651	104.4%
	モーターボート競走事業			44,476,180	皆増
合 計				398,967,780	89.8%

<平成28年2月定例会>

種別	予算	番号	議案第17号~第26号	所管	
件名	平成27年度 補正予算				
内 容					
(単位:千円)					
		区 分	補正予算額		
一	般	会 計 (第6号)	607,287		
特	別	会 計	928,966		
		国民健康保険事業費(第1号)	709,957		
		地方卸売市場事業費(第2号)	-		
		都市整備事業費(第1号)	898,000		
		介護保険事業費(第3号)	324,934		
		後期高齢者医療事業費(第1号)	124,823		
		駐車場事業費(第1号)	2,086		
		競艇場事業費(第1号)	538,726		
企	業	会 計	1,180,540		
		自動車運送事業(第2号)	1,126,010		
		下水道事業(第1号)	54,530		
地方卸売市場事業費(第2号)は債務負担行為の補正					

平成27年度 2月補正の概要

一般会計補正予算（補正6号）

（補正予算の内容）

歳入において、臨時財政対策債を含めた実質的な地方交付税が約17億円、地方消費税交付金が約8億円の増、また歳出においては、自動車運送事業会計補助金の増により、諸支出金で約10億円の増となるほか、入札差金や執行残など、歳入・歳出全般にわたり決算見込みに基づき整理することにより、現在措置している財源対策のうち、基金繰入金約27億円を削減する。

（歳入の主なもの）

地方交付税の増	2,690 百万円
地方消費税交付金の増	844 百万円
臨時財政対策債の減	951 百万円
財政調整基金・減債基金・公共施設整備基金の取崩を削減（財源対策分）	2,714 百万円

（歳出の主なもの）

自動車運送事業会計補助金の増	1,036 百万円
国民健康保険事業費会計繰出金の増	689 百万円
投資的経費、經常経費の執行差金、契約差金、不用見込みとなる経費の減額補正	

1 補正予算の規模

（単位：千円）

現在予算額	補正予算額	補正後予算額
208,890,979	607,287	208,283,692

2 歳入歳出補正予算額

（単位：千円）

歳 入		歳 出	
款	補正予算額	款	補正予算額
市税	174,000	議会費	12,863
配当割交付金	320,000	総務費	392,713
株式等譲渡所得割交付金	424,000	民生費	491,446
地方消費税交付金	844,000	衛生費	43,671
地方特例交付金	76,000	労働費	8,540
地方交付税	2,689,518	農林水産業費	5,342
分担金及び負担金	6,182	商工費	320,010
国庫支出金	108,232	土木費	960,640
県支出金	3,894	消防費	52,432
財産収入	462,087	教育費	178,314
寄付金	46,310	災害復旧費	4,673
繰入金	2,723,519	公債費	313,889
繰越金	83,501	諸支出金	1,036,000
諸収入	352,906		
市債	1,615,584		
合 計	607,287	合 計	607,287

3 主な事業（50,000千円以上の増減のあるもの）

（単位：千円）

	事 項	補 正 額
1	減債基金積立金	450,539
2	中小企業資金融資制度関係事業費	331,860
3	市債利子	292,452
4	庄下川都市基盤河川改修事業費	221,000
5	尼崎宝塚線ほか1路線県施行街路事業地元負担金	185,945
6	保育環境改善事業費	180,305
7	戸ノ内地区整備事業費	176,500
8	長洲久々知線立体交差等道路整備事業費	168,389
9	老人医療費助成事業費	126,809
10	児童扶養手当給付関係事業費	114,524
11	地域介護・福祉空間整備等事業費	101,929
12	交通政策推進事業費	88,071
13	市営住宅指定管理者管理運営事業費	80,234
14	地域型保育給付費	78,769
15	臨時福祉給付金給付関係事業費	71,418
16	障害者（児）移動支援事業費	63,956
17	介護保険事業費会計繰出金	56,208
18	自動車運送事業会計補助金	1,036,000
19	国民健康保険事業費会計繰出金	689,148
20	施設型給付費	430,470
21	人件費	304,679
22	税外収入還付金	294,653
23	生活保護扶助費	109,531
24	障害児通所支援等給付費	85,908

4 繰越明許費の補正

(追加)		(単位：千円)
	事業名	補正額
1	本庁舎整備事業	17,820
2	防災対策等事業	3,600
3	防災情報通信事業	23,600
4	戸ノ内施設関係事業	32,100
5	戸ノ内会館施設整備事業	9,483
6	保育環境改善事業	25,851
7	児童ホーム整備事業	108,788
8	水防システム関係事業	16,800
9	道路橋りょう新設改良事業	98,615
10	長洲久々知線立体交差等道路整備事業	547,793
11	市営住宅維持整備事業	186,830
12	市営住宅建替事業	850,000
13	市営住宅耐震診断事業	7,903
14	戸ノ内地区改良事業	186,818
15	消防庁舎等整備事業	21,158
16	学校施設耐震化事業(小学校)	47,197
合計		2,184,356

5 債務負担行為の補正

(追加)		(単位：千円)
事項	期間	限度額
阪急塚口サービスセンター移転事業	平成28年度まで	5,000
(仮称)保健福祉センター整備事業	平成28年度まで	63,000
教育総合センター移転事業	平成28年度まで	16,000
地方債証券の共同発行によって生ずる連帯債務	平成27年度における地方債証券の共同発行について、平成27年度以降平成33年度までの間、元金2,400,000千円及びこれに対する利子相当額の債務を連帯して負うものとする。	

6 市債の補正

(変更)

(単位：千円)

起債の目的	補正前	補正後
防災対策事業費	限度額 32,000	限度額 54,000

特別会計補正予算(7会計)

928,966 千円

1 国民健康保険事業費(補正1号)

709,957 千円
(単位：千円)

	事 項	補 正 額
1	人件費	8,447
2	保険財政共同安定化事業拠出金	391,293
3	療養給付費負担金等返還金	309,338
4	後期高齢者支援金等	10,791
5	臨時職員賃金等	6,365
6	前期高齢者納付金等	617

2 地方卸売市場事業費(補正2号)

債務負担行為(追加)

	事 項	期 間	限 度 額
1	施設整備事業	平成28年度まで	30,000

3 都市整備事業費(補正1号)

898,000 千円

	事 項	補 正 額
1	一般会計繰出金	900,000
2	公共施設整備基金積立金	2,000

4 介護保険事業費(補正3号)

324,934 千円
(単位：千円)

	事 項	補 正 額
1	人件費	23,060
2	介護サービス等給付費	594,596
3	一般管理費	3,817
4	認知症対策推進事業費	285
5	介護相談員派遣事業費	190
6	介護給付費準備基金積立金	174,698
7	高額介護サービス費	73,869
8	家族介護用品支給事業費	1,262
9	審査支払手数料	691
10	高齢者自立支援型食事サービス事業費	374

5 後期高齢者医療事業費（補正1号） 124,823 千円

（単位：千円）

	事 項	補 正 額
1	後期高齢者医療制度システム関係経費	16,337
2	保険料等負担金	117,956
3	保険基盤安定拠出金	22,993
4	特別対策補助金返還金	211

6 駐車場事業費（補正1号） 2,086 千円

（単位：千円）

	事 項	補 正 額
1	指定管理関係経費	2,086

7 競艇場事業費（補正1号） 538,726 千円

主な事業（50,000千円以上の増減のあるもの）

（単位：千円）

	事 項	補 正 額
1	競艇場施設整備基金積立金	750,000
2	神戸新開地場外発売場運営事業費	214,618
3	場外発売受託事業費	514,567
4	勝舟投票券払戻金	341,623
5	競艇場施設整備事業費	297,482
6	場外発売委託事業費	167,348
7	競艇場警備関係事業費	53,691
8	競艇場周辺等清掃事業費	50,371

企業会計補正予算（2会計）

1,180,540 千円

1 自動車運送事業会計（補正2号）

1,126,010 千円

（単位：千円）

	事 業 名	補 正 額
1	物件費その他	94,975
2	職員給与費	960,695
3	特別損失（職員給与費除く）	259,418
4	建設改良費	1,158
5	リース債務返済金	2,030

2 下水道事業会計（補正1号）

54,530 千円

（単位：千円）

	事 業 名	補 正 額
1	職員給与費	54,530

< 平成 2 8 年 2 月定例会 >

種 別	条 例	番 号	議案第 2 7 号	所 管	財政課
件 名	尼崎市特別会計条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>尼崎市特別会計都市整備事業費については、当時本格実施を迎えていた都市再開発事業を経理するため設置したものであるが、現在はコスモ工業団地事業の債権回収に係る経理及び公共施設整備基金に係る経理のみを行っている。</p> <p>今般、コスモ工業団地事業の債権回収について、一部の債権を放棄し、事業の整理を行うことから、今後の債権回収については一般会計で取り扱うこととし、公共施設整備基金に係る経理についても、同様に一般会計で取り扱うこととするため、平成 2 7 年度末をもって当該特別会計を廃止する。</p> <p>また、尼崎市特別会計競艇場事業費については、地方公営企業法第 2 条第 3 項に基づき、平成 2 8 年度より本市の競艇事業に地方公営企業法の規程の全部を適用し、地方公営企業の会計制度のもとで経理を行うことから、平成 2 7 年度末をもって当該特別会計を廃止する。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>第 1 条中第 4 号「都市整備事業 尼崎市特別会計都市整備事業費」を削る。</p> <p>第 1 条中第 9 号「競艇場事業 尼崎市特別会計競艇場事業費」を削る。</p> <p>3 施行期日</p> <p>平成 2 8 年 4 月 1 日。</p> <p>ただし、都市整備事業に係る平成 2 7 年度の収入及び支出並びに同年度の決算については、なお従前の例による。</p>					

尼崎市特別会計条例

改正後	現 行
<p>_____ 地方自治法（昭和22年法律第67号_____）第209条第2項の規定により、次の各号に掲げる事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、当該各号に定める特別会計を設置する。</p> <p>(1)~(3) 略</p> <p><u>(削る)</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(削る)</u></p>	<p><u>(設置)</u></p> <p><u>第1条</u> 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第209条第2項の規定により、次の各号に掲げる事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、当該各号に定める特別会計を設置する。</p> <p>(1)~(3) 略</p> <p><u>(4) 都市整備事業 尼崎市特別会計都市整備事業費</u></p> <p><u>(5) 略</u></p> <p><u>(6) 略</u></p> <p><u>(7) 略</u></p> <p><u>(8) 略</u></p> <p><u>(9) 競艇場事業 尼崎市特別会計競艇場事業費</u></p> <p><u>(弾力条項の適用)</u></p> <p><u>第2条</u> 前条第9号に定める特別会計においては、法第218条第4項の規定により弾力条項を適用することができる。</p>

<平成28年2月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第28号	所 管	財政課
件 名	尼崎市公共施設整備基金条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由 平成27年度末をもって尼崎市特別会計都市整備事業費を廃止し、公共施設整備基金(以下「基金」という。)に係る経理を今後、一般会計で取り扱うこととするため、規定の整備を行うもの。</p> <p>2 主な改正内容 基金の経理を行う会計の変更について(第2条第1号、第5条) 尼崎市特別会計都市整備事業費を廃止するため、基金の経理を行う会計について尼崎市特別会計都市整備事業費歳入歳出予算から尼崎市一般会計歳入歳出予算に改める。</p> <p>3 施行期日 平成28年4月1日</p>					

尼崎市公共施設整備基金条例

改正後	現 行
<p>(基金の額)</p> <p>第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額とする。</p> <p>(1) 本市が施行する公営競技の売上金の額に1,000分の2を乗じて得た額以上の額で毎年度<u>一般会計歳入歳出予算</u>(以下「<u>予算</u>」<u>という。)</u>で定める額</p> <p>(2) <u>前号に掲げるもの</u>のほか、毎年度予算で定める額</p> <p>第3条 略</p> <p>(運用)</p> <p>第4条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、<u>基金</u>に属する現金を、歳計現金に繰り替えて<u>運用</u>し、又は事業費その他の経費として運用することができる。</p> <p>(基金への編入)</p> <p>第5条 基金から生ずる収益は、<u>予算</u>に計上して、基金に編入するものとする。</p> <p>(処分)</p> <p>第6条 基金は、次に掲げる場合に限り、処分することができる。</p> <p>(1) <u>大規模な公共施設の整備に要する経費の財源</u>に充てるとき。</p> <p>(2) その他公共施設の整備に関連する<u>経費の財源</u>に充てるとき。</p> <p>(委任)</p> <p>第7条 <u>この条例に定めるもの</u>のほか、<u>この条例</u>の施行について必要な事項は、市長が定める。</p>	<p>(基金の額)</p> <p>第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額とする。</p> <p>(1) 本市が施行する公営競技の売上金の額に1,000分の2を乗じて得た額以上の額で毎年度<u>予算</u>で定める額</p> <p>(2) 前号のほか、毎年度予算で定める額</p> <p>第3条 略</p> <p>(運用)</p> <p>第4条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて<u>基金</u>に属する現金を、歳計現金に繰り替えて<u>使用</u>し、又は事業費その他の経費として運用することができる。</p> <p>(運用益金の処理)</p> <p>第5条 基金の運用から生ずる収益は、<u>尼崎市特別会計都市整備事業費歳入歳出予算</u>に計上して、基金に編入するものとする。</p> <p>(処分)</p> <p>第6条 基金は、次に掲げる場合に限り、処分することができる。</p> <p>(1) <u>大規模な公共施設の整備に必要な財源</u>に充てるとき。</p> <p>(2) その他公共施設の整備に関連する<u>必要な財源</u>に充てるとき。</p> <p>(委任)</p> <p>第7条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。</p>

< 平成 2 8 年 2 月定例会 >

種 別	条 例	番 号	議案第 2 9 号	所 管	情報活用・公開担当
件 名	尼崎市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>個人番号を利用することにより、市民からの事務手続の簡素化や行政の効率化が図られる事務について、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第2項の規定に基づき、個人番号の独自利用事務として条例に規定を追加する。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>(1) 独自利用事務の追加(別表第1)</p> <p>ア 本市が設置した賃貸住宅であって尼崎市営住宅の設置及び管理に関する条例第2条第1号に規定する市営住宅に準じて管理を行うものの管理に関する事務</p> <p>イ 尼崎市福祉医療費の助成に関する条例の規定による医療費の助成に関する事務</p> <p>ウ 尼崎市緊急通報システム普及促進事業の実施に関する事務</p> <p>エ 尼崎市高齢者日常生活用具給付事業の実施に関する事務</p> <p>オ 尼崎市住宅改造費助成事業の実施に関する事務</p> <p>カ 尼崎市社会福祉法人等利用者負担額軽減事業の実施に関する事務</p> <p>キ 尼崎市身体障害者手帳交付診断料特例給付事業の実施に関する事務</p> <p>ク 尼崎市重度心身障害者(児)介護手当支給事業の実施に関する事務</p> <p>ケ 尼崎市在宅重症心身障害児(者)訪問看護支援事業の実施に関する事務</p> <p>コ 尼崎市軽・中度難聴児補聴器購入費等助成事業の実施に関する事務</p> <p>(2) 必要となる特定個人情報の追加(別表第2)</p> <p>(1) ア～コの事務を行ううえで必要となる特定個人情報(個人番号を含む個人情報)を別表第2に追加する。その他、別表第2に掲げる事務において、必要となる特定個人情報を整理する。</p> <p>3 施行期日</p> <p>平成28年4月1日</p>					

尼崎市個人番号の利用に関する条例

改正後		現 行	
別表第 1		別表第 1	
執行機関	事 務	執行機関	事 務
1 略	略	1 略	略
2 市長	本市が設置した賃貸住宅であって尼崎市営住宅の設置及び管理に関する条例(平成9年尼崎市条例第29号)第2条第1号に規定する市営住宅に準じて管理を行うものの管理に関する事務(以下「住宅管理事務」という。)であって規則で定めるもの		
3 市長	尼崎市福祉医療費の助成に関する条例(平成17年尼崎市条例第27号)の規定による医療費の助成に関する事務(以下「福祉医療費助成事務」という。)であって規則で定めるもの		
4 市長	尼崎市緊急通報システム普及促進事業の実施に関する事務(以下「緊急通報システム普及促進事務」という。)であって規則で定めるもの		
5 市長	尼崎市高齢者日常生活用具給付事業の実施に関する事務(以下「高齢者日常生活用具給付事務」という。)であって規則で定めるもの		
6 市長	尼崎市住宅改造費助成事業の実施に関する事務(以下「住宅改造費助成事務」という。)であって規則で定めるもの		
7 市長	尼崎市社会福祉法人等利用者負担額軽減事業の実施に関する事務(以下「利用者負担額軽減事務」という。)であって規則で定めるもの		

8 市長	尼崎市身体障害者手帳交付診断料特例給付事業の実施に関する事務(以下「身体障害者手帳交付診断料特例給付事務」という。)であって規則で定めるもの		
9 市長	尼崎市重度心身障害者(児)介護手当支給事業の実施に関する事務(以下「介護手当支給事務」という。)であって規則で定めるもの		
10 市長	尼崎市在宅重症心身障害児(者)訪問看護支援事業の実施に関する事務(以下「訪問看護支援事務」という。)であって規則で定めるもの		
11 市長	尼崎市軽・中度難聴児補聴器購入費等助成事業の実施に関する事務(以下「補聴器購入費等助成事務」という。)であって規則で定めるもの		
12 市長	略	2 市長	略

別表第 2

執行機関	事務	特定個人情報
1 略	略	略
2 市長	法別表第1の8の項の下欄に掲げる事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による保険給付の支給又は保険料の徴

別表第 2

執行機関	事務	特定個人情報
1 略	略	略
2 市長	法別表第1の8の項の下欄に掲げる事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による保険給付の支給又は保険料の徴

		<p>収に関する情報(以下「国民健康保険給付関係情報」という。)であって規則で定めるもの</p> <p>中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの</p> <p><u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給に関する情報(以下「障害者自立支援給付関係情報」という。)であって規則で定めるもの</u></p> <p>外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p>			<p>収に関する情報(以下「国民健康保険給付関係情報」という。)であって規則で定めるもの</p> <p>中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの</p> <p></p> <p>外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p>
4 市長	法別表第1の16の項の下欄に掲げる事務であって規則で定めるもの	<p><u>障害者関係情報であって規則で定めるもの</u></p> <p><u>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u></p> <p>国民健康保険給付関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>略</p>	4 市長	法別表第1の16の項の下欄に掲げる事務であって規則で定めるもの	<p></p> <p>国民健康保険給付関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>略</p>

	の	略		の	略
		略			略
		略			略
10 市長	法別表第1の46の項の下欄に掲げる事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの 障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの			
11 市長	法別表第1の47の項の下欄に掲げる事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの 障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの			
12 市長	法別表第1の49の項の下欄に掲げる事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	10 市長	法別表第1の49の項の下欄に掲げる事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
13 市長	略	略	11 市長	略	略

長			長		
14 市長	法別表第1の63の項の下欄に掲げる事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	12 市長	法別表第1の63の項の下欄に掲げる事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
15 市長	略	略	13 市長	略	略
16 市長	法別表第1の84の項の下欄に掲げる事務であって規則で定めるもの	児童福祉法(昭和22年法律第164号)による障害児通所支援に関する情報であって規則で定めるもの 障害者関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの 国民健康保険給付関係情報であって規則で定めるもの 特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第	14 市長	法別表第1の84の項の下欄に掲げる事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの 国民健康保険給付関係情報であって規則で定めるもの

		<u>134号)による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの</u> 高齡者医療給付関係情報であって規則で定めるもの 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの 介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの			
<u>17</u> 市長	略	略	<u>15</u> 市長	略	略
<u>18</u> 市長	略	略	<u>16</u> 市長	略	略
<u>19</u> 市長	住宅管理事務であって規則で定めるもの	<u>障害者関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u> 中国残留邦人等支援給付等関係情報であ			

		<u>って規則で定めるもの</u>			
		<u>外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u>			
20 市長	福祉医療費助成事務	<u>障害者関係情報であって規則で定めるもの</u>			
	<u>であって規則で定めるもの</u>	<u>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u>			
		<u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u>			
		<u>国民健康保険給付関係情報であって規則で定めるもの</u>			
		<u>児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの</u>			
		<u>高齢者医療給付関係情報であって規則で定めるもの</u>			
		<u>中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの</u>			
		<u>外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u>			
21 市長	緊急通報システム普及促進事務	<u>障害者関係情報であって規則で定めるもの</u>			
	<u>であって</u>	<u>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u>			

	規則で定めるもの	<u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u>			
22 市長	高年齢者日常生活用具給付事務であって規則で定めるもの	<u>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u>			
23 市長	住宅改造費助成事務であって規則で定めるもの	<u>障害者関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u>			

		<u>の</u> 中国残留邦人等支援 給付等関係情報であ って規則で定めるも <u>の</u> 介護保険給付等関係 情報であって規則で 定めるもの 外国人生活保護関係 情報であって規則で 定めるもの			
24 市長	利用者負担額軽減事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの 介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの			
25 市長	身体障害者手帳交付診断料特例給付事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの			

		外国人生活保護関係 情報であって規則で 定めるもの			
26 市長	介護手 当支給 事務で あって 規則で 定める もの	障害者関係情報であ って規則で定めるも の 地方税関係情報であ って規則で定めるも の 介護保険給付等関係 情報であって規則で 定めるもの 障害者自立支援給付 情報であって規則で 定めるもの			
27 市長	訪問看 護支援 事務で あって 規則で 定める もの	障害者関係情報であ って規則で定めるも の 地方税関係情報であ って規則で定めるも の 国民健康保険給付関 係情報であって規則 で定めるもの 高齢者医療給付関係 情報であって規則で 定めるもの			
28 市長	補聴器 購入費 等助成 事務で あって 規則で 定める もの	障害者関係情報であ って規則で定めるも の 地方税関係情報であ って規則で定めるも の			
29 市長	略	略	17 市長	略	略

< 平成 2 8 年 2 月定例会 >

種 別	条 例	番 号	議案第 3 0 号	所 管	人事課
件 名	尼崎市職員の退職管理に関する条例について				
内 容					
<p>1 制定理由</p> <p>地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律(平成 2 6 年法律第 3 4 号)が制定され、営利企業等に再就職した元職員(以下「再就職者」という。)が現職職員に職務上の行為をするように、又はしないように要求、依頼すること(以下「働きかけ」という。)を規制すること等については、組織の規模等を勘案し必要に応じて各地方公共団体が条例で定めることができると規定されたことから、法改正の趣旨である退職管理の適正の確保に照らし、新たに条例を制定する。</p> <p>2 主な制定内容</p> <p>(1) 再就職者による働きかけの規制(第 2 条)</p> <p>部課長級の再就職者に対し、離職後 2 年間、現職職員への働きかけを規制する。</p> <p>(2) 任命権者等への再就職情報の届出(第 3 条)</p> <p>課長級以上の再就職者に対し、離職後 2 年間、再就職先の名称等を任命権者等に届け出ることを義務付ける。</p> <p>(3) 任命権者による報告及び公表(第 4 条)</p> <p>任命権者は、届出を受けた事項について、市長に報告するものとし、市長は、その報告を取りまとめ、公表するものとする。</p> <p>3 施行期日</p> <p>平成 2 8 年 4 月 1 日</p>					

< 平成 28 年 2 月定例会 >

種 別	条 例	番 号	議案第 3 1 号	所 管	行政管理課
件 名	尼崎市職員定数条例の一部を改正する条例について				
内 容					
1	改正理由				
	<p>事務事業の執行体制の整備等により、職員定数の変更を行うとともに、交通局を廃止し、公営事業局を設置することから、規定の整備を行う。</p> <p>また、職員が育児休業を取得しやすい環境を整備するため、育児休業から復帰した職員については、年度内に限り定数の外に置くものとする旨の規定を追加する。</p>				
2	主な改正内容				
	(1) 第 2 条第 1 項に規定する職員の定数を次の表のとおり改める。				
	部 局		改正	現行	増減
	市長の事務部局の職員 [うち、尼崎市福祉事務所の職員]		1,983 [165]	1,978 [159]	5 [6]
	交通局の職員		-	144	144
	教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校 その他の教育機関の事務部局の職員		285	296	11
	教育委員会の所管に属する学校の校長及び教員		243	253	10
	消防部局の職員 消防職員		436	425	11
	公営事業局の職員		26	-	26
	(参考)				
	その他改正を行わなかった部局		204	204	0
	条例定数の総数		3,177	3,300	123
	(2) 第 2 条第 3 項に、育児休業から復帰した職員の数、復帰の日の属する年度内に限り、職員の定数の外に置く旨の規定を加える。				
3	職員定数増減				
	123 人の主な内訳				
	市長事務部局 (+5)	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号カードの交付事務 ・生活保護業務への対応 ・(仮称)こどもの育ち支援センターの準備事務 ・公営事業局への事務移管 ・市民課窓口業務の委託 ・保育所民間移管 など 			
	交通局 (144)	<ul style="list-style-type: none"> ・交通局の廃止 			
	教育委員会事務部局 (11)	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校調理業務の見直し など 			
	教育委員会教員 (10)	<ul style="list-style-type: none"> ・市立幼稚園の廃園 など 			
	消防部局 (+11)	<ul style="list-style-type: none"> ・救急隊の増隊 など 			
	公営事業局 (+26)	<ul style="list-style-type: none"> ・公営事業局の設置 			
4	施行期日				
	平成 28 年 4 月 1 日				

尼崎市職員定数条例

改正後	現 行
<p>(定義)</p> <p>第1条 この条例において「職員」とは、<u>地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職に属する本市の職員で市長、尼崎市議会(以下「議会」という。)、尼崎市教育委員会(以下「教育委員会」という。)</u>及びその所管に属する学校その他の教育機関、<u>尼崎市選挙管理委員会(以下「選挙管理委員会」という。)、尼崎市監査委員(以下「監査委員」という。)、尼崎市公平委員会(以下「公平委員会」という。)</u>並びに<u>尼崎市農業委員会(以下「農業委員会」という。)</u>の各事務部局並びに本市の消防部局(以下「消防部局」という。)、<u>尼崎市水道局(以下「水道局」という。)</u>及び<u>尼崎市公営事業局(以下「公営事業局」という。)</u>に勤務するもの並びに<u>教育委員会の所管に属する学校の校長及び教員(これらの者のうち臨時又は非常勤の職にある者を除く。)</u>並びに<u>消防部局に勤務する尼崎市消防団員(以下「消防団員」という。)</u>をいう。</p> <p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>市長の事務部局の職員 1,983人</u> <u>うち尼崎市福祉事務所の職員 165人</u></p> <p>(2) <u>議会の事務部局の職員 18人</u></p> <p>(3) <u>教育委員会及びその所管に属する学校その他の教育機関の事務部局の職員 285人</u></p> <p>(4) <u>教育委員会の所管に属する学校の校長及び教員 243人</u></p> <p>(5) <u>選挙管理委員会の事務部局の職員 8人</u></p> <p>(6) <u>監査委員の事務部局の職員 12人</u></p> <p>(7) <u>公平委員会の事務部局の職員 1人</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第1条 この条例で「職員」とは<u>市長、水道局、交通局、議会、選挙管理委員会、監査委員、教育委員会事務部局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関、公平委員会及び農業委員会の事務部局並びに消防部局に常時(消防団員については必要の都度)勤務する地方公務員(嘱託を含み副市長、固定資産評価員及び教育長並びに臨時又は非常勤の職員を除く。)</u>並びに<u>教育委員会の所管に属する学校の校長及び教員をいう。</u></p> <p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>市長の事務部局の職員 1,978人</u> <u>うち福祉事務所の職員 159人</u></p> <p>(2) <u>水道局の職員 164人</u></p> <p>(3) <u>交通局の職員 144人</u></p> <p>(4) <u>議会の事務部局の職員 18人</u></p> <p>(5) <u>選挙管理委員会の事務部局の職員 8人</u></p> <p>(6) <u>監査委員の事務部局の職員 12人</u></p> <p>(7) <u>農業委員会の事務部局の職員 1人</u></p> <p>(8) <u>公平委員会の事務部局の職員 1人</u></p> <p>(9) <u>消防部局の職員</u> <u>消防職員 425人</u> <u>消防団員 1,000人</u></p>

<p>(8) <u>農業委員会の事務部局の職員</u> 1人</p> <p>(9) <u>消防部局の職員</u> <u>消防職員</u> 436人 <u>消防団員</u> 1,000人 <u>計</u> 1,436人</p> <p>(10) <u>水道局の職員</u> 164人</p> <p>(11) <u>公営事業局の職員</u> 26人</p> <p>2 <u>次の各号に掲げる職員は、前項各号に定める職員の定数の外に置くものとする。</u></p> <p>(1) <u>地方公務員法第28条第2項の規定により休職にされた職員</u></p> <p>(2) <u>地方公務員法第55条の2第5項の規定により休職者とされた職員</u></p> <p>(3) <u>地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定により育児休業をしている職員</u></p> <p>3 <u>前項第3号に掲げる職員がその職務に復帰した場合（その復帰した日が4月1日である場合を除く。）におけるその復帰した職員は、その復帰した日の属する年度の末日までの間は、第1項各号に定める職員の定数の外に置くものとする。</u></p> <p>4 <u>職員をその職を保有させたまま他の職（消防団員を除く。以下同じ。）に任命する場合における当該他の職の数は、第1項各号に定める職員の定数との関係では、当該他の職の属する部局における人数として算定しない。</u></p> <p>（職員の定数の配分）</p> <p>第4条 前条の規定により職員が置かれる場合の当該職員の定数の第2条第1項第1号から第3号まで及び第5号から第11号までの各部局（同項第9号の本市の消防部局にあっては、<u>消防職員に限られたものをいう。</u>）並びに同項第4号の学校（以下「各部局等」</p>	<p style="text-align: center;"><u>計</u> 1,425人</p> <p>(10) <u>教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の事務部局の職員</u> 296人</p> <p>(11) <u>教育委員会の所管に属する学校の校長及び教員</u> 253人</p> <p><u>休職又は休務中の職員は、前項に規定する定数の外に置くものとする。</u></p> <p><u>職員を、その職を保有させたまま他の職（消防団員を除く。以下同じ。）に任命する場合における当該他の職の数は、第1項に規定する定数との関係では、当該他の職の属する部局における人数として算定しない。</u></p> <p><u>任命権者は必要に応じ第1項の定数の外に臨時事業に対して臨時の職員を雇傭することができる。</u></p> <p>（職員の定数の配分）</p> <p>第4条 前条の規定により職員が置かれる場合の当該職員の定数の第2条第1項第1号から第10号までの各部局（同項第9号の消防部局にあっては、<u>消防団員が除かれたものをいう。</u>）及び同項第11号の学校（以下「各部局等」という。）に対する配分は、市長が</p>
--	---

<p>という。)に対する配分は、市長が定める。</p> <p>2 <u>第2条第1項各号に定める職員の定数及び前項の規定により市長が定めた職員の定数の各部局等内における配分は、同条第1項第1号、第9号及び第11号の各部局(同項第9号の消防部局にあっては、消防団員に限られたものをいう。)については市長が、同項第2号、第5号から第8号まで及び第10号の各部局についてはそれぞれ尼崎市議会議長、選挙管理委員会、尼崎市代表監査委員、公平委員会、農業委員会及び尼崎市水道事業管理者が、同項第3号の各部局及び同項第4号の各学校については教育委員会が、同項第9号の消防部局(消防職員に限られたものをいう。)については尼崎市消防長が定める。</u></p>	<p>定める。</p> <p><u>第2条第1項各号に定める職員の定数及び前項の規定により市長が定めた職員の定数の各部局等内における配分は、第1号については市長、第2号及び第3号については、それぞれの管理者、第4号については議長、第5号から第8号までは、それぞれ選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び公平委員会、第9号(消防団員を除く。)については消防長が、第10号及び第11号に掲げる職員の当該事務部局、学校又はその他の教育機関別の配分は、教育委員会が定める。</u></p>
---	--

< 平成 2 8 年 2 月定例会 >

種 別	条 例	番 号	議案第 3 2 号	所 管	行政管理課
件 名	尼崎市事務分掌条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>新たな行政課題への的確な対応及び時宜に応じた組織体制の構築を行うため、規定の整備を行う。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>(1) 危機管理安全局の新設</p> <p>今後起こりうる南海トラフ巨大地震や津波災害、また集中豪雨による被害など、防災や災害を含む危機管理事象に対して、よりの確に対応していく体制として、危機管理安全局を設置する。</p> <p>(2) 公営事業局の新設に伴う規定の整理</p> <p>現在、資産統括局において担っている競艇事業について、経営力の弾力化と機動化等を行うことによって更なる収益の確保を図るため、地方公営企業法の全部を適用し地方公営企業となることから、本条例から競艇事業に係る規定を削除する。</p> <p>(3) こども青少年本部事務局の新設</p> <p>子どもと青少年に係る取組みについて、近年の社会情勢の変化等により様々な諸課題が発生し、また、子ども・子育て支援新制度をはじめとする新たな法の制定や各種の法改正がなされていることから、今まで以上に子どもを主軸に置き、市長事務部局及び教育委員会との連携・調整をより強化し、子どもや青少年に係る施策を更に積極的に推進していくことを目的として、平成 2 8 年度からこども青少年本部を新たに設置することにあわせ、その事務局機能と現在のこども青少年局の機能を併せ持つ体制として、こども青少年本部事務局を設置する。</p> <p>3 施行期日</p> <p>平成 2 8 年 4 月 1 日</p>					

尼崎市事務分掌条例

改正後	現 行
<p>(部局の設置及び分掌事務)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号) 第158条第1項の規定に基づき、<u>次に掲げる部局を設け、その分掌する事務は、次のおりとする。</u></p> <p>秘書室</p> <p>(1) 秘書に関する事項</p> <p><u>危機管理安全局</u></p> <p>(1) <u>防災その他の危機管理に関する事項</u> (2) <u>消費生活に関する事項</u> (3) <u>交通安全対策に関する事項</u></p> <p>企画財政局</p> <p>(1) 議会に関する事項 (2) 広報に関する事項 (3) 国際交流に関する事項 (4) 市政の総合企画及び総合調整に関する事項 (5) 予算その他財政に関する事項 (6) 文化に関する事項 (7) 都市の魅力の創造及び発信に関する事項</p> <p>総務局</p> <p>(1) 法制その他市の行政一般に関する事項 (<u>削る</u>) (2) 職員の人事、給与、厚生福利及び研修に関する事項 (3) 行政管理に関する事項 (4) 情報及び統計に関する事項 (<u>削る</u>) (<u>削る</u>) (5) 他の部局の主管に属しない事項</p> <p>資産統括局</p> <p>(1) 公有財産に関する事項 (<u>削る</u>) (2) 契約及び検査に関する事項 (3) 市税に関する事項 (<u>削る</u>)</p>	<p>(部局の設置及び事務分掌)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号) 第158条第1項の規定に基づき、<u>市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の局及び室を設ける。</u></p> <p>秘書室</p> <p>(1) 秘書に関する事項</p> <p>企画財政局</p> <p>(1) 議会に関する事項 (2) 広報に関する事項 (3) 国際交流に関する事項 (4) 市政の総合企画及び総合調整に関する事項 (5) 予算その他財政に関する事項 (6) 文化に関する事項 (7) 都市の魅力の創造及び発信に関する事項</p> <p>総務局</p> <p>(1) 法制その他市の行政一般に関する事項 (2) <u>防災に関する事項</u> (3) 職員の人事、給与、厚生福利及び研修に関する事項 (4) 行政管理に関する事項 (5) 情報及び統計に関する事項 (6) <u>消費生活に関する事項</u> (7) <u>交通安全対策に関する事項</u> (8) 他の局の主管に属しない事項</p> <p>資産統括局</p> <p>(1) 公有財産に関する事項 (2) <u>用地に関する事項</u> (3) 契約及び検査に関する事項 (4) 市税に関する事項 (5) <u>収益事業に関する事項</u></p>

<p>市民協働局</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 協働のまちづくりに関する事項 (2) 男女共同参画に関する事項 (3) 広聴に関する事項 (4) 人権啓発等及び国際化に関する事項 (5) 支所に関する事項 (6) 戸籍、住民基本台帳等に関する事項 (7) 社会保険等に関する事項 <p>健康福祉局</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 保健衛生に関する事項 (2) 社会福祉に関する事項 (3) 介護保険に関する事項 <p><u>こども青少年本部事務局</u></p> <ol style="list-style-type: none"> (1) <u>子どもの育成支援に関する事項</u> (2) <u>青少年の育成支援に関する事項</u> <p>経済環境局</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 産業経済に関する事項 (2) 労働に関する事項 (3) 公害及び環境に関する事項 (4) 廃棄物の処理その他都市の美化及び清潔の保特に関する事項 <p>都市整備局</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 都市計画に関する事項 (2) 建築に関する事項 (3) <u>用地に関する事項</u> (4) <u>道路及び橋りょうに関する事項</u> (5) <u>河川及び港湾に関する事項</u> (6) <u>公園及び緑地に関する事項</u> (7) <u>下水道に関する事項</u> (8) <u>都市の再開発に関する事項</u> (9) <u>土地区画整理に関する事項</u> (10) <u>住宅に関する事項</u> <p>(細則)</p> <p>第 2 条 前条に掲げる部局の内部の部局(事業所を含む。)の事務分掌は、市長が定める。</p> <p>(臨時又は特別の組織)</p> <p>第 3 条 臨時又は特別の事務事業に関しては、</p>	<p>市民協働局</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 協働のまちづくりに関する事項 (2) 男女共同参画に関する事項 (3) 広聴に関する事項 (4) 人権啓発等及び国際化に関する事項 (5) 支所に関する事項 (6) 戸籍、住民基本台帳等に関する事項 (7) 社会保険等に関する事項 <p>健康福祉局</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 保健衛生に関する事項 (2) 社会福祉に関する事項 (3) 介護保険に関する事項 <p><u>こども青少年局</u></p> <ol style="list-style-type: none"> (1) <u>次世代育成支援に関する事項</u> (2) <u>青少年の育成等に関する事項</u> <p>経済環境局</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 産業経済に関する事項 (2) 労働に関する事項 (3) 公害及び環境に関する事項 (4) 廃棄物の処理その他都市の美化及び清潔の保特に関する事項 <p>都市整備局</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 都市計画に関する事項 (2) 建築に関する事項 (3) <u>道路及び橋りょうに関する事項</u> (4) <u>河川及び港湾に関する事項</u> (5) <u>公園及び緑地に関する事項</u> (6) <u>下水道に関する事項</u> (7) <u>都市の再開発に関する事項</u> (8) <u>土地区画整理に関する事項</u> (9) <u>住宅に関する事項</u> <p>(細則)</p> <p>第 2 条 前条の規定による局及び室の内部の事務分掌及び事業所の事務分掌は、市長が定める。</p> <p>(臨時又は特別の組織)</p> <p>第 3 条 臨時又は特別の事務事業に関しては、</p>
---	---

<p>市長は、第1条の規定にかかわらず、必要な事務分掌の定めを設けることができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第4条 この<u>条例に定めるもののほか</u>、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>市長は、第1条の規定にかかわらず、必要な事務分掌の定めを設けることができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第4条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</p>
---	--

< 平成 2 8 年 2 月定例会 >

種 別	条例	番 号	議案第 3 3 号	所 管	行政管理課
件 名	尼崎市市税条例等の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「新法」という。)の制定により、異議申立てと審査請求との手続が新たな審査請求に一元化されること、審理員の設置と審理員による審理手続の主宰、付属機関としての第三者機関による審査請求に対する調査審議の実施などの事務を本市において行うべきこととされたことから、関係する条例の規定の整備を行う。</p> <p>2 改正の対象となる条例</p> <p>(1) 尼崎市市税条例</p> <p>(2) 尼崎市消防団員等公務災害補償条例</p> <p>(3) 尼崎市情報公開条例</p> <p>(4) 尼崎市個人情報保護条例</p> <p>(5) 尼崎市情報公開・個人情報保護審査委員会条例</p> <p>3 主な改正内容</p> <p>(1) 審査手続の一元化に対応するための改正</p> <p>現行の異議申立てと審査請求との手続が新たな審査請求に一元化されることに伴い、文言の改正を行う。</p> <p>(2) 尼崎市情報公開・個人情報保護審査委員会の権限を整備するための改正</p> <p>情報公開又は個人情報保護に係る審査請求に対する調査審議については、その専門性を活用するために、尼崎市情報公開・個人情報保護審査委員会を新法第81条第1項に規定する地方公共団体に置かれる付属機関とするための改正を行う。</p> <p>3 施行期日</p> <p>平成28年4月1日</p>					

尼崎市市税条例

改正後	現 行
<p>(審査の申出)</p> <p>第57条 固定資産税の納税義務者が審査の申出をするときは、法第411条第2項の規定による公示の日から納税通知書の交付を受けた日後<u>3月を経過する日</u>まで若しくは法第419条第3項の規定による公示の日から同日後<u>3月を経過する日</u>(法第420条の規定による<u>更正</u>に基づく納税通知書の交付を受けた者にあつては、当該納税通知書の交付を受けた日後<u>3月を経過する日</u>)までの間において、又は法第417条第1項の規定による通知を受けた日から<u>3月以内</u>に、審査申出書正副各1通を審査委員会に提出しなければならない。ただし、当該固定資産のうち法第411条第3項の規定によって土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとみなされる土地又は家屋については、<u>法第349条第2項第1号に掲げる事情</u>があるため第40条第2項ただし書、第3項ただし書又は第5項ただし書の規定の適用を受けるべきものであることを申し立てる場合を除いては、審査の申出をすることができない。</p> <p>2 <u>法第432条第2項において読み替えて準用する行政不服審査法(平成26年法律第68号)第19条第2項の条例で定める事項は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>法第417条第1項の規定による通知を受けた場合は、当該通知を受けた年月日</u></p> <p>(2) <u>口頭で意見を述べることを求める場合は、その旨</u></p> <p>3 <u>法第432条第1項の規定により審査の申出をする者が、法人その他の社団若しくは財団(以下この節において「法人等」という。)であるとき、総代を互選したとき又は代理人によって審査の申出をするときは、第1項の</u></p>	<p>(審査の申出)</p> <p>第57条 固定資産税の納税義務者が審査の申出をするときは、法第411条第2項の規定による公示の日から納税通知書の交付を受けた日後<u>60日</u>まで若しくは法第419条第3項の規定による公示の日から同日後<u>60日</u>(法第420条の<u>更正</u>に基づく納税通知書の交付を受けた者にあつては、当該納税通知書の交付を受けた日後<u>60日</u>)までの間において、又は法第417条第1項の通知を受けた日から<u>60日以内</u>に、審査申出書正副各1通を審査委員会に提出しなければならない。ただし、当該固定資産のうち法第411条第3項の規定によって土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとみなされる土地又は家屋については、<u>地目の変換、家屋の改築若しくは損壊その他これらに類する特別の事情</u>があるため第40条第2項ただし書、第3項ただし書又は第5項ただし書の規定の適用を受けるべきものであることを申し立てる場合を除いては、審査の申出をすることができない。</p> <p>2 <u>審査申出書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>審査申出人の住所及び氏名又は名称</u></p> <p>(2) <u>法第417条第1項の通知を受けたときは、その受けた年月日</u></p> <p>(3) <u>審査の申出の趣旨及び理由</u></p> <p>(4) <u>口頭で意見を述べることを求める場合においては、その旨</u></p> <p>(5) <u>審査の申出の年月日</u></p> <p>3 <u>審査申出人が、法人その他の社団、若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって審査の申出をするときは、審査申出書には、前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代</u></p>

<p><u>審査申出書</u>（以下「<u>審査申出書</u>」という。）には、その代表者若しくは管理人、<u>当該総代又は代理人の資格を証明する書面を添付しなければならない。</u></p> <p>4 <u>審査申出書には、法第432条第1項の規定により審査の申出をする者（法人等であるときはその代表者又は管理人、総代を互選したときは当該総代、代理人によって審査の申出をするときは当該代理人）が押印しなければならない。</u></p> <p>5 <u>審査申出書は、土地、家屋又は償却資産別に作成しなければならない。</u></p> <p>6 <u>法第432条第1項の規定により審査の申出をした者（以下「<u>審査申出人</u>」という。）は、審査申出書（添付書類を含む。）の記載事項に変更があったときは、直ちに、当該変更に係る事項を、<u>審査委員会に書面により届け出なければならない。</u></u></p> <p>（審査の決定に関する記録の作成保存等）</p> <p>第58条 <u>審査委員会は、審査に付した事件の件名、議事表決の数、決定の要領その他の事項を記載した議事及び決定に関する記録を次の要領によって作成しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>審査申出人（総代を互選したときは当該総代を、代理人によって審査の申出をしたときは当該代理人を含む。）の住所又は居所及び氏名（法人等にあつては、主たる事務所の所在地、名称並びにその代表者又は管理人の住所又は居所及び氏名）</u></p> <p>(2)～(10) 略</p> <p>2 <u>審査委員会は、前項の記録を明確に整理して、5年間保存しなければならない。</u></p>	<p>理人の住所及び氏名を記載し、その資格を証明する書面を添付しなければならない。</p> <p>4 <u>審査申出書には、<u>審査申出人（審査申出人が法人その他の社団又は財団であるときは代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によって審査の申出をするときは代理人）が押印しなければならない。</u></u></p> <p>5 <u>審査申出書は、土地、家屋又は償却資産別に作成しなければならない。</u></p> <p>6 <u>審査申出人は、審査申出書（添付書類を含む。）の提出後、その記載事項に変更を生じたときは、直ちに、当該変更に係る事項を書面で<u>審査委員会に届け出なければならない。</u></u></p> <p>（審査の決定に関する記録の作成保存等）</p> <p>第58条 <u>審査委員会は審査に付した事件の件名、議事表決の数、決定の要領その他の事項を記載した議事及び決定に関する記録を次の要領によって作成しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>審査申出人の住所及び氏名又は名称</u></p> <p>(2)～(10) 略</p> <p>2 <u>審査委員会は、法第433条第3項の規定によって提出させた資料又は前項の審査に関する書類を明確に整理して、5年間保存しなければならない。</u></p>
---	--

尼崎市消防団員等公務災害補償条例

改正後	現 行
<p>(<u>審査請求</u>)</p> <p>第 2 5 条 消防団員等の死亡、負傷又は疾病が公務による<u>ものであるかどうか又は</u>消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力したことによるものであるかどうかの認定、療養の方法、損害補償の金額の決定その他損害補償の実施について<u>不服</u>がある者は、市長に対して<u>審査請求</u>をすることができる。</p>	<p>(<u>異議申立て</u>)</p> <p>第 2 5 条 <u>本市の行う</u>消防団員等の死亡、負傷又は疾病が公務による、<u>又は</u>消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力したことによるものであるかどうかの認定、療養の方法、損害補償の金額の決定その他損害補償の実施について<u>不服</u>のある者は、市長に対して、<u>異議申立て</u>をすることができる。</p>

尼崎市情報公開条例

改正後	現 行
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条 - 第4条）</p> <p>第2章 公文書の開示（第5条 - 第17条）</p> <p>第3章 <u>審査請求</u>（第18条 - 第20条）</p> <p>第4章 情報公開の総合的な推進（第21条 - 第25条）</p> <p>第5章 雑則（第26条 - 第29条）</p> <p>付則</p> <p>（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）</p> <p>第15条 開示請求に係る公文書に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人、土地開発公社及び開示請求者以外の者（以下この条、<u>第19条第1項第2号及び第20条各号</u>において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、規則で定めるところにより、当該開示請求に係る公文書の表示その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。</p> <p>2 実施機関は、次のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、<u>当該号の第三者</u>に対し、規則で定めるところにより、開示請求に係る公文書の表示その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が<u>その情報が記録されている公文書の開示に反対の意思を表示した意見書</u>（以下「<u>反対意見書</u>」という。）を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければなら</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条 - 第4条）</p> <p>第2章 公文書の開示（第5条 - 第17条）</p> <p>第3章 <u>不服申立て</u>（第18条 - 第20条）</p> <p>第4章 情報公開の総合的な推進（第21条 - 第25条）</p> <p>第5章 雑則（第26条 - 第29条）</p> <p>付則</p> <p>（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）</p> <p>第15条 開示請求に係る公文書に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人、土地開発公社及び開示請求者以外の者（以下この条、<u>第19条及び第20条</u>において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、規則で定めるところにより、当該開示請求に係る公文書の表示その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。</p> <p>2 実施機関は、次のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、<u>当該第三者</u>に対し、規則で定めるところにより、開示請求に係る公文書の表示その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が<u>当該公文書の開示に反対の意思を表示した意見書</u>を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、当該開示決定</p>

い。この場合において、実施機関は、当該開示決定後直ちに、当該反対意見書を提出した第三者に対し、当該開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

第3章 審査請求

第18条 削除

(審査請求があった旨等の通知)

第19条 開示決定等をした実施機関は、当該開示決定等について審査請求を受けた場合において行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「法」という。)第24条の規定により当該審査請求を却下しないとき(当該実施機関が審査庁(法第9条第1項に規定する審査庁をいう。以下同じ。)でないときは、当該開示決定等について法第29条第1項本文の規定により審査請求書(法第19条第1項の規定により提出された審査請求書をいう。)又は審査請求録取書(法第21条第2項に規定する審査請求録取書をいう。)の写しの送付を受けたとき)は、次に掲げる者に対し、当

後直ちに、当該意見書(第18条及び第19条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

第3章 不服申立て

(審査委員会への諮問)

第18条 開示決定等について行政不服審査法

(昭和37年法律第160号)による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき実施機関は、次のいずれかに該当する場合を除き、尼崎市情報公開・個人情報保護審査委員会に諮問しなければならない。

- (1) 不服申立てが明らかに不適法であり、却下するとき。
- (2) 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等(開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第20条において同じ。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る公文書の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

(諮問をした旨の通知)

第19条 前条の規定により諮問をした実施機関は、次の各号に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

該開示決定等について審査請求があった旨を通知しなければならない。

(削る)

- (1) 開示請求者(開示請求者が審査請求人又は参加人(法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。))である場合を除く。)
- (2) 当該審査請求に係る公文書の開示について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

2 前項の規定は、開示決定等をした実施機関が当該開示決定等に係る審査請求について尼崎市情報公開・個人情報保護審査委員会(以下「審査委員会」という。)に諮問した場合(当該実施機関が審査庁でないときは、当該審査請求について審査委員会に諮問した旨の通知を受けた場合)について準用する。

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第20条 第15条第3項の規定は、開示決定等をした実施機関が当該開示決定等に係る審査請求に対して次のいずれかに該当する裁決をするとき(当該実施機関が審査庁でないときは、当該裁決に係る法第50条第1項に規定する裁決書の謄本の送付を受けたとき)について準用する。この場合において、第15条第3項中「開示決定の日」とあるのは「審査請求に対する裁決をする日(当該実施機関が審査庁(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項に規定する審査庁をいう。以下この項において同じ。))でないときは、当該裁決に係る同法第50条第1項に規定する裁決書の謄本(以下「裁決謄本」という。)の送付を受けた日。(以下「裁決日等」という。))と、「開示決定後」とあるのは「裁決日等以後」と、「開示決定をした旨及びその」とあるのは「裁決をした旨(当該実施機関が

(1) 不服申立人及び参加人

(2) 開示請求者(開示請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)

(3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続等)

第20条 第15条第3項の規定は、次のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。

<p><u>審査庁でないときは、当該裁決謄本の送付を受けた旨）及び当該裁決の」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(1) <u>開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決</u></p> <p>(2) <u>審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る公文書を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該公文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）</u></p>	<p>(1) <u>開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定</u></p> <p>(2) <u>不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る公文書を開示する旨の裁決又は決定（第三者である参加人が当該公文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）</u></p>
---	--

尼崎市個人情報保護条例

改正後	現 行
<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条・第2条)</p> <p>第2章 実施機関における個人情報の取扱い (第3条 - 第11条)</p> <p>第3章 開示、訂正及び利用停止</p> <p>第1節 開示(第12条 - 第24条)</p> <p>第2節 訂正(第25条 - 第32条)</p> <p>第3節 利用停止(第33条 - 第38条)</p> <p>第4節 審査請求(第39条 - 第41条)</p> <p>第4章 事業者が取り扱う個人情報の保護 (第42条 - 第47条)</p> <p>第5章 雑則(第48条 - 第53条)</p> <p>第6章 罰則(第54条 - 第57条)</p> <p>付則 (第三者に対する意見書提出の機会の付与等)</p> <p>第22条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人、土地開発公社及び開示請求者以外の者(以下この条、<u>第40条第1項第2号及び第41条各号</u>において「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、規則で定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。</p> <p>2 実施機関は、次のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、<u>当該号の第三者に対し</u>、規則で定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>3 実施機関は、前2項の規定により意見書の</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条・第2条)</p> <p>第2章 実施機関における個人情報の取扱い (第3条 - 第11条)</p> <p>第3章 開示、訂正及び利用停止</p> <p>第1節 開示(第12条 - 第24条)</p> <p>第2節 訂正(第25条 - 第32条)</p> <p>第3節 利用停止(第33条 - 第38条)</p> <p>第4節 <u>不服申立て</u>(第39条 - 第41条)</p> <p>第4章 事業者が取り扱う個人情報の保護 (第42条 - 第47条)</p> <p>第5章 雑則(第48条 - 第53条)</p> <p>第6章 罰則(第54条 - 第57条)</p> <p>付則 (第三者に対する意見書提出の機会の付与等)</p> <p>第22条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人、土地開発公社及び開示請求者以外の者(以下この条、<u>第40条及び第41条</u>において「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、規則で定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。</p> <p>2 実施機関は、次のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、<u>当該第三者に対し</u>、規則で定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>3 実施機関は、前2項の規定により意見書の</p>

提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、当該開示決定後直ちに、当該反対意見書を提出した第三者に対し、当該開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

第4節 審査請求

第39条 削除

提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、当該開示決定後直ちに、当該意見書（第39条及び第40条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

第4節 不服申立て

（審査委員会への諮問）

第39条 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審査委員会に諮問しなければならない。

- (1) 不服申立てが明らかに不適法であり、却下するとき。
- (2) 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第41条において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る保有個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。
- (3) 裁決又は決定で、不服申立てに係る訂正決定等（訂正請求の全部を容認して訂正をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る訂正請求の全部を容認して訂正をすることとするとき。
- (4) 裁決又は決定で、不服申立てに係る利用停止決定等（利用停止請求の全部を容認して利用停止をする旨の決定を除く。）を取り

<p>(審査請求があった旨等の通知)</p> <p>第40条 <u>開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等(以下「開示等処分」という。)</u>をした実施機関は、<u>当該開示等処分について審査請求を受けた場合において行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「法」という。)</u>第24条の規定により当該審査請求を却下しないとき(当該実施機関が審査庁(法第9条第1項に規定する審査庁をいう。以下同じ。)でないときは、<u>当該開示等処分について法第29条第1項本文の規定により審査請求書(法第19条第1項の規定により提出された審査請求書をいう。)</u>又は<u>審査請求録取書(法第21条第2項に規定する審査請求録取書をいう。)</u>の写しの送付を受けたとき)は、次に掲げる者に対し、<u>当該開示等処分について審査請求があった旨</u>を通知しなければならない。</p> <p>(削る)</p> <p>(1) <u>開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者(これらの者が審査請求人又は参加人(法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。))である場合を除く。)</u></p> <p>(2) <u>当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)</u></p> <p>2 <u>前項の規定は、開示等処分をした実施機関が当該開示等処分に係る審査請求について審査委員会に諮問した場合(当該実施機関が審査庁でないときは、当該審査請求について審査委員会に諮問した旨の通知を受けた場合)について準用する。</u></p> <p>(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)</p>	<p><u>消し、又は変更し、当該不服申立てに係る利用停止請求の全部を容認して利用停止をすることとするとき。</u></p> <p>(諮問をした旨の通知)</p> <p>第40条 <u>前条の規定により諮問をした実施機関は、次の各号に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>不服申立人及び参加人</u></p> <p>(2) <u>開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者(これらの者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)</u></p> <p>(3) <u>当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)</u></p> <p>(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続等)</p>
--	---

第41条 第22条第3項の規定は、開示等処分をした実施機関が当該開示等処分に係る審査請求に対して次のいずれかに該当する裁決をするとき（当該実施機関が審査庁でないときは、当該裁決に係る法第50条第1項に規定する裁決書の謄本の送付を受けたとき）について準用する。この場合において、第22条第3項中「開示決定の日」とあるのは「審査請求に対する裁決をする日（当該実施機関が審査庁（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項に規定する審査庁をいう。以下この項において同じ。）でないときは、当該裁決に係る同法第50条第1項に規定する裁決書の謄本（以下「裁決謄本」という。）の送付を受けた日。（以下「裁決日等」という。））」と、「開示決定後」とあるのは「裁決日等以後」と、「開示決定をした旨及びその」とあるのは「裁決をした旨（当該実施機関が審査庁でないときは、当該裁決謄本の送付を受けた旨）及び当該裁決の」と読み替えるものとする。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第41条 第22条第3項の規定は、次のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定
- (2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る保有個人情報を開示する旨の裁決又は決定（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

尼崎市情報公開・個人情報保護審査委員会条例

改正後	現 行
<p>(この条例の趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、尼崎市情報公開・個人情報保護審査委員会(以下「審査委員会」という。)の設置、組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務を処理させるため、市長その他の執行機関の附属機関として、審査委員会を置く。</p> <p>(1) <u>行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により同法第81条第1項に規定する機関の権限に属させられた事項(次に掲げる条例に基づく処分又はその不作為についての審査請求に係るものに限る。)を処理すること。</u></p> <p>ア <u>尼崎市情報公開条例(平成16年尼崎市条例第47号。以下「情報公開条例」という。)</u></p> <p>イ <u>尼崎市個人情報保護条例(平成16年尼崎市条例第48号。以下「個人情報保護条例」という。)</u></p> <p>(削る)</p> <p>(2) 個人情報保護条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。</p> <p>(3) 特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第7条第4項の規定により同項に規定する合議制の機関の権限に属させられた事項を処理すること。</p> <p>2 略</p> <p>(委員)</p>	<p>(この条例の趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、尼崎市情報公開・個人情報保護審査委員会(以下「審査委員会」という。)の設置及び組織並びに調査審議の<u>手続等</u>について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務を処理させるため、審査委員会を置く。</p> <p>(1) <u>尼崎市情報公開条例(平成16年尼崎市条例第47号。以下「情報公開条例」という。)第18条の規定による諮問に応じ、不服申立てについて調査審議すること。</u></p> <p>(2) <u>尼崎市個人情報保護条例(平成16年尼崎市条例第48号。以下「個人情報保護条例」という。)第39条の規定による諮問に応じ、不服申立てについて調査審議すること。</u></p> <p>(3) <u>前号に掲げるもののほか、個人情報保護条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。</u></p> <p>(4) 特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第7条第4項の規定により同項に規定する合議制の機関の権限に属させられた事項を処理すること。</p> <p>2 略</p> <p>(委員)</p>

<p>第4条 1～3 略</p> <p><u>4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任の委員が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。</u></p> <p><u>5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</u></p> <p>(会議)</p> <p>第7条 審査委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。</p> <p>2 審査委員会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。</p> <p><u>3 委員は、自己の利害に係る議事に参与することができない。</u></p> <p>(削る)</p>	<p>第4条 1～3 略</p> <p>4 委員は、<u>その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</u></p> <p>(会議)</p> <p>第7条 審査委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。</p> <p>2 審査委員会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。</p> <p>(審査委員会の調査権限)</p> <p><u>第9条 審査委員会(前条第1項の規定により部会が置かれたときは、部会。以下この条から第11条までにおいて同じ。)は、必要があると認めるときは、情報公開条例第18条及び個人情報保護条例第39条の規定により諮問した実施機関(以下「諮問庁」という。)に対し、開示決定等(情報公開条例第12条第1項又は個人情報保護条例第19条第1項に規定する開示決定等をいう。以下同じ。)に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査委員会に対し、その提示された公文書の開示を求められない。</u></p> <p><u>2 諮問庁は、審査委員会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。</u></p> <p><u>3 審査委員会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、開示決定等に係る公文書に記載されている情報の内容を審査委員会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査委員会に提出するよう求めることができる。</u></p>
--	---

	<p>4 <u>第1項及び前項に定めるもののほか、審査委員会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問庁（以下「不服申立人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。</u></p>
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>(意見の陳述等)</u> <u>第10条 審査委員会は、不服申立人等から申立てがあつたときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与え、又は意見書若しくは資料の提出を認めることができる。</u></p> <p>2 <u>審査委員会は、前項の規定により不服申立人等から意見書又は資料が提出された場合には、不服申立人等（当該意見書又は資料を提出したものを除く。）にその旨を通知するものとする。</u></p>
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>(提出意見書等の閲覧等)</u> <u>第11条 不服申立人等は、審査委員会に対し、審査委員会に提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付（以下この条において「閲覧等」という。）を求めることができる。この場合において、審査委員会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧等を拒むことができない。</u></p> <p>2 <u>審査委員会は、閲覧等を実施する日時及び場所を指定することができる。</u></p>
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>(答申書の送付等)</u> <u>第12条 審査委員会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。</u></p>
<p><u>(意見の聴取等)</u> <u>第9条 審査委員会及び部会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。</u></p>	<p><u>(意見の聴取等)</u> <u>第13条 審査委員会及び部会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。</u></p>

<p>(委任)</p> <p><u>第10条</u> この条例に定めるもののほか、審査委員会の運営について必要な事項は、規則で定める。</p> <p>(罰則)</p> <p><u>第11条</u> 第4条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。</p>	<p>(委任)</p> <p><u>第14条</u> この条例に定めるもののほか、審査委員会の運営について必要な事項は、規則で定める。</p> <p>(罰則)</p> <p><u>第15条</u> 第4条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。</p>
--	--

< 平成 2 8 年 2 月定例会 >

種 別	条 例	番 号	議案第 3 4 号	所 管	情報活用・公開担当
件 名	尼崎市行政不服審査会条例について				
内 容					
<p>1 制定理由</p> <p>行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号。以下「法」という。）の制定により、法第 8 1 条第 1 項の規定に基づき本市の行政不服審査制度を実施するにあたり、第三者機関として審査庁の判断の妥当性を調査審議する必要があることから、地方自治法第 1 3 8 条の 4 第 3 項の規定による付属機関として、尼崎市行政不服審査会を設置するため、条例を制定する。</p> <p>2 主な制定内容</p> <p>(1) この条例の趣旨（第 1 条）</p> <p>審査会の所掌事務について定めるほか、組織及び運営に関して必要な事項を定める。</p> <p>(2) 所掌事務（第 2 条）</p> <p>法第 8 1 条第 1 項に規定する機関の権限に属させられた事項(尼崎市情報公開条例及び尼崎市個人情報保護条例の規定に基づく処分に係るものを除く。) を処理する。</p> <p>(3) 組織、任期（第 3 条、第 4 条）</p> <p>ア 審査会は、委員 3 人以内で組織する。</p> <p>イ 委員は、所掌事務に関し、公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>ウ 特別の事項を調査審議させるため、必要があるときは、審査会に臨時委員を置くことができる。</p> <p>エ 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任することを妨げない。</p> <p>(4) 秘密保持義務（第 9 条）</p> <p>委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</p> <p>(5) 罰則（第 1 1 条）</p> <p>秘密保持義務に違反して秘密を漏らした者は、1 年以下の懲役又は 5 0 0 , 0 0 0 円以下の罰金に処する。</p> <p>3 施行期日</p> <p>平成 2 8 年 4 月 1 日</p>					

< 平成 2 8 年 2 月定例会 >

種 別	条 例	番 号	議案第 3 5 号	所 管	総務局企画管理課
件 名	尼崎市行政不服審査等関係事務手数料条例について				
内 容					
1	<p>制定理由</p> <p>行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号。以下「法」という。）が制定され、行政不服審査制度における審理手続において証拠書類等の謄写が可能となること等に伴い、当該手続に対する手数料を徴収する必要性が生じることから、手数料の額及び減免等について規定するため、条例を制定する。</p>				
2	<p>主な制定内容</p> <p>(1) 趣旨（第 1 条）</p> <p>当該手数料は、地方自治法第 2 2 7 条の規定により徴収する不服申立てに係る事務手数料として規定する。</p> <p>(2) 手数料を徴収する事務及び手数料の額（第 2 条）</p> <p>ア 手数料を徴収する事務</p> <p>ア 法に基づく審理手続及び行政不服審査会等において提出される書類及び電磁的記録の写しの交付に係る事務</p> <p>イ 手数料の額</p> <p>用紙 1 枚（片面）につき 【白黒】 1 0 円 【カラー】 2 0 円</p> <p>(3) 手数料の徴収時期及び不還付（第 3 条及び第 4 条）</p> <p>手数料の徴収時期は上記(2)アの事務の請求があった際とし、既納の手数料は還付しないことを規定する。</p> <p>(4) 手数料の減免（第 5 条）</p> <p>減免の対象者は生活保護法第 1 1 条第 1 項各号に掲げる扶助を受けている者とし、その額は 1 件につき 2 , 0 0 0 円を限度とする。</p>				
3	<p>施行期日</p> <p>平成 2 8 年 4 月 1 日</p>				

< 平成 2 8 年 2 月定例会 >

種 別	条 例	番 号	議案第 3 6 号	所 管	給与課
件 名	尼崎市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について				
内 容					
1 改正理由 国会議員の期末手当の支給月数が年間 3 . 1 5 月分 (現行 3 . 1 月分) に改定されることから、同様に市議会議員の期末手当の支給月数を改定する。					
2 改正内容 期末手当の支給月数					
		6 月期	1 2 月期	合計	
現行		1 . 4 7 5 月	1 . 6 2 5 月	3 . 1 0 0 月	
改定後	平成 2 7 年度	1 . 4 7 5 月	1 . 6 7 5 月	3 . 1 5 0 月	
	平成 2 8 年度以降	1 . 5 0 0 月	1 . 6 5 0 月	3 . 1 5 0 月	
3 施行期日 公布の日。 ただし、平成 2 8 年度以降の期末手当の支給月数に係る改正については平成 2 8 年 4 月 1 日とし、平成 2 7 年度の期末手当の支給月数に係る改正については平成 2 7 年 1 2 月 1 日から適用する。					

尼崎市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（第1条関係）

改正後	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第 5 条 略</p> <p>2 前項の期末手当の額は、それぞれの基準日（同項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日）現在において同項に規定する者が受けるべき議員報酬月額と当該議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額との合計額に、基準日のうち、6月1日に係る期末手当にあつては100分の147.5、12月1日に係る期末手当にあつては<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、それぞれの基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)~(4) 略</p> <p>3・4 略</p> <p>付 則</p> <p>7 尼崎市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例（平成26年尼崎市条例第14号）の施行の日から平成29年6月26日までの間に限り、第5条第2項の規定の適用については、同項中「100分の147.5」とあるのは「100分の147.5を乗じて得た額に100分の95」と、「<u>100分の167.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に100分の95」とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第 5 条 略</p> <p>2 前項の期末手当の額は、それぞれの基準日（同項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日）現在において同項に規定する者が受けるべき議員報酬月額と当該議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額との合計額に、基準日のうち、6月1日に係る期末手当にあつては100分の147.5、12月1日に係る期末手当にあつては<u>100分の162.5</u>を乗じて得た額に、それぞれの基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)~(4) 略</p> <p>3・4 略</p> <p>付 則</p> <p>7 尼崎市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例（平成26年尼崎市条例第14号）の施行の日から平成29年6月26日までの間に限り、第5条第2項の規定の適用については、同項中「100分の147.5」とあるのは「100分の147.5を乗じて得た額に100分の95」と、「<u>100分の162.5</u>」とあるのは「<u>100分の162.5</u>を乗じて得た額に100分の95」とする。</p>

尼崎市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（第2条関係）

改正後	現 行（第1条改正後）
<p>（期末手当）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の期末手当の額は、それぞれの基準日（同項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日）現在において同項に規定する者が受けるべき議員報酬月額と当該議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額との合計額に、基準日のうち、6月1日に係る期末手当にあつては<u>100分の150</u>、12月1日に係る期末手当にあつては<u>100分の165</u>を乗じて得た額に、それぞれの基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)~(4) 略</p> <p>3・4 略</p> <p>付 則</p> <p>7 尼崎市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例（平成26年尼崎市条例第14号）の施行の日から平成29年6月26日までの間に限り、第5条第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の150</u>」とあるのは「<u>100分の150</u>を乗じて得た額に100分の95」と、「<u>100分の165</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>を乗じて得た額に100分の95」とする。</p>	<p>（期末手当）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の期末手当の額は、それぞれの基準日（同項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日）現在において同項に規定する者が受けるべき議員報酬月額と当該議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額との合計額に、基準日のうち、6月1日に係る期末手当にあつては<u>100分の147.5</u>、12月1日に係る期末手当にあつては<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、それぞれの基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)~(4) 略</p> <p>3・4 略</p> <p>付 則</p> <p>7 尼崎市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例（平成26年尼崎市条例第14号）の施行の日から平成29年6月26日までの間に限り、第5条第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の147.5</u>」とあるのは「<u>100分の147.5</u>を乗じて得た額に100分の95」と、「<u>100分の167.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に100分の95」とする。</p>

< 平成 2 8 年 2 月定例会 >

種 別	条 例	番 号	議案第 3 7 号	所 管	給与課
件 名	尼崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について				
内 容					
1 改正理由					
<p>国の特別職の期末手当の支給月数が年間 3 . 1 5 月分 (現行 3 . 1 月分) に改定されることから、同様に市長及び副市長の期末手当の支給月数を改定する。</p> <p>また、引き続き厳しい現下の財政状況を勘案し、平成 2 8 年度より 2 年間、市長及び副市長の給料月額及び期末手当について、一定割合を減じることとする。</p>					
2 改正内容					
(1) 期末手当の支給月数					
		6 月期	1 2 月期	合計	
現行		1 . 4 7 5 月	1 . 6 2 5 月	3 . 1 0 0 月	
改定後	平成 2 7 年度	1 . 4 7 5 月	1 . 6 7 5 月	3 . 1 5 0 月	
	平成 2 8 年度以降	1 . 5 0 0 月	1 . 6 5 0 月	3 . 1 5 0 月	
(2) 平成 2 8 年度から平成 2 9 年度の給与削減措置					
ア 給料					
	削減率	削減前	削減後	削減額	
市長	10%	1,177,000 円	1,059,300 円	117,700 円	
副市長	10%	942,000 円	847,800 円	94,200 円	
イ 期末手当					
	削減率	削減前 (3.15 月分)	削減後	削減額	
市長	25%	5,375,947 円	4,031,958 円	1,343,989 円	
副市長	20%	4,302,585 円	3,442,068 円	860,517 円	
3 施行期日					
公布の日。					
<p>ただし、平成 2 8 年度以降の期末手当の支給月数に係る改正及び給与削減措置については平成 2 8 年 4 月 1 日とし、平成 2 7 年度の期末手当の支給月数に係る改正については平成 2 7 年 1 2 月 1 日から適用する。</p>					

尼崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（第1条関係）

改正後	現 行
<p>(その他の給与)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の期末手当の額は、それぞれの基準日（特別職の職員が基準日前1月以内に任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した場合は、これらの事実があった日）現在において特別職の職員が受けるべき給料月額と当該給料月額に100分の45を乗じて得た額との合計額に、基準日のうち、6月1日に係る期末手当にあつては100分の147.5、12月1日に係る期末手当にあつては<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、それぞれの基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)~(4) 略</p> <p>3 略</p>	<p>(その他の給与)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の期末手当の額は、それぞれの基準日（特別職の職員が基準日前1月以内に任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した場合は、これらの事実があった日）現在において特別職の職員が受けるべき給料月額と当該給料月額に100分の45を乗じて得た額との合計額に、基準日のうち、6月1日に係る期末手当にあつては100分の147.5、12月1日に係る期末手当にあつては<u>100分の162.5</u>を乗じて得た額に、それぞれの基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)~(4) 略</p> <p>3 略</p>

尼崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（第2条関係）

改正後	現 行（第1条改正後）
<p>（その他の給与）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の期末手当の額は、それぞれの基準日（特別職の職員が基準日前1月以内に任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した場合は、これらの事実があった日）現在において特別職の職員が受けるべき給料月額と当該給料月額に100分の45を乗じて得た額との合計額に、基準日のうち、6月1日に係る期末手当にあっては<u>100分の150</u>、12月1日に係る期末手当にあっては<u>100分の165</u>を乗じて得た額に、それぞれの基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)~(4) 略</p> <p>3 略</p> <p>付 則</p> <p><u>17 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に限り、市長及び副市長に係る別表の規定の適用については、同表中「1,177,000円」とあるのは「1,177,000円に100分の90を乗じて得た金額」と、「942,000円」とあるのは「942,000円に100分の90を乗じて得た金額」とする。ただし、市長及び副市長の退職手当に関する条例第4条第1項の規定を適用する場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>18~20 略</u></p> <p>21 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に限り、市長及び副市長に支給する第3条第2項の規定による期末手当の額の算定に係る付則第17項の規定の適用については、同項中「<u>1,177,000円に100分の90</u>」とあるのは「<u>1,177,000円に100分の75</u>」と、「<u>942,000円に100分の90</u>」とあるのは「<u>94</u></p>	<p>（その他の給与）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の期末手当の額は、それぞれの基準日（特別職の職員が基準日前1月以内に任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した場合は、これらの事実があった日）現在において特別職の職員が受けるべき給料月額と当該給料月額に100分の45を乗じて得た額との合計額に、基準日のうち、6月1日に係る期末手当にあっては<u>100分の147.5</u>、12月1日に係る期末手当にあっては<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、それぞれの基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)~(4) 略</p> <p>3 略</p> <p><u>17~19 略</u></p>

2,000円に100分の80」とする。

< 平成 2 8 年 2 月定例会 >

種 別	条 例	番 号	議案第 3 8 号	所 管	給与課
件 名	尼崎市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び旅費に関する条例及び尼崎市監査委員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について				
内 容					
1 改正理由					
引き続き厳しい現下の財政状況を勘案し、平成 2 8 年度より 2 年間、教育長及び常勤監査委員の給料月額及び期末手当について、一定割合を減じることとする。					
2 改正内容					
(1) 給料					
	削減率	削減前	削減後	削減額	
教育長	5 %	805,000 円	764,750 円	40,250 円	
常勤監査委員	5 %	658,000 円	625,100 円	32,900 円	
(2) 期末手当					
	削減率	削減前 (3.15 月)	削減後	削減額	
教育長	10%	3,676,837 円	3,309,153 円	367,684 円	
常勤監査委員	10%	3,005,415 円	2,704,872 円	300,543 円	
3 施行期日					
平成 2 8 年 4 月 1 日					

尼崎市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び旅費に関する条例

改正後	現 行
<p>附 則</p> <p><u>6 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に限り、第2条第1項の規定の適用については、同項中「805,000円」とあるのは、「805,000円に100分の95を乗じて得た金額」とする。ただし、第4条第2項の規定を適用する場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>7～9 略</u></p> <p><u>10 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に限り、教育長に支給する期末手当の額の算定に係る附則第6項の規定の適用については、同項中「100分の95」とあるのは、「100分の90」とする。</u></p>	<p><u>6～8 略</u></p>

尼崎市監査委員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例

改正後	現 行
<p>付 則</p> <p><u>5 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に限り、第2条第1項の規定の適用については、同項中「658,000円」とあるのは、「658,000円に100分の95を乗じて得た金額」とする。ただし、第4条第2項の規定を適用する場合は、この限りでない。</u></p> <p>6～8 略</p> <p><u>9 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に限り、常勤の監査委員に支給する期末手当の額の算定に係る付則第5項の規定の適用については、同項中「100分の95」とあるのは、「100分の90」とする。</u></p>	<p>5～7 略</p>

<平成28年2月定例会>

種別	条例	番号	議案第39号	所管	給与課																			
件名	尼崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について																							
内 容																								
<p>1 改正理由</p> <p>平成27年度の人事院勧告にて示された官民較差是正のための給与改定及び平成26年度の人事院勧告にて示された給与制度の総合的見直しについて、国家公務員の改定内容を基本とした改定を行う。</p> <p>また、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第34号）の制定に伴い、職務給の原則の考え方をより具体的に規定する観点から条例で等級別基準職務表を規定することが義務付けられたことによる改正、及び行政不服審査法の全部改正に伴う所要の整備を行う。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>(1) 官民較差是正のための給与改定</p> <p>ア 行政職給料表について、国家公務員の行政職俸給表(一)に準じた改定を行う。</p> <p>その他、医療職給料表については国家公務員の医療職俸給表(一)と同様の改定、消防職給料表及び任期付職給料表については行政職給料表に準じた改定、教育職給料表(一)及び教育職給料表(二)については兵庫県の教育職に適用される給料表に準じた改定を行う。</p> <p>イ 勤勉手当の支給月数を年間0.1月分（再任用職員にあっては0.05月分）引き上げる。</p> <p><定年前職員の勤勉手当の支給月数></p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>6月期</th> <th>12月期</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">現行</td> <td>0.75月</td> <td>0.75月</td> <td>1.50月</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">改定後</td> <td>平成27年度</td> <td>0.75月</td> <td>0.85月</td> <td>1.60月</td> </tr> <tr> <td>平成28年度以降</td> <td>0.80月</td> <td>0.80月</td> <td>1.60月</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 医療職給料表適用者に対して支給する初任給調整手当について、その上限額を250,400円（現行249,800円）に改める。</p> <p>(2) 給与制度の総合的見直し</p> <p>ア 行政職給料表について、国家公務員の行政職俸給表(一)に準じた改定を行う。</p> <p>その他、消防職給料表については行政職給料表に準じた改定、教育職給料表(一)及び教育職給料表(二)については兵庫県の教育職に適用される給料表に準じた改定を行う。</p> <p>なお、給料表の見直しに伴い、新たな給料月額が平成28年3月31日に現に</p>								6月期	12月期	合計	現行		0.75月	0.75月	1.50月	改定後	平成27年度	0.75月	0.85月	1.60月	平成28年度以降	0.80月	0.80月	1.60月
		6月期	12月期	合計																				
現行		0.75月	0.75月	1.50月																				
改定後	平成27年度	0.75月	0.85月	1.60月																				
	平成28年度以降	0.80月	0.80月	1.60月																				

受けていた給料の月額に達しない職員については、平成30年3月31日までの間、その差額に相当する額を支給する経過措置を実施する。

イ 行政職給料表及び消防職給料表適用者の5級以上で55歳を超える職員の給料に係る1.5%減額措置を廃止する。

ウ 平成19年度の給与構造改革に係る経過措置（現給保障措置）を廃止する。

エ 管理職員特別勤務手当について、平日深夜の勤務を支給対象に加える。

オ 医療職給料表適用者に係る地域手当について、15%から16%への段階的な引上げを行う。

(3) 地方公務員法改正に伴う規定整備

条例規定が義務付けられた等級別基準職務表について定める他、所要の文言整備を行う。

3 施行期日

(1) 官民較差是正のための給与改定

公布日。

ただし、平成28年度以降の勤勉手当の支給月数に係る改正については平成28年4月1日とし、給料表及び初任給調整手当の改正については平成27年4月1日、平成27年度の勤勉手当の支給月数に係る改正については平成27年12月1日から適用する。

(2) 給与制度の総合的見直し及び地方公務員法改正に伴う規定整備

平成28年4月1日。

ただし、平成29年度以降の医療職給料表適用者の地域手当に係る改正については平成29年4月1日。

尼崎市職員の給与に関する条例（第1条関係）

改正後

（期末手当及び勤勉手当）

第21条 1～5 略

6 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、次に掲げる職員に支給される勤勉手当の総額は、当該号に定める額を超えてはならない。

(1) 第1項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の85を乗じて得た額の総額

(2) 第1項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の40を乗じて得た額の総額

7・8 略

（初任給調整手当）

第21条の5 医療職給料表の適用を受ける職員には、月額250,400円を超えない範囲内において、勤続期間に応じて市規則で定める額の初任給調整手当を支給する。

2 前項に規定するもののほか、初任給調整手当の支給について必要な事項は、市規則で定める。付 則

35 平成22年12月1日から平成28年3月31日までの間に限り、職員（行政職給料表又は消防職給料表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）でその職務の級が5級以上であるもののうち、その号給がその職務の級における最低の号給以外の号給である者に限る。以下この項において「特定職員」という。）に支給される給料で、特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後に支給されるものの月額は、第4条又は第6条から第9条までの規定を適用して決定された給料月額に100分の98.5を乗じて得た額（その額が当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に満たない場合は、当該給料月額）とする。ただし、尼崎市職員退職手当支給条例第2条から第4条の3まで、第5条から第5条の3まで及び第5条の5の規定を適用する場合は、この限りでない。

37 平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間に限り、行政職給料表又は消防職給料表の適用を受ける職員に支給される給料の月額は、第4条、第6条から第9条まで又は付則第35項の規定を適用して決定された給料月額（平成19年改正条例付則第6項から付則第8項までの規定により給料として支給される額を含む。次項において「給料月額」という。）に100分の97（行政職給料表又は消防職給料表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。以下この項において「行政職員等」という。）でその属する職務の級が1級又は2級であるものにあつては100分の98、行政職員等でその属する職務の級が6級又は7級であるものにあつては100分の96、行政職員等でその属する職務の級が8級であるものにあつては100分の95）を乗じて得た額とする。ただし、第11条第2項、第12条の2第2項、第18条第2項並びに第21条第4項、第5項及び第7項並びに尼崎市職員退職手当支給条例第2条から第4条の3まで、第5条から第5条の3まで及び第5条の5の規定を適用する場合は、この限りでない。

39 行政職給料表又は消防職給料表の適用を受ける再任用職員で昭和28年4月1日以前に生まれたものに対する別表第1又は別表第3の規定の適用については、行政職給料表の適用を受ける再任用職員にあつては別表第1再任用職員の項中「258,700」とあるのは「237,100」と、「278,900」とあるのは「279,000」と、「320,200」とあるのは「314,600」と、「362,700」とあるのは「343,800」と、「396,500」とあるのは「375,700」と、「448,600」とあるのは「423,800」と、消防職給料表の適用を受ける再任用職員にあつては別表第3再任用職員の項中「258,

現 行

(期末手当及び勤勉手当)

第 2 1 条 1 ~ 5 略

6 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、次に掲げる職員に支給される勤勉手当の総額は、当該号に定める額を超えてはならない。

- (1) 第 1 項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に 1 0 0 分の 7 5 を乗じて得た額の総額
- (2) 第 1 項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に 1 0 0 分の 3 5 を乗じて得た額の総額

7・8 略

(初任給調整手当)

第 2 1 条の 5 医療職給料表の適用を受ける職員には、月額 2 4 9 , 8 0 0 円 を超えない範囲内において、勤続期間に応じて市規則で定める額の初任給調整手当を支給する。

2 前項に定めるもののほか、初任給調整手当の支給について必要な事項は、市規則で定める。

付 則

3 5 当分の間、職員(行政職給料表又は消防職給料表の適用を受ける職員(再任用職員を除く。) でその職務の級が 5 級以上であるもののうち、その号給がその職務の級における最低の号給以外の号給である者に限る。以下この項において「特定職員」という。) に支給される給料で、特定職員が 5 5 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日(特定職員以外の者が 5 5 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日) 以後に支給されるものの月額は、第 4 条又は第 6 条から第 9 条までの規定を適用して決定された給料月額に 1 0 0 分の 9 8 . 5 を乗じて得た額(その額が当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に満たない場合は、当該給料月額) とする。ただし、尼崎市職員退職手当支給条例第 2 条から第 4 条の 3 まで、第 5 条から第 5 条の 3 まで及び第 5 条の 5 の規定を適用する場合は、この限りでない。

3 7 平成 2 5 年 4 月 1 日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日までの間に限り、行政職給料表又は消防職給料表の適用を受ける職員に支給される給料の月額は、第 4 条、第 6 条から第 9 条まで又は付則第 3 3 項の規定を適用して決定された給料月額(平成 1 9 年改正条例付則第 6 項から付則第 8 項までの規定により給料として支給される額を含む。次項において「給料月額」という。) に 1 0 0 分の 9 7 (行政職給料表又は消防職給料表の適用を受ける職員(再任用職員を除く。以下この項において「行政職員等」という。) でその属する職務の級が 1 級又は 2 級であるものにあつては 1 0 0 分の 9 8、行政職員等でその属する職務の級が 6 級又は 7 級であるものにあつては 1 0 0 分の 9 6、行政職員等でその属する職務の級が 8 級であるものにあつては 1 0 0 分の 9 5) を乗じて得た額とする。ただし、第 1 1 条第 2 項、第 1 2 条の 2 第 2 項、第 1 8 条第 2 項並びに第 2 1 条第 4 項、第 5 項及び第 7 項並びに尼崎市職員退職手当支給条例第 2 条から第 4 条の 3 まで、第 5 条から第 5 条の 3 まで及び第 5 条の 5 の規定を適用する場合は、この限りでない。

3 9 行政職給料表又は消防職給料表の適用を受ける再任用職員で昭和 2 8 年 4 月 1 日以前に生まれたものに対する別表第 1 又は別表第 3 の規定の適用については、行政職給料表の適用を受ける再任用職員にあっては別表第 1 再任用職員の項中「 2 5 7 , 6 0 0 」とあるのは「 2 3 6 , 1 0 0 」と、「 2 7 7 , 8 0 0 」とあるのは「 2 7 7 , 9 0 0 」と、「 3 1 9 , 1 0 0 」とあるのは「 3 1 3 , 5 0 0 」と、「 3 6 1 , 6 0 0 」とあるのは「 3 4 2 , 7 0 0 」と、「 3 9 5 , 4 0 0 」とあるのは「 3 7 4 , 6 0 0 」と、「 4 4 7 , 5 0 0 」とあるのは「 4 2 2 , 7 0 0 」と、消防職給料表の適用を受ける再任用職員にあっては別表第 3 再任用職員の項中「 2 5 7 ,

700」とあるのは「244,700」と、「278,900」とあるのは「279,000」
と、「320,200」とあるのは「314,600」と、「362,700」とあるのは「343,800」とする。

- 61 再任用短時間勤務職員で昭和28年4月1日以前に生まれたものに対する第21条第3項及び第6項の規定の適用については、同条第3項中「100分の65」及び「100分の80」とあるのは「100分の14」と、同条第6項第2号中「100分の40」とあるのは「100分の13.5」とする。

600」とあるのは「243,700」と、「277,800」とあるのは「277,900」
と、「319,100」とあるのは「313,500」と、「361,600」とあるのは「342,700」とする。

- 61 再任用短時間勤務職員で昭和28年4月1日以前に生まれたものに対する第21条第3項及び第6項の規定の適用については、同条第3項中「100分の65」及び「100分の80」とあるのは「100分の14」と、同条第6項第2号中「100分の35」とあるのは「100分の8.5」とする。

別表第 1

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号給	給料月額							
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	<u>140,400</u>	<u>174,800</u>	<u>210,500</u>	<u>214,100</u>	<u>288,900</u>	<u>312,700</u>	<u>349,400</u>	<u>388,900</u>
	2	<u>141,500</u>	<u>176,300</u>	<u>212,400</u>	<u>216,000</u>	<u>291,000</u>	<u>315,400</u>	<u>352,200</u>	<u>391,900</u>
	3	<u>142,600</u>	<u>177,900</u>	<u>214,300</u>	<u>217,900</u>	<u>293,100</u>	<u>318,100</u>	<u>355,000</u>	<u>394,900</u>
	4	<u>143,700</u>	<u>179,500</u>	<u>216,200</u>	<u>219,800</u>	<u>295,200</u>	<u>320,800</u>	<u>357,800</u>	<u>397,900</u>
	5	<u>144,900</u>	<u>181,100</u>	<u>218,100</u>	<u>221,700</u>	<u>297,300</u>	<u>323,500</u>	<u>360,600</u>	<u>400,900</u>
	6	<u>146,100</u>	<u>182,800</u>	<u>220,000</u>	<u>223,600</u>	<u>299,500</u>	<u>326,200</u>	<u>363,400</u>	<u>403,900</u>
	7	<u>147,200</u>	<u>184,600</u>	<u>221,900</u>	<u>225,500</u>	<u>301,700</u>	<u>328,900</u>	<u>366,200</u>	<u>406,900</u>
	8	<u>148,300</u>	<u>186,400</u>	<u>223,800</u>	<u>227,400</u>	<u>303,900</u>	<u>331,600</u>	<u>369,000</u>	<u>409,900</u>
	9	<u>149,500</u>	<u>188,200</u>	<u>225,700</u>	<u>229,300</u>	<u>306,100</u>	<u>334,300</u>	<u>371,800</u>	<u>412,900</u>
	10	<u>150,800</u>	<u>190,000</u>	<u>227,600</u>	<u>231,200</u>	<u>308,400</u>	<u>337,000</u>	<u>374,600</u>	<u>415,900</u>
	11	<u>152,100</u>	<u>191,800</u>	<u>229,500</u>	<u>233,100</u>	<u>310,700</u>	<u>339,700</u>	<u>377,400</u>	<u>418,900</u>
	12	<u>153,400</u>	<u>193,600</u>	<u>231,400</u>	<u>235,000</u>	<u>313,000</u>	<u>342,400</u>	<u>380,200</u>	<u>421,900</u>
	13	<u>154,700</u>	<u>195,400</u>	<u>233,200</u>	<u>236,900</u>	<u>315,300</u>	<u>345,100</u>	<u>383,000</u>	<u>424,900</u>
	14	<u>156,700</u>	<u>197,100</u>	<u>235,000</u>	<u>238,900</u>	<u>317,600</u>	<u>347,800</u>	<u>385,800</u>	<u>427,900</u>
	15	<u>158,700</u>	<u>198,900</u>	<u>236,800</u>	<u>240,900</u>	<u>319,900</u>	<u>350,500</u>	<u>388,600</u>	<u>430,900</u>
	16	<u>160,700</u>	<u>200,700</u>	<u>238,500</u>	<u>242,900</u>	<u>322,200</u>	<u>353,200</u>	<u>391,400</u>	<u>433,900</u>
	17	<u>162,700</u>	<u>202,500</u>	<u>240,200</u>	<u>244,900</u>	<u>324,500</u>	<u>355,900</u>	<u>394,200</u>	<u>436,900</u>
	18	<u>164,800</u>	<u>204,300</u>	<u>241,800</u>	<u>246,900</u>	<u>326,800</u>	<u>358,600</u>	<u>397,000</u>	<u>439,900</u>
	19	<u>166,800</u>	<u>206,100</u>	<u>243,700</u>	<u>248,900</u>	<u>329,100</u>	<u>361,300</u>	<u>399,800</u>	<u>442,700</u>
	20	<u>168,900</u>	<u>207,900</u>	<u>245,400</u>	<u>250,900</u>	<u>331,400</u>	<u>364,000</u>	<u>402,600</u>	<u>445,500</u>
	21	<u>171,000</u>	<u>209,700</u>	<u>247,300</u>	<u>252,900</u>	<u>333,600</u>	<u>366,700</u>	<u>405,400</u>	<u>448,300</u>
	22	<u>173,100</u>	<u>211,500</u>	<u>249,100</u>	<u>255,000</u>	<u>335,800</u>	<u>369,400</u>	<u>408,200</u>	<u>451,200</u>
	23	<u>175,200</u>	<u>213,300</u>	<u>251,000</u>	<u>257,100</u>	<u>338,100</u>	<u>372,200</u>	<u>411,000</u>	<u>454,100</u>
	24	<u>177,300</u>	<u>215,100</u>	<u>252,900</u>	<u>259,200</u>	<u>340,400</u>	<u>374,900</u>	<u>413,800</u>	<u>457,000</u>
	25	<u>179,400</u>	<u>217,000</u>	<u>254,700</u>	<u>261,300</u>	<u>342,700</u>	<u>377,400</u>	<u>416,600</u>	<u>459,900</u>
	26	<u>181,200</u>	<u>218,900</u>	<u>256,600</u>	<u>263,400</u>	<u>345,000</u>	<u>380,100</u>	<u>419,400</u>	<u>462,900</u>
	27	<u>182,900</u>	<u>220,700</u>	<u>258,500</u>	<u>265,500</u>	<u>347,300</u>	<u>382,800</u>	<u>422,100</u>	<u>466,000</u>
	28	<u>184,600</u>	<u>222,500</u>	<u>260,500</u>	<u>267,600</u>	<u>349,600</u>	<u>385,500</u>	<u>424,800</u>	<u>469,100</u>
	29	<u>186,300</u>	<u>224,300</u>	<u>262,500</u>	<u>269,600</u>	<u>351,900</u>	<u>388,300</u>	<u>427,500</u>	<u>472,400</u>
	30	<u>188,000</u>	<u>226,000</u>	<u>264,400</u>	<u>271,700</u>	<u>354,100</u>	<u>390,900</u>	<u>430,400</u>	<u>475,700</u>
	31	<u>189,700</u>	<u>227,700</u>	<u>266,300</u>	<u>273,700</u>	<u>356,400</u>	<u>393,600</u>	<u>432,900</u>	<u>478,900</u>
	32	<u>191,400</u>	<u>229,300</u>	<u>268,100</u>	<u>275,700</u>	<u>358,400</u>	<u>396,300</u>	<u>435,500</u>	<u>482,200</u>
	33	<u>193,000</u>	<u>231,000</u>	<u>270,100</u>	<u>277,800</u>	<u>360,700</u>	<u>399,000</u>	<u>438,100</u>	<u>485,500</u>
	34	<u>194,600</u>	<u>232,600</u>	<u>272,100</u>	<u>279,900</u>	<u>362,800</u>	<u>401,500</u>	<u>440,500</u>	<u>488,800</u>
	35	<u>196,100</u>	<u>234,100</u>	<u>274,000</u>	<u>282,000</u>	<u>365,000</u>	<u>404,000</u>	<u>442,900</u>	<u>492,000</u>
	36	<u>197,700</u>	<u>235,700</u>	<u>275,900</u>	<u>284,100</u>	<u>367,100</u>	<u>406,600</u>	<u>445,300</u>	<u>495,300</u>
	37	<u>199,200</u>	<u>237,200</u>	<u>277,900</u>	<u>286,300</u>	<u>369,300</u>	<u>409,200</u>	<u>447,700</u>	<u>498,600</u>
	38	<u>200,600</u>	<u>238,800</u>	<u>279,900</u>	<u>288,500</u>	<u>371,400</u>	<u>411,300</u>	<u>450,100</u>	<u>501,800</u>
	39	<u>202,000</u>	<u>240,400</u>	<u>281,900</u>	<u>290,700</u>	<u>373,600</u>	<u>413,400</u>	<u>452,600</u>	<u>504,900</u>
	40	<u>203,400</u>	<u>241,900</u>	<u>283,900</u>	<u>292,900</u>	<u>375,800</u>	<u>415,500</u>	<u>455,000</u>	<u>508,100</u>
41	<u>204,800</u>	<u>243,400</u>	<u>285,900</u>	<u>295,100</u>	<u>378,000</u>	<u>417,600</u>	<u>457,400</u>	<u>511,400</u>	

別表第1

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額							
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	<u>137,900</u>	<u>172,300</u>	<u>208,000</u>	<u>212,500</u>	<u>287,700</u>	<u>311,500</u>	<u>348,300</u>	<u>387,800</u>
	2	<u>139,000</u>	<u>173,800</u>	<u>209,900</u>	<u>214,400</u>	<u>289,800</u>	<u>314,200</u>	<u>351,100</u>	<u>390,800</u>
	3	<u>140,100</u>	<u>175,400</u>	<u>211,800</u>	<u>216,300</u>	<u>291,900</u>	<u>316,900</u>	<u>353,900</u>	<u>393,800</u>
	4	<u>141,200</u>	<u>177,000</u>	<u>213,700</u>	<u>218,200</u>	<u>294,000</u>	<u>319,600</u>	<u>356,700</u>	<u>396,800</u>
	5	<u>142,400</u>	<u>178,600</u>	<u>215,600</u>	<u>220,100</u>	<u>296,100</u>	<u>322,300</u>	<u>359,500</u>	<u>399,800</u>
	6	<u>143,600</u>	<u>180,300</u>	<u>217,500</u>	<u>222,000</u>	<u>298,300</u>	<u>325,000</u>	<u>362,300</u>	<u>402,800</u>
	7	<u>144,700</u>	<u>182,100</u>	<u>219,400</u>	<u>223,900</u>	<u>300,500</u>	<u>327,700</u>	<u>365,100</u>	<u>405,800</u>
	8	<u>145,800</u>	<u>183,900</u>	<u>221,300</u>	<u>225,800</u>	<u>302,700</u>	<u>330,400</u>	<u>367,900</u>	<u>408,800</u>
	9	<u>147,000</u>	<u>185,700</u>	<u>223,200</u>	<u>227,700</u>	<u>304,900</u>	<u>333,100</u>	<u>370,700</u>	<u>411,800</u>
	10	<u>148,300</u>	<u>187,500</u>	<u>225,100</u>	<u>229,600</u>	<u>307,200</u>	<u>335,800</u>	<u>373,500</u>	<u>414,800</u>
	11	<u>149,600</u>	<u>189,300</u>	<u>227,000</u>	<u>231,500</u>	<u>309,500</u>	<u>338,500</u>	<u>376,300</u>	<u>417,800</u>
	12	<u>150,900</u>	<u>191,100</u>	<u>228,900</u>	<u>233,400</u>	<u>311,800</u>	<u>341,200</u>	<u>379,100</u>	<u>420,800</u>
	13	<u>152,200</u>	<u>192,900</u>	<u>230,700</u>	<u>235,300</u>	<u>314,100</u>	<u>343,900</u>	<u>381,900</u>	<u>423,800</u>
	14	<u>154,200</u>	<u>194,600</u>	<u>232,500</u>	<u>237,300</u>	<u>316,400</u>	<u>346,600</u>	<u>384,700</u>	<u>426,800</u>
	15	<u>156,200</u>	<u>196,400</u>	<u>234,300</u>	<u>239,300</u>	<u>318,700</u>	<u>349,300</u>	<u>387,500</u>	<u>429,800</u>
	16	<u>158,200</u>	<u>198,200</u>	<u>236,100</u>	<u>241,300</u>	<u>321,000</u>	<u>352,000</u>	<u>390,300</u>	<u>432,800</u>
	17	<u>160,200</u>	<u>200,000</u>	<u>237,800</u>	<u>243,300</u>	<u>323,300</u>	<u>354,700</u>	<u>393,100</u>	<u>435,800</u>
	18	<u>162,300</u>	<u>201,800</u>	<u>239,500</u>	<u>245,300</u>	<u>325,600</u>	<u>357,400</u>	<u>395,900</u>	<u>438,800</u>
	19	<u>164,300</u>	<u>203,600</u>	<u>241,400</u>	<u>247,300</u>	<u>327,900</u>	<u>360,100</u>	<u>398,700</u>	<u>441,600</u>
	20	<u>166,400</u>	<u>205,400</u>	<u>243,200</u>	<u>249,300</u>	<u>330,200</u>	<u>362,800</u>	<u>401,500</u>	<u>444,400</u>
	21	<u>168,500</u>	<u>207,200</u>	<u>245,100</u>	<u>251,300</u>	<u>332,400</u>	<u>365,500</u>	<u>404,300</u>	<u>447,200</u>
	22	<u>170,600</u>	<u>209,000</u>	<u>247,000</u>	<u>253,400</u>	<u>334,600</u>	<u>368,200</u>	<u>407,100</u>	<u>450,100</u>
	23	<u>172,700</u>	<u>210,800</u>	<u>249,000</u>	<u>255,500</u>	<u>336,900</u>	<u>371,000</u>	<u>409,900</u>	<u>453,000</u>
	24	<u>174,800</u>	<u>212,600</u>	<u>250,900</u>	<u>257,600</u>	<u>339,200</u>	<u>373,800</u>	<u>412,700</u>	<u>455,900</u>
	25	<u>176,900</u>	<u>214,500</u>	<u>252,800</u>	<u>259,700</u>	<u>341,500</u>	<u>376,300</u>	<u>415,500</u>	<u>458,800</u>
	26	<u>178,700</u>	<u>216,400</u>	<u>254,800</u>	<u>261,800</u>	<u>343,800</u>	<u>379,000</u>	<u>418,300</u>	<u>461,800</u>
	27	<u>180,400</u>	<u>218,200</u>	<u>256,700</u>	<u>263,900</u>	<u>346,100</u>	<u>381,700</u>	<u>421,000</u>	<u>464,900</u>
	28	<u>182,100</u>	<u>220,000</u>	<u>258,800</u>	<u>266,000</u>	<u>348,400</u>	<u>384,400</u>	<u>423,700</u>	<u>468,000</u>
	29	<u>183,800</u>	<u>221,800</u>	<u>260,900</u>	<u>268,000</u>	<u>350,700</u>	<u>387,200</u>	<u>426,400</u>	<u>471,300</u>
	30	<u>185,500</u>	<u>223,500</u>	<u>262,800</u>	<u>270,100</u>	<u>352,900</u>	<u>389,800</u>	<u>429,300</u>	<u>474,600</u>
	31	<u>187,200</u>	<u>225,200</u>	<u>264,800</u>	<u>272,200</u>	<u>355,200</u>	<u>392,500</u>	<u>431,800</u>	<u>477,800</u>
	32	<u>188,900</u>	<u>226,800</u>	<u>266,700</u>	<u>274,300</u>	<u>357,300</u>	<u>395,200</u>	<u>434,400</u>	<u>481,100</u>
	33	<u>190,500</u>	<u>228,500</u>	<u>268,700</u>	<u>276,400</u>	<u>359,600</u>	<u>397,900</u>	<u>437,000</u>	<u>484,400</u>
	34	<u>192,100</u>	<u>230,200</u>	<u>270,700</u>	<u>278,500</u>	<u>361,700</u>	<u>400,400</u>	<u>439,400</u>	<u>487,700</u>
	35	<u>193,600</u>	<u>231,700</u>	<u>272,700</u>	<u>280,700</u>	<u>363,900</u>	<u>402,900</u>	<u>441,800</u>	<u>490,900</u>
	36	<u>195,200</u>	<u>233,400</u>	<u>274,700</u>	<u>282,900</u>	<u>366,000</u>	<u>405,500</u>	<u>444,200</u>	<u>494,200</u>
	37	<u>196,700</u>	<u>234,900</u>	<u>276,700</u>	<u>285,100</u>	<u>368,200</u>	<u>408,100</u>	<u>446,600</u>	<u>497,500</u>
	38	<u>198,100</u>	<u>236,600</u>	<u>278,700</u>	<u>287,300</u>	<u>370,300</u>	<u>410,200</u>	<u>449,000</u>	<u>500,700</u>
	39	<u>199,500</u>	<u>238,200</u>	<u>280,700</u>	<u>289,500</u>	<u>372,500</u>	<u>412,300</u>	<u>451,500</u>	<u>503,800</u>
	40	<u>200,900</u>	<u>239,800</u>	<u>282,700</u>	<u>291,700</u>	<u>374,700</u>	<u>414,400</u>	<u>453,900</u>	<u>507,000</u>
41	<u>202,300</u>	<u>241,400</u>	<u>284,700</u>	<u>293,900</u>	<u>376,900</u>	<u>416,500</u>	<u>456,300</u>	<u>510,300</u>	

42	<u>206,200</u>	<u>245,000</u>	<u>287,700</u>	<u>297,300</u>	<u>380,100</u>	<u>419,500</u>	<u>459,400</u>	<u>513,800</u>
43	<u>207,600</u>	<u>246,500</u>	<u>289,600</u>	<u>299,500</u>	<u>382,200</u>	<u>421,500</u>	<u>461,400</u>	<u>516,100</u>
44	<u>208,900</u>	<u>247,800</u>	<u>291,500</u>	<u>301,700</u>	<u>384,100</u>	<u>423,500</u>	<u>463,300</u>	<u>518,400</u>
45	<u>210,200</u>	<u>249,400</u>	<u>293,400</u>	<u>303,900</u>	<u>385,900</u>	<u>425,500</u>	<u>465,200</u>	<u>520,800</u>
46	<u>211,500</u>	<u>250,800</u>	<u>295,300</u>	<u>306,000</u>	<u>387,600</u>	<u>427,500</u>	<u>466,800</u>	<u>522,700</u>
47	<u>212,800</u>	<u>252,400</u>	<u>297,200</u>	<u>308,200</u>	<u>389,300</u>	<u>429,500</u>	<u>468,500</u>	<u>524,700</u>
48	<u>214,100</u>	<u>253,900</u>	<u>299,100</u>	<u>310,400</u>	<u>391,000</u>	<u>431,600</u>	<u>470,200</u>	<u>526,700</u>
49	<u>215,300</u>	<u>255,400</u>	<u>301,000</u>	<u>312,600</u>	<u>392,600</u>	<u>433,600</u>	<u>471,900</u>	<u>528,600</u>
50	<u>216,500</u>	<u>257,000</u>	<u>302,800</u>	<u>314,800</u>	<u>394,100</u>	<u>435,300</u>	<u>473,700</u>	<u>530,400</u>
51	<u>217,700</u>	<u>258,700</u>	<u>304,600</u>	<u>317,000</u>	<u>395,700</u>	<u>436,900</u>	<u>475,400</u>	<u>532,100</u>
52	<u>218,700</u>	<u>260,300</u>	<u>306,400</u>	<u>319,200</u>	<u>397,300</u>	<u>438,400</u>	<u>476,900</u>	<u>533,700</u>
53	<u>219,600</u>	<u>261,800</u>	<u>308,200</u>	<u>321,400</u>	<u>398,900</u>	<u>439,900</u>	<u>478,600</u>	<u>535,400</u>
54	<u>220,600</u>	<u>263,200</u>	<u>309,800</u>	<u>323,400</u>	<u>400,300</u>	<u>441,000</u>	<u>480,400</u>	<u>536,700</u>
55	<u>221,600</u>	<u>264,700</u>	<u>311,500</u>	<u>325,500</u>	<u>401,700</u>	<u>442,100</u>	<u>482,200</u>	<u>538,100</u>
56	<u>222,500</u>	<u>266,200</u>	<u>313,100</u>	<u>327,600</u>	<u>403,100</u>	<u>443,200</u>	<u>483,800</u>	<u>539,400</u>
57	<u>223,400</u>	<u>267,700</u>	<u>314,800</u>	<u>329,700</u>	<u>404,500</u>	<u>444,300</u>	<u>485,600</u>	<u>540,800</u>
58	<u>224,300</u>	<u>269,100</u>	<u>316,300</u>	<u>331,600</u>	<u>405,600</u>	<u>445,300</u>	<u>487,400</u>	<u>542,100</u>
59	<u>225,300</u>	<u>270,500</u>	<u>317,800</u>	<u>333,600</u>	<u>406,700</u>	<u>446,200</u>	<u>489,100</u>	<u>543,400</u>
60	<u>226,100</u>	<u>271,800</u>	<u>319,300</u>	<u>335,700</u>	<u>407,700</u>	<u>447,200</u>	<u>490,900</u>	<u>544,700</u>
61	<u>226,900</u>	<u>273,200</u>	<u>320,700</u>	<u>337,800</u>	<u>408,600</u>	<u>448,100</u>	<u>492,700</u>	<u>546,000</u>
62	<u>227,900</u>	<u>274,400</u>	<u>321,700</u>	<u>339,800</u>	<u>409,400</u>	<u>448,900</u>	<u>494,500</u>	<u>547,200</u>
63	<u>228,700</u>	<u>275,600</u>	<u>322,800</u>	<u>341,900</u>	<u>410,300</u>	<u>449,900</u>	<u>496,300</u>	<u>548,400</u>
64	<u>229,400</u>	<u>276,800</u>	<u>323,800</u>	<u>343,900</u>	<u>411,000</u>	<u>450,700</u>	<u>498,100</u>	<u>549,600</u>
65	<u>230,300</u>	<u>278,000</u>	<u>324,900</u>	<u>346,000</u>	<u>411,800</u>	<u>451,600</u>	<u>499,600</u>	<u>550,600</u>
66	<u>231,100</u>	<u>279,200</u>	<u>325,800</u>	<u>348,000</u>	<u>412,500</u>	<u>452,600</u>	<u>501,200</u>	<u>551,700</u>
67	<u>231,900</u>	<u>280,400</u>	<u>326,700</u>	<u>350,000</u>	<u>413,300</u>	<u>453,400</u>	<u>502,800</u>	<u>552,800</u>
68	<u>232,800</u>	<u>281,600</u>	<u>327,600</u>	<u>352,000</u>	<u>414,100</u>	<u>454,300</u>	<u>504,400</u>	<u>553,900</u>
69	<u>233,500</u>	<u>282,600</u>	<u>328,500</u>	<u>354,000</u>	<u>414,800</u>	<u>455,200</u>	<u>506,000</u>	<u>554,900</u>
70	<u>234,000</u>	<u>283,500</u>	<u>329,300</u>	<u>355,900</u>	<u>415,600</u>	<u>456,200</u>	<u>507,200</u>	
71	<u>234,600</u>	<u>284,400</u>	<u>330,000</u>	<u>357,700</u>	<u>416,300</u>	<u>457,100</u>	<u>508,400</u>	
72	<u>235,200</u>	<u>285,200</u>	<u>330,700</u>	<u>359,500</u>	<u>416,900</u>	<u>457,900</u>	<u>509,600</u>	
73	<u>235,700</u>	<u>285,900</u>	<u>331,300</u>	<u>361,300</u>	<u>417,500</u>	<u>458,600</u>	<u>510,800</u>	
74	<u>236,200</u>	<u>286,600</u>	<u>331,900</u>	<u>362,800</u>	<u>418,200</u>	<u>459,600</u>	<u>511,800</u>	
75	<u>236,800</u>	<u>287,300</u>	<u>332,500</u>	<u>364,200</u>	<u>419,000</u>	<u>460,500</u>	<u>512,800</u>	
76	<u>237,400</u>	<u>288,000</u>	<u>333,100</u>	<u>365,700</u>	<u>419,700</u>	<u>461,400</u>	<u>513,800</u>	
77	<u>237,900</u>	<u>288,600</u>	<u>333,700</u>	<u>367,100</u>	<u>420,400</u>	<u>462,300</u>	<u>514,800</u>	
78	<u>238,500</u>	<u>289,200</u>	<u>334,200</u>	<u>368,200</u>	<u>421,200</u>	<u>463,300</u>		
79	<u>239,100</u>	<u>289,800</u>	<u>334,600</u>	<u>369,200</u>	<u>422,000</u>	<u>464,200</u>		
80	<u>239,500</u>	<u>290,400</u>	<u>335,100</u>	<u>370,300</u>	<u>422,600</u>	<u>465,100</u>		
81	<u>240,000</u>	<u>291,000</u>	<u>335,700</u>	<u>371,400</u>	<u>423,200</u>	<u>466,000</u>		
82	<u>240,500</u>	<u>291,500</u>	<u>336,200</u>	<u>372,400</u>	<u>424,000</u>	<u>467,000</u>		
83	<u>241,000</u>	<u>292,100</u>	<u>336,700</u>	<u>373,400</u>	<u>424,800</u>	<u>467,900</u>		
84	<u>241,500</u>	<u>292,600</u>	<u>337,200</u>	<u>374,400</u>	<u>425,600</u>	<u>468,800</u>		
85	<u>242,000</u>	<u>293,100</u>	<u>337,700</u>	<u>375,400</u>	<u>426,400</u>	<u>469,700</u>		
86	<u>242,500</u>	<u>293,400</u>	<u>338,100</u>	<u>376,300</u>	<u>427,200</u>	<u>470,700</u>		
87	<u>243,000</u>	<u>293,900</u>	<u>338,600</u>	<u>377,100</u>	<u>428,000</u>	<u>471,600</u>		
88	<u>243,300</u>	<u>294,200</u>	<u>339,100</u>	<u>378,000</u>	<u>428,800</u>	<u>472,500</u>		
89	<u>243,700</u>	<u>294,700</u>	<u>339,500</u>	<u>378,900</u>	<u>429,500</u>	<u>473,400</u>		
90	<u>244,200</u>	<u>295,100</u>	<u>339,900</u>	<u>379,700</u>	<u>430,300</u>	<u>474,400</u>		

42	<u>203,700</u>	<u>243,000</u>	<u>286,500</u>	<u>296,100</u>	<u>379,000</u>	<u>418,400</u>	<u>458,300</u>	<u>512,700</u>
43	<u>205,100</u>	<u>244,600</u>	<u>288,400</u>	<u>298,300</u>	<u>381,100</u>	<u>420,400</u>	<u>460,300</u>	<u>515,000</u>
44	<u>206,400</u>	<u>246,000</u>	<u>290,300</u>	<u>300,500</u>	<u>383,000</u>	<u>422,400</u>	<u>462,200</u>	<u>517,300</u>
45	<u>207,700</u>	<u>247,600</u>	<u>292,200</u>	<u>302,700</u>	<u>384,800</u>	<u>424,400</u>	<u>464,100</u>	<u>519,700</u>
46	<u>209,000</u>	<u>249,100</u>	<u>294,100</u>	<u>304,800</u>	<u>386,500</u>	<u>426,400</u>	<u>465,700</u>	<u>521,600</u>
47	<u>210,300</u>	<u>250,800</u>	<u>296,000</u>	<u>307,000</u>	<u>388,200</u>	<u>428,400</u>	<u>467,400</u>	<u>523,600</u>
48	<u>211,600</u>	<u>252,300</u>	<u>297,900</u>	<u>309,200</u>	<u>389,900</u>	<u>430,500</u>	<u>469,100</u>	<u>525,600</u>
49	<u>212,800</u>	<u>253,900</u>	<u>299,800</u>	<u>311,400</u>	<u>391,500</u>	<u>432,500</u>	<u>470,800</u>	<u>527,500</u>
50	<u>214,000</u>	<u>255,600</u>	<u>301,600</u>	<u>313,600</u>	<u>393,000</u>	<u>434,200</u>	<u>472,600</u>	<u>529,300</u>
51	<u>215,200</u>	<u>257,300</u>	<u>303,400</u>	<u>315,800</u>	<u>394,600</u>	<u>435,800</u>	<u>474,300</u>	<u>531,000</u>
52	<u>216,200</u>	<u>258,900</u>	<u>305,200</u>	<u>318,000</u>	<u>396,200</u>	<u>437,300</u>	<u>475,800</u>	<u>532,600</u>
53	<u>217,100</u>	<u>260,500</u>	<u>307,000</u>	<u>320,200</u>	<u>397,800</u>	<u>438,800</u>	<u>477,500</u>	<u>534,300</u>
54	<u>218,200</u>	<u>262,000</u>	<u>308,600</u>	<u>322,200</u>	<u>399,200</u>	<u>439,900</u>	<u>479,300</u>	<u>535,600</u>
55	<u>219,200</u>	<u>263,500</u>	<u>310,300</u>	<u>324,300</u>	<u>400,600</u>	<u>441,000</u>	<u>481,100</u>	<u>537,000</u>
56	<u>220,200</u>	<u>265,000</u>	<u>311,900</u>	<u>326,400</u>	<u>402,000</u>	<u>442,100</u>	<u>482,700</u>	<u>538,300</u>
57	<u>221,100</u>	<u>266,500</u>	<u>313,600</u>	<u>328,500</u>	<u>403,400</u>	<u>443,200</u>	<u>484,500</u>	<u>539,700</u>
58	<u>222,100</u>	<u>267,900</u>	<u>315,100</u>	<u>330,400</u>	<u>404,500</u>	<u>444,200</u>	<u>486,300</u>	<u>541,000</u>
59	<u>223,100</u>	<u>269,300</u>	<u>316,600</u>	<u>332,400</u>	<u>405,600</u>	<u>445,100</u>	<u>488,000</u>	<u>542,300</u>
60	<u>224,000</u>	<u>270,600</u>	<u>318,100</u>	<u>334,500</u>	<u>406,600</u>	<u>446,100</u>	<u>489,800</u>	<u>543,600</u>
61	<u>224,900</u>	<u>272,000</u>	<u>319,500</u>	<u>336,600</u>	<u>407,500</u>	<u>447,000</u>	<u>491,600</u>	<u>544,900</u>
62	<u>225,900</u>	<u>273,200</u>	<u>320,500</u>	<u>338,600</u>	<u>408,300</u>	<u>447,800</u>	<u>493,400</u>	<u>546,100</u>
63	<u>226,800</u>	<u>274,400</u>	<u>321,600</u>	<u>340,700</u>	<u>409,200</u>	<u>448,800</u>	<u>495,200</u>	<u>547,300</u>
64	<u>227,600</u>	<u>275,600</u>	<u>322,700</u>	<u>342,800</u>	<u>409,900</u>	<u>449,600</u>	<u>497,000</u>	<u>548,500</u>
65	<u>228,500</u>	<u>276,800</u>	<u>323,800</u>	<u>344,900</u>	<u>410,700</u>	<u>450,500</u>	<u>498,500</u>	<u>549,500</u>
66	<u>229,400</u>	<u>278,000</u>	<u>324,700</u>	<u>346,900</u>	<u>411,400</u>	<u>451,500</u>	<u>500,100</u>	<u>550,600</u>
67	<u>230,300</u>	<u>279,200</u>	<u>325,600</u>	<u>348,900</u>	<u>412,200</u>	<u>452,300</u>	<u>501,700</u>	<u>551,700</u>
68	<u>231,200</u>	<u>280,400</u>	<u>326,500</u>	<u>350,900</u>	<u>413,000</u>	<u>453,200</u>	<u>503,300</u>	<u>552,800</u>
69	<u>232,000</u>	<u>281,400</u>	<u>327,400</u>	<u>352,900</u>	<u>413,700</u>	<u>454,100</u>	<u>504,900</u>	<u>553,800</u>
70	<u>232,600</u>	<u>282,300</u>	<u>328,200</u>	<u>354,800</u>	<u>414,500</u>	<u>455,100</u>	<u>506,100</u>	
71	<u>233,200</u>	<u>283,200</u>	<u>328,900</u>	<u>356,600</u>	<u>415,200</u>	<u>456,000</u>	<u>507,300</u>	
72	<u>233,800</u>	<u>284,000</u>	<u>329,600</u>	<u>358,400</u>	<u>415,800</u>	<u>456,800</u>	<u>508,500</u>	
73	<u>234,400</u>	<u>284,700</u>	<u>330,200</u>	<u>360,200</u>	<u>416,400</u>	<u>457,500</u>	<u>509,700</u>	
74	<u>235,000</u>	<u>285,400</u>	<u>330,800</u>	<u>361,700</u>	<u>417,100</u>	<u>458,500</u>	<u>510,700</u>	
75	<u>235,600</u>	<u>286,100</u>	<u>331,400</u>	<u>363,100</u>	<u>417,900</u>	<u>459,400</u>	<u>511,700</u>	
76	<u>236,200</u>	<u>286,800</u>	<u>332,000</u>	<u>364,600</u>	<u>418,600</u>	<u>460,300</u>	<u>512,700</u>	
77	<u>236,700</u>	<u>287,400</u>	<u>332,600</u>	<u>366,000</u>	<u>419,300</u>	<u>461,200</u>	<u>513,700</u>	
78	<u>237,300</u>	<u>288,000</u>	<u>333,100</u>	<u>367,100</u>	<u>420,100</u>	<u>462,200</u>		
79	<u>237,900</u>	<u>288,600</u>	<u>333,500</u>	<u>368,100</u>	<u>420,900</u>	<u>463,100</u>		
80	<u>238,300</u>	<u>289,200</u>	<u>334,000</u>	<u>369,200</u>	<u>421,500</u>	<u>464,000</u>		
81	<u>238,800</u>	<u>289,800</u>	<u>334,600</u>	<u>370,300</u>	<u>422,100</u>	<u>464,900</u>		
82	<u>239,300</u>	<u>290,400</u>	<u>335,100</u>	<u>371,300</u>	<u>422,900</u>	<u>465,900</u>		
83	<u>239,800</u>	<u>291,000</u>	<u>335,600</u>	<u>372,300</u>	<u>423,700</u>	<u>466,800</u>		
84	<u>240,300</u>	<u>291,500</u>	<u>336,100</u>	<u>373,300</u>	<u>424,500</u>	<u>467,700</u>		
85	<u>240,800</u>	<u>292,000</u>	<u>336,600</u>	<u>374,300</u>	<u>425,300</u>	<u>468,600</u>		
86	<u>241,300</u>	<u>292,300</u>	<u>337,000</u>	<u>375,200</u>	<u>426,100</u>	<u>469,600</u>		
87	<u>241,800</u>	<u>292,800</u>	<u>337,500</u>	<u>376,000</u>	<u>426,900</u>	<u>470,500</u>		
88	<u>242,100</u>	<u>293,100</u>	<u>338,000</u>	<u>376,900</u>	<u>427,700</u>	<u>471,400</u>		
89	<u>242,500</u>	<u>293,600</u>	<u>338,400</u>	<u>377,800</u>	<u>428,400</u>	<u>472,300</u>		
90	<u>243,000</u>	<u>294,000</u>	<u>338,800</u>	<u>378,600</u>	<u>429,200</u>	<u>473,300</u>		

91	<u>244,700</u>	<u>295,500</u>	<u>340,400</u>	<u>380,500</u>	<u>431,000</u>	<u>475,300</u>		
92	<u>245,000</u>	<u>296,000</u>	<u>340,800</u>	<u>381,200</u>	<u>431,800</u>	<u>476,200</u>		
93	<u>245,400</u>	<u>296,400</u>	<u>341,200</u>	<u>382,000</u>	<u>432,600</u>	<u>477,100</u>		
94		<u>296,900</u>	<u>341,700</u>	<u>382,700</u>	<u>433,400</u>	<u>478,100</u>		
95		<u>297,300</u>	<u>342,200</u>	<u>383,400</u>	<u>434,200</u>	<u>479,000</u>		
96		<u>297,700</u>	<u>342,600</u>	<u>384,200</u>	<u>435,000</u>	<u>479,900</u>		
97		<u>298,000</u>	<u>343,000</u>	<u>385,000</u>	<u>435,800</u>	<u>480,800</u>		
98		<u>298,500</u>	<u>343,400</u>	<u>385,700</u>	<u>436,600</u>	<u>481,800</u>		
99		<u>299,000</u>	<u>343,800</u>	<u>386,400</u>	<u>437,400</u>	<u>482,700</u>		
100		<u>299,500</u>	<u>344,300</u>	<u>387,100</u>	<u>438,200</u>	<u>483,600</u>		
101		<u>300,000</u>	<u>344,600</u>	<u>387,800</u>	<u>439,000</u>	<u>484,500</u>		
102		<u>300,400</u>	<u>344,900</u>	<u>388,500</u>	<u>439,800</u>	<u>485,500</u>		
103		<u>300,900</u>	<u>345,300</u>	<u>389,100</u>	<u>440,600</u>	<u>486,400</u>		
104		<u>301,400</u>	<u>345,800</u>	<u>389,900</u>	<u>441,400</u>	<u>487,300</u>		
105		<u>301,900</u>	<u>346,100</u>	<u>390,600</u>	<u>442,200</u>	<u>488,200</u>		
106		<u>302,400</u>	<u>346,400</u>	<u>391,400</u>	<u>443,000</u>	<u>489,200</u>		
107		<u>302,900</u>	<u>346,800</u>	<u>392,000</u>	<u>443,800</u>	<u>490,100</u>		
108		<u>303,400</u>	<u>347,300</u>	<u>392,700</u>	<u>444,600</u>	<u>491,000</u>		
109		<u>303,800</u>	<u>347,600</u>	<u>393,300</u>	<u>445,400</u>	<u>491,900</u>		
110		<u>304,300</u>	<u>348,100</u>	<u>394,000</u>	<u>446,200</u>			
111		<u>304,800</u>	<u>348,600</u>	<u>394,800</u>	<u>447,000</u>			
112		<u>305,300</u>	<u>349,100</u>	<u>395,500</u>	<u>447,800</u>			
113		<u>305,600</u>	<u>349,300</u>	<u>396,000</u>	<u>448,600</u>			
114		<u>306,100</u>	<u>349,800</u>	<u>396,700</u>	<u>449,400</u>			
115		<u>306,500</u>	<u>350,300</u>	<u>397,400</u>	<u>450,200</u>			
116		<u>307,000</u>	<u>350,800</u>	<u>398,100</u>	<u>451,000</u>			
117		<u>307,300</u>	<u>351,200</u>	<u>398,800</u>	<u>451,800</u>			
118			<u>351,700</u>	<u>399,600</u>				
119			<u>352,200</u>	<u>400,400</u>				
120			<u>352,700</u>	<u>401,100</u>				
121			<u>353,100</u>	<u>401,800</u>				
122			<u>353,600</u>	<u>402,600</u>				
123			<u>354,100</u>	<u>403,400</u>				
124			<u>354,600</u>	<u>404,100</u>				
125			<u>355,000</u>	<u>404,800</u>				
126			<u>355,500</u>	<u>405,600</u>				
127			<u>355,900</u>	<u>406,400</u>				
128			<u>356,400</u>	<u>407,100</u>				
129			<u>356,800</u>	<u>407,800</u>				
130			<u>357,300</u>	<u>408,600</u>				
131			<u>357,800</u>	<u>409,400</u>				
132			<u>358,300</u>	<u>410,100</u>				
133			<u>358,700</u>	<u>410,800</u>				
134			<u>359,200</u>	<u>411,600</u>				
135			<u>359,700</u>	<u>412,400</u>				
136			<u>360,200</u>	<u>413,100</u>				
137			<u>360,600</u>	<u>413,800</u>				
138			<u>361,100</u>	<u>414,600</u>				
139			<u>361,600</u>	<u>415,400</u>				

91	<u>243,500</u>	<u>294,400</u>	<u>339,300</u>	<u>379,400</u>	<u>429,900</u>	<u>474,200</u>		
92	<u>243,800</u>	<u>294,900</u>	<u>339,700</u>	<u>380,100</u>	<u>430,700</u>	<u>475,100</u>		
93	<u>244,200</u>	<u>295,300</u>	<u>340,100</u>	<u>380,900</u>	<u>431,500</u>	<u>476,000</u>		
94		<u>295,800</u>	<u>340,600</u>	<u>381,600</u>	<u>432,300</u>	<u>477,000</u>		
95		<u>296,200</u>	<u>341,100</u>	<u>382,300</u>	<u>433,100</u>	<u>477,900</u>		
96		<u>296,600</u>	<u>341,500</u>	<u>383,100</u>	<u>433,900</u>	<u>478,800</u>		
97		<u>296,900</u>	<u>341,900</u>	<u>383,900</u>	<u>434,700</u>	<u>479,700</u>		
98		<u>297,400</u>	<u>342,300</u>	<u>384,600</u>	<u>435,500</u>	<u>480,700</u>		
99		<u>297,900</u>	<u>342,700</u>	<u>385,300</u>	<u>436,300</u>	<u>481,600</u>		
100		<u>298,400</u>	<u>343,200</u>	<u>386,000</u>	<u>437,100</u>	<u>482,500</u>		
101		<u>298,900</u>	<u>343,500</u>	<u>386,700</u>	<u>437,900</u>	<u>483,400</u>		
102		<u>299,300</u>	<u>343,800</u>	<u>387,400</u>	<u>438,700</u>	<u>484,400</u>		
103		<u>299,800</u>	<u>344,200</u>	<u>388,000</u>	<u>439,500</u>	<u>485,300</u>		
104		<u>300,300</u>	<u>344,700</u>	<u>388,800</u>	<u>440,300</u>	<u>486,200</u>		
105		<u>300,800</u>	<u>345,000</u>	<u>389,500</u>	<u>441,100</u>	<u>487,100</u>		
106		<u>301,300</u>	<u>345,300</u>	<u>390,300</u>	<u>441,900</u>	<u>488,100</u>		
107		<u>301,800</u>	<u>345,700</u>	<u>390,900</u>	<u>442,700</u>	<u>489,000</u>		
108		<u>302,300</u>	<u>346,200</u>	<u>391,600</u>	<u>443,500</u>	<u>489,900</u>		
109		<u>302,700</u>	<u>346,500</u>	<u>392,200</u>	<u>444,300</u>	<u>490,800</u>		
110		<u>303,200</u>	<u>347,000</u>	<u>392,900</u>	<u>445,100</u>			
111		<u>303,700</u>	<u>347,500</u>	<u>393,700</u>	<u>445,900</u>			
112		<u>304,200</u>	<u>348,000</u>	<u>394,400</u>	<u>446,700</u>			
113		<u>304,500</u>	<u>348,200</u>	<u>394,900</u>	<u>447,500</u>			
114		<u>305,000</u>	<u>348,700</u>	<u>395,600</u>	<u>448,300</u>			
115		<u>305,400</u>	<u>349,200</u>	<u>396,300</u>	<u>449,100</u>			
116		<u>305,900</u>	<u>349,700</u>	<u>397,000</u>	<u>449,900</u>			
117		<u>306,200</u>	<u>350,100</u>	<u>397,700</u>	<u>450,700</u>			
118			<u>350,600</u>	<u>398,500</u>				
119			<u>351,100</u>	<u>399,300</u>				
120			<u>351,600</u>	<u>400,000</u>				
121			<u>352,000</u>	<u>400,700</u>				
122			<u>352,500</u>	<u>401,500</u>				
123			<u>353,000</u>	<u>402,300</u>				
124			<u>353,500</u>	<u>403,000</u>				
125			<u>353,900</u>	<u>403,700</u>				
126			<u>354,400</u>	<u>404,500</u>				
127			<u>354,800</u>	<u>405,300</u>				
128			<u>355,300</u>	<u>406,000</u>				
129			<u>355,700</u>	<u>406,700</u>				
130			<u>356,200</u>	<u>407,500</u>				
131			<u>356,700</u>	<u>408,300</u>				
132			<u>357,200</u>	<u>409,000</u>				
133			<u>357,600</u>	<u>409,700</u>				
134			<u>358,100</u>	<u>410,500</u>				
135			<u>358,600</u>	<u>411,300</u>				
136			<u>359,100</u>	<u>412,000</u>				
137			<u>359,500</u>	<u>412,700</u>				
138			<u>360,000</u>	<u>413,500</u>				
139			<u>360,500</u>	<u>414,300</u>				

	140			<u>362,100</u>	<u>416,100</u>				
	141			<u>362,500</u>	<u>416,800</u>				
	142			<u>363,000</u>	<u>417,600</u>				
	143			<u>363,500</u>	<u>418,400</u>				
	144			<u>364,000</u>	<u>419,100</u>				
	145			<u>364,400</u>	<u>419,800</u>				
	146				<u>420,600</u>				
	147				<u>421,400</u>				
	148				<u>422,100</u>				
	149				<u>422,800</u>				
	150				<u>423,600</u>				
	151				<u>424,400</u>				
	152				<u>425,100</u>				
	153				<u>425,800</u>				
	154				<u>426,600</u>				
	155				<u>427,400</u>				
	156				<u>428,100</u>				
	157				<u>428,800</u>				
	158				<u>429,600</u>				
	159				<u>430,400</u>				
	160				<u>431,100</u>				
	161				<u>431,800</u>				
再任用職員		<u>186,900</u>	<u>214,500</u>	<u>258,700</u>	<u>278,900</u>	<u>320,200</u>	<u>362,700</u>	<u>396,500</u>	<u>448,600</u>

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第 23 条に規定する職員を除く。

	140			<u>361,000</u>	<u>415,000</u>				
	141			<u>361,400</u>	<u>415,700</u>				
	142			<u>361,900</u>	<u>416,500</u>				
	143			<u>362,400</u>	<u>417,300</u>				
	144			<u>362,900</u>	<u>418,000</u>				
	145			<u>363,300</u>	<u>418,700</u>				
	146				<u>419,500</u>				
	147				<u>420,300</u>				
	148				<u>421,000</u>				
	149				<u>421,700</u>				
	150				<u>422,500</u>				
	151				<u>423,300</u>				
	152				<u>424,000</u>				
	153				<u>424,700</u>				
	154				<u>425,500</u>				
	155				<u>426,300</u>				
	156				<u>427,000</u>				
	157				<u>427,700</u>				
	158				<u>428,500</u>				
	159				<u>429,300</u>				
	160				<u>430,000</u>				
	161				<u>430,700</u>				
再任用職員		<u>185,800</u>	<u>213,400</u>	<u>257,600</u>	<u>277,800</u>	<u>319,100</u>	<u>361,600</u>	<u>395,400</u>	<u>447,500</u>

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第 23 条に規定する職員を除く。

別表第2

教育職給料表

ア 教育職給料表(一)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	<u>153,600</u>	<u>169,500</u>	<u>270,500</u>	<u>333,700</u>	<u>424,200</u>
	2	<u>155,100</u>	<u>171,600</u>	<u>273,100</u>	<u>336,000</u>	<u>426,000</u>
	3	<u>156,600</u>	<u>173,700</u>	<u>275,500</u>	<u>338,300</u>	<u>427,800</u>
	4	<u>158,100</u>	<u>175,900</u>	<u>277,900</u>	<u>340,600</u>	<u>429,600</u>
	5	<u>159,800</u>	<u>177,900</u>	<u>280,300</u>	<u>342,900</u>	<u>431,200</u>
	6	<u>161,700</u>	<u>180,100</u>	<u>282,800</u>	<u>345,200</u>	<u>432,800</u>
	7	<u>163,500</u>	<u>182,300</u>	<u>285,400</u>	<u>347,500</u>	<u>434,700</u>
	8	<u>165,300</u>	<u>184,500</u>	<u>287,900</u>	<u>349,800</u>	<u>436,600</u>
	9	<u>167,100</u>	<u>186,800</u>	<u>290,200</u>	<u>351,900</u>	<u>438,400</u>
	10	<u>169,200</u>	<u>189,600</u>	<u>292,700</u>	<u>354,100</u>	<u>440,200</u>
	11	<u>171,200</u>	<u>192,300</u>	<u>295,300</u>	<u>356,300</u>	<u>442,100</u>
	12	<u>173,200</u>	<u>195,000</u>	<u>297,800</u>	<u>358,500</u>	<u>444,000</u>
	13	<u>175,200</u>	<u>197,900</u>	<u>300,500</u>	<u>360,700</u>	<u>445,700</u>
	14	<u>177,400</u>	<u>199,600</u>	<u>303,300</u>	<u>362,700</u>	<u>447,600</u>
	15	<u>179,600</u>	<u>201,200</u>	<u>306,100</u>	<u>364,700</u>	<u>449,500</u>
	16	<u>181,800</u>	<u>202,900</u>	<u>309,000</u>	<u>366,800</u>	<u>451,400</u>
	17	<u>184,100</u>	<u>204,700</u>	<u>311,800</u>	<u>368,700</u>	<u>453,100</u>
	18	<u>186,700</u>	<u>206,400</u>	<u>314,400</u>	<u>370,700</u>	<u>454,900</u>
	19	<u>189,200</u>	<u>208,100</u>	<u>316,900</u>	<u>372,700</u>	<u>456,700</u>
	20	<u>191,700</u>	<u>209,700</u>	<u>319,600</u>	<u>374,700</u>	<u>458,500</u>
	21	<u>194,200</u>	<u>211,500</u>	<u>322,200</u>	<u>376,700</u>	<u>460,100</u>
	22	<u>195,900</u>	<u>213,400</u>	<u>324,500</u>	<u>378,600</u>	<u>461,900</u>
	23	<u>197,600</u>	<u>215,300</u>	<u>326,800</u>	<u>380,600</u>	<u>463,800</u>
	24	<u>199,300</u>	<u>217,200</u>	<u>329,100</u>	<u>382,500</u>	<u>465,500</u>
	25	<u>200,800</u>	<u>218,900</u>	<u>331,200</u>	<u>384,000</u>	<u>467,200</u>
	26	<u>202,500</u>	<u>220,900</u>	<u>333,300</u>	<u>385,900</u>	<u>468,900</u>
	27	<u>204,200</u>	<u>222,900</u>	<u>335,600</u>	<u>387,700</u>	<u>470,500</u>
	28	<u>205,800</u>	<u>224,900</u>	<u>337,900</u>	<u>389,600</u>	<u>472,200</u>
	29	<u>207,300</u>	<u>226,800</u>	<u>340,000</u>	<u>391,500</u>	<u>474,000</u>
	30	<u>209,000</u>	<u>229,500</u>	<u>342,300</u>	<u>393,500</u>	<u>475,600</u>
	31	<u>210,700</u>	<u>232,200</u>	<u>344,600</u>	<u>395,500</u>	<u>477,200</u>
	32	<u>212,400</u>	<u>234,900</u>	<u>346,900</u>	<u>397,500</u>	<u>478,900</u>
	33	<u>214,000</u>	<u>237,700</u>	<u>349,000</u>	<u>399,300</u>	<u>480,600</u>
	34	<u>215,800</u>	<u>240,600</u>	<u>351,200</u>	<u>401,000</u>	<u>481,600</u>
	35	<u>217,600</u>	<u>243,500</u>	<u>353,400</u>	<u>402,700</u>	<u>482,600</u>
	36	<u>219,400</u>	<u>246,300</u>	<u>355,600</u>	<u>404,500</u>	<u>483,400</u>
	37	<u>221,000</u>	<u>248,900</u>	<u>357,500</u>	<u>405,700</u>	<u>484,500</u>
	38	<u>222,800</u>	<u>251,700</u>	<u>359,600</u>	<u>407,200</u>	<u>485,500</u>
	39	<u>224,600</u>	<u>254,500</u>	<u>361,700</u>	<u>408,600</u>	<u>486,500</u>
40	<u>226,400</u>	<u>257,200</u>	<u>363,800</u>	<u>410,100</u>	<u>487,500</u>	

別表第2

教育職給料表

ア 教育職給料表(一)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	<u>150,900</u>	<u>166,700</u>	<u>267,800</u>	<u>332,300</u>	<u>423,100</u>
	2	<u>152,400</u>	<u>168,800</u>	<u>270,400</u>	<u>334,600</u>	<u>424,900</u>
	3	<u>153,900</u>	<u>170,900</u>	<u>272,900</u>	<u>336,900</u>	<u>426,700</u>
	4	<u>155,400</u>	<u>173,100</u>	<u>275,400</u>	<u>339,200</u>	<u>428,500</u>
	5	<u>157,100</u>	<u>175,100</u>	<u>277,900</u>	<u>341,500</u>	<u>430,100</u>
	6	<u>159,000</u>	<u>177,300</u>	<u>280,500</u>	<u>343,800</u>	<u>431,700</u>
	7	<u>160,800</u>	<u>179,500</u>	<u>283,100</u>	<u>346,100</u>	<u>433,600</u>
	8	<u>162,600</u>	<u>181,700</u>	<u>285,700</u>	<u>348,400</u>	<u>435,500</u>
	9	<u>164,400</u>	<u>184,000</u>	<u>288,100</u>	<u>350,600</u>	<u>437,300</u>
	10	<u>166,500</u>	<u>186,800</u>	<u>290,600</u>	<u>352,800</u>	<u>439,100</u>
	11	<u>168,500</u>	<u>189,500</u>	<u>293,300</u>	<u>355,000</u>	<u>441,000</u>
	12	<u>170,500</u>	<u>192,200</u>	<u>296,000</u>	<u>357,200</u>	<u>442,900</u>
	13	<u>172,500</u>	<u>195,100</u>	<u>298,700</u>	<u>359,400</u>	<u>444,600</u>
	14	<u>174,700</u>	<u>196,800</u>	<u>301,600</u>	<u>361,400</u>	<u>446,500</u>
	15	<u>176,900</u>	<u>198,400</u>	<u>304,500</u>	<u>363,400</u>	<u>448,400</u>
	16	<u>179,100</u>	<u>200,100</u>	<u>307,400</u>	<u>365,500</u>	<u>450,300</u>
	17	<u>181,400</u>	<u>201,900</u>	<u>310,200</u>	<u>367,400</u>	<u>452,000</u>
	18	<u>184,000</u>	<u>203,600</u>	<u>312,900</u>	<u>369,400</u>	<u>453,800</u>
	19	<u>186,500</u>	<u>205,300</u>	<u>315,500</u>	<u>371,400</u>	<u>455,600</u>
	20	<u>189,000</u>	<u>206,900</u>	<u>318,200</u>	<u>373,400</u>	<u>457,400</u>
	21	<u>191,500</u>	<u>208,700</u>	<u>320,900</u>	<u>375,400</u>	<u>459,000</u>
	22	<u>193,200</u>	<u>210,600</u>	<u>323,200</u>	<u>377,400</u>	<u>460,800</u>
	23	<u>194,900</u>	<u>212,500</u>	<u>325,500</u>	<u>379,400</u>	<u>462,700</u>
	24	<u>196,600</u>	<u>214,400</u>	<u>327,800</u>	<u>381,300</u>	<u>464,400</u>
	25	<u>198,100</u>	<u>216,100</u>	<u>329,900</u>	<u>382,800</u>	<u>466,100</u>
	26	<u>199,800</u>	<u>218,100</u>	<u>332,000</u>	<u>384,700</u>	<u>467,800</u>
	27	<u>201,500</u>	<u>220,100</u>	<u>334,300</u>	<u>386,600</u>	<u>469,400</u>
	28	<u>203,100</u>	<u>222,100</u>	<u>336,600</u>	<u>388,500</u>	<u>471,100</u>
	29	<u>204,600</u>	<u>224,000</u>	<u>338,700</u>	<u>390,400</u>	<u>472,900</u>
	30	<u>206,300</u>	<u>226,700</u>	<u>341,000</u>	<u>392,400</u>	<u>474,500</u>
	31	<u>208,000</u>	<u>229,400</u>	<u>343,300</u>	<u>394,400</u>	<u>476,100</u>
	32	<u>209,700</u>	<u>232,100</u>	<u>345,600</u>	<u>396,400</u>	<u>477,800</u>
	33	<u>211,300</u>	<u>234,900</u>	<u>347,700</u>	<u>398,200</u>	<u>479,500</u>
	34	<u>213,100</u>	<u>237,800</u>	<u>349,900</u>	<u>399,900</u>	<u>480,500</u>
	35	<u>214,900</u>	<u>240,700</u>	<u>352,100</u>	<u>401,600</u>	<u>481,500</u>
	36	<u>216,700</u>	<u>243,500</u>	<u>354,300</u>	<u>403,400</u>	<u>482,300</u>
	37	<u>218,300</u>	<u>246,200</u>	<u>356,200</u>	<u>404,600</u>	<u>483,400</u>
	38	<u>220,100</u>	<u>249,000</u>	<u>358,300</u>	<u>406,100</u>	<u>484,400</u>
	39	<u>221,900</u>	<u>251,800</u>	<u>360,400</u>	<u>407,500</u>	<u>485,400</u>
40	<u>223,700</u>	<u>254,600</u>	<u>362,500</u>	<u>409,000</u>	<u>486,400</u>	

41	<u>228,300</u>	<u>260,000</u>	<u>366,000</u>	<u>411,800</u>	<u>488,600</u>
42	<u>230,100</u>	<u>262,600</u>	<u>368,000</u>	<u>413,200</u>	<u>489,600</u>
43	<u>231,900</u>	<u>265,100</u>	<u>370,000</u>	<u>414,600</u>	<u>490,600</u>
44	<u>233,600</u>	<u>267,600</u>	<u>372,100</u>	<u>416,200</u>	<u>491,600</u>
45	<u>235,300</u>	<u>269,900</u>	<u>373,600</u>	<u>417,800</u>	<u>492,700</u>
46	<u>237,000</u>	<u>272,400</u>	<u>375,400</u>	<u>419,100</u>	<u>493,700</u>
47	<u>238,600</u>	<u>274,900</u>	<u>377,100</u>	<u>420,700</u>	<u>494,700</u>
48	<u>240,200</u>	<u>277,300</u>	<u>378,900</u>	<u>422,300</u>	<u>495,700</u>
49	<u>241,800</u>	<u>279,700</u>	<u>380,600</u>	<u>424,000</u>	<u>496,800</u>
50	<u>243,500</u>	<u>282,200</u>	<u>382,200</u>	<u>425,400</u>	<u>497,800</u>
51	<u>245,000</u>	<u>284,700</u>	<u>383,800</u>	<u>427,000</u>	<u>498,800</u>
52	<u>246,700</u>	<u>287,200</u>	<u>385,400</u>	<u>428,600</u>	<u>499,800</u>
53	<u>248,100</u>	<u>289,600</u>	<u>387,100</u>	<u>430,300</u>	<u>500,900</u>
54	<u>249,600</u>	<u>292,100</u>	<u>388,800</u>	<u>431,800</u>	<u>501,900</u>
55	<u>251,200</u>	<u>294,500</u>	<u>390,500</u>	<u>433,400</u>	<u>502,900</u>
56	<u>252,700</u>	<u>297,000</u>	<u>392,200</u>	<u>435,000</u>	<u>503,900</u>
57	<u>254,100</u>	<u>299,300</u>	<u>393,400</u>	<u>436,500</u>	<u>505,000</u>
58	<u>255,600</u>	<u>301,800</u>	<u>394,900</u>	<u>438,000</u>	
59	<u>257,100</u>	<u>304,300</u>	<u>396,400</u>	<u>439,400</u>	
60	<u>258,600</u>	<u>307,000</u>	<u>397,900</u>	<u>440,900</u>	
61	<u>260,100</u>	<u>309,500</u>	<u>399,400</u>	<u>442,500</u>	
62	<u>261,600</u>	<u>312,000</u>	<u>400,900</u>	<u>444,000</u>	
63	<u>263,200</u>	<u>314,500</u>	<u>402,400</u>	<u>445,500</u>	
64	<u>264,600</u>	<u>317,000</u>	<u>404,000</u>	<u>447,000</u>	
65	<u>266,100</u>	<u>319,400</u>	<u>405,400</u>	<u>448,700</u>	
66	<u>267,700</u>	<u>321,600</u>	<u>406,400</u>	<u>450,200</u>	
67	<u>269,300</u>	<u>323,800</u>	<u>407,600</u>	<u>451,700</u>	
68	<u>271,000</u>	<u>326,000</u>	<u>408,900</u>	<u>453,300</u>	
69	<u>272,500</u>	<u>328,300</u>	<u>410,100</u>	<u>454,900</u>	
70	<u>274,000</u>	<u>330,500</u>	<u>411,300</u>	<u>456,400</u>	
71	<u>275,400</u>	<u>332,700</u>	<u>412,600</u>	<u>458,000</u>	
72	<u>276,900</u>	<u>334,800</u>	<u>413,900</u>	<u>459,600</u>	
73	<u>278,100</u>	<u>337,000</u>	<u>414,800</u>	<u>461,100</u>	
74	<u>279,500</u>	<u>339,200</u>	<u>416,000</u>	<u>462,100</u>	
75	<u>280,900</u>	<u>341,400</u>	<u>417,200</u>	<u>463,100</u>	
76	<u>282,300</u>	<u>343,600</u>	<u>418,400</u>	<u>463,900</u>	
77	<u>283,700</u>	<u>345,600</u>	<u>419,400</u>	<u>464,700</u>	
78	<u>284,900</u>	<u>347,800</u>	<u>420,400</u>	<u>465,700</u>	
79	<u>286,100</u>	<u>350,000</u>	<u>421,400</u>	<u>466,700</u>	
80	<u>287,300</u>	<u>352,200</u>	<u>422,400</u>	<u>467,700</u>	
81	<u>288,600</u>	<u>354,200</u>	<u>423,400</u>	<u>468,500</u>	
82	<u>289,800</u>	<u>356,200</u>	<u>424,200</u>	<u>469,500</u>	
83	<u>291,000</u>	<u>358,300</u>	<u>425,100</u>	<u>470,500</u>	
84	<u>292,200</u>	<u>360,400</u>	<u>425,900</u>	<u>471,500</u>	
85	<u>293,400</u>	<u>362,200</u>	<u>426,500</u>	<u>472,300</u>	
86	<u>294,600</u>	<u>364,100</u>	<u>427,300</u>	<u>473,300</u>	
87	<u>295,800</u>	<u>366,000</u>	<u>428,100</u>	<u>474,300</u>	
88	<u>297,000</u>	<u>367,900</u>	<u>428,900</u>	<u>475,300</u>	
89	<u>298,200</u>	<u>369,900</u>	<u>429,500</u>	<u>476,100</u>	

41	<u>225,600</u>	<u>257,400</u>	<u>364,700</u>	<u>410,700</u>	<u>487,500</u>
42	<u>227,400</u>	<u>260,000</u>	<u>366,800</u>	<u>412,100</u>	<u>488,500</u>
43	<u>229,200</u>	<u>262,600</u>	<u>368,800</u>	<u>413,500</u>	<u>489,500</u>
44	<u>230,900</u>	<u>265,200</u>	<u>370,900</u>	<u>415,100</u>	<u>490,500</u>
45	<u>232,700</u>	<u>267,600</u>	<u>372,400</u>	<u>416,700</u>	<u>491,600</u>
46	<u>234,400</u>	<u>270,200</u>	<u>374,200</u>	<u>418,000</u>	<u>492,600</u>
47	<u>236,100</u>	<u>272,700</u>	<u>376,000</u>	<u>419,600</u>	<u>493,600</u>
48	<u>237,800</u>	<u>275,200</u>	<u>377,800</u>	<u>421,200</u>	<u>494,600</u>
49	<u>239,400</u>	<u>277,700</u>	<u>379,500</u>	<u>422,900</u>	<u>495,700</u>
50	<u>241,100</u>	<u>280,200</u>	<u>381,100</u>	<u>424,300</u>	<u>496,700</u>
51	<u>242,800</u>	<u>282,800</u>	<u>382,700</u>	<u>425,900</u>	<u>497,700</u>
52	<u>244,500</u>	<u>285,400</u>	<u>384,300</u>	<u>427,500</u>	<u>498,700</u>
53	<u>245,900</u>	<u>287,900</u>	<u>386,000</u>	<u>429,200</u>	<u>499,800</u>
54	<u>247,500</u>	<u>290,500</u>	<u>387,700</u>	<u>430,700</u>	<u>500,800</u>
55	<u>249,100</u>	<u>293,000</u>	<u>389,400</u>	<u>432,300</u>	<u>501,800</u>
56	<u>250,800</u>	<u>295,500</u>	<u>391,100</u>	<u>433,900</u>	<u>502,800</u>
57	<u>252,300</u>	<u>297,800</u>	<u>392,300</u>	<u>435,400</u>	<u>503,900</u>
58	<u>253,800</u>	<u>300,400</u>	<u>393,800</u>	<u>436,900</u>	
59	<u>255,400</u>	<u>303,000</u>	<u>395,300</u>	<u>438,300</u>	
60	<u>257,000</u>	<u>305,700</u>	<u>396,800</u>	<u>439,800</u>	
61	<u>258,500</u>	<u>308,200</u>	<u>398,300</u>	<u>441,400</u>	
62	<u>260,100</u>	<u>310,700</u>	<u>399,800</u>	<u>442,900</u>	
63	<u>261,700</u>	<u>313,200</u>	<u>401,300</u>	<u>444,400</u>	
64	<u>263,200</u>	<u>315,700</u>	<u>402,900</u>	<u>445,900</u>	
65	<u>264,700</u>	<u>318,100</u>	<u>404,300</u>	<u>447,600</u>	
66	<u>266,400</u>	<u>320,300</u>	<u>405,300</u>	<u>449,100</u>	
67	<u>268,000</u>	<u>322,500</u>	<u>406,500</u>	<u>450,600</u>	
68	<u>269,700</u>	<u>324,700</u>	<u>407,800</u>	<u>452,200</u>	
69	<u>271,200</u>	<u>327,000</u>	<u>409,000</u>	<u>453,800</u>	
70	<u>272,700</u>	<u>329,200</u>	<u>410,200</u>	<u>455,300</u>	
71	<u>274,200</u>	<u>331,400</u>	<u>411,500</u>	<u>456,900</u>	
72	<u>275,700</u>	<u>333,500</u>	<u>412,800</u>	<u>458,500</u>	
73	<u>276,900</u>	<u>335,700</u>	<u>413,700</u>	<u>460,000</u>	
74	<u>278,300</u>	<u>337,900</u>	<u>414,900</u>	<u>461,000</u>	
75	<u>279,700</u>	<u>340,100</u>	<u>416,100</u>	<u>462,000</u>	
76	<u>281,100</u>	<u>342,300</u>	<u>417,300</u>	<u>462,800</u>	
77	<u>282,500</u>	<u>344,300</u>	<u>418,300</u>	<u>463,600</u>	
78	<u>283,700</u>	<u>346,500</u>	<u>419,300</u>	<u>464,600</u>	
79	<u>284,900</u>	<u>348,700</u>	<u>420,300</u>	<u>465,600</u>	
80	<u>286,100</u>	<u>350,900</u>	<u>421,300</u>	<u>466,600</u>	
81	<u>287,400</u>	<u>352,900</u>	<u>422,300</u>	<u>467,400</u>	
82	<u>288,600</u>	<u>355,000</u>	<u>423,100</u>	<u>468,400</u>	
83	<u>289,800</u>	<u>357,100</u>	<u>424,000</u>	<u>469,400</u>	
84	<u>291,000</u>	<u>359,200</u>	<u>424,800</u>	<u>470,400</u>	
85	<u>292,200</u>	<u>361,000</u>	<u>425,400</u>	<u>471,200</u>	
86	<u>293,400</u>	<u>362,900</u>	<u>426,200</u>	<u>472,200</u>	
87	<u>294,600</u>	<u>364,900</u>	<u>427,000</u>	<u>473,200</u>	
88	<u>295,800</u>	<u>366,800</u>	<u>427,800</u>	<u>474,200</u>	
89	<u>297,000</u>	<u>368,800</u>	<u>428,400</u>	<u>475,000</u>	

90	<u>299,400</u>	<u>371,600</u>	<u>430,000</u>	<u>477,100</u>	
91	<u>300,600</u>	<u>373,300</u>	<u>430,500</u>	<u>478,100</u>	
92	<u>301,800</u>	<u>375,000</u>	<u>430,900</u>	<u>479,100</u>	
93	<u>302,600</u>	<u>376,500</u>	<u>431,300</u>	<u>479,900</u>	
94	<u>303,700</u>	<u>378,000</u>	<u>431,800</u>		
95	<u>304,800</u>	<u>379,500</u>	<u>432,400</u>		
96	<u>306,000</u>	<u>381,000</u>	<u>432,800</u>		
97	<u>307,000</u>	<u>382,100</u>	<u>433,200</u>		
98	<u>308,100</u>	<u>383,500</u>	<u>433,700</u>		
99	<u>309,200</u>	<u>384,900</u>	<u>434,200</u>		
100	<u>310,300</u>	<u>386,300</u>	<u>434,700</u>		
101	<u>311,200</u>	<u>387,600</u>	<u>435,200</u>		
102	<u>312,300</u>	<u>388,900</u>	<u>435,700</u>		
103	<u>313,400</u>	<u>390,200</u>	<u>436,200</u>		
104	<u>314,500</u>	<u>391,500</u>	<u>436,700</u>		
105	<u>315,100</u>	<u>392,800</u>	<u>437,300</u>		
106	<u>316,000</u>	<u>394,000</u>	<u>437,800</u>		
107	<u>316,800</u>	<u>395,300</u>	<u>438,300</u>		
108	<u>317,600</u>	<u>396,600</u>	<u>438,800</u>		
109	<u>318,500</u>	<u>398,000</u>	<u>439,400</u>		
110	<u>318,900</u>	<u>399,000</u>	<u>439,900</u>		
111	<u>319,400</u>	<u>400,100</u>	<u>440,400</u>		
112	<u>319,900</u>	<u>401,200</u>	<u>440,900</u>		
113	<u>320,500</u>	<u>402,100</u>	<u>441,500</u>		
114	<u>320,900</u>	<u>403,100</u>	<u>442,000</u>		
115	<u>321,400</u>	<u>404,200</u>	<u>442,500</u>		
116	<u>321,900</u>	<u>405,300</u>	<u>443,000</u>		
117	<u>322,500</u>	<u>406,000</u>	<u>443,600</u>		
118	<u>323,000</u>	<u>407,000</u>	<u>444,100</u>		
119	<u>323,500</u>	<u>408,000</u>	<u>444,600</u>		
120	<u>324,000</u>	<u>409,000</u>	<u>445,100</u>		
121	<u>324,500</u>	<u>409,800</u>	<u>445,700</u>		
122	<u>324,900</u>	<u>410,700</u>			
123	<u>325,400</u>	<u>411,600</u>			
124	<u>325,900</u>	<u>412,400</u>			
125	<u>326,500</u>	<u>413,000</u>			
126	<u>326,800</u>	<u>413,700</u>			
127	<u>327,100</u>	<u>414,400</u>			
128	<u>327,400</u>	<u>415,100</u>			
129	<u>327,700</u>	<u>415,800</u>			
130	<u>328,000</u>	<u>416,600</u>			
131	<u>328,300</u>	<u>417,200</u>			
132	<u>328,600</u>	<u>418,000</u>			
133	<u>328,800</u>	<u>418,600</u>			
134	<u>329,000</u>	<u>419,000</u>			
135	<u>329,200</u>	<u>419,500</u>			
136	<u>329,500</u>	<u>419,800</u>			
137	<u>329,800</u>	<u>420,200</u>			
138	<u>330,000</u>	<u>420,700</u>			

90	<u>298,200</u>	<u>370,500</u>	<u>428,900</u>	<u>476,000</u>	
91	<u>299,400</u>	<u>372,200</u>	<u>429,400</u>	<u>477,000</u>	
92	<u>300,600</u>	<u>373,900</u>	<u>429,800</u>	<u>478,000</u>	
93	<u>301,400</u>	<u>375,400</u>	<u>430,200</u>	<u>478,800</u>	
94	<u>302,500</u>	<u>376,900</u>	<u>430,700</u>		
95	<u>303,700</u>	<u>378,400</u>	<u>431,300</u>		
96	<u>304,900</u>	<u>379,900</u>	<u>431,700</u>		
97	<u>305,900</u>	<u>381,000</u>	<u>432,100</u>		
98	<u>307,000</u>	<u>382,400</u>	<u>432,600</u>		
99	<u>308,100</u>	<u>383,800</u>	<u>433,100</u>		
100	<u>309,200</u>	<u>385,200</u>	<u>433,600</u>		
101	<u>310,100</u>	<u>386,500</u>	<u>434,100</u>		
102	<u>311,200</u>	<u>387,800</u>	<u>434,600</u>		
103	<u>312,300</u>	<u>389,100</u>	<u>435,100</u>		
104	<u>313,400</u>	<u>390,400</u>	<u>435,600</u>		
105	<u>314,000</u>	<u>391,700</u>	<u>436,200</u>		
106	<u>314,900</u>	<u>392,900</u>	<u>436,700</u>		
107	<u>315,700</u>	<u>394,200</u>	<u>437,200</u>		
108	<u>316,500</u>	<u>395,500</u>	<u>437,700</u>		
109	<u>317,400</u>	<u>396,900</u>	<u>438,300</u>		
110	<u>317,800</u>	<u>397,900</u>	<u>438,800</u>		
111	<u>318,300</u>	<u>399,000</u>	<u>439,300</u>		
112	<u>318,800</u>	<u>400,100</u>	<u>439,800</u>		
113	<u>319,400</u>	<u>401,000</u>	<u>440,400</u>		
114	<u>319,800</u>	<u>402,000</u>	<u>440,900</u>		
115	<u>320,300</u>	<u>403,100</u>	<u>441,400</u>		
116	<u>320,800</u>	<u>404,200</u>	<u>441,900</u>		
117	<u>321,400</u>	<u>404,900</u>	<u>442,500</u>		
118	<u>321,900</u>	<u>405,900</u>	<u>443,000</u>		
119	<u>322,400</u>	<u>406,900</u>	<u>443,500</u>		
120	<u>322,900</u>	<u>407,900</u>	<u>444,000</u>		
121	<u>323,400</u>	<u>408,700</u>	<u>444,600</u>		
122	<u>323,800</u>	<u>409,600</u>			
123	<u>324,300</u>	<u>410,500</u>			
124	<u>324,800</u>	<u>411,300</u>			
125	<u>325,400</u>	<u>411,900</u>			
126	<u>325,700</u>	<u>412,600</u>			
127	<u>326,000</u>	<u>413,300</u>			
128	<u>326,300</u>	<u>414,000</u>			
129	<u>326,600</u>	<u>414,700</u>			
130	<u>326,900</u>	<u>415,500</u>			
131	<u>327,200</u>	<u>416,100</u>			
132	<u>327,500</u>	<u>416,900</u>			
133	<u>327,700</u>	<u>417,500</u>			
134	<u>327,900</u>	<u>417,900</u>			
135	<u>328,100</u>	<u>418,400</u>			
136	<u>328,400</u>	<u>418,700</u>			
137	<u>328,700</u>	<u>419,100</u>			
138	<u>328,900</u>	<u>419,600</u>			

	139	<u>330,300</u>	<u>421,200</u>			
	140	<u>330,600</u>	<u>421,700</u>			
	141	<u>330,800</u>	<u>422,100</u>			
	142	<u>331,000</u>	<u>422,600</u>			
	143	<u>331,300</u>	<u>423,100</u>			
	144	<u>331,500</u>	<u>423,600</u>			
	145	<u>331,800</u>	<u>424,000</u>			
	146	<u>332,000</u>	<u>424,500</u>			
	147	<u>332,300</u>	<u>425,000</u>			
	148	<u>332,600</u>	<u>425,500</u>			
	149	<u>332,800</u>	<u>425,900</u>			
	150	<u>333,000</u>	<u>426,400</u>			
	151	<u>333,300</u>	<u>426,900</u>			
	152	<u>333,600</u>	<u>427,400</u>			
	153	<u>333,800</u>	<u>427,800</u>			
	154	<u>334,100</u>	<u>428,300</u>			
	155	<u>334,400</u>	<u>428,800</u>			
	156	<u>334,700</u>	<u>429,300</u>			
	157	<u>334,900</u>	<u>429,700</u>			
	158	<u>335,200</u>	<u>430,200</u>			
	159	<u>335,500</u>	<u>430,700</u>			
	160	<u>335,800</u>	<u>431,200</u>			
	161	<u>336,000</u>	<u>431,600</u>			
	162	<u>336,300</u>	<u>432,100</u>			
	163	<u>336,600</u>	<u>432,600</u>			
	164	<u>336,900</u>	<u>433,100</u>			
	165	<u>337,100</u>	<u>433,500</u>			
	166	<u>337,400</u>	<u>434,000</u>			
	167	<u>337,700</u>	<u>434,500</u>			
	168	<u>338,000</u>	<u>435,000</u>			
	169	<u>338,200</u>	<u>435,400</u>			
再任用職員		<u>235,100</u>	<u>278,600</u>	<u>306,200</u>	<u>336,500</u>	<u>422,300</u>

備考

- (1) この表は、尼崎市立高等学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手及び講師並びに尼崎市立特別支援学校に勤務する実習助手に適用する。
- (2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

	139	<u>329,200</u>	<u>420,100</u>			
	140	<u>329,500</u>	<u>420,600</u>			
	141	<u>329,700</u>	<u>421,000</u>			
	142	<u>329,900</u>	<u>421,500</u>			
	143	<u>330,200</u>	<u>422,000</u>			
	144	<u>330,400</u>	<u>422,500</u>			
	145	<u>330,700</u>	<u>422,900</u>			
	146	<u>330,900</u>	<u>423,400</u>			
	147	<u>331,200</u>	<u>423,900</u>			
	148	<u>331,500</u>	<u>424,400</u>			
	149	<u>331,700</u>	<u>424,800</u>			
	150	<u>331,900</u>	<u>425,300</u>			
	151	<u>332,200</u>	<u>425,800</u>			
	152	<u>332,500</u>	<u>426,300</u>			
	153	<u>332,700</u>	<u>426,700</u>			
	154	<u>333,000</u>	<u>427,200</u>			
	155	<u>333,300</u>	<u>427,700</u>			
	156	<u>333,600</u>	<u>428,200</u>			
	157	<u>333,800</u>	<u>428,600</u>			
	158	<u>334,100</u>	<u>429,100</u>			
	159	<u>334,400</u>	<u>429,600</u>			
	160	<u>334,700</u>	<u>430,100</u>			
	161	<u>334,900</u>	<u>430,500</u>			
	162	<u>335,200</u>	<u>431,000</u>			
	163	<u>335,500</u>	<u>431,500</u>			
	164	<u>335,800</u>	<u>432,000</u>			
	165	<u>336,000</u>	<u>432,400</u>			
	166	<u>336,300</u>	<u>432,900</u>			
	167	<u>336,600</u>	<u>433,400</u>			
	168	<u>336,900</u>	<u>433,900</u>			
	169	<u>337,100</u>	<u>434,300</u>			
再任用職員		<u>234,000</u>	<u>277,500</u>	<u>305,100</u>	<u>335,400</u>	<u>421,200</u>

備考

- (1) この表は、尼崎市立高等学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手及び講師並びに尼崎市立特別支援学校に勤務する実習助手に適用する。
- (2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

イ 教育職給料表(二)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円
	1	<u>153,600</u>	<u>169,500</u>	<u>290,200</u>
	2	<u>155,100</u>	<u>171,600</u>	<u>293,200</u>
	3	<u>156,600</u>	<u>173,700</u>	<u>296,300</u>
	4	<u>158,100</u>	<u>175,900</u>	<u>299,300</u>
	5	<u>159,800</u>	<u>177,900</u>	<u>301,900</u>
	6	<u>161,700</u>	<u>180,100</u>	<u>304,800</u>
	7	<u>163,500</u>	<u>182,300</u>	<u>307,800</u>
	8	<u>165,300</u>	<u>184,500</u>	<u>310,700</u>
	9	<u>167,100</u>	<u>186,800</u>	<u>313,700</u>
	10	<u>169,200</u>	<u>189,600</u>	<u>316,500</u>
	11	<u>171,200</u>	<u>192,300</u>	<u>319,300</u>
	12	<u>173,200</u>	<u>195,000</u>	<u>322,200</u>
	13	<u>175,200</u>	<u>197,900</u>	<u>324,900</u>
	14	<u>177,400</u>	<u>199,600</u>	<u>327,000</u>
	15	<u>179,600</u>	<u>201,200</u>	<u>329,100</u>
	16	<u>181,800</u>	<u>202,900</u>	<u>331,400</u>
	17	<u>184,100</u>	<u>204,700</u>	<u>333,700</u>
	18	<u>186,700</u>	<u>206,400</u>	<u>336,000</u>
	19	<u>189,200</u>	<u>208,100</u>	<u>338,300</u>
	20	<u>191,700</u>	<u>209,700</u>	<u>340,600</u>
	21	<u>194,200</u>	<u>211,500</u>	<u>342,900</u>
	22	<u>195,900</u>	<u>213,400</u>	<u>345,200</u>
	23	<u>197,600</u>	<u>215,300</u>	<u>347,500</u>
	24	<u>199,300</u>	<u>217,200</u>	<u>349,800</u>
	25	<u>200,800</u>	<u>218,900</u>	<u>351,900</u>
	26	<u>202,400</u>	<u>220,900</u>	<u>353,800</u>
	27	<u>204,000</u>	<u>222,900</u>	<u>355,700</u>
	28	<u>205,500</u>	<u>224,900</u>	<u>357,600</u>
	29	<u>207,200</u>	<u>226,800</u>	<u>359,500</u>
	30	<u>208,900</u>	<u>229,500</u>	<u>361,400</u>
	31	<u>210,600</u>	<u>232,200</u>	<u>363,100</u>
	32	<u>212,300</u>	<u>234,900</u>	<u>365,000</u>
	33	<u>213,800</u>	<u>237,700</u>	<u>366,800</u>
	34	<u>215,500</u>	<u>240,600</u>	<u>368,500</u>
	35	<u>217,200</u>	<u>243,500</u>	<u>370,300</u>
	36	<u>218,900</u>	<u>246,300</u>	<u>372,100</u>
	37	<u>220,400</u>	<u>248,900</u>	<u>374,000</u>
	38	<u>222,100</u>	<u>251,700</u>	<u>375,600</u>
	39	<u>223,800</u>	<u>254,500</u>	<u>377,200</u>
	40	<u>225,500</u>	<u>257,200</u>	<u>378,800</u>
	41	<u>227,300</u>	<u>260,000</u>	<u>380,100</u>
42	<u>229,100</u>	<u>262,600</u>	<u>381,600</u>	

イ 教育職給料表(二)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円
	1	<u>150,900</u>	<u>166,700</u>	<u>287,700</u>
	2	<u>152,400</u>	<u>168,800</u>	<u>290,800</u>
	3	<u>153,900</u>	<u>170,900</u>	<u>293,900</u>
	4	<u>155,400</u>	<u>173,100</u>	<u>297,000</u>
	5	<u>157,100</u>	<u>175,100</u>	<u>299,700</u>
	6	<u>159,000</u>	<u>177,300</u>	<u>302,600</u>
	7	<u>160,800</u>	<u>179,500</u>	<u>305,700</u>
	8	<u>162,600</u>	<u>181,700</u>	<u>308,800</u>
	9	<u>164,400</u>	<u>184,000</u>	<u>311,800</u>
	10	<u>166,500</u>	<u>186,800</u>	<u>314,700</u>
	11	<u>168,500</u>	<u>189,500</u>	<u>317,600</u>
	12	<u>170,500</u>	<u>192,200</u>	<u>320,500</u>
	13	<u>172,500</u>	<u>195,100</u>	<u>323,200</u>
	14	<u>174,700</u>	<u>196,800</u>	<u>325,500</u>
	15	<u>176,900</u>	<u>198,400</u>	<u>327,700</u>
	16	<u>179,100</u>	<u>200,100</u>	<u>330,000</u>
	17	<u>181,400</u>	<u>201,900</u>	<u>332,300</u>
	18	<u>184,000</u>	<u>203,600</u>	<u>334,600</u>
	19	<u>186,500</u>	<u>205,300</u>	<u>336,900</u>
	20	<u>189,000</u>	<u>206,900</u>	<u>339,200</u>
	21	<u>191,500</u>	<u>208,700</u>	<u>341,500</u>
	22	<u>193,200</u>	<u>210,600</u>	<u>343,800</u>
	23	<u>194,900</u>	<u>212,500</u>	<u>346,100</u>
	24	<u>196,600</u>	<u>214,400</u>	<u>348,400</u>
	25	<u>198,100</u>	<u>216,100</u>	<u>350,600</u>
	26	<u>199,700</u>	<u>218,100</u>	<u>352,500</u>
	27	<u>201,300</u>	<u>220,100</u>	<u>354,400</u>
	28	<u>202,800</u>	<u>222,100</u>	<u>356,300</u>
	29	<u>204,500</u>	<u>224,000</u>	<u>358,200</u>
	30	<u>206,200</u>	<u>226,700</u>	<u>360,100</u>
	31	<u>207,900</u>	<u>229,400</u>	<u>361,800</u>
	32	<u>209,600</u>	<u>232,100</u>	<u>363,700</u>
	33	<u>211,100</u>	<u>234,900</u>	<u>365,500</u>
	34	<u>212,800</u>	<u>237,800</u>	<u>367,200</u>
	35	<u>214,500</u>	<u>240,700</u>	<u>369,000</u>
	36	<u>216,200</u>	<u>243,500</u>	<u>370,800</u>
	37	<u>217,700</u>	<u>246,200</u>	<u>372,700</u>
	38	<u>219,400</u>	<u>249,000</u>	<u>374,300</u>
	39	<u>221,100</u>	<u>251,800</u>	<u>375,900</u>
	40	<u>222,800</u>	<u>254,600</u>	<u>377,500</u>
	41	<u>224,600</u>	<u>257,400</u>	<u>378,800</u>
42	<u>226,400</u>	<u>260,000</u>	<u>380,300</u>	

43	<u>230,900</u>	<u>265,100</u>	<u>383,000</u>
44	<u>232,600</u>	<u>267,600</u>	<u>384,500</u>
45	<u>234,500</u>	<u>269,900</u>	<u>386,100</u>
46	<u>236,200</u>	<u>272,400</u>	<u>387,700</u>
47	<u>237,800</u>	<u>274,900</u>	<u>389,300</u>
48	<u>239,500</u>	<u>277,300</u>	<u>390,900</u>
49	<u>241,000</u>	<u>279,700</u>	<u>392,300</u>
50	<u>242,700</u>	<u>282,200</u>	<u>393,800</u>
51	<u>244,300</u>	<u>284,700</u>	<u>395,300</u>
52	<u>245,900</u>	<u>287,200</u>	<u>396,800</u>
53	<u>247,100</u>	<u>289,600</u>	<u>398,000</u>
54	<u>248,700</u>	<u>292,100</u>	<u>399,300</u>
55	<u>250,300</u>	<u>294,500</u>	<u>400,400</u>
56	<u>251,900</u>	<u>297,000</u>	<u>401,600</u>
57	<u>253,200</u>	<u>299,300</u>	<u>403,000</u>
58	<u>254,700</u>	<u>301,800</u>	<u>404,200</u>
59	<u>256,100</u>	<u>304,300</u>	<u>405,500</u>
60	<u>257,500</u>	<u>307,000</u>	<u>406,800</u>
61	<u>259,000</u>	<u>309,500</u>	<u>408,100</u>
62	<u>260,400</u>	<u>312,000</u>	<u>409,100</u>
63	<u>261,800</u>	<u>314,500</u>	<u>410,500</u>
64	<u>263,200</u>	<u>317,000</u>	<u>411,900</u>
65	<u>264,500</u>	<u>319,400</u>	<u>413,100</u>
66	<u>266,000</u>	<u>321,600</u>	<u>414,200</u>
67	<u>267,500</u>	<u>323,800</u>	<u>415,400</u>
68	<u>269,000</u>	<u>326,000</u>	<u>416,600</u>
69	<u>270,700</u>	<u>328,300</u>	<u>417,600</u>
70	<u>272,200</u>	<u>330,500</u>	<u>418,800</u>
71	<u>273,700</u>	<u>332,700</u>	<u>420,000</u>
72	<u>275,200</u>	<u>334,800</u>	<u>421,200</u>
73	<u>276,400</u>	<u>337,000</u>	<u>422,000</u>
74	<u>277,700</u>	<u>339,200</u>	<u>422,800</u>
75	<u>279,000</u>	<u>341,400</u>	<u>423,600</u>
76	<u>280,300</u>	<u>343,600</u>	<u>424,400</u>
77	<u>281,700</u>	<u>345,500</u>	<u>425,000</u>
78	<u>282,900</u>	<u>347,400</u>	<u>425,800</u>
79	<u>284,100</u>	<u>349,300</u>	<u>426,500</u>
80	<u>285,300</u>	<u>351,200</u>	<u>427,200</u>
81	<u>286,600</u>	<u>353,000</u>	<u>428,000</u>
82	<u>287,600</u>	<u>354,800</u>	<u>428,600</u>
83	<u>288,800</u>	<u>356,600</u>	<u>429,100</u>
84	<u>290,000</u>	<u>358,400</u>	<u>429,800</u>
85	<u>291,000</u>	<u>359,800</u>	<u>430,500</u>
86	<u>292,000</u>	<u>361,500</u>	<u>431,000</u>
87	<u>293,000</u>	<u>363,000</u>	<u>431,600</u>
88	<u>294,000</u>	<u>364,600</u>	<u>432,300</u>
89	<u>295,100</u>	<u>366,100</u>	<u>433,000</u>
90	<u>296,000</u>	<u>367,400</u>	<u>433,600</u>
91	<u>296,900</u>	<u>368,800</u>	<u>434,300</u>

43	<u>228,200</u>	<u>262,600</u>	<u>381,800</u>
44	<u>229,900</u>	<u>265,200</u>	<u>383,300</u>
45	<u>231,800</u>	<u>267,600</u>	<u>384,900</u>
46	<u>233,500</u>	<u>270,200</u>	<u>386,500</u>
47	<u>235,200</u>	<u>272,700</u>	<u>388,100</u>
48	<u>236,900</u>	<u>275,200</u>	<u>389,700</u>
49	<u>238,600</u>	<u>277,700</u>	<u>391,100</u>
50	<u>240,300</u>	<u>280,200</u>	<u>392,600</u>
51	<u>242,000</u>	<u>282,800</u>	<u>394,100</u>
52	<u>243,600</u>	<u>285,400</u>	<u>395,600</u>
53	<u>244,900</u>	<u>287,900</u>	<u>396,800</u>
54	<u>246,600</u>	<u>290,500</u>	<u>398,100</u>
55	<u>248,200</u>	<u>293,000</u>	<u>399,200</u>
56	<u>249,900</u>	<u>295,500</u>	<u>400,400</u>
57	<u>251,300</u>	<u>297,800</u>	<u>401,900</u>
58	<u>252,800</u>	<u>300,400</u>	<u>403,100</u>
59	<u>254,300</u>	<u>303,000</u>	<u>404,400</u>
60	<u>255,800</u>	<u>305,700</u>	<u>405,700</u>
61	<u>257,300</u>	<u>308,200</u>	<u>407,000</u>
62	<u>258,800</u>	<u>310,700</u>	<u>408,000</u>
63	<u>260,300</u>	<u>313,200</u>	<u>409,400</u>
64	<u>261,700</u>	<u>315,700</u>	<u>410,800</u>
65	<u>263,000</u>	<u>318,100</u>	<u>412,000</u>
66	<u>264,600</u>	<u>320,300</u>	<u>413,100</u>
67	<u>266,200</u>	<u>322,500</u>	<u>414,300</u>
68	<u>267,700</u>	<u>324,700</u>	<u>415,500</u>
69	<u>269,400</u>	<u>327,000</u>	<u>416,500</u>
70	<u>270,900</u>	<u>329,200</u>	<u>417,700</u>
71	<u>272,400</u>	<u>331,400</u>	<u>418,900</u>
72	<u>273,900</u>	<u>333,500</u>	<u>420,100</u>
73	<u>275,100</u>	<u>335,700</u>	<u>420,900</u>
74	<u>276,400</u>	<u>337,900</u>	<u>421,700</u>
75	<u>277,700</u>	<u>340,100</u>	<u>422,500</u>
76	<u>279,000</u>	<u>342,300</u>	<u>423,300</u>
77	<u>280,400</u>	<u>344,200</u>	<u>423,900</u>
78	<u>281,600</u>	<u>346,100</u>	<u>424,700</u>
79	<u>282,800</u>	<u>348,000</u>	<u>425,400</u>
80	<u>284,000</u>	<u>349,900</u>	<u>426,100</u>
81	<u>285,300</u>	<u>351,700</u>	<u>426,900</u>
82	<u>286,400</u>	<u>353,500</u>	<u>427,500</u>
83	<u>287,600</u>	<u>355,300</u>	<u>428,000</u>
84	<u>288,800</u>	<u>357,100</u>	<u>428,700</u>
85	<u>289,800</u>	<u>358,500</u>	<u>429,400</u>
86	<u>290,800</u>	<u>360,200</u>	<u>429,900</u>
87	<u>291,800</u>	<u>361,900</u>	<u>430,500</u>
88	<u>292,800</u>	<u>363,500</u>	<u>431,200</u>
89	<u>293,900</u>	<u>365,000</u>	<u>431,900</u>
90	<u>294,800</u>	<u>366,300</u>	<u>432,500</u>
91	<u>295,700</u>	<u>367,700</u>	<u>433,200</u>

92	<u>297,800</u>	<u>370,200</u>	<u>434,800</u>
93	<u>298,300</u>	<u>371,700</u>	<u>435,300</u>
94	<u>299,100</u>	<u>373,000</u>	<u>436,000</u>
95	<u>299,800</u>	<u>374,300</u>	<u>436,700</u>
96	<u>300,600</u>	<u>375,600</u>	<u>437,400</u>
97	<u>301,400</u>	<u>376,600</u>	<u>437,900</u>
98	<u>302,200</u>	<u>377,600</u>	<u>438,600</u>
99	<u>303,000</u>	<u>378,600</u>	<u>439,300</u>
100	<u>303,800</u>	<u>379,600</u>	<u>440,000</u>
101	<u>304,700</u>	<u>380,700</u>	<u>440,500</u>
102	<u>305,200</u>	<u>381,700</u>	<u>441,200</u>
103	<u>305,700</u>	<u>382,700</u>	<u>441,900</u>
104	<u>306,200</u>	<u>383,700</u>	<u>442,600</u>
105	<u>306,400</u>	<u>384,500</u>	<u>443,100</u>
106	<u>306,800</u>	<u>385,400</u>	<u>443,800</u>
107	<u>307,100</u>	<u>386,300</u>	<u>444,500</u>
108	<u>307,400</u>	<u>387,300</u>	<u>445,200</u>
109	<u>307,600</u>	<u>388,200</u>	<u>445,700</u>
110	<u>307,800</u>	<u>389,200</u>	<u>446,400</u>
111	<u>308,100</u>	<u>390,200</u>	<u>447,100</u>
112	<u>308,400</u>	<u>391,200</u>	<u>447,800</u>
113	<u>308,600</u>	<u>391,800</u>	<u>448,300</u>
114		<u>392,700</u>	
115		<u>393,600</u>	
116		<u>394,500</u>	
117		<u>395,300</u>	
118		<u>396,100</u>	
119		<u>396,900</u>	
120		<u>397,700</u>	
121		<u>398,300</u>	
122		<u>399,100</u>	
123		<u>399,800</u>	
124		<u>400,500</u>	
125		<u>401,200</u>	
126		<u>401,900</u>	
127		<u>402,400</u>	
128		<u>403,000</u>	
129		<u>403,700</u>	
130		<u>404,300</u>	
131		<u>405,000</u>	
132		<u>405,600</u>	
133		<u>405,900</u>	
134		<u>406,500</u>	
135		<u>407,100</u>	
136		<u>407,500</u>	
137		<u>407,900</u>	
138		<u>408,500</u>	
139		<u>409,100</u>	
140		<u>409,700</u>	

92	<u>296,600</u>	<u>369,100</u>	<u>433,700</u>
93	<u>297,100</u>	<u>370,600</u>	<u>434,200</u>
94	<u>297,900</u>	<u>371,900</u>	<u>434,900</u>
95	<u>298,700</u>	<u>373,200</u>	<u>435,600</u>
96	<u>299,500</u>	<u>374,500</u>	<u>436,300</u>
97	<u>300,300</u>	<u>375,500</u>	<u>436,800</u>
98	<u>301,100</u>	<u>376,500</u>	<u>437,500</u>
99	<u>301,900</u>	<u>377,500</u>	<u>438,200</u>
100	<u>302,700</u>	<u>378,500</u>	<u>438,900</u>
101	<u>303,600</u>	<u>379,600</u>	<u>439,400</u>
102	<u>304,100</u>	<u>380,600</u>	<u>440,100</u>
103	<u>304,600</u>	<u>381,600</u>	<u>440,800</u>
104	<u>305,100</u>	<u>382,600</u>	<u>441,500</u>
105	<u>305,300</u>	<u>383,400</u>	<u>442,000</u>
106	<u>305,700</u>	<u>384,300</u>	<u>442,700</u>
107	<u>306,000</u>	<u>385,200</u>	<u>443,400</u>
108	<u>306,300</u>	<u>386,200</u>	<u>444,100</u>
109	<u>306,500</u>	<u>387,100</u>	<u>444,600</u>
110	<u>306,700</u>	<u>388,100</u>	<u>445,300</u>
111	<u>307,000</u>	<u>389,100</u>	<u>446,000</u>
112	<u>307,300</u>	<u>390,100</u>	<u>446,700</u>
113	<u>307,500</u>	<u>390,700</u>	<u>447,200</u>
114		<u>391,600</u>	
115		<u>392,500</u>	
116		<u>393,400</u>	
117		<u>394,200</u>	
118		<u>395,000</u>	
119		<u>395,800</u>	
120		<u>396,600</u>	
121		<u>397,200</u>	
122		<u>398,000</u>	
123		<u>398,700</u>	
124		<u>399,400</u>	
125		<u>400,100</u>	
126		<u>400,800</u>	
127		<u>401,300</u>	
128		<u>401,900</u>	
129		<u>402,600</u>	
130		<u>403,200</u>	
131		<u>403,900</u>	
132		<u>404,500</u>	
133		<u>404,800</u>	
134		<u>405,400</u>	
135		<u>406,000</u>	
136		<u>406,400</u>	
137		<u>406,800</u>	
138		<u>407,400</u>	
139		<u>408,000</u>	
140		<u>408,600</u>	

141		<u>410,100</u>	
142		<u>410,700</u>	
143		<u>411,300</u>	
144		<u>411,900</u>	
145		<u>412,300</u>	
146		<u>412,900</u>	
147		<u>413,500</u>	
148		<u>414,100</u>	
149		<u>414,500</u>	
150		<u>415,100</u>	
151		<u>415,700</u>	
152		<u>416,300</u>	
153		<u>416,700</u>	
154		<u>417,300</u>	
155		<u>417,900</u>	
156		<u>418,500</u>	
157		<u>418,900</u>	
158		<u>419,500</u>	
159		<u>420,100</u>	
160		<u>420,700</u>	
161		<u>421,100</u>	
162		<u>421,700</u>	
163		<u>422,300</u>	
164		<u>422,900</u>	
165		<u>423,300</u>	
166		<u>423,900</u>	
167		<u>424,500</u>	
168		<u>425,100</u>	
169		<u>425,500</u>	
170		<u>426,100</u>	
171		<u>426,700</u>	
172		<u>427,300</u>	
173		<u>427,700</u>	
再任用職員	<u>226,300</u>	<u>275,300</u>	<u>329,700</u>

備考

- (1) この表は、尼崎市立幼稚園に勤務する園長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭及び養護助教諭に適用する。
- (2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

	141		<u>409,000</u>	
	142		<u>409,600</u>	
	143		<u>410,200</u>	
	144		<u>410,800</u>	
	145		<u>411,200</u>	
	146		<u>411,800</u>	
	147		<u>412,400</u>	
	148		<u>413,000</u>	
	149		<u>413,400</u>	
	150		<u>414,000</u>	
	151		<u>414,600</u>	
	152		<u>415,200</u>	
	153		<u>415,600</u>	
	154		<u>416,200</u>	
	155		<u>416,800</u>	
	156		<u>417,400</u>	
	157		<u>417,800</u>	
	158		<u>418,400</u>	
	159		<u>419,000</u>	
	160		<u>419,600</u>	
	161		<u>420,000</u>	
	162		<u>420,600</u>	
	163		<u>421,200</u>	
	164		<u>421,800</u>	
	165		<u>422,200</u>	
	166		<u>422,800</u>	
	167		<u>423,400</u>	
	168		<u>424,000</u>	
	169		<u>424,400</u>	
	170		<u>425,000</u>	
	171		<u>425,600</u>	
	172		<u>426,200</u>	
	173		<u>426,600</u>	
再任用職員		<u>225,200</u>	<u>274,200</u>	<u>328,600</u>

備考

- (1) この表は、尼崎市立幼稚園に勤務する園長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭及び養護助教諭に適用する。
- (2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第3

消防職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	162,700	203,700	225,500	236,900	288,900	312,700
	2	164,800	205,500	227,100	238,900	291,000	315,400
	3	166,800	207,300	228,700	240,900	293,100	318,100
	4	168,900	209,200	230,300	242,900	295,200	320,800
	5	171,000	211,100	231,900	244,900	297,300	323,500
	6	173,000	213,000	233,600	246,900	299,500	326,200
	7	175,100	214,900	235,200	248,900	301,700	328,900
	8	177,200	216,800	236,700	250,900	303,900	331,600
	9	179,400	218,600	238,200	252,900	306,100	334,300
	10	181,400	220,500	239,800	255,000	308,400	337,000
	11	183,400	222,400	241,400	257,100	310,700	339,700
	12	185,400	224,400	243,200	259,200	313,000	342,400
	13	187,400	226,400	244,900	261,300	315,300	345,100
	14	189,200	228,400	246,900	263,400	317,600	347,800
	15	191,000	230,400	248,800	265,500	319,900	350,500
	16	192,900	232,400	250,900	267,600	322,200	353,200
	17	194,800	234,400	253,000	269,600	324,500	355,900
	18	196,600	236,300	255,100	271,700	326,800	358,600
	19	198,500	238,300	257,200	273,700	329,100	361,300
	20	200,400	240,300	259,200	275,700	331,400	364,000
	21	202,300	242,000	261,300	277,800	333,600	366,700
	22	204,100	243,900	263,300	279,900	335,800	369,400
	23	205,900	245,700	265,400	282,000	338,100	372,200
	24	207,800	247,600	267,400	284,100	340,400	374,900
	25	209,700	249,200	269,500	286,300	342,700	377,400
	26	211,600	251,100	271,500	288,500	345,000	380,100
	27	213,400	253,100	273,500	290,700	347,300	382,800
	28	215,300	255,000	275,700	292,900	349,600	385,500
	29	217,200	257,000	277,800	295,100	351,900	388,300
	30	219,100	258,900	279,700	297,300	354,100	390,900
	31	220,900	260,900	281,800	299,500	356,400	393,600
	32	222,700	262,700	283,900	301,700	358,400	396,300
	33	224,400	264,600	286,000	303,900	360,700	399,000
	34	226,100	266,400	288,000	306,000	362,800	401,500
	35	227,800	268,300	290,100	308,200	365,000	404,000
	36	229,400	270,400	292,200	310,400	367,100	406,600
	37	231,000	272,400	294,400	312,600	369,300	409,200
	38	232,700	274,300	296,500	314,800	371,400	411,300
	39	234,200	276,400	298,600	317,000	373,600	413,400
	40	235,800	278,400	300,700	319,200	375,800	415,500
41	237,300	280,400	302,900	321,400	378,000	417,600	

別表第3

消防職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	<u>160,200</u>	<u>201,200</u>	<u>223,000</u>	<u>235,300</u>	<u>287,700</u>	<u>311,500</u>
	2	<u>162,300</u>	<u>203,000</u>	<u>224,600</u>	<u>237,300</u>	<u>289,800</u>	<u>314,200</u>
	3	<u>164,300</u>	<u>204,800</u>	<u>226,200</u>	<u>239,300</u>	<u>291,900</u>	<u>316,900</u>
	4	<u>166,400</u>	<u>206,700</u>	<u>227,800</u>	<u>241,300</u>	<u>294,000</u>	<u>319,600</u>
	5	<u>168,500</u>	<u>208,600</u>	<u>229,400</u>	<u>243,300</u>	<u>296,100</u>	<u>322,300</u>
	6	<u>170,500</u>	<u>210,500</u>	<u>231,100</u>	<u>245,300</u>	<u>298,300</u>	<u>325,000</u>
	7	<u>172,600</u>	<u>212,400</u>	<u>232,700</u>	<u>247,300</u>	<u>300,500</u>	<u>327,700</u>
	8	<u>174,700</u>	<u>214,300</u>	<u>234,200</u>	<u>249,300</u>	<u>302,700</u>	<u>330,400</u>
	9	<u>176,900</u>	<u>216,100</u>	<u>235,700</u>	<u>251,300</u>	<u>304,900</u>	<u>333,100</u>
	10	<u>178,900</u>	<u>218,000</u>	<u>237,300</u>	<u>253,400</u>	<u>307,200</u>	<u>335,800</u>
	11	<u>180,900</u>	<u>219,900</u>	<u>238,900</u>	<u>255,500</u>	<u>309,500</u>	<u>338,500</u>
	12	<u>182,900</u>	<u>221,900</u>	<u>240,700</u>	<u>257,600</u>	<u>311,800</u>	<u>341,200</u>
	13	<u>184,900</u>	<u>223,900</u>	<u>242,400</u>	<u>259,700</u>	<u>314,100</u>	<u>343,900</u>
	14	<u>186,700</u>	<u>225,900</u>	<u>244,400</u>	<u>261,800</u>	<u>316,400</u>	<u>346,600</u>
	15	<u>188,500</u>	<u>227,900</u>	<u>246,300</u>	<u>263,900</u>	<u>318,700</u>	<u>349,300</u>
	16	<u>190,400</u>	<u>229,900</u>	<u>248,400</u>	<u>266,000</u>	<u>321,000</u>	<u>352,000</u>
	17	<u>192,300</u>	<u>231,900</u>	<u>250,500</u>	<u>268,000</u>	<u>323,300</u>	<u>354,700</u>
	18	<u>194,100</u>	<u>233,800</u>	<u>252,600</u>	<u>270,100</u>	<u>325,600</u>	<u>357,400</u>
	19	<u>196,000</u>	<u>235,800</u>	<u>254,700</u>	<u>272,200</u>	<u>327,900</u>	<u>360,100</u>
	20	<u>197,900</u>	<u>237,800</u>	<u>256,800</u>	<u>274,300</u>	<u>330,200</u>	<u>362,800</u>
	21	<u>199,800</u>	<u>239,500</u>	<u>258,900</u>	<u>276,400</u>	<u>332,400</u>	<u>365,500</u>
	22	<u>201,600</u>	<u>241,400</u>	<u>261,000</u>	<u>278,500</u>	<u>334,600</u>	<u>368,200</u>
	23	<u>203,400</u>	<u>243,200</u>	<u>263,100</u>	<u>280,700</u>	<u>336,900</u>	<u>371,000</u>
	24	<u>205,300</u>	<u>245,100</u>	<u>265,200</u>	<u>282,900</u>	<u>339,200</u>	<u>373,800</u>
	25	<u>207,200</u>	<u>246,700</u>	<u>267,300</u>	<u>285,100</u>	<u>341,500</u>	<u>376,300</u>
	26	<u>209,100</u>	<u>248,600</u>	<u>269,400</u>	<u>287,300</u>	<u>343,800</u>	<u>379,000</u>
	27	<u>210,900</u>	<u>250,600</u>	<u>271,500</u>	<u>289,500</u>	<u>346,100</u>	<u>381,700</u>
	28	<u>212,800</u>	<u>252,600</u>	<u>273,700</u>	<u>291,700</u>	<u>348,400</u>	<u>384,400</u>
	29	<u>214,700</u>	<u>254,600</u>	<u>275,900</u>	<u>293,900</u>	<u>350,700</u>	<u>387,200</u>
	30	<u>216,600</u>	<u>256,600</u>	<u>277,900</u>	<u>296,100</u>	<u>352,900</u>	<u>389,800</u>
	31	<u>218,400</u>	<u>258,600</u>	<u>280,000</u>	<u>298,300</u>	<u>355,200</u>	<u>392,500</u>
	32	<u>220,200</u>	<u>260,500</u>	<u>282,200</u>	<u>300,500</u>	<u>357,300</u>	<u>395,200</u>
	33	<u>221,900</u>	<u>262,400</u>	<u>284,400</u>	<u>302,700</u>	<u>359,600</u>	<u>397,900</u>
	34	<u>223,600</u>	<u>264,300</u>	<u>286,400</u>	<u>304,800</u>	<u>361,700</u>	<u>400,400</u>
	35	<u>225,300</u>	<u>266,300</u>	<u>288,600</u>	<u>307,000</u>	<u>363,900</u>	<u>402,900</u>
	36	<u>226,900</u>	<u>268,400</u>	<u>290,800</u>	<u>309,200</u>	<u>366,000</u>	<u>405,500</u>
	37	<u>228,500</u>	<u>270,500</u>	<u>293,000</u>	<u>311,400</u>	<u>368,200</u>	<u>408,100</u>
	38	<u>230,200</u>	<u>272,500</u>	<u>295,100</u>	<u>313,600</u>	<u>370,300</u>	<u>410,200</u>
	39	<u>231,700</u>	<u>274,600</u>	<u>297,300</u>	<u>315,800</u>	<u>372,500</u>	<u>412,300</u>
	40	<u>233,300</u>	<u>276,700</u>	<u>299,500</u>	<u>318,000</u>	<u>374,700</u>	<u>414,400</u>
41	<u>234,800</u>	<u>278,800</u>	<u>301,700</u>	<u>320,200</u>	<u>376,900</u>	<u>416,500</u>	

42	239,000	282,200	305,100	323,400	380,100	419,500
43	240,500	284,000	307,300	325,500	382,200	421,500
44	242,000	285,800	309,500	327,600	384,100	423,500
45	243,600	287,700	311,700	329,700	385,900	425,500
46	245,000	289,600	313,800	331,600	387,600	427,500
47	246,500	291,400	316,000	333,600	389,300	429,500
48	247,900	293,200	318,100	335,700	391,000	431,600
49	249,500	295,100	320,200	337,800	392,600	433,600
50	250,800	296,900	322,300	339,800	394,100	435,300
51	252,300	298,700	324,400	341,900	395,700	436,900
52	253,700	300,500	326,400	343,900	397,300	438,400
53	255,100	302,300	328,400	346,000	398,900	439,900
54	256,700	303,900	330,500	348,000	400,300	441,000
55	258,100	305,600	332,300	350,000	401,700	442,100
56	259,400	307,300	334,200	352,000	403,100	443,200
57	260,900	309,000	336,200	354,000	404,500	444,300
58	262,200	310,600	337,900	355,900	405,600	445,300
59	263,400	312,200	339,700	357,700	406,700	446,200
60	264,600	313,700	341,500	359,500	407,700	447,200
61	265,800	315,300	343,300	361,300	408,600	448,100
62	267,100	316,700	344,900	362,800	409,400	448,900
63	268,400	318,000	346,500	364,200	410,300	449,900
64	269,800	319,400	348,000	365,700	411,000	450,700
65	271,000	320,700	349,500	367,100	411,800	451,600
66	272,100	321,900	350,800	368,200	412,500	452,600
67	273,300	323,200	352,100	369,200	413,300	453,400
68	274,500	324,500	353,200	370,300	414,100	454,300
69	275,600	325,800	354,400	371,400	414,800	455,200
70	276,800	326,800	355,300	372,400	415,600	456,200
71	277,900	327,800	356,200	373,400	416,300	457,100
72	278,900	328,800	357,100	374,400	416,900	457,900
73	280,000	329,700	358,000	375,400	417,500	458,600
74	280,900	330,300	358,700	376,300	418,200	459,600
75	281,800	330,800	359,400	377,100	419,000	460,500
76	282,700	331,200	360,100	378,000	419,700	461,400
77	283,600	331,700	360,800	378,900	420,400	462,300
78	284,400	332,300	361,300	379,700	421,200	463,300
79	285,200	332,900	361,900	380,500	422,000	464,200
80	285,800	333,400	362,500	381,200	422,600	465,100
81	286,300	333,900	363,100	382,000	423,200	466,000
82	287,100	334,400	363,600	382,700	424,000	467,000
83	287,800	334,900	364,100	383,400	424,800	467,900
84	288,400	335,300	364,600	384,200	425,600	468,800
85	289,100	335,800	365,200	385,000	426,400	469,700
86	289,700	336,300	365,800	385,700	427,200	470,700
87	290,200	336,800	366,300	386,400	428,000	471,600
88	290,800	337,300	366,900	387,100	428,800	472,500
89	291,300	337,800	367,400	387,800	429,500	473,400
90	291,700	338,200	368,000	388,500	430,300	474,400

42	<u>236,500</u>	<u>280,600</u>	<u>303,900</u>	<u>322,200</u>	<u>379,000</u>	<u>418,400</u>
43	<u>238,000</u>	<u>282,500</u>	<u>306,100</u>	<u>324,300</u>	<u>381,100</u>	<u>420,400</u>
44	<u>239,500</u>	<u>284,400</u>	<u>308,300</u>	<u>326,400</u>	<u>383,000</u>	<u>422,400</u>
45	<u>241,100</u>	<u>286,300</u>	<u>310,500</u>	<u>328,500</u>	<u>384,800</u>	<u>424,400</u>
46	<u>242,600</u>	<u>288,200</u>	<u>312,600</u>	<u>330,400</u>	<u>386,500</u>	<u>426,400</u>
47	<u>244,100</u>	<u>290,100</u>	<u>314,800</u>	<u>332,400</u>	<u>388,200</u>	<u>428,400</u>
48	<u>245,600</u>	<u>292,000</u>	<u>316,900</u>	<u>334,500</u>	<u>389,900</u>	<u>430,500</u>
49	<u>247,200</u>	<u>293,900</u>	<u>319,000</u>	<u>336,600</u>	<u>391,500</u>	<u>432,500</u>
50	<u>248,600</u>	<u>295,700</u>	<u>321,100</u>	<u>338,600</u>	<u>393,000</u>	<u>434,200</u>
51	<u>250,100</u>	<u>297,500</u>	<u>323,200</u>	<u>340,700</u>	<u>394,600</u>	<u>435,800</u>
52	<u>251,600</u>	<u>299,300</u>	<u>325,200</u>	<u>342,800</u>	<u>396,200</u>	<u>437,300</u>
53	<u>253,100</u>	<u>301,100</u>	<u>327,200</u>	<u>344,900</u>	<u>397,800</u>	<u>438,800</u>
54	<u>254,700</u>	<u>302,700</u>	<u>329,300</u>	<u>346,900</u>	<u>399,200</u>	<u>439,900</u>
55	<u>256,200</u>	<u>304,400</u>	<u>331,100</u>	<u>348,900</u>	<u>400,600</u>	<u>441,000</u>
56	<u>257,600</u>	<u>306,100</u>	<u>333,000</u>	<u>350,900</u>	<u>402,000</u>	<u>442,100</u>
57	<u>259,100</u>	<u>307,800</u>	<u>335,000</u>	<u>352,900</u>	<u>403,400</u>	<u>443,200</u>
58	<u>260,500</u>	<u>309,400</u>	<u>336,700</u>	<u>354,800</u>	<u>404,500</u>	<u>444,200</u>
59	<u>261,800</u>	<u>311,000</u>	<u>338,500</u>	<u>356,600</u>	<u>405,600</u>	<u>445,100</u>
60	<u>263,000</u>	<u>312,500</u>	<u>340,300</u>	<u>358,400</u>	<u>406,600</u>	<u>446,100</u>
61	<u>264,300</u>	<u>314,100</u>	<u>342,100</u>	<u>360,200</u>	<u>407,500</u>	<u>447,000</u>
62	<u>265,700</u>	<u>315,500</u>	<u>343,700</u>	<u>361,700</u>	<u>408,300</u>	<u>447,800</u>
63	<u>267,000</u>	<u>316,800</u>	<u>345,300</u>	<u>363,100</u>	<u>409,200</u>	<u>448,800</u>
64	<u>268,400</u>	<u>318,200</u>	<u>346,800</u>	<u>364,600</u>	<u>409,900</u>	<u>449,600</u>
65	<u>269,700</u>	<u>319,500</u>	<u>348,300</u>	<u>366,000</u>	<u>410,700</u>	<u>450,500</u>
66	<u>270,900</u>	<u>320,700</u>	<u>349,600</u>	<u>367,100</u>	<u>411,400</u>	<u>451,500</u>
67	<u>272,100</u>	<u>322,000</u>	<u>350,900</u>	<u>368,100</u>	<u>412,200</u>	<u>452,300</u>
68	<u>273,300</u>	<u>323,300</u>	<u>352,100</u>	<u>369,200</u>	<u>413,000</u>	<u>453,200</u>
69	<u>274,400</u>	<u>324,600</u>	<u>353,300</u>	<u>370,300</u>	<u>413,700</u>	<u>454,100</u>
70	<u>275,600</u>	<u>325,600</u>	<u>354,200</u>	<u>371,300</u>	<u>414,500</u>	<u>455,100</u>
71	<u>276,700</u>	<u>326,600</u>	<u>355,100</u>	<u>372,300</u>	<u>415,200</u>	<u>456,000</u>
72	<u>277,700</u>	<u>327,600</u>	<u>356,000</u>	<u>373,300</u>	<u>415,800</u>	<u>456,800</u>
73	<u>278,800</u>	<u>328,500</u>	<u>356,900</u>	<u>374,300</u>	<u>416,400</u>	<u>457,500</u>
74	<u>279,700</u>	<u>329,100</u>	<u>357,600</u>	<u>375,200</u>	<u>417,100</u>	<u>458,500</u>
75	<u>280,600</u>	<u>329,600</u>	<u>358,300</u>	<u>376,000</u>	<u>417,900</u>	<u>459,400</u>
76	<u>281,500</u>	<u>330,100</u>	<u>359,000</u>	<u>376,900</u>	<u>418,600</u>	<u>460,300</u>
77	<u>282,400</u>	<u>330,600</u>	<u>359,700</u>	<u>377,800</u>	<u>419,300</u>	<u>461,200</u>
78	<u>283,200</u>	<u>331,200</u>	<u>360,200</u>	<u>378,600</u>	<u>420,100</u>	<u>462,200</u>
79	<u>284,000</u>	<u>331,800</u>	<u>360,800</u>	<u>379,400</u>	<u>420,900</u>	<u>463,100</u>
80	<u>284,600</u>	<u>332,300</u>	<u>361,400</u>	<u>380,100</u>	<u>421,500</u>	<u>464,000</u>
81	<u>285,100</u>	<u>332,800</u>	<u>362,000</u>	<u>380,900</u>	<u>422,100</u>	<u>464,900</u>
82	<u>285,900</u>	<u>333,300</u>	<u>362,500</u>	<u>381,600</u>	<u>422,900</u>	<u>465,900</u>
83	<u>286,600</u>	<u>333,800</u>	<u>363,000</u>	<u>382,300</u>	<u>423,700</u>	<u>466,800</u>
84	<u>287,200</u>	<u>334,200</u>	<u>363,500</u>	<u>383,100</u>	<u>424,500</u>	<u>467,700</u>
85	<u>287,900</u>	<u>334,700</u>	<u>364,100</u>	<u>383,900</u>	<u>425,300</u>	<u>468,600</u>
86	<u>288,500</u>	<u>335,200</u>	<u>364,700</u>	<u>384,600</u>	<u>426,100</u>	<u>469,600</u>
87	<u>289,000</u>	<u>335,700</u>	<u>365,200</u>	<u>385,300</u>	<u>426,900</u>	<u>470,500</u>
88	<u>289,600</u>	<u>336,200</u>	<u>365,800</u>	<u>386,000</u>	<u>427,700</u>	<u>471,400</u>
89	<u>290,100</u>	<u>336,700</u>	<u>366,300</u>	<u>386,700</u>	<u>428,400</u>	<u>472,300</u>
90	<u>290,500</u>	<u>337,100</u>	<u>366,900</u>	<u>387,400</u>	<u>429,200</u>	<u>473,300</u>

91	292,100	338,600	368,600	389,100	431,000	475,300
92	292,500	339,100	369,100	389,900	431,800	476,200
93	293,000	339,500	369,700	390,600	432,600	477,100
94	293,400	339,900	370,300	391,400	433,400	478,100
95	293,800	340,400	370,900	392,000	434,200	479,000
96	294,300	340,900	371,400	392,700	435,000	479,900
97	294,700	341,300	372,000	393,300	435,800	480,800
98	295,200	341,800	372,600	394,000	436,600	481,800
99	295,600	342,300	373,200	394,800	437,400	482,700
100	296,000	342,700	373,700	395,500	438,200	483,600
101	296,400	343,100	374,300	396,000	439,000	484,500
102	296,900	343,600	374,800	396,700	439,800	485,500
103	297,400	344,000	375,300	397,400	440,600	486,400
104	297,900	344,500	375,800	398,100	441,400	487,300
105	298,400	344,900	376,300	398,800	442,200	488,200
106	298,800	345,300	376,800	399,600	443,000	489,200
107	299,300	345,700	377,200	400,400	443,800	490,100
108	299,800	346,200	377,800	401,100	444,600	491,000
109	300,300	346,600	378,300	401,800	445,400	491,900
110	300,800	347,000	378,900	402,600		
111	301,200	347,300	379,300	403,400		
112	301,600	347,800	379,900	404,100		
113	302,000	348,100	380,400	404,800		
114		348,500	381,000	405,600		
115		348,900	381,600	406,400		
116		349,400	382,200	407,100		
117		349,700	382,600	407,800		
118		350,200		408,600		
119		350,600		409,400		
120		351,100		410,100		
121		351,400		410,800		
122		351,900		411,600		
123		352,400		412,400		
124		352,900		413,100		
125		353,100		413,800		
126		353,600		414,600		
127		354,100		415,400		
128		354,600		416,100		
129		355,000		416,800		
130		355,500		417,600		
131		355,900		418,400		
132		356,400		419,100		
133		356,800		419,800		
134		357,300		420,600		
135		357,800		421,400		
136		358,300		422,100		
137		358,700		422,800		
138		359,200		423,600		
139		359,700		424,400		

91	<u>290,900</u>	<u>337,500</u>	<u>367,500</u>	<u>388,000</u>	<u>429,900</u>	<u>474,200</u>
92	<u>291,300</u>	<u>338,000</u>	<u>368,000</u>	<u>388,800</u>	<u>430,700</u>	<u>475,100</u>
93	<u>291,800</u>	<u>338,400</u>	<u>368,600</u>	<u>389,500</u>	<u>431,500</u>	<u>476,000</u>
94	<u>292,200</u>	<u>338,800</u>	<u>369,200</u>	<u>390,300</u>	<u>432,300</u>	<u>477,000</u>
95	<u>292,600</u>	<u>339,300</u>	<u>369,800</u>	<u>390,900</u>	<u>433,100</u>	<u>477,900</u>
96	<u>293,100</u>	<u>339,800</u>	<u>370,300</u>	<u>391,600</u>	<u>433,900</u>	<u>478,800</u>
97	<u>293,500</u>	<u>340,200</u>	<u>370,900</u>	<u>392,200</u>	<u>434,700</u>	<u>479,700</u>
98	<u>294,000</u>	<u>340,700</u>	<u>371,500</u>	<u>392,900</u>	<u>435,500</u>	<u>480,700</u>
99	<u>294,400</u>	<u>341,200</u>	<u>372,100</u>	<u>393,700</u>	<u>436,300</u>	<u>481,600</u>
100	<u>294,800</u>	<u>341,600</u>	<u>372,600</u>	<u>394,400</u>	<u>437,100</u>	<u>482,500</u>
101	<u>295,200</u>	<u>342,000</u>	<u>373,200</u>	<u>394,900</u>	<u>437,900</u>	<u>483,400</u>
102	<u>295,700</u>	<u>342,500</u>	<u>373,700</u>	<u>395,600</u>	<u>438,700</u>	<u>484,400</u>
103	<u>296,200</u>	<u>342,900</u>	<u>374,200</u>	<u>396,300</u>	<u>439,500</u>	<u>485,300</u>
104	<u>296,700</u>	<u>343,400</u>	<u>374,700</u>	<u>397,000</u>	<u>440,300</u>	<u>486,200</u>
105	<u>297,200</u>	<u>343,800</u>	<u>375,200</u>	<u>397,700</u>	<u>441,100</u>	<u>487,100</u>
106	<u>297,600</u>	<u>344,200</u>	<u>375,700</u>	<u>398,500</u>	<u>441,900</u>	<u>488,100</u>
107	<u>298,100</u>	<u>344,600</u>	<u>376,100</u>	<u>399,300</u>	<u>442,700</u>	<u>489,000</u>
108	<u>298,600</u>	<u>345,100</u>	<u>376,700</u>	<u>400,000</u>	<u>443,500</u>	<u>489,900</u>
109	<u>299,100</u>	<u>345,500</u>	<u>377,200</u>	<u>400,700</u>	<u>444,300</u>	<u>490,800</u>
110	<u>299,600</u>	<u>345,900</u>	<u>377,800</u>	<u>401,500</u>		
111	<u>300,000</u>	<u>346,200</u>	<u>378,200</u>	<u>402,300</u>		
112	<u>300,400</u>	<u>346,700</u>	<u>378,800</u>	<u>403,000</u>		
113	<u>300,800</u>	<u>347,000</u>	<u>379,300</u>	<u>403,700</u>		
114		<u>347,400</u>	<u>379,900</u>	<u>404,500</u>		
115		<u>347,800</u>	<u>380,500</u>	<u>405,300</u>		
116		<u>348,300</u>	<u>381,100</u>	<u>406,000</u>		
117		<u>348,600</u>	<u>381,500</u>	<u>406,700</u>		
118		<u>349,100</u>		<u>407,500</u>		
119		<u>349,500</u>		<u>408,300</u>		
120		<u>350,000</u>		<u>409,000</u>		
121		<u>350,300</u>		<u>409,700</u>		
122		<u>350,800</u>		<u>410,500</u>		
123		<u>351,300</u>		<u>411,300</u>		
124		<u>351,800</u>		<u>412,000</u>		
125		<u>352,000</u>		<u>412,700</u>		
126		<u>352,500</u>		<u>413,500</u>		
127		<u>353,000</u>		<u>414,300</u>		
128		<u>353,500</u>		<u>415,000</u>		
129		<u>353,900</u>		<u>415,700</u>		
130		<u>354,400</u>		<u>416,500</u>		
131		<u>354,800</u>		<u>417,300</u>		
132		<u>355,300</u>		<u>418,000</u>		
133		<u>355,700</u>		<u>418,700</u>		
134		<u>356,200</u>		<u>419,500</u>		
135		<u>356,700</u>		<u>420,300</u>		
136		<u>357,200</u>		<u>421,000</u>		
137		<u>357,600</u>		<u>421,700</u>		
138		<u>358,100</u>		<u>422,500</u>		
139		<u>358,600</u>		<u>423,300</u>		

	140		360,200		425,100		
	141		360,600		425,800		
	142		361,100		426,600		
	143		361,600		427,400		
	144		362,100		428,100		
	145		362,500		428,800		
再任用職員		186,900	214,500	258,700	278,900	320,200	362,700

備考 この表は、消防吏員であって市規則で定めるものに適用する。

	140		<u>359,100</u>		<u>424,000</u>		
	141		<u>359,500</u>		<u>424,700</u>		
	142		<u>360,000</u>		<u>425,500</u>		
	143		<u>360,500</u>		<u>426,300</u>		
	144		<u>361,000</u>		<u>427,000</u>		
	145		<u>361,400</u>		<u>427,700</u>		
再任用職員		<u>185,800</u>	<u>213,400</u>	<u>257,600</u>	<u>277,800</u>	<u>319,100</u>	<u>361,600</u>

備考 この表は、消防吏員であって市規則で定めるものに適用する。

別表第3の2

医療職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円
	1	<u>243,300</u>	<u>328,600</u>	<u>394,300</u>	<u>470,100</u>
	2	<u>245,800</u>	<u>331,600</u>	<u>397,200</u>	<u>472,400</u>
	3	<u>248,300</u>	<u>334,500</u>	<u>400,100</u>	<u>474,600</u>
	4	<u>250,800</u>	<u>337,600</u>	<u>403,000</u>	<u>476,900</u>
	5	<u>253,100</u>	<u>340,300</u>	<u>405,700</u>	<u>479,200</u>
	6	<u>256,900</u>	<u>343,600</u>	<u>408,400</u>	<u>481,400</u>
	7	<u>260,700</u>	<u>346,800</u>	<u>411,200</u>	<u>483,600</u>
	8	<u>264,500</u>	<u>349,900</u>	<u>414,000</u>	<u>485,800</u>
	9	<u>268,100</u>	<u>352,900</u>	<u>416,600</u>	<u>487,800</u>
	10	<u>272,100</u>	<u>355,900</u>	<u>419,300</u>	<u>489,900</u>
	11	<u>276,100</u>	<u>359,000</u>	<u>422,000</u>	<u>492,000</u>
	12	<u>280,100</u>	<u>362,200</u>	<u>424,700</u>	<u>494,100</u>
	13	<u>283,900</u>	<u>365,300</u>	<u>427,200</u>	<u>496,200</u>
	14	<u>287,900</u>	<u>368,900</u>	<u>429,700</u>	<u>498,300</u>
	15	<u>291,800</u>	<u>372,300</u>	<u>432,100</u>	<u>500,400</u>
	16	<u>295,700</u>	<u>376,000</u>	<u>434,600</u>	<u>502,500</u>
	17	<u>299,500</u>	<u>379,600</u>	<u>436,800</u>	<u>504,600</u>
	18	<u>303,100</u>	<u>382,300</u>	<u>439,200</u>	<u>506,600</u>
	19	<u>306,600</u>	<u>385,100</u>	<u>441,600</u>	<u>508,600</u>
	20	<u>310,200</u>	<u>387,900</u>	<u>444,000</u>	<u>510,600</u>
	21	<u>313,800</u>	<u>390,800</u>	<u>446,000</u>	<u>512,400</u>
	22	<u>317,500</u>	<u>393,400</u>	<u>448,400</u>	<u>514,200</u>
	23	<u>321,000</u>	<u>396,000</u>	<u>450,800</u>	<u>516,100</u>
	24	<u>324,700</u>	<u>398,600</u>	<u>453,100</u>	<u>518,000</u>
	25	<u>328,200</u>	<u>400,900</u>	<u>455,300</u>	<u>519,700</u>
	26	<u>331,000</u>	<u>403,200</u>	<u>457,600</u>	<u>521,500</u>
	27	<u>333,700</u>	<u>405,500</u>	<u>459,800</u>	<u>523,300</u>
	28	<u>336,300</u>	<u>407,800</u>	<u>462,100</u>	<u>525,100</u>
	29	<u>339,100</u>	<u>410,200</u>	<u>464,300</u>	<u>527,000</u>
	30	<u>341,400</u>	<u>412,300</u>	<u>466,600</u>	<u>528,800</u>
	31	<u>343,600</u>	<u>414,300</u>	<u>468,900</u>	<u>530,600</u>
	32	<u>346,000</u>	<u>416,400</u>	<u>471,100</u>	<u>532,400</u>
	33	<u>348,400</u>	<u>418,500</u>	<u>473,100</u>	<u>534,000</u>
	34	<u>350,800</u>	<u>420,500</u>	<u>475,200</u>	<u>535,800</u>
	35	<u>353,100</u>	<u>422,500</u>	<u>477,300</u>	<u>537,500</u>
	36	<u>355,600</u>	<u>424,500</u>	<u>479,400</u>	<u>539,300</u>
	37	<u>358,000</u>	<u>426,600</u>	<u>481,500</u>	<u>540,900</u>
	38	<u>360,400</u>	<u>428,600</u>	<u>483,300</u>	<u>542,500</u>
	39	<u>362,800</u>	<u>430,600</u>	<u>485,100</u>	<u>543,900</u>
	40	<u>365,200</u>	<u>432,600</u>	<u>486,900</u>	<u>545,500</u>
41	<u>367,500</u>	<u>434,600</u>	<u>488,600</u>	<u>547,000</u>	

別表第3の2

医療職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円
	1	<u>240,100</u>	<u>325,700</u>	<u>392,600</u>	<u>468,600</u>
	2	<u>242,600</u>	<u>328,800</u>	<u>395,500</u>	<u>470,900</u>
	3	<u>245,100</u>	<u>331,900</u>	<u>398,400</u>	<u>473,200</u>
	4	<u>247,600</u>	<u>335,000</u>	<u>401,300</u>	<u>475,500</u>
	5	<u>249,900</u>	<u>337,800</u>	<u>404,000</u>	<u>477,800</u>
	6	<u>253,700</u>	<u>341,100</u>	<u>406,800</u>	<u>480,000</u>
	7	<u>257,500</u>	<u>344,400</u>	<u>409,600</u>	<u>482,200</u>
	8	<u>261,300</u>	<u>347,700</u>	<u>412,400</u>	<u>484,400</u>
	9	<u>264,900</u>	<u>350,700</u>	<u>415,000</u>	<u>486,500</u>
	10	<u>268,900</u>	<u>353,900</u>	<u>417,700</u>	<u>488,600</u>
	11	<u>272,900</u>	<u>357,100</u>	<u>420,400</u>	<u>490,700</u>
	12	<u>276,900</u>	<u>360,300</u>	<u>423,100</u>	<u>492,800</u>
	13	<u>280,700</u>	<u>363,400</u>	<u>425,600</u>	<u>494,900</u>
	14	<u>284,700</u>	<u>367,100</u>	<u>428,100</u>	<u>497,000</u>
	15	<u>288,700</u>	<u>370,700</u>	<u>430,500</u>	<u>499,100</u>
	16	<u>292,700</u>	<u>374,400</u>	<u>433,000</u>	<u>501,200</u>
	17	<u>296,500</u>	<u>378,000</u>	<u>435,200</u>	<u>503,300</u>
	18	<u>300,100</u>	<u>380,700</u>	<u>437,600</u>	<u>505,300</u>
	19	<u>303,700</u>	<u>383,500</u>	<u>440,000</u>	<u>507,300</u>
	20	<u>307,300</u>	<u>386,300</u>	<u>442,400</u>	<u>509,300</u>
	21	<u>311,000</u>	<u>389,200</u>	<u>444,500</u>	<u>511,100</u>
	22	<u>314,800</u>	<u>391,800</u>	<u>446,900</u>	<u>512,900</u>
	23	<u>318,500</u>	<u>394,400</u>	<u>449,300</u>	<u>514,800</u>
	24	<u>322,200</u>	<u>397,000</u>	<u>451,600</u>	<u>516,700</u>
	25	<u>325,800</u>	<u>399,400</u>	<u>453,800</u>	<u>518,400</u>
	26	<u>328,600</u>	<u>401,700</u>	<u>456,100</u>	<u>520,200</u>
	27	<u>331,400</u>	<u>404,000</u>	<u>458,400</u>	<u>522,000</u>
	28	<u>334,200</u>	<u>406,300</u>	<u>460,700</u>	<u>523,800</u>
	29	<u>337,000</u>	<u>408,700</u>	<u>462,900</u>	<u>525,700</u>
	30	<u>339,400</u>	<u>410,800</u>	<u>465,200</u>	<u>527,500</u>
	31	<u>341,800</u>	<u>412,800</u>	<u>467,500</u>	<u>529,300</u>
	32	<u>344,200</u>	<u>414,900</u>	<u>469,800</u>	<u>531,100</u>
	33	<u>346,600</u>	<u>417,000</u>	<u>471,800</u>	<u>532,700</u>
	34	<u>349,100</u>	<u>419,000</u>	<u>473,900</u>	<u>534,500</u>
	35	<u>351,500</u>	<u>421,000</u>	<u>476,000</u>	<u>536,200</u>
	36	<u>354,000</u>	<u>423,000</u>	<u>478,100</u>	<u>538,000</u>
	37	<u>356,400</u>	<u>425,100</u>	<u>480,200</u>	<u>539,600</u>
	38	<u>358,800</u>	<u>427,100</u>	<u>482,000</u>	<u>541,200</u>
	39	<u>361,200</u>	<u>429,100</u>	<u>483,800</u>	<u>542,600</u>
	40	<u>363,600</u>	<u>431,100</u>	<u>485,600</u>	<u>544,200</u>
41	<u>365,900</u>	<u>433,100</u>	<u>487,300</u>	<u>545,700</u>	

42	<u>368,900</u>	<u>436,400</u>	<u>490,400</u>	<u>548,400</u>
43	<u>370,400</u>	<u>438,100</u>	<u>492,200</u>	<u>549,800</u>
44	<u>371,900</u>	<u>439,900</u>	<u>494,000</u>	<u>551,100</u>
45	<u>373,400</u>	<u>441,800</u>	<u>495,600</u>	<u>552,300</u>
46	<u>374,800</u>	<u>443,600</u>	<u>497,300</u>	<u>553,300</u>
47	<u>376,300</u>	<u>445,400</u>	<u>499,100</u>	<u>554,300</u>
48	<u>377,800</u>	<u>447,100</u>	<u>500,900</u>	<u>555,300</u>
49	<u>379,100</u>	<u>448,900</u>	<u>502,500</u>	<u>556,300</u>
50	<u>380,100</u>	<u>450,600</u>	<u>503,800</u>	<u>557,200</u>
51	<u>381,100</u>	<u>452,400</u>	<u>505,100</u>	<u>558,100</u>
52	<u>382,100</u>	<u>454,200</u>	<u>506,400</u>	<u>559,000</u>
53	<u>383,100</u>	<u>456,100</u>	<u>507,700</u>	<u>559,800</u>
54	<u>384,000</u>	<u>457,300</u>	<u>509,000</u>	<u>560,700</u>
55	<u>384,900</u>	<u>458,500</u>	<u>510,300</u>	<u>561,600</u>
56	<u>385,800</u>	<u>459,700</u>	<u>511,600</u>	<u>562,500</u>
57	<u>386,800</u>	<u>460,900</u>	<u>512,600</u>	<u>563,400</u>
58	<u>387,700</u>	<u>461,900</u>	<u>513,400</u>	<u>564,300</u>
59	<u>388,500</u>	<u>462,900</u>	<u>514,200</u>	<u>565,200</u>
60	<u>389,300</u>	<u>463,900</u>	<u>515,000</u>	<u>565,900</u>
61	<u>390,100</u>	<u>464,700</u>	<u>515,900</u>	<u>566,800</u>
62	<u>390,600</u>	<u>465,400</u>	<u>516,700</u>	<u>567,700</u>
63	<u>391,000</u>	<u>466,100</u>	<u>517,600</u>	<u>568,600</u>
64	<u>391,500</u>	<u>466,800</u>	<u>518,400</u>	<u>569,500</u>
65	<u>391,800</u>	<u>467,500</u>	<u>519,300</u>	<u>570,400</u>
66		<u>468,200</u>	<u>520,200</u>	
67		<u>468,900</u>	<u>520,900</u>	
68		<u>469,600</u>	<u>521,800</u>	
69		<u>470,100</u>	<u>522,700</u>	
70		<u>470,800</u>	<u>523,500</u>	
71		<u>471,500</u>	<u>524,400</u>	
72		<u>472,200</u>	<u>525,300</u>	
73		<u>472,600</u>	<u>526,100</u>	
74		<u>473,200</u>	<u>527,000</u>	
75		<u>473,900</u>	<u>527,900</u>	
76		<u>474,600</u>	<u>528,600</u>	
77		<u>475,000</u>	<u>529,400</u>	
78		<u>475,600</u>	<u>530,300</u>	
79		<u>476,200</u>	<u>531,200</u>	
80		<u>476,700</u>	<u>532,100</u>	
81		<u>477,300</u>	<u>532,900</u>	
82		<u>477,800</u>	<u>533,800</u>	
83		<u>478,300</u>	<u>534,700</u>	
84		<u>478,800</u>	<u>535,600</u>	
85		<u>479,200</u>	<u>536,400</u>	
86		<u>479,800</u>	<u>537,300</u>	
87		<u>480,200</u>	<u>538,200</u>	
88		<u>480,700</u>	<u>539,100</u>	
89		<u>481,200</u>	<u>539,900</u>	
90		<u>481,800</u>		

42	<u>367,400</u>	<u>434,900</u>	<u>489,100</u>	<u>547,100</u>
43	<u>368,900</u>	<u>436,700</u>	<u>490,900</u>	<u>548,500</u>
44	<u>370,400</u>	<u>438,500</u>	<u>492,700</u>	<u>549,800</u>
45	<u>371,900</u>	<u>440,400</u>	<u>494,300</u>	<u>551,000</u>
46	<u>373,300</u>	<u>442,200</u>	<u>496,000</u>	<u>552,000</u>
47	<u>374,800</u>	<u>444,000</u>	<u>497,800</u>	<u>553,000</u>
48	<u>376,300</u>	<u>445,800</u>	<u>499,600</u>	<u>554,000</u>
49	<u>377,600</u>	<u>447,600</u>	<u>501,200</u>	<u>555,000</u>
50	<u>378,600</u>	<u>449,300</u>	<u>502,500</u>	<u>555,900</u>
51	<u>379,600</u>	<u>451,100</u>	<u>503,800</u>	<u>556,800</u>
52	<u>380,600</u>	<u>452,900</u>	<u>505,100</u>	<u>557,700</u>
53	<u>381,600</u>	<u>454,800</u>	<u>506,400</u>	<u>558,500</u>
54	<u>382,500</u>	<u>456,000</u>	<u>507,700</u>	<u>559,400</u>
55	<u>383,400</u>	<u>457,200</u>	<u>509,000</u>	<u>560,300</u>
56	<u>384,300</u>	<u>458,400</u>	<u>510,300</u>	<u>561,200</u>
57	<u>385,300</u>	<u>459,600</u>	<u>511,300</u>	<u>562,100</u>
58	<u>386,200</u>	<u>460,600</u>	<u>512,100</u>	<u>563,000</u>
59	<u>387,000</u>	<u>461,600</u>	<u>512,900</u>	<u>563,900</u>
60	<u>387,900</u>	<u>462,600</u>	<u>513,700</u>	<u>564,600</u>
61	<u>388,700</u>	<u>463,400</u>	<u>514,600</u>	<u>565,500</u>
62	<u>389,200</u>	<u>464,100</u>	<u>515,400</u>	<u>566,400</u>
63	<u>389,700</u>	<u>464,800</u>	<u>516,300</u>	<u>567,300</u>
64	<u>390,200</u>	<u>465,500</u>	<u>517,100</u>	<u>568,200</u>
65	<u>390,500</u>	<u>466,200</u>	<u>518,000</u>	<u>569,100</u>
66		<u>466,900</u>	<u>518,900</u>	
67		<u>467,600</u>	<u>519,600</u>	
68		<u>468,300</u>	<u>520,500</u>	
69		<u>468,800</u>	<u>521,400</u>	
70		<u>469,500</u>	<u>522,200</u>	
71		<u>470,200</u>	<u>523,100</u>	
72		<u>470,900</u>	<u>524,000</u>	
73		<u>471,300</u>	<u>524,800</u>	
74		<u>471,900</u>	<u>525,700</u>	
75		<u>472,600</u>	<u>526,600</u>	
76		<u>473,300</u>	<u>527,300</u>	
77		<u>473,700</u>	<u>528,100</u>	
78		<u>474,300</u>	<u>529,000</u>	
79		<u>474,900</u>	<u>529,900</u>	
80		<u>475,400</u>	<u>530,800</u>	
81		<u>476,000</u>	<u>531,600</u>	
82		<u>476,500</u>	<u>532,500</u>	
83		<u>477,000</u>	<u>533,400</u>	
84		<u>477,500</u>	<u>534,300</u>	
85		<u>477,900</u>	<u>535,100</u>	
86		<u>478,500</u>	<u>536,000</u>	
87		<u>478,900</u>	<u>536,900</u>	
88		<u>479,400</u>	<u>537,800</u>	
89		<u>479,900</u>	<u>538,600</u>	
90		<u>480,500</u>		

	91		<u>482,400</u>		
	92		<u>482,800</u>		
	93		<u>483,300</u>		
	94		<u>483,900</u>		
	95		<u>484,500</u>		
	96		<u>485,100</u>		
	97		<u>485,600</u>		
再任用職員		<u>295,000</u>	<u>337,400</u>	<u>391,800</u>	<u>464,800</u>

備考 この表は、医師に適用する。

別表第3の3

任期付職員給料表

職員の区分	給料月額
保育士の職務名が冠せられた職員	<u>198,900円</u>

備考 この表は、任期付職員に適用する。

	91		<u>481,100</u>		
	92		<u>481,500</u>		
	93		<u>482,000</u>		
	94		<u>482,600</u>		
	95		<u>483,200</u>		
	96		<u>483,800</u>		
	97		<u>484,300</u>		
再任用職員		<u>293,800</u>	<u>336,200</u>	<u>390,600</u>	<u>463,700</u>

備考 この表は、医師に適用する。

別表第3の3

任期付職給料表

職員の区分	給料月額
保育士の職務名が冠せられた職員	<u>196,400円</u>

備考 この表は、任期付職員に適用する。

尼崎市職員の給与に関する条例（第2条関係）

改正後

（この条例の趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、法第3条第2項に規定する一般職に属する本市の職員（以下「職員」という。）の給与について必要な事項を定めるものとする。

（給料）

第2条 1 略

2 職員に支給される給料は、その職務の複雑、困難及び責任の程度に基づき、かつ、勤労の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件を考慮したものでなければならない。

3 生活に必要な施設その他これに類する有価物の全部又は一部が職員に支給される場合においては、別に条例で定めるところにより、その相当額をその職員の給料から控除する。ただし、特別の定めがある場合には、この限りでない。

（給料表）

第3条 1 略

2 職員（尼崎市一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成22年尼崎市条例第8号）第2条の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付職員」という。）を除く。次条第2項において同じ。）の職務は、その複雑、困難及び責任の程度に基づき給料表に定める等級ごとに分類するものとする。

3 前項の規定による分類の基準となるべき職務の内容は、給料表の種類ごとに別表第3の4アからオまでに定める等級別基準職務表のとおりとし、同表に定める役名に準ずる役名その他必要な事項は、市規則で定める。

（等級別定数）

第3条の2 市長は、組織に関する法令、条例、規則及び執行機関の定める規程の趣旨に沿い、及び前条第3項の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で、等級ごとの職員の定数を設定し、又は改定することができる。

2 職員の等級は、前項の定数の範囲内で、かつ、前条第3項の基準に従い決定する。

（昇格）

第5条 職員について昇格（現に格付けされている等級から当該等級に係る給料表における上位の等級に異動することをいう。以下同じ。）をさせるときは、市規則で定める資格基準に従い、1級上位の等級に決定するものとする。

2 行政職給料表又は消防職給料表の適用を受ける職員でその等級が4級であるもの及び教育職給料表(一)の適用を受ける職員でその等級が2級であるもの（市長の承認を得て尼崎市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が指定する職員に限る。以下「特定2級教育職員」という。）について昇格をさせる場合における前項の規定の適用については、同項中「1級」とあるのは、「2級」とする。

3 職員が生命を賭して職務を遂行し、そのために危篤となり、又は重度心身障害の状態となった場合は、第1項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該職員について昇格をさせることができる。

第6条 前条第1項（同条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により職員について昇格をさせた場合における当該職員の号給は、その昇格の日の前日に受けていた当該職員に適用される給料表に係る別表第10アからキまでのいずれかに定める昇格時号給対応表の左欄に掲げる号給の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる号給（その昇格後の等級におけるものに限る。）とする。

現 行（第 1 条改正後）

（この条例の目的）

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号。以下「法」という。）第 2 4 条第 6 項の規定に基き、法第 3 条に規定する一般職に属する職員（以下「職員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

（給料）

第 2 条 1 略

2 職員の受ける給料は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基き、かつ、勤労の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件を考慮したものでなければならない。

3 生活に必要な施設その他これに類する有価物の全部又は一部が、職員に支給される場合においては、別に条例で定めるところにより、その相当額をその職員の給料から控除する。ただし、特別の定がある場合には、この限りでない。

（給料表）

第 3 条 1 略

2 職員（尼崎市一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成 2 2 年尼崎市条例第 8 号）第 2 条の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付職員」という。）を除く。次条第 2 項において同じ。）の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基き、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、市規則で定める。

（級別定数）

第 3 条の 2 市長は、組織に関する法令、条例、規則及び執行機関の定める規程の趣旨に沿い、及び前条第 2 項の規定に基づく分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で職務の級の定数を設定し、又は改定することができる。

2 職員の職務の級は、前項の職務の級ごとの定数の範囲内で、かつ、前条第 2 項の基準に従い決定する。

（昇格）

第 5 条 職員を現に格付けされている職務の級から昇格（職員の職務の級を同一給料表の上位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）させるときは、市規則の定める資格基準に従い、その者の資格基準に応じて、1 級上位の職務の級に決定するものとする。

2 行政職給料表又は消防職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 4 級であるもの及び教育職給料表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が 2 級であるもの（市長の承認を得て教育委員会が指定する職員に限る。以下「特定 2 級教育職員」という。）を昇格させる場合における前項の規定の適用については、同項中「1 級」とあるのは、「2 級」とする。

3 職員が生命を賭して職務を遂行し、そのために危篤となり、又は重度心身障害の状態となった場合は、第 1 項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、昇格させることができる。

第 6 条 前条第 1 項（同条第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表に係る別表第 1 0 アからキまでのいずれかに定める昇格時号給対応表において、その者が昇格した日の前日に受けていた同表の左欄に掲げる号給の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる号給（その昇格後の職務の級におけるものに限る。）とする。

2 前条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の規定により特定2級教育職員について昇格をさせた場合における前項の規定の適用については、1級上位の等級への昇格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

3 略

4 第1項及び前項の規定にかかわらず、昭和38年4月1日以後において降格（現に格付けされている等級から当該等級に係る給料表における下位の等級に異動することをいう。以下同じ。）をした職員について、当該降格後最初に昇格をさせた場合における当該職員の号給は、市長が定める。

（降格）

第7条 職員について降格をさせた場合における当該職員の号給は、次のとおりとする。

- (1) 当該降格をした日（以下「降格日」という。）の前日に受けていた号給の額と同じ額の号給が、当該降格後の等級における号給のうちにあるときは、その額の号給
- (2) 降格日の前日に受けていた号給の額が、降格後の等級における最高の号給の額に達せず、かつ、当該降格後の等級における号給の額のうちにないときは、当該受けていた号給の額の直近下位の額の号給
- (3) 降格日の前日に受けていた号給の額が、当該降格後の等級における最高の号給の額を超えているときは、当該等級における最高の号給

2 略

（昇給）

第9条 1 略

2 前項の規定により職員を昇給させるかどうか及び当該職員を昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給（行政職給料表の適用を受ける職員でその等級が6級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその等級がこれらに相当するものにあつては、3号給）とすることを標準として市規則で定める基準に従い、決定するものとする。

3 略

4 職員の昇給は、その等級における最高の号給を超えて行うことができない。

5 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

6 略

（再任用職員の給料）

第9条の2 再任用職員の給料月額は、当該再任用職員に適用される給料表の再任用職員の項に掲げる給料月額のうち、当該再任用職員の等級に応じた額とする。

2 法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、尼崎市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和27年尼崎市条例第18号）第2条第3項の規定により定められた当該再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げる。）とする。

（管理職手当）

第11条 管理又は監督の地位にある職員のうち市規則で定めるもの（以下「管理監督職員」という。）には、その職務の特殊性に基づき、管理職手当を支給する。

2 管理職手当の月額、給料月額に100分の25を乗じて得た額の範囲内で市規則で定める額とする。

（地域手当）

第12条の2 地域における民間の賃金、物価及び生計費に関する事情を考慮し、職員には、地域手当を支給する。

2 前条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の規定により特定2級教育職員を昇格させた場合における前項の規定の適用については、1級上位の職務の級への昇格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

3 略

4 第1項及び前項の規定にかかわらず、昭和38年4月1日以降において降格（職員の職務の級を同一給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）した職員を、その降格後最初に昇格させた場合におけるその者の号給は、市長が別に定める。

（降格）

第7条 職員を降格させた場合におけるその者の号給は、次の各号に定める号給とする。

- (1) 降格した日の前日に受けていた号給の額と同じ額の号給が、降格した職務の級における号給のうちにあるときは、その額の号給
- (2) 降格した日の前日に受けていた号給の額が、降格した職務の級における最高の号給の額に達せず、かつ、降格した職務の級における号給の額のうちにはないときは、当該受けていた号給の額の直近下位の額の号給
- (3) 降格した日の前日に受けていた号給の額が、降格した職務の級における最高の号給の額を超えているときは、その職務の級における最高の号給

2 略

（昇給）

第9条 1 略

2 前項の規定により職員を昇給させるかどうか及びその者を昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれらに相当するものあっては、3号給）とすることを標準として市規則で定める基準に従い、決定するものとする。

3 略

4 職員の昇給は、その職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

5 前各項に規定する昇給は、予算の範囲で行わなければならない。

6 略

（再任用職員の給料）

第9条の2 再任用職員の給料月額、その者に適用される給料表の再任用職員の項に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

2 法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、尼崎市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和27年尼崎市条例第18号）第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げる。）とする。

（管理職手当）

第11条 管理又は監督の地位にある職員の職のうち市規則で指定する者に対しては、その職務の特殊性に基き、管理職手当を支給する。

2 管理職手当の月額は、当該職員の給料月額の100分の25をこえない範囲内で、市規則で定める。

（地域手当）

第12条の2 地域における民間の賃金、物価及び生計費に関する事情を考慮し、職員には地域手当を支給する。

2 地域手当の月額、給料月額並びに管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の10（医療職給料表の適用を受ける職員にあっては、100分の15.5）を乗じて得た額とする。

（管理職員特別勤務手当）

第19条の2 管理監督職員が次のいずれかに該当する場合は、当該管理監督職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

(1) 臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、勤務を要しない日又は第16条第2項に規定する休日（次号において「休日」という。）に勤務した場合

(2) 災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により、勤務を要しない日及び休日以外の日の午前0時から午前5時までの間（正規の勤務時間以外の時間内のものに限る。）に勤務した場合

2 管理職員特別勤務手当の額は、次に掲げる区分に応じ、当該号に定める額とする。

(1) 前項第1号に該当する場合（第3号に該当する場合を除く。）勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内で市規則で定める額（勤務に従事する時間等を考慮して市規則で定める勤務にあっては、当該額に100分の150を乗じて得た額）

(2) 前項第2号に該当する場合（次号に該当する場合を除く。）勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内で市規則で定める額

(3) 前項第1号の規定による勤務をした後引き続き同項第2号の規定による勤務をした場合市規則で定める額

3 前2項に規定するもののほか、管理職員特別勤務手当の支給について必要な事項は、市規則で定める。

（期末手当及び勤勉手当）

第21条 1～4 略

5 行政職給料表の適用を受ける職員でその属する等級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の程度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき任命権者が定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に等級等を考慮して任命権者が定める職員の区分に応じ100分の20を超えない範囲内で任命権者が定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

6 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、次に掲げる職員に支給される勤勉手当の総額は、当該号に定める額を超えてはならない。

(1) 第1項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の80を乗じて得た額の総額

(2) 第1項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の37.5を乗じて得た額の総額

7・8 略

第21条の3 任命権者は、支給日に期末手当及び勤勉手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次のいずれかに該当する場合は、当該期末手当及び勤勉手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第4項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 略

2 略

2 地域手当の月額、給料月額並びに管理職手当及び扶養手当の月額合計額に100分の10（医療職給料表の適用を受ける職員にあっては、100分の15）を乗じて得た額とする。

（管理職員特別勤務手当）

第19条の2 第11条の規定に基づく市規則で指定する職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務を要しない日又は第16条第2項に規定する休日に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において市規則で定める額とする。ただし、前項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して市規則で定める勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額とする。

3 前2項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給について必要な事項は、市規則で定める。

（期末手当及び勤勉手当）

第21条 1～4 略

5 行政職給料表の適用を受ける職員でその属する職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき任命権者が定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に職務の級等を考慮して任命権者が定める職員の区分に応じ100分の20を超えない範囲内で任命権者が定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

6 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、次に掲げる職員に支給される勤勉手当の総額は、当該号に定める額を超えてはならない。

(1) 第1項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の85を乗じて得た額の総額

(2) 第1項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の40を乗じて得た額の総額

7・8 略

第21条の3 任命権者は、支給日に期末手当及び勤勉手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次のいずれかに該当する場合は、当該期末手当及び勤勉手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮^ニ以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第4項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 略

2 略

3 一時差止処分を受けた者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした任命権者に対し、その取消しを申し立てることができる。

4 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに、当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2)・(3) 略

5・6 略

(教員特別手当)

第21条の4 教育職給料表の適用を受ける職員（教育職給料表(二)の適用を受ける職員にあっては、市長の承認を得て教育委員会が指定する者に限る。）には、月額8,200円を超えない範囲内で、等級及び号給（再任用職員にあっては、等級）の別に応じて、市長の承認を得て教育委員会規則で定める額の教育特別手当を支給する。

2 略

付 則

39 行政職給料表又は消防職給料表の適用を受ける再任用職員で昭和28年4月1日以前に生まれたものに対する別表第1又は別表第3の規定の適用については、行政職給料表の適用を受ける再任用職員にあっては別表第1再任用職員の項中「254,000」とあるのは「232,800」と、「273,400」とあるのは「273,500」と、「313,900」とあるのは「308,400」と、「355,600」とあるのは「337,000」と、「388,700」とあるのは「368,300」と、「439,800」とあるのは「415,500」と、消防職給料表の適用を受ける再任用職員にあっては別表第3再任用職員の項中「254,000」とあるのは「240,300」と、「273,400」とあるのは「273,500」と、「313,900」とあるのは「308,400」と、「355,600」とあるのは「337,000」とする。

61 再任用短時間勤務職員で昭和28年4月1日以前に生まれたものに対する第21条第3項及び第6項の規定の適用については、同条第3項中「100分の65」及び「100分の80」とあるのは「100分の14」と、同条第6項第2号中「100分の37.5」とあるのは「100分の11」とする。

3 一時差止処分を受けた者は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条又は第45条に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。

4 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮^ニ以上の刑に処せられなかった場合

(2)・(3) 略

5・6 略

(教員特別手当)

第21条の4 教育職給料表の適用を受ける職員（教育職給料表^ニの適用を受ける職員にあっては、市長の承認を得て教育委員会が指定する者に限る。）には、月額8,200円を超えない範囲内で、職務の級及び号給（再任用職員にあっては、職務の級）の別に応じて、市長の承認を得て教育委員会規則で定める額の教育特別手当を支給する。

2 略

付 則

39 行政職給料表又は消防職給料表の適用を受ける再任用職員で昭和28年4月1日以前に生まれたものに対する別表第1又は別表第3の規定の適用については、行政職給料表の適用を受ける再任用職員にあっては別表第1再任用職員の項中「258,700」とあるのは「237,100」と、「278,900」とあるのは「279,000」と、「320,200」とあるのは「314,600」と、「362,700」とあるのは「343,800」と、「396,500」とあるのは「375,700」と、「448,600」とあるのは「423,800」と、消防職給料表の適用を受ける再任用職員にあっては別表第3再任用職員の項中「258,700」とあるのは「244,700」と、「278,900」とあるのは「279,000」と、「320,200」とあるのは「314,600」と、「362,700」とあるのは「343,800」とする。

61 再任用短時間勤務職員で昭和28年4月1日以前に生まれたものに対する第21条第3項及び第6項の規定の適用については、同条第3項中「100分の65」及び「100分の80」とあるのは「100分の14」と、同条第6項第2号中「100分の40」とあるのは「100分の13.5」とする。

別表第 1

行政職給料表

職員の区分	等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号給	給料月額							
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	140,400	174,800	<u>209,000</u>	<u>212,600</u>	<u>282,600</u>	<u>305,300</u>	<u>341,100</u>	<u>379,400</u>
	2	141,500	176,300	<u>210,900</u>	<u>214,500</u>	<u>284,700</u>	<u>308,000</u>	<u>343,900</u>	<u>382,400</u>
	3	142,600	177,900	<u>212,800</u>	<u>216,400</u>	<u>286,800</u>	<u>310,700</u>	<u>346,700</u>	<u>385,400</u>
	4	143,700	179,500	<u>214,700</u>	<u>218,300</u>	<u>288,900</u>	<u>313,400</u>	<u>349,500</u>	<u>388,400</u>
	5	144,900	181,100	<u>216,600</u>	<u>220,200</u>	<u>291,000</u>	<u>316,100</u>	<u>352,300</u>	<u>391,400</u>
	6	146,100	182,800	<u>218,500</u>	<u>222,100</u>	<u>293,200</u>	<u>318,800</u>	<u>355,100</u>	<u>394,400</u>
	7	147,200	184,600	<u>220,400</u>	<u>224,000</u>	<u>295,400</u>	<u>321,500</u>	<u>357,900</u>	<u>397,400</u>
	8	148,300	186,400	<u>222,300</u>	<u>225,900</u>	<u>297,600</u>	<u>324,200</u>	<u>360,700</u>	<u>400,400</u>
	9	149,500	188,200	<u>224,200</u>	<u>227,800</u>	<u>299,800</u>	<u>326,900</u>	<u>363,500</u>	<u>403,400</u>
	10	150,800	190,000	<u>226,100</u>	<u>229,700</u>	<u>302,100</u>	<u>329,600</u>	<u>366,300</u>	<u>406,400</u>
	11	152,100	191,800	<u>228,000</u>	<u>231,600</u>	<u>304,400</u>	<u>332,300</u>	<u>369,100</u>	<u>409,400</u>
	12	153,400	193,600	<u>229,900</u>	<u>233,500</u>	<u>306,700</u>	<u>335,000</u>	<u>371,900</u>	<u>412,400</u>
	13	154,700	195,400	<u>231,700</u>	<u>235,400</u>	<u>309,000</u>	<u>337,700</u>	<u>374,700</u>	<u>415,400</u>
	14	156,700	197,100	<u>233,500</u>	<u>237,400</u>	<u>311,300</u>	<u>340,400</u>	<u>377,500</u>	<u>418,400</u>
	15	158,700	198,900	<u>235,300</u>	<u>239,400</u>	<u>313,500</u>	<u>343,100</u>	<u>380,300</u>	<u>421,400</u>
	16	160,700	200,700	<u>237,000</u>	<u>241,100</u>	<u>315,800</u>	<u>345,800</u>	<u>383,100</u>	<u>424,400</u>
	17	162,700	202,500	<u>238,700</u>	<u>242,800</u>	<u>318,000</u>	<u>348,500</u>	<u>385,900</u>	<u>427,400</u>
	18	164,800	204,300	<u>240,200</u>	<u>244,600</u>	<u>320,300</u>	<u>351,200</u>	<u>388,700</u>	<u>430,400</u>
	19	166,800	206,100	<u>241,900</u>	<u>246,500</u>	<u>322,500</u>	<u>353,900</u>	<u>391,500</u>	<u>433,200</u>
	20	168,900	207,900	<u>243,300</u>	<u>248,200</u>	<u>324,800</u>	<u>356,500</u>	<u>394,300</u>	<u>436,000</u>
	21	171,000	209,700	<u>245,000</u>	<u>250,000</u>	<u>327,000</u>	<u>359,200</u>	<u>397,100</u>	<u>438,800</u>
	22	173,100	211,500	<u>246,700</u>	<u>251,800</u>	<u>329,100</u>	<u>361,800</u>	<u>399,900</u>	<u>441,700</u>
	23	175,200	213,300	<u>248,300</u>	<u>253,800</u>	<u>331,400</u>	<u>364,600</u>	<u>402,600</u>	<u>444,600</u>
	24	177,300	215,100	<u>250,000</u>	<u>255,500</u>	<u>333,600</u>	<u>367,200</u>	<u>405,400</u>	<u>447,500</u>
	25	179,400	217,000	<u>251,500</u>	<u>257,300</u>	<u>335,900</u>	<u>369,700</u>	<u>408,100</u>	<u>450,400</u>
	26	181,200	218,900	<u>253,300</u>	<u>258,900</u>	<u>338,200</u>	<u>372,300</u>	<u>410,900</u>	<u>453,400</u>
	27	182,900	220,700	<u>254,800</u>	<u>260,900</u>	<u>340,400</u>	<u>375,000</u>	<u>413,600</u>	<u>456,500</u>
	28	184,600	<u>222,300</u>	<u>256,500</u>	<u>262,800</u>	<u>342,700</u>	<u>377,600</u>	<u>416,200</u>	<u>459,600</u>
	29	186,300	<u>224,000</u>	<u>258,200</u>	<u>264,600</u>	<u>344,900</u>	<u>380,400</u>	<u>418,900</u>	<u>462,900</u>
	30	188,000	<u>225,500</u>	<u>259,900</u>	<u>266,500</u>	<u>347,100</u>	<u>382,900</u>	<u>421,700</u>	<u>466,200</u>
	31	189,700	<u>227,100</u>	<u>261,700</u>	<u>268,500</u>	<u>349,400</u>	<u>385,600</u>	<u>424,200</u>	<u>469,400</u>
	32	191,400	<u>228,600</u>	<u>263,300</u>	<u>270,400</u>	<u>351,300</u>	<u>388,200</u>	<u>426,800</u>	<u>472,600</u>
	33	193,000	<u>230,100</u>	<u>265,100</u>	<u>272,500</u>	<u>353,600</u>	<u>390,900</u>	<u>429,300</u>	<u>475,800</u>
	34	194,600	<u>231,500</u>	<u>266,900</u>	<u>274,500</u>	<u>355,600</u>	<u>393,300</u>	<u>431,600</u>	<u>479,100</u>
	35	196,100	<u>232,700</u>	<u>268,800</u>	<u>276,500</u>	<u>357,800</u>	<u>395,800</u>	<u>433,900</u>	<u>482,200</u>
	36	197,700	<u>234,200</u>	<u>270,700</u>	<u>278,600</u>	<u>359,900</u>	<u>398,400</u>	<u>436,300</u>	<u>485,400</u>
	37	199,200	<u>235,500</u>	<u>272,600</u>	<u>280,800</u>	<u>362,000</u>	<u>400,900</u>	<u>438,700</u>	<u>488,700</u>
	38	200,600	<u>236,900</u>	<u>274,600</u>	<u>283,000</u>	<u>364,100</u>	<u>403,000</u>	<u>441,100</u>	<u>491,800</u>
	39	202,000	<u>238,200</u>	<u>276,600</u>	<u>285,100</u>	<u>366,200</u>	<u>405,100</u>	<u>443,600</u>	<u>494,900</u>
	40	203,400	<u>239,600</u>	<u>278,500</u>	<u>287,300</u>	<u>368,400</u>	<u>407,100</u>	<u>446,000</u>	<u>498,100</u>
41	204,800	<u>240,900</u>	<u>280,500</u>	<u>289,500</u>	<u>370,600</u>	<u>409,100</u>	<u>448,300</u>	<u>501,400</u>	

別表第1

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額							
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	140,400	174,800	210,500	214,100	288,900	312,700	349,400	388,900
	2	141,500	176,300	212,400	216,000	291,000	315,400	352,200	391,900
	3	142,600	177,900	214,300	217,900	293,100	318,100	355,000	394,900
	4	143,700	179,500	216,200	219,800	295,200	320,800	357,800	397,900
	5	144,900	181,100	218,100	221,700	297,300	323,500	360,600	400,900
	6	146,100	182,800	220,000	223,600	299,500	326,200	363,400	403,900
	7	147,200	184,600	221,900	225,500	301,700	328,900	366,200	406,900
	8	148,300	186,400	223,800	227,400	303,900	331,600	369,000	409,900
	9	149,500	188,200	225,700	229,300	306,100	334,300	371,800	412,900
	10	150,800	190,000	227,600	231,200	308,400	337,000	374,600	415,900
	11	152,100	191,800	229,500	233,100	310,700	339,700	377,400	418,900
	12	153,400	193,600	231,400	235,000	313,000	342,400	380,200	421,900
	13	154,700	195,400	233,200	236,900	315,300	345,100	383,000	424,900
	14	156,700	197,100	235,000	238,900	317,600	347,800	385,800	427,900
	15	158,700	198,900	236,800	240,900	319,900	350,500	388,600	430,900
	16	160,700	200,700	238,500	242,900	322,200	353,200	391,400	433,900
	17	162,700	202,500	240,200	244,900	324,500	355,900	394,200	436,900
	18	164,800	204,300	241,800	246,900	326,800	358,600	397,000	439,900
	19	166,800	206,100	243,700	248,900	329,100	361,300	399,800	442,700
	20	168,900	207,900	245,400	250,900	331,400	364,000	402,600	445,500
	21	171,000	209,700	247,300	252,900	333,600	366,700	405,400	448,300
	22	173,100	211,500	249,100	255,000	335,800	369,400	408,200	451,200
	23	175,200	213,300	251,000	257,100	338,100	372,200	411,000	454,100
	24	177,300	215,100	252,900	259,200	340,400	374,900	413,800	457,000
	25	179,400	217,000	254,700	261,300	342,700	377,400	416,600	459,900
	26	181,200	218,900	256,600	263,400	345,000	380,100	419,400	462,900
	27	182,900	220,700	258,500	265,500	347,300	382,800	422,100	466,000
	28	184,600	222,500	260,500	267,600	349,600	385,500	424,800	469,100
	29	186,300	224,300	262,500	269,600	351,900	388,300	427,500	472,400
	30	188,000	226,000	264,400	271,700	354,100	390,900	430,400	475,700
	31	189,700	227,700	266,300	273,700	356,400	393,600	432,900	478,900
	32	191,400	229,300	268,100	275,700	358,400	396,300	435,500	482,200
	33	193,000	231,000	270,100	277,800	360,700	399,000	438,100	485,500
	34	194,600	232,600	272,100	279,900	362,800	401,500	440,500	488,800
	35	196,100	234,100	274,000	282,000	365,000	404,000	442,900	492,000
	36	197,700	235,700	275,900	284,100	367,100	406,600	445,300	495,300
	37	199,200	237,200	277,900	286,300	369,300	409,200	447,700	498,600
	38	200,600	238,800	279,900	288,500	371,400	411,300	450,100	501,800
	39	202,000	240,400	281,900	290,700	373,600	413,400	452,600	504,900
	40	203,400	241,900	283,900	292,900	375,800	415,500	455,000	508,100
41	204,800	243,400	285,900	295,100	378,000	417,600	457,400	511,400	

42	206,200	<u>242,300</u>	<u>282,200</u>	<u>291,600</u>	<u>372,600</u>	<u>411,000</u>	<u>450,300</u>	<u>503,800</u>
43	207,600	<u>243,400</u>	<u>284,100</u>	<u>293,800</u>	<u>374,700</u>	<u>413,000</u>	<u>452,300</u>	<u>506,000</u>
44	208,900	<u>244,700</u>	<u>286,000</u>	<u>295,900</u>	<u>376,600</u>	<u>414,900</u>	<u>454,100</u>	<u>508,300</u>
45	210,200	<u>246,000</u>	<u>287,800</u>	<u>298,100</u>	<u>378,300</u>	<u>416,900</u>	<u>456,000</u>	<u>510,600</u>
46	211,500	<u>247,100</u>	<u>289,700</u>	<u>300,200</u>	<u>380,000</u>	<u>418,900</u>	<u>457,600</u>	<u>512,300</u>
47	212,800	<u>248,500</u>	<u>291,600</u>	<u>302,300</u>	<u>381,700</u>	<u>420,900</u>	<u>459,300</u>	<u>514,200</u>
48	214,100	<u>249,900</u>	<u>293,400</u>	<u>304,500</u>	<u>383,300</u>	<u>423,000</u>	<u>461,000</u>	<u>516,200</u>
49	215,300	<u>251,300</u>	<u>295,300</u>	<u>306,600</u>	<u>384,900</u>	<u>424,900</u>	<u>462,700</u>	<u>518,100</u>
50	216,500	<u>252,700</u>	<u>297,100</u>	<u>308,800</u>	<u>386,300</u>	<u>426,600</u>	<u>464,500</u>	<u>519,900</u>
51	217,700	<u>254,100</u>	<u>298,800</u>	<u>311,000</u>	<u>387,900</u>	<u>428,200</u>	<u>466,200</u>	<u>521,500</u>
52	218,700	<u>255,400</u>	<u>300,600</u>	<u>313,100</u>	<u>389,500</u>	<u>429,700</u>	<u>467,700</u>	<u>523,100</u>
53	219,600	<u>256,800</u>	<u>302,400</u>	<u>315,300</u>	<u>391,000</u>	<u>431,200</u>	<u>469,400</u>	<u>524,800</u>
54	220,600	<u>258,200</u>	<u>303,900</u>	<u>317,200</u>	<u>392,400</u>	<u>432,300</u>	<u>471,200</u>	<u>526,000</u>
55	221,600	<u>259,600</u>	<u>305,600</u>	<u>319,300</u>	<u>393,800</u>	<u>433,400</u>	<u>473,000</u>	<u>527,400</u>
56	222,500	<u>261,100</u>	<u>307,200</u>	<u>321,400</u>	<u>395,200</u>	<u>434,500</u>	<u>474,600</u>	<u>528,700</u>
57	223,400	<u>262,600</u>	<u>308,800</u>	<u>323,400</u>	<u>396,500</u>	<u>435,600</u>	<u>476,200</u>	<u>530,100</u>
58	224,300	<u>264,000</u>	<u>310,300</u>	<u>325,300</u>	<u>397,600</u>	<u>436,600</u>	<u>477,800</u>	<u>531,300</u>
59	225,300	<u>265,400</u>	<u>311,800</u>	<u>327,200</u>	<u>398,700</u>	<u>437,500</u>	<u>479,400</u>	<u>532,600</u>
60	226,100	<u>266,700</u>	<u>313,200</u>	<u>329,300</u>	<u>399,700</u>	<u>438,500</u>	<u>480,900</u>	<u>533,900</u>
61	226,900	<u>268,000</u>	<u>314,600</u>	<u>331,400</u>	<u>400,600</u>	<u>439,400</u>	<u>482,500</u>	<u>535,200</u>
62	227,900	<u>269,200</u>	<u>315,600</u>	<u>333,300</u>	<u>401,400</u>	<u>440,200</u>	<u>484,000</u>	<u>536,400</u>
63	228,700	<u>270,400</u>	<u>316,600</u>	<u>335,400</u>	<u>402,200</u>	<u>441,200</u>	<u>485,600</u>	<u>537,600</u>
64	229,400	<u>271,600</u>	<u>317,600</u>	<u>337,300</u>	<u>402,800</u>	<u>442,000</u>	<u>487,000</u>	<u>538,600</u>
65	230,300	<u>272,700</u>	<u>318,700</u>	<u>339,400</u>	<u>403,500</u>	<u>442,800</u>	<u>488,300</u>	<u>539,400</u>
66	231,100	<u>273,900</u>	<u>319,500</u>	<u>341,400</u>	<u>404,100</u>	<u>443,600</u>	<u>489,600</u>	<u>540,300</u>
67	231,900	<u>275,100</u>	<u>320,400</u>	<u>343,300</u>	<u>404,700</u>	<u>444,400</u>	<u>490,900</u>	<u>541,100</u>
68	232,800	<u>276,300</u>	<u>321,300</u>	<u>345,300</u>	<u>405,300</u>	<u>445,200</u>	<u>492,100</u>	<u>542,100</u>
69	233,500	<u>277,200</u>	<u>322,100</u>	<u>347,200</u>	<u>405,900</u>	<u>446,000</u>	<u>493,400</u>	<u>542,800</u>
70	234,000	<u>278,100</u>	<u>322,900</u>	<u>349,100</u>	<u>406,500</u>	<u>446,800</u>	<u>494,600</u>	
71	234,600	<u>279,000</u>	<u>323,600</u>	<u>350,900</u>	<u>407,100</u>	<u>447,600</u>	<u>495,800</u>	
72	235,200	<u>279,800</u>	<u>324,300</u>	<u>352,600</u>	<u>407,700</u>	<u>448,400</u>	<u>496,900</u>	
73	235,700	<u>280,400</u>	<u>324,900</u>	<u>354,400</u>	<u>408,300</u>	<u>449,100</u>	<u>497,900</u>	
74	236,200	<u>281,100</u>	<u>325,400</u>	<u>355,900</u>	<u>408,900</u>	<u>449,900</u>	<u>498,800</u>	
75	236,800	<u>281,800</u>	<u>326,000</u>	<u>357,200</u>	<u>409,500</u>	<u>450,700</u>	<u>499,700</u>	
76	237,400	<u>282,500</u>	<u>326,600</u>	<u>358,700</u>	<u>410,100</u>	<u>451,500</u>	<u>500,500</u>	
77	237,900	<u>283,100</u>	<u>327,200</u>	<u>360,100</u>	<u>410,600</u>	<u>452,200</u>	<u>501,300</u>	
78	238,500	<u>283,600</u>	<u>327,700</u>	<u>361,100</u>	<u>411,200</u>	<u>453,000</u>		
79	239,100	<u>284,200</u>	<u>328,100</u>	<u>362,100</u>	<u>411,800</u>	<u>453,800</u>		
80	239,500	<u>284,800</u>	<u>328,500</u>	<u>363,200</u>	<u>412,400</u>	<u>454,600</u>		
81	240,000	<u>285,400</u>	<u>329,100</u>	<u>364,300</u>	<u>412,900</u>	<u>455,300</u>		
82	240,500	<u>285,800</u>	<u>329,600</u>	<u>365,300</u>	<u>413,500</u>	<u>456,100</u>		
83	241,000	<u>286,400</u>	<u>330,100</u>	<u>366,300</u>	<u>414,100</u>	<u>456,900</u>		
84	241,500	<u>286,900</u>	<u>330,600</u>	<u>367,200</u>	<u>414,700</u>	<u>457,600</u>		
85	242,000	<u>287,400</u>	<u>331,100</u>	<u>368,200</u>	<u>415,200</u>	<u>458,300</u>		
86	242,500	<u>287,700</u>	<u>331,500</u>	<u>369,100</u>	<u>415,800</u>	<u>459,100</u>		
87	243,000	<u>288,200</u>	<u>332,000</u>	<u>369,900</u>	<u>416,400</u>	<u>459,900</u>		
88	243,300	<u>288,500</u>	<u>332,400</u>	<u>370,800</u>	<u>417,000</u>	<u>460,600</u>		
89	243,700	<u>289,000</u>	<u>332,800</u>	<u>371,700</u>	<u>417,500</u>	<u>461,300</u>		
90	244,200	<u>289,300</u>	<u>333,200</u>	<u>372,400</u>	<u>418,100</u>	<u>462,100</u>		

42	206,200	<u>245,000</u>	<u>287,700</u>	<u>297,300</u>	<u>380,100</u>	<u>419,500</u>	<u>459,400</u>	<u>513,800</u>
43	207,600	<u>246,500</u>	<u>289,600</u>	<u>299,500</u>	<u>382,200</u>	<u>421,500</u>	<u>461,400</u>	<u>516,100</u>
44	208,900	<u>247,800</u>	<u>291,500</u>	<u>301,700</u>	<u>384,100</u>	<u>423,500</u>	<u>463,300</u>	<u>518,400</u>
45	210,200	<u>249,400</u>	<u>293,400</u>	<u>303,900</u>	<u>385,900</u>	<u>425,500</u>	<u>465,200</u>	<u>520,800</u>
46	211,500	<u>250,800</u>	<u>295,300</u>	<u>306,000</u>	<u>387,600</u>	<u>427,500</u>	<u>466,800</u>	<u>522,700</u>
47	212,800	<u>252,400</u>	<u>297,200</u>	<u>308,200</u>	<u>389,300</u>	<u>429,500</u>	<u>468,500</u>	<u>524,700</u>
48	214,100	<u>253,900</u>	<u>299,100</u>	<u>310,400</u>	<u>391,000</u>	<u>431,600</u>	<u>470,200</u>	<u>526,700</u>
49	215,300	<u>255,400</u>	<u>301,000</u>	<u>312,600</u>	<u>392,600</u>	<u>433,600</u>	<u>471,900</u>	<u>528,600</u>
50	216,500	<u>257,000</u>	<u>302,800</u>	<u>314,800</u>	<u>394,100</u>	<u>435,300</u>	<u>473,700</u>	<u>530,400</u>
51	217,700	<u>258,700</u>	<u>304,600</u>	<u>317,000</u>	<u>395,700</u>	<u>436,900</u>	<u>475,400</u>	<u>532,100</u>
52	218,700	<u>260,300</u>	<u>306,400</u>	<u>319,200</u>	<u>397,300</u>	<u>438,400</u>	<u>476,900</u>	<u>533,700</u>
53	219,600	<u>261,800</u>	<u>308,200</u>	<u>321,400</u>	<u>398,900</u>	<u>439,900</u>	<u>478,600</u>	<u>535,400</u>
54	220,600	<u>263,200</u>	<u>309,800</u>	<u>323,400</u>	<u>400,300</u>	<u>441,000</u>	<u>480,400</u>	<u>536,700</u>
55	221,600	<u>264,700</u>	<u>311,500</u>	<u>325,500</u>	<u>401,700</u>	<u>442,100</u>	<u>482,200</u>	<u>538,100</u>
56	222,500	<u>266,200</u>	<u>313,100</u>	<u>327,600</u>	<u>403,100</u>	<u>443,200</u>	<u>483,800</u>	<u>539,400</u>
57	223,400	<u>267,700</u>	<u>314,800</u>	<u>329,700</u>	<u>404,500</u>	<u>444,300</u>	<u>485,600</u>	<u>540,800</u>
58	224,300	<u>269,100</u>	<u>316,300</u>	<u>331,600</u>	<u>405,600</u>	<u>445,300</u>	<u>487,400</u>	<u>542,100</u>
59	225,300	<u>270,500</u>	<u>317,800</u>	<u>333,600</u>	<u>406,700</u>	<u>446,200</u>	<u>489,100</u>	<u>543,400</u>
60	226,100	<u>271,800</u>	<u>319,300</u>	<u>335,700</u>	<u>407,700</u>	<u>447,200</u>	<u>490,900</u>	<u>544,700</u>
61	226,900	<u>273,200</u>	<u>320,700</u>	<u>337,800</u>	<u>408,600</u>	<u>448,100</u>	<u>492,700</u>	<u>546,000</u>
62	227,900	<u>274,400</u>	<u>321,700</u>	<u>339,800</u>	<u>409,400</u>	<u>448,900</u>	<u>494,500</u>	<u>547,200</u>
63	228,700	<u>275,600</u>	<u>322,800</u>	<u>341,900</u>	<u>410,300</u>	<u>449,900</u>	<u>496,300</u>	<u>548,400</u>
64	229,400	<u>276,800</u>	<u>323,800</u>	<u>343,900</u>	<u>411,000</u>	<u>450,700</u>	<u>498,100</u>	<u>549,600</u>
65	230,300	<u>278,000</u>	<u>324,900</u>	<u>346,000</u>	<u>411,800</u>	<u>451,600</u>	<u>499,600</u>	<u>550,600</u>
66	231,100	<u>279,200</u>	<u>325,800</u>	<u>348,000</u>	<u>412,500</u>	<u>452,600</u>	<u>501,200</u>	<u>551,700</u>
67	231,900	<u>280,400</u>	<u>326,700</u>	<u>350,000</u>	<u>413,300</u>	<u>453,400</u>	<u>502,800</u>	<u>552,800</u>
68	232,800	<u>281,600</u>	<u>327,600</u>	<u>352,000</u>	<u>414,100</u>	<u>454,300</u>	<u>504,400</u>	<u>553,900</u>
69	233,500	<u>282,600</u>	<u>328,500</u>	<u>354,000</u>	<u>414,800</u>	<u>455,200</u>	<u>506,000</u>	<u>554,900</u>
70	234,000	<u>283,500</u>	<u>329,300</u>	<u>355,900</u>	<u>415,600</u>	<u>456,200</u>	<u>507,200</u>	
71	234,600	<u>284,400</u>	<u>330,000</u>	<u>357,700</u>	<u>416,300</u>	<u>457,100</u>	<u>508,400</u>	
72	235,200	<u>285,200</u>	<u>330,700</u>	<u>359,500</u>	<u>416,900</u>	<u>457,900</u>	<u>509,600</u>	
73	235,700	<u>285,900</u>	<u>331,300</u>	<u>361,300</u>	<u>417,500</u>	<u>458,600</u>	<u>510,800</u>	
74	236,200	<u>286,600</u>	<u>331,900</u>	<u>362,800</u>	<u>418,200</u>	<u>459,600</u>	<u>511,800</u>	
75	236,800	<u>287,300</u>	<u>332,500</u>	<u>364,200</u>	<u>419,000</u>	<u>460,500</u>	<u>512,800</u>	
76	237,400	<u>288,000</u>	<u>333,100</u>	<u>365,700</u>	<u>419,700</u>	<u>461,400</u>	<u>513,800</u>	
77	237,900	<u>288,600</u>	<u>333,700</u>	<u>367,100</u>	<u>420,400</u>	<u>462,300</u>	<u>514,800</u>	
78	238,500	<u>289,200</u>	<u>334,200</u>	<u>368,200</u>	<u>421,200</u>	<u>463,300</u>		
79	239,100	<u>289,800</u>	<u>334,600</u>	<u>369,200</u>	<u>422,000</u>	<u>464,200</u>		
80	239,500	<u>290,400</u>	<u>335,100</u>	<u>370,300</u>	<u>422,600</u>	<u>465,100</u>		
81	240,000	<u>291,000</u>	<u>335,700</u>	<u>371,400</u>	<u>423,200</u>	<u>466,000</u>		
82	240,500	<u>291,500</u>	<u>336,200</u>	<u>372,400</u>	<u>424,000</u>	<u>467,000</u>		
83	241,000	<u>292,100</u>	<u>336,700</u>	<u>373,400</u>	<u>424,800</u>	<u>467,900</u>		
84	241,500	<u>292,600</u>	<u>337,200</u>	<u>374,400</u>	<u>425,600</u>	<u>468,800</u>		
85	242,000	<u>293,100</u>	<u>337,700</u>	<u>375,400</u>	<u>426,400</u>	<u>469,700</u>		
86	242,500	<u>293,400</u>	<u>338,100</u>	<u>376,300</u>	<u>427,200</u>	<u>470,700</u>		
87	243,000	<u>293,900</u>	<u>338,600</u>	<u>377,100</u>	<u>428,000</u>	<u>471,600</u>		
88	243,300	<u>294,200</u>	<u>339,100</u>	<u>378,000</u>	<u>428,800</u>	<u>472,500</u>		
89	243,700	<u>294,700</u>	<u>339,500</u>	<u>378,900</u>	<u>429,500</u>	<u>473,400</u>		
90	244,200	<u>295,100</u>	<u>339,900</u>	<u>379,700</u>	<u>430,300</u>	<u>474,400</u>		

91	244,700	<u>289,700</u>	<u>333,700</u>	<u>373,200</u>	<u>418,700</u>	<u>462,900</u>		
92	245,000	<u>290,200</u>	<u>334,100</u>	<u>373,900</u>	<u>419,200</u>	<u>463,600</u>		
93	245,400	<u>290,600</u>	<u>334,500</u>	<u>374,700</u>	<u>419,700</u>	<u>464,300</u>		
94		<u>291,100</u>	<u>335,000</u>	<u>375,400</u>	<u>420,300</u>	<u>465,100</u>		
95		<u>291,500</u>	<u>335,500</u>	<u>376,100</u>	<u>420,900</u>	<u>465,900</u>		
96		<u>291,900</u>	<u>335,900</u>	<u>376,900</u>	<u>421,400</u>	<u>466,600</u>		
97		<u>292,200</u>	<u>336,300</u>	<u>377,700</u>	<u>421,900</u>	<u>467,300</u>		
98		<u>292,700</u>	<u>336,600</u>	<u>378,300</u>	<u>422,500</u>	<u>468,100</u>		
99		<u>293,200</u>	<u>337,000</u>	<u>379,000</u>	<u>423,100</u>	<u>468,900</u>		
100		<u>293,700</u>	<u>337,500</u>	<u>379,700</u>	<u>423,600</u>	<u>469,600</u>		
101		<u>294,200</u>	<u>337,800</u>	<u>380,400</u>	<u>424,100</u>	<u>470,300</u>		
102		<u>294,600</u>	<u>338,100</u>	<u>381,000</u>	<u>424,700</u>	<u>471,100</u>		
103		<u>295,100</u>	<u>338,500</u>	<u>381,600</u>	<u>425,300</u>	<u>471,900</u>		
104		<u>295,600</u>	<u>339,000</u>	<u>382,400</u>	<u>425,800</u>	<u>472,600</u>		
105		<u>296,100</u>	<u>339,300</u>	<u>383,100</u>	<u>426,300</u>	<u>473,300</u>		
106		<u>296,500</u>	<u>339,600</u>	<u>383,900</u>	<u>426,900</u>	<u>474,100</u>		
107		<u>297,000</u>	<u>340,000</u>	<u>384,500</u>	<u>427,500</u>	<u>474,900</u>		
108		<u>297,500</u>	<u>340,500</u>	<u>385,200</u>	<u>428,000</u>	<u>475,600</u>		
109		<u>297,800</u>	<u>340,800</u>	<u>385,800</u>	<u>428,500</u>	<u>476,300</u>		
110		<u>298,300</u>	<u>341,300</u>	<u>386,500</u>	<u>429,100</u>			
111		<u>298,800</u>	<u>341,800</u>	<u>387,300</u>	<u>429,700</u>			
112		<u>299,300</u>	<u>342,200</u>	<u>387,900</u>	<u>430,200</u>			
113		<u>299,600</u>	<u>342,400</u>	<u>388,400</u>	<u>430,700</u>			
114		<u>300,100</u>	<u>342,900</u>	<u>389,000</u>	<u>431,300</u>			
115		<u>300,500</u>	<u>343,400</u>	<u>389,600</u>	<u>431,900</u>			
116		<u>301,000</u>	<u>343,900</u>	<u>390,200</u>	<u>432,400</u>			
117		<u>301,300</u>	<u>344,300</u>	<u>390,700</u>	<u>432,900</u>			
118			<u>344,800</u>	<u>391,300</u>				
119			<u>345,300</u>	<u>391,900</u>				
120			<u>345,800</u>	<u>392,500</u>				
121			<u>346,200</u>	<u>393,000</u>				
122			<u>346,700</u>	<u>393,600</u>				
123			<u>347,200</u>	<u>394,200</u>				
124			<u>347,600</u>	<u>394,700</u>				
125			<u>348,000</u>	<u>395,200</u>				
126			<u>348,500</u>	<u>395,800</u>				
127			<u>348,800</u>	<u>396,400</u>				
128			<u>349,300</u>	<u>396,900</u>				
129			<u>349,700</u>	<u>397,400</u>				
130			<u>350,200</u>	<u>398,000</u>				
131			<u>350,700</u>	<u>398,600</u>				
132			<u>351,200</u>	<u>399,100</u>				
133			<u>351,600</u>	<u>399,600</u>				
134			<u>352,100</u>	<u>400,200</u>				
135			<u>352,600</u>	<u>400,800</u>				
136			<u>353,100</u>	<u>401,300</u>				
137			<u>353,500</u>	<u>401,800</u>				
138			<u>353,900</u>	<u>402,400</u>				
139			<u>354,400</u>	<u>403,000</u>				

91	244,700	<u>295,500</u>	<u>340,400</u>	<u>380,500</u>	<u>431,000</u>	<u>475,300</u>		
92	245,000	<u>296,000</u>	<u>340,800</u>	<u>381,200</u>	<u>431,800</u>	<u>476,200</u>		
93	245,400	<u>296,400</u>	<u>341,200</u>	<u>382,000</u>	<u>432,600</u>	<u>477,100</u>		
94		<u>296,900</u>	<u>341,700</u>	<u>382,700</u>	<u>433,400</u>	<u>478,100</u>		
95		<u>297,300</u>	<u>342,200</u>	<u>383,400</u>	<u>434,200</u>	<u>479,000</u>		
96		<u>297,700</u>	<u>342,600</u>	<u>384,200</u>	<u>435,000</u>	<u>479,900</u>		
97		<u>298,000</u>	<u>343,000</u>	<u>385,000</u>	<u>435,800</u>	<u>480,800</u>		
98		<u>298,500</u>	<u>343,400</u>	<u>385,700</u>	<u>436,600</u>	<u>481,800</u>		
99		<u>299,000</u>	<u>343,800</u>	<u>386,400</u>	<u>437,400</u>	<u>482,700</u>		
100		<u>299,500</u>	<u>344,300</u>	<u>387,100</u>	<u>438,200</u>	<u>483,600</u>		
101		<u>300,000</u>	<u>344,600</u>	<u>387,800</u>	<u>439,000</u>	<u>484,500</u>		
102		<u>300,400</u>	<u>344,900</u>	<u>388,500</u>	<u>439,800</u>	<u>485,500</u>		
103		<u>300,900</u>	<u>345,300</u>	<u>389,100</u>	<u>440,600</u>	<u>486,400</u>		
104		<u>301,400</u>	<u>345,800</u>	<u>389,900</u>	<u>441,400</u>	<u>487,300</u>		
105		<u>301,900</u>	<u>346,100</u>	<u>390,600</u>	<u>442,200</u>	<u>488,200</u>		
106		<u>302,400</u>	<u>346,400</u>	<u>391,400</u>	<u>443,000</u>	<u>489,200</u>		
107		<u>302,900</u>	<u>346,800</u>	<u>392,000</u>	<u>443,800</u>	<u>490,100</u>		
108		<u>303,400</u>	<u>347,300</u>	<u>392,700</u>	<u>444,600</u>	<u>491,000</u>		
109		<u>303,800</u>	<u>347,600</u>	<u>393,300</u>	<u>445,400</u>	<u>491,900</u>		
110		<u>304,300</u>	<u>348,100</u>	<u>394,000</u>	<u>446,200</u>			
111		<u>304,800</u>	<u>348,600</u>	<u>394,800</u>	<u>447,000</u>			
112		<u>305,300</u>	<u>349,100</u>	<u>395,500</u>	<u>447,800</u>			
113		<u>305,600</u>	<u>349,300</u>	<u>396,000</u>	<u>448,600</u>			
114		<u>306,100</u>	<u>349,800</u>	<u>396,700</u>	<u>449,400</u>			
115		<u>306,500</u>	<u>350,300</u>	<u>397,400</u>	<u>450,200</u>			
116		<u>307,000</u>	<u>350,800</u>	<u>398,100</u>	<u>451,000</u>			
117		<u>307,300</u>	<u>351,200</u>	<u>398,800</u>	<u>451,800</u>			
118			<u>351,700</u>	<u>399,600</u>				
119			<u>352,200</u>	<u>400,400</u>				
120			<u>352,700</u>	<u>401,100</u>				
121			<u>353,100</u>	<u>401,800</u>				
122			<u>353,600</u>	<u>402,600</u>				
123			<u>354,100</u>	<u>403,400</u>				
124			<u>354,600</u>	<u>404,100</u>				
125			<u>355,000</u>	<u>404,800</u>				
126			<u>355,500</u>	<u>405,600</u>				
127			<u>355,900</u>	<u>406,400</u>				
128			<u>356,400</u>	<u>407,100</u>				
129			<u>356,800</u>	<u>407,800</u>				
130			<u>357,300</u>	<u>408,600</u>				
131			<u>357,800</u>	<u>409,400</u>				
132			<u>358,300</u>	<u>410,100</u>				
133			<u>358,700</u>	<u>410,800</u>				
134			<u>359,200</u>	<u>411,600</u>				
135			<u>359,700</u>	<u>412,400</u>				
136			<u>360,200</u>	<u>413,100</u>				
137			<u>360,600</u>	<u>413,800</u>				
138			<u>361,100</u>	<u>414,600</u>				
139			<u>361,600</u>	<u>415,400</u>				

	140			<u>354,900</u>	<u>403,500</u>				
	141			<u>355,300</u>	<u>404,000</u>				
	142			<u>355,800</u>	<u>404,600</u>				
	143			<u>356,300</u>	<u>405,200</u>				
	144			<u>356,800</u>	<u>405,700</u>				
	145			<u>357,200</u>	<u>406,200</u>				
	146				<u>406,800</u>				
	147				<u>407,400</u>				
	148				<u>407,900</u>				
	149				<u>408,400</u>				
	150				<u>409,000</u>				
	151				<u>409,600</u>				
	152				<u>410,100</u>				
	153				<u>410,600</u>				
	154				<u>411,200</u>				
	155				<u>411,800</u>				
	156				<u>412,300</u>				
	157				<u>412,800</u>				
	158				<u>413,400</u>				
	159				<u>414,000</u>				
	160				<u>414,500</u>				
	161				<u>415,000</u>				
再任用職員		<u>186,500</u>	<u>214,000</u>	<u>254,000</u>	<u>273,400</u>	<u>313,900</u>	<u>355,600</u>	<u>388,700</u>	<u>439,800</u>

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第 23 条に規定する職員を除く。

	140			<u>362,100</u>	<u>416,100</u>				
	141			<u>362,500</u>	<u>416,800</u>				
	142			<u>363,000</u>	<u>417,600</u>				
	143			<u>363,500</u>	<u>418,400</u>				
	144			<u>364,000</u>	<u>419,100</u>				
	145			<u>364,400</u>	<u>419,800</u>				
	146				<u>420,600</u>				
	147				<u>421,400</u>				
	148				<u>422,100</u>				
	149				<u>422,800</u>				
	150				<u>423,600</u>				
	151				<u>424,400</u>				
	152				<u>425,100</u>				
	153				<u>425,800</u>				
	154				<u>426,600</u>				
	155				<u>427,400</u>				
	156				<u>428,100</u>				
	157				<u>428,800</u>				
	158				<u>429,600</u>				
	159				<u>430,400</u>				
	160				<u>431,100</u>				
	161				<u>431,800</u>				
再任用職員		<u>186,900</u>	<u>214,500</u>	<u>258,700</u>	<u>278,900</u>	<u>320,200</u>	<u>362,700</u>	<u>396,500</u>	<u>448,600</u>

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第 23 条に規定する職員を除く。

別表第2

教育職給料表

ア 教育職給料表(一)

職員の区分	等級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	153,600	169,500	<u>268,700</u>	<u>327,200</u>	<u>415,700</u>
	2	155,100	171,600	<u>271,000</u>	<u>329,400</u>	<u>417,500</u>
	3	156,600	173,700	<u>273,100</u>	<u>331,700</u>	<u>419,300</u>
	4	158,100	175,900	<u>275,200</u>	<u>333,900</u>	<u>421,000</u>
	5	159,800	177,900	<u>277,500</u>	<u>336,200</u>	<u>422,500</u>
	6	161,700	180,100	<u>279,700</u>	<u>338,400</u>	<u>424,000</u>
	7	163,500	182,300	<u>282,000</u>	<u>340,700</u>	<u>425,900</u>
	8	165,300	184,500	<u>284,200</u>	<u>343,000</u>	<u>427,800</u>
	9	167,100	186,800	<u>286,400</u>	<u>345,000</u>	<u>429,600</u>
	10	169,200	189,600	<u>288,400</u>	<u>347,100</u>	<u>431,400</u>
	11	171,200	192,300	<u>290,400</u>	<u>349,300</u>	<u>433,300</u>
	12	173,200	195,000	<u>292,400</u>	<u>351,400</u>	<u>435,100</u>
	13	175,200	197,900	<u>294,600</u>	<u>353,600</u>	<u>436,800</u>
	14	177,400	199,600	<u>297,400</u>	<u>355,600</u>	<u>438,700</u>
	15	179,600	201,200	<u>300,100</u>	<u>357,600</u>	<u>440,500</u>
	16	181,800	202,900	<u>303,000</u>	<u>359,600</u>	<u>442,400</u>
	17	184,100	204,700	<u>305,600</u>	<u>361,500</u>	<u>444,100</u>
	18	186,700	206,400	<u>308,200</u>	<u>363,400</u>	<u>445,900</u>
	19	189,200	208,100	<u>310,600</u>	<u>365,400</u>	<u>447,700</u>
	20	191,700	209,700	<u>313,300</u>	<u>367,400</u>	<u>449,500</u>
	21	194,200	211,500	<u>315,900</u>	<u>369,200</u>	<u>451,100</u>
	22	195,900	213,400	<u>318,100</u>	<u>371,100</u>	<u>452,800</u>
	23	197,600	215,300	<u>320,400</u>	<u>373,000</u>	<u>454,700</u>
	24	199,300	217,200	<u>322,600</u>	<u>374,900</u>	<u>456,400</u>
	25	200,800	218,900	<u>324,600</u>	<u>376,400</u>	<u>458,100</u>
	26	202,500	220,900	<u>326,700</u>	<u>378,200</u>	<u>459,700</u>
	27	204,200	222,900	<u>329,000</u>	<u>380,000</u>	<u>461,300</u>
	28	205,800	224,900	<u>331,300</u>	<u>381,900</u>	<u>462,800</u>
	29	207,300	226,800	<u>333,300</u>	<u>383,800</u>	<u>464,300</u>
	30	209,000	229,500	<u>335,600</u>	<u>385,700</u>	<u>465,600</u>
	31	210,700	232,200	<u>337,900</u>	<u>387,600</u>	<u>466,900</u>
	32	212,400	234,900	<u>340,100</u>	<u>389,600</u>	<u>468,200</u>
	33	214,000	<u>237,500</u>	<u>342,100</u>	<u>391,300</u>	<u>469,400</u>
	34	215,800	<u>240,300</u>	<u>344,200</u>	<u>393,000</u>	<u>470,100</u>
	35	217,600	<u>242,900</u>	<u>346,400</u>	<u>394,600</u>	<u>470,800</u>
	36	219,400	<u>245,600</u>	<u>348,600</u>	<u>396,400</u>	<u>471,500</u>
	37	221,000	<u>248,100</u>	<u>350,500</u>	<u>397,600</u>	<u>472,100</u>
	38	222,800	<u>250,600</u>	<u>352,600</u>	<u>399,100</u>	<u>472,800</u>
	39	224,600	<u>253,100</u>	<u>354,600</u>	<u>400,500</u>	<u>473,500</u>
40	226,400	<u>255,500</u>	<u>356,700</u>	<u>401,900</u>	<u>474,200</u>	

別表第2

教育職給料表

ア 教育職給料表(一)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	153,600	169,500	<u>270,500</u>	<u>333,700</u>	<u>424,200</u>
	2	155,100	171,600	<u>273,100</u>	<u>336,000</u>	<u>426,000</u>
	3	156,600	173,700	<u>275,500</u>	<u>338,300</u>	<u>427,800</u>
	4	158,100	175,900	<u>277,900</u>	<u>340,600</u>	<u>429,600</u>
	5	159,800	177,900	<u>280,300</u>	<u>342,900</u>	<u>431,200</u>
	6	161,700	180,100	<u>282,800</u>	<u>345,200</u>	<u>432,800</u>
	7	163,500	182,300	<u>285,400</u>	<u>347,500</u>	<u>434,700</u>
	8	165,300	184,500	<u>287,900</u>	<u>349,800</u>	<u>436,600</u>
	9	167,100	186,800	<u>290,200</u>	<u>351,900</u>	<u>438,400</u>
	10	169,200	189,600	<u>292,700</u>	<u>354,100</u>	<u>440,200</u>
	11	171,200	192,300	<u>295,300</u>	<u>356,300</u>	<u>442,100</u>
	12	173,200	195,000	<u>297,800</u>	<u>358,500</u>	<u>444,000</u>
	13	175,200	197,900	<u>300,500</u>	<u>360,700</u>	<u>445,700</u>
	14	177,400	199,600	<u>303,300</u>	<u>362,700</u>	<u>447,600</u>
	15	179,600	201,200	<u>306,100</u>	<u>364,700</u>	<u>449,500</u>
	16	181,800	202,900	<u>309,000</u>	<u>366,800</u>	<u>451,400</u>
	17	184,100	204,700	<u>311,800</u>	<u>368,700</u>	<u>453,100</u>
	18	186,700	206,400	<u>314,400</u>	<u>370,700</u>	<u>454,900</u>
	19	189,200	208,100	<u>316,900</u>	<u>372,700</u>	<u>456,700</u>
	20	191,700	209,700	<u>319,600</u>	<u>374,700</u>	<u>458,500</u>
	21	194,200	211,500	<u>322,200</u>	<u>376,700</u>	<u>460,100</u>
	22	195,900	213,400	<u>324,500</u>	<u>378,600</u>	<u>461,900</u>
	23	197,600	215,300	<u>326,800</u>	<u>380,600</u>	<u>463,800</u>
	24	199,300	217,200	<u>329,100</u>	<u>382,500</u>	<u>465,500</u>
	25	200,800	218,900	<u>331,200</u>	<u>384,000</u>	<u>467,200</u>
	26	202,500	220,900	<u>333,300</u>	<u>385,900</u>	<u>468,900</u>
	27	204,200	222,900	<u>335,600</u>	<u>387,700</u>	<u>470,500</u>
	28	205,800	224,900	<u>337,900</u>	<u>389,600</u>	<u>472,200</u>
	29	207,300	226,800	<u>340,000</u>	<u>391,500</u>	<u>474,000</u>
	30	209,000	229,500	<u>342,300</u>	<u>393,500</u>	<u>475,600</u>
	31	210,700	232,200	<u>344,600</u>	<u>395,500</u>	<u>477,200</u>
	32	212,400	234,900	<u>346,900</u>	<u>397,500</u>	<u>478,900</u>
	33	214,000	<u>237,700</u>	<u>349,000</u>	<u>399,300</u>	<u>480,600</u>
	34	215,800	<u>240,600</u>	<u>351,200</u>	<u>401,000</u>	<u>481,600</u>
	35	217,600	<u>243,500</u>	<u>353,400</u>	<u>402,700</u>	<u>482,600</u>
	36	219,400	<u>246,300</u>	<u>355,600</u>	<u>404,500</u>	<u>483,400</u>
	37	221,000	<u>248,900</u>	<u>357,500</u>	<u>405,700</u>	<u>484,500</u>
	38	222,800	<u>251,700</u>	<u>359,600</u>	<u>407,200</u>	<u>485,500</u>
	39	224,600	<u>254,500</u>	<u>361,700</u>	<u>408,600</u>	<u>486,500</u>
40	226,400	<u>257,200</u>	<u>363,800</u>	<u>410,100</u>	<u>487,500</u>	

41	<u>228,100</u>	<u>258,200</u>	<u>358,800</u>	<u>403,600</u>	<u>474,800</u>
42	<u>229,800</u>	<u>260,600</u>	<u>360,800</u>	<u>405,000</u>	<u>475,500</u>
43	<u>231,400</u>	<u>262,800</u>	<u>362,800</u>	<u>406,300</u>	<u>476,200</u>
44	<u>233,000</u>	<u>265,000</u>	<u>364,800</u>	<u>407,800</u>	<u>476,900</u>
45	<u>234,600</u>	<u>267,200</u>	<u>366,300</u>	<u>409,400</u>	<u>477,500</u>
46	<u>236,000</u>	<u>269,400</u>	<u>368,100</u>	<u>410,700</u>	<u>478,200</u>
47	<u>237,300</u>	<u>271,600</u>	<u>369,700</u>	<u>412,200</u>	<u>478,900</u>
48	<u>238,600</u>	<u>273,700</u>	<u>371,500</u>	<u>413,800</u>	<u>479,600</u>
49	<u>240,100</u>	<u>276,000</u>	<u>373,100</u>	<u>415,500</u>	<u>480,200</u>
50	<u>241,600</u>	<u>278,000</u>	<u>374,700</u>	<u>416,900</u>	<u>480,900</u>
51	<u>242,800</u>	<u>280,000</u>	<u>376,300</u>	<u>418,500</u>	<u>481,600</u>
52	<u>244,300</u>	<u>282,000</u>	<u>377,900</u>	<u>420,000</u>	<u>482,300</u>
53	<u>245,600</u>	<u>283,900</u>	<u>379,500</u>	<u>421,700</u>	<u>482,900</u>
54	<u>246,800</u>	<u>286,400</u>	<u>381,200</u>	<u>423,200</u>	<u>483,600</u>
55	<u>248,200</u>	<u>288,700</u>	<u>382,900</u>	<u>424,800</u>	<u>484,300</u>
56	<u>249,400</u>	<u>291,200</u>	<u>384,500</u>	<u>426,400</u>	<u>485,000</u>
57	<u>250,700</u>	<u>293,400</u>	<u>385,700</u>	<u>427,900</u>	<u>485,600</u>
58	<u>251,800</u>	<u>295,900</u>	<u>387,200</u>	<u>429,400</u>	
59	<u>253,000</u>	<u>298,300</u>	<u>388,600</u>	<u>430,600</u>	
60	<u>254,200</u>	<u>301,000</u>	<u>390,100</u>	<u>431,800</u>	
61	<u>255,500</u>	<u>303,400</u>	<u>391,600</u>	<u>433,000</u>	
62	<u>256,900</u>	<u>305,800</u>	<u>393,100</u>	<u>434,300</u>	
63	<u>258,300</u>	<u>308,300</u>	<u>394,500</u>	<u>435,600</u>	
64	<u>259,500</u>	<u>310,700</u>	<u>396,100</u>	<u>436,800</u>	
65	<u>260,900</u>	<u>313,100</u>	<u>397,500</u>	<u>438,000</u>	
66	<u>262,400</u>	<u>315,300</u>	<u>398,400</u>	<u>439,200</u>	
67	<u>264,000</u>	<u>317,400</u>	<u>399,600</u>	<u>440,400</u>	
68	<u>265,700</u>	<u>319,600</u>	<u>400,900</u>	<u>441,600</u>	
69	<u>267,200</u>	<u>321,900</u>	<u>402,100</u>	<u>442,800</u>	
70	<u>268,600</u>	<u>324,000</u>	<u>403,300</u>	<u>444,000</u>	
71	<u>270,000</u>	<u>326,200</u>	<u>404,500</u>	<u>445,200</u>	
72	<u>271,500</u>	<u>328,200</u>	<u>405,800</u>	<u>446,400</u>	
73	<u>272,600</u>	<u>330,400</u>	<u>406,700</u>	<u>447,500</u>	
74	<u>274,000</u>	<u>332,500</u>	<u>407,900</u>	<u>448,100</u>	
75	<u>275,400</u>	<u>334,700</u>	<u>409,000</u>	<u>448,600</u>	
76	<u>276,700</u>	<u>336,900</u>	<u>410,200</u>	<u>449,100</u>	
77	<u>278,100</u>	<u>338,800</u>	<u>411,200</u>	<u>449,600</u>	
78	<u>279,300</u>	<u>341,000</u>	<u>412,200</u>	<u>450,200</u>	
79	<u>280,500</u>	<u>343,100</u>	<u>413,200</u>	<u>450,700</u>	
80	<u>281,700</u>	<u>345,300</u>	<u>414,100</u>	<u>451,200</u>	
81	<u>282,900</u>	<u>347,300</u>	<u>414,800</u>	<u>451,700</u>	
82	<u>284,100</u>	<u>349,200</u>	<u>415,600</u>	<u>452,300</u>	
83	<u>285,300</u>	<u>351,300</u>	<u>416,500</u>	<u>452,800</u>	
84	<u>286,500</u>	<u>353,300</u>	<u>417,300</u>	<u>453,300</u>	
85	<u>287,700</u>	<u>355,100</u>	<u>417,700</u>	<u>453,800</u>	
86	<u>288,800</u>	<u>357,000</u>	<u>418,300</u>	<u>454,400</u>	
87	<u>290,000</u>	<u>358,800</u>	<u>418,700</u>	<u>454,900</u>	
88	<u>291,200</u>	<u>360,700</u>	<u>419,300</u>	<u>455,400</u>	
89	<u>292,400</u>	<u>362,600</u>	<u>419,900</u>	<u>455,900</u>	

41	<u>228,300</u>	<u>260,000</u>	<u>366,000</u>	<u>411,800</u>	<u>488,600</u>
42	<u>230,100</u>	<u>262,600</u>	<u>368,000</u>	<u>413,200</u>	<u>489,600</u>
43	<u>231,900</u>	<u>265,100</u>	<u>370,000</u>	<u>414,600</u>	<u>490,600</u>
44	<u>233,600</u>	<u>267,600</u>	<u>372,100</u>	<u>416,200</u>	<u>491,600</u>
45	<u>235,300</u>	<u>269,900</u>	<u>373,600</u>	<u>417,800</u>	<u>492,700</u>
46	<u>237,000</u>	<u>272,400</u>	<u>375,400</u>	<u>419,100</u>	<u>493,700</u>
47	<u>238,600</u>	<u>274,900</u>	<u>377,100</u>	<u>420,700</u>	<u>494,700</u>
48	<u>240,200</u>	<u>277,300</u>	<u>378,900</u>	<u>422,300</u>	<u>495,700</u>
49	<u>241,800</u>	<u>279,700</u>	<u>380,600</u>	<u>424,000</u>	<u>496,800</u>
50	<u>243,500</u>	<u>282,200</u>	<u>382,200</u>	<u>425,400</u>	<u>497,800</u>
51	<u>245,000</u>	<u>284,700</u>	<u>383,800</u>	<u>427,000</u>	<u>498,800</u>
52	<u>246,700</u>	<u>287,200</u>	<u>385,400</u>	<u>428,600</u>	<u>499,800</u>
53	<u>248,100</u>	<u>289,600</u>	<u>387,100</u>	<u>430,300</u>	<u>500,900</u>
54	<u>249,600</u>	<u>292,100</u>	<u>388,800</u>	<u>431,800</u>	<u>501,900</u>
55	<u>251,200</u>	<u>294,500</u>	<u>390,500</u>	<u>433,400</u>	<u>502,900</u>
56	<u>252,700</u>	<u>297,000</u>	<u>392,200</u>	<u>435,000</u>	<u>503,900</u>
57	<u>254,100</u>	<u>299,300</u>	<u>393,400</u>	<u>436,500</u>	<u>505,000</u>
58	<u>255,600</u>	<u>301,800</u>	<u>394,900</u>	<u>438,000</u>	
59	<u>257,100</u>	<u>304,300</u>	<u>396,400</u>	<u>439,400</u>	
60	<u>258,600</u>	<u>307,000</u>	<u>397,900</u>	<u>440,900</u>	
61	<u>260,100</u>	<u>309,500</u>	<u>399,400</u>	<u>442,500</u>	
62	<u>261,600</u>	<u>312,000</u>	<u>400,900</u>	<u>444,000</u>	
63	<u>263,200</u>	<u>314,500</u>	<u>402,400</u>	<u>445,500</u>	
64	<u>264,600</u>	<u>317,000</u>	<u>404,000</u>	<u>447,000</u>	
65	<u>266,100</u>	<u>319,400</u>	<u>405,400</u>	<u>448,700</u>	
66	<u>267,700</u>	<u>321,600</u>	<u>406,400</u>	<u>450,200</u>	
67	<u>269,300</u>	<u>323,800</u>	<u>407,600</u>	<u>451,700</u>	
68	<u>271,000</u>	<u>326,000</u>	<u>408,900</u>	<u>453,300</u>	
69	<u>272,500</u>	<u>328,300</u>	<u>410,100</u>	<u>454,900</u>	
70	<u>274,000</u>	<u>330,500</u>	<u>411,300</u>	<u>456,400</u>	
71	<u>275,400</u>	<u>332,700</u>	<u>412,600</u>	<u>458,000</u>	
72	<u>276,900</u>	<u>334,800</u>	<u>413,900</u>	<u>459,600</u>	
73	<u>278,100</u>	<u>337,000</u>	<u>414,800</u>	<u>461,100</u>	
74	<u>279,500</u>	<u>339,200</u>	<u>416,000</u>	<u>462,100</u>	
75	<u>280,900</u>	<u>341,400</u>	<u>417,200</u>	<u>463,100</u>	
76	<u>282,300</u>	<u>343,600</u>	<u>418,400</u>	<u>463,900</u>	
77	<u>283,700</u>	<u>345,600</u>	<u>419,400</u>	<u>464,700</u>	
78	<u>284,900</u>	<u>347,800</u>	<u>420,400</u>	<u>465,700</u>	
79	<u>286,100</u>	<u>350,000</u>	<u>421,400</u>	<u>466,700</u>	
80	<u>287,300</u>	<u>352,200</u>	<u>422,400</u>	<u>467,700</u>	
81	<u>288,600</u>	<u>354,200</u>	<u>423,400</u>	<u>468,500</u>	
82	<u>289,800</u>	<u>356,200</u>	<u>424,200</u>	<u>469,500</u>	
83	<u>291,000</u>	<u>358,300</u>	<u>425,100</u>	<u>470,500</u>	
84	<u>292,200</u>	<u>360,400</u>	<u>425,900</u>	<u>471,500</u>	
85	<u>293,400</u>	<u>362,200</u>	<u>426,500</u>	<u>472,300</u>	
86	<u>294,600</u>	<u>364,100</u>	<u>427,300</u>	<u>473,300</u>	
87	<u>295,800</u>	<u>366,000</u>	<u>428,100</u>	<u>474,300</u>	
88	<u>297,000</u>	<u>367,900</u>	<u>428,900</u>	<u>475,300</u>	
89	<u>298,200</u>	<u>369,900</u>	<u>429,500</u>	<u>476,100</u>	

90	<u>293,500</u>	<u>364,300</u>	<u>420,200</u>	<u>456,500</u>	
91	<u>294,700</u>	<u>366,000</u>	<u>420,400</u>	<u>457,000</u>	
92	<u>295,900</u>	<u>367,600</u>	<u>420,600</u>	<u>457,500</u>	
93	<u>296,700</u>	<u>369,100</u>	<u>420,800</u>	<u>458,000</u>	
94	<u>297,700</u>	<u>370,600</u>	<u>421,000</u>		
95	<u>298,800</u>	<u>372,100</u>	<u>421,300</u>		
96	<u>300,000</u>	<u>373,500</u>	<u>421,500</u>		
97	<u>301,000</u>	<u>374,600</u>	<u>421,800</u>		
98	<u>302,100</u>	<u>376,000</u>	<u>422,100</u>		
99	<u>303,100</u>	<u>377,400</u>	<u>422,400</u>		
100	<u>304,200</u>	<u>378,700</u>	<u>422,600</u>		
101	<u>305,100</u>	<u>380,000</u>	<u>422,900</u>		
102	<u>306,200</u>	<u>381,300</u>	<u>423,200</u>		
103	<u>307,300</u>	<u>382,500</u>	<u>423,500</u>		
104	<u>308,300</u>	<u>383,800</u>	<u>423,800</u>		
105	<u>308,900</u>	<u>385,100</u>	<u>424,100</u>		
106	<u>309,800</u>	<u>386,200</u>	<u>424,400</u>		
107	<u>310,600</u>	<u>387,500</u>	<u>424,700</u>		
108	<u>311,400</u>	<u>388,700</u>	<u>425,000</u>		
109	<u>312,300</u>	<u>390,100</u>	<u>425,300</u>		
110	<u>312,700</u>	<u>391,100</u>	<u>425,600</u>		
111	<u>313,100</u>	<u>392,200</u>	<u>425,900</u>		
112	<u>313,600</u>	<u>393,200</u>	<u>426,200</u>		
113	<u>314,200</u>	<u>394,100</u>	<u>426,500</u>		
114	<u>314,600</u>	<u>395,100</u>	<u>426,800</u>		
115	<u>315,100</u>	<u>396,200</u>	<u>427,100</u>		
116	<u>315,600</u>	<u>397,300</u>	<u>427,400</u>		
117	<u>316,200</u>	<u>398,000</u>	<u>427,700</u>		
118	<u>316,700</u>	<u>398,900</u>	<u>428,000</u>		
119	<u>317,100</u>	<u>399,800</u>	<u>428,300</u>		
120	<u>317,600</u>	<u>400,700</u>	<u>428,600</u>		
121	<u>318,100</u>	<u>401,500</u>	<u>428,900</u>		
122	<u>318,500</u>	<u>402,400</u>			
123	<u>319,000</u>	<u>403,200</u>			
124	<u>319,500</u>	<u>404,000</u>			
125	<u>320,100</u>	<u>404,600</u>			
126	<u>320,400</u>	<u>405,300</u>			
127	<u>320,700</u>	<u>406,000</u>			
128	<u>321,000</u>	<u>406,700</u>			
129	<u>321,200</u>	<u>407,300</u>			
130	<u>321,500</u>	<u>407,800</u>			
131	<u>321,800</u>	<u>408,200</u>			
132	<u>322,100</u>	<u>408,600</u>			
133	<u>322,300</u>	<u>409,000</u>			
134	<u>322,500</u>	<u>409,300</u>			
135	<u>322,700</u>	<u>409,600</u>			
136	<u>323,000</u>	<u>409,800</u>			
137	<u>323,300</u>	<u>410,000</u>			
138	<u>323,500</u>	<u>410,300</u>			

90	<u>299,400</u>	<u>371,600</u>	<u>430,000</u>	<u>477,100</u>	
91	<u>300,600</u>	<u>373,300</u>	<u>430,500</u>	<u>478,100</u>	
92	<u>301,800</u>	<u>375,000</u>	<u>430,900</u>	<u>479,100</u>	
93	<u>302,600</u>	<u>376,500</u>	<u>431,300</u>	<u>479,900</u>	
94	<u>303,700</u>	<u>378,000</u>	<u>431,800</u>		
95	<u>304,800</u>	<u>379,500</u>	<u>432,400</u>		
96	<u>306,000</u>	<u>381,000</u>	<u>432,800</u>		
97	<u>307,000</u>	<u>382,100</u>	<u>433,200</u>		
98	<u>308,100</u>	<u>383,500</u>	<u>433,700</u>		
99	<u>309,200</u>	<u>384,900</u>	<u>434,200</u>		
100	<u>310,300</u>	<u>386,300</u>	<u>434,700</u>		
101	<u>311,200</u>	<u>387,600</u>	<u>435,200</u>		
102	<u>312,300</u>	<u>388,900</u>	<u>435,700</u>		
103	<u>313,400</u>	<u>390,200</u>	<u>436,200</u>		
104	<u>314,500</u>	<u>391,500</u>	<u>436,700</u>		
105	<u>315,100</u>	<u>392,800</u>	<u>437,300</u>		
106	<u>316,000</u>	<u>394,000</u>	<u>437,800</u>		
107	<u>316,800</u>	<u>395,300</u>	<u>438,300</u>		
108	<u>317,600</u>	<u>396,600</u>	<u>438,800</u>		
109	<u>318,500</u>	<u>398,000</u>	<u>439,400</u>		
110	<u>318,900</u>	<u>399,000</u>	<u>439,900</u>		
111	<u>319,400</u>	<u>400,100</u>	<u>440,400</u>		
112	<u>319,900</u>	<u>401,200</u>	<u>440,900</u>		
113	<u>320,500</u>	<u>402,100</u>	<u>441,500</u>		
114	<u>320,900</u>	<u>403,100</u>	<u>442,000</u>		
115	<u>321,400</u>	<u>404,200</u>	<u>442,500</u>		
116	<u>321,900</u>	<u>405,300</u>	<u>443,000</u>		
117	<u>322,500</u>	<u>406,000</u>	<u>443,600</u>		
118	<u>323,000</u>	<u>407,000</u>	<u>444,100</u>		
119	<u>323,500</u>	<u>408,000</u>	<u>444,600</u>		
120	<u>324,000</u>	<u>409,000</u>	<u>445,100</u>		
121	<u>324,500</u>	<u>409,800</u>	<u>445,700</u>		
122	<u>324,900</u>	<u>410,700</u>			
123	<u>325,400</u>	<u>411,600</u>			
124	<u>325,900</u>	<u>412,400</u>			
125	<u>326,500</u>	<u>413,000</u>			
126	<u>326,800</u>	<u>413,700</u>			
127	<u>327,100</u>	<u>414,400</u>			
128	<u>327,400</u>	<u>415,100</u>			
129	<u>327,700</u>	<u>415,800</u>			
130	<u>328,000</u>	<u>416,600</u>			
131	<u>328,300</u>	<u>417,200</u>			
132	<u>328,600</u>	<u>418,000</u>			
133	<u>328,800</u>	<u>418,600</u>			
134	<u>329,000</u>	<u>419,000</u>			
135	<u>329,200</u>	<u>419,500</u>			
136	<u>329,500</u>	<u>419,800</u>			
137	<u>329,800</u>	<u>420,200</u>			
138	<u>330,000</u>	<u>420,700</u>			

	139	<u>323,800</u>	<u>410,600</u>			
	140	<u>324,100</u>	<u>410,800</u>			
	141	<u>324,300</u>	<u>411,000</u>			
	142	<u>324,500</u>	<u>411,300</u>			
	143	<u>324,800</u>	<u>411,600</u>			
	144	<u>325,000</u>	<u>411,800</u>			
	145	<u>325,300</u>	<u>412,000</u>			
	146	<u>325,500</u>	<u>412,300</u>			
	147	<u>325,800</u>	<u>412,600</u>			
	148	<u>326,100</u>	<u>412,800</u>			
	149	<u>326,300</u>	<u>413,000</u>			
	150	<u>326,500</u>	<u>413,300</u>			
	151	<u>326,800</u>	<u>413,600</u>			
	152	<u>327,100</u>	<u>413,800</u>			
	153	<u>327,300</u>	<u>414,000</u>			
	154	<u>327,600</u>	<u>414,300</u>			
	155	<u>327,900</u>	<u>414,600</u>			
	156	<u>328,200</u>	<u>414,800</u>			
	157	<u>328,400</u>	<u>415,000</u>			
	158	<u>328,700</u>	<u>415,300</u>			
	159	<u>329,000</u>	<u>415,600</u>			
	160	<u>329,300</u>	<u>415,800</u>			
	161	<u>329,500</u>	<u>416,000</u>			
	162	<u>329,800</u>	<u>416,300</u>			
	163	<u>330,100</u>	<u>416,600</u>			
	164	<u>330,400</u>	<u>416,800</u>			
	165	<u>330,600</u>	<u>417,000</u>			
	166	<u>330,900</u>	<u>417,300</u>			
	167	<u>331,200</u>	<u>417,600</u>			
	168	<u>331,500</u>	<u>417,800</u>			
	169	<u>331,700</u>	<u>418,000</u>			
再任用職員		<u>232,800</u>	<u>273,100</u>	<u>300,100</u>	<u>329,900</u>	<u>414,000</u>

備考

- (1) この表は、尼崎市立高等学校（以下「市立高等学校」という。）に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手及び講師並びに尼崎市立特別支援学校（以下「市立特別支援学校」という。）に勤務する実習助手に適用する。
- (2) この表の適用を受ける職員のうち、その等級が4級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

	139	<u>330,300</u>	<u>421,200</u>			
	140	<u>330,600</u>	<u>421,700</u>			
	141	<u>330,800</u>	<u>422,100</u>			
	142	<u>331,000</u>	<u>422,600</u>			
	143	<u>331,300</u>	<u>423,100</u>			
	144	<u>331,500</u>	<u>423,600</u>			
	145	<u>331,800</u>	<u>424,000</u>			
	146	<u>332,000</u>	<u>424,500</u>			
	147	<u>332,300</u>	<u>425,000</u>			
	148	<u>332,600</u>	<u>425,500</u>			
	149	<u>332,800</u>	<u>425,900</u>			
	150	<u>333,000</u>	<u>426,400</u>			
	151	<u>333,300</u>	<u>426,900</u>			
	152	<u>333,600</u>	<u>427,400</u>			
	153	<u>333,800</u>	<u>427,800</u>			
	154	<u>334,100</u>	<u>428,300</u>			
	155	<u>334,400</u>	<u>428,800</u>			
	156	<u>334,700</u>	<u>429,300</u>			
	157	<u>334,900</u>	<u>429,700</u>			
	158	<u>335,200</u>	<u>430,200</u>			
	159	<u>335,500</u>	<u>430,700</u>			
	160	<u>335,800</u>	<u>431,200</u>			
	161	<u>336,000</u>	<u>431,600</u>			
	162	<u>336,300</u>	<u>432,100</u>			
	163	<u>336,600</u>	<u>432,600</u>			
	164	<u>336,900</u>	<u>433,100</u>			
	165	<u>337,100</u>	<u>433,500</u>			
	166	<u>337,400</u>	<u>434,000</u>			
	167	<u>337,700</u>	<u>434,500</u>			
	168	<u>338,000</u>	<u>435,000</u>			
	169	<u>338,200</u>	<u>435,400</u>			
再任用職員		<u>235,100</u>	<u>278,600</u>	<u>306,200</u>	<u>336,500</u>	<u>422,300</u>

備考

- (1) この表は、尼崎市立高等学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手及び講師並びに尼崎市立特別支援学校に勤務する実習助手に適用する。
- (2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

イ 教育職給料表(二)

職員の区分	等級	1級	2級	3級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円
	1	153,600	169,500	<u>287,300</u>
	2	155,100	171,600	<u>289,900</u>
	3	156,600	173,700	<u>292,800</u>
	4	158,100	175,900	<u>295,400</u>
	5	159,800	177,900	<u>297,900</u>
	6	161,700	180,100	<u>300,300</u>
	7	163,500	182,300	<u>302,700</u>
	8	165,300	184,500	<u>305,100</u>
	9	167,100	186,800	<u>307,600</u>
	10	169,200	189,600	<u>310,300</u>
	11	171,200	192,300	<u>313,000</u>
	12	173,200	195,000	<u>315,900</u>
	13	175,200	197,900	<u>318,500</u>
	14	177,400	199,600	<u>320,500</u>
	15	179,600	201,200	<u>322,600</u>
	16	181,800	202,900	<u>324,900</u>
	17	184,100	204,700	<u>327,200</u>
	18	186,700	206,400	<u>329,400</u>
	19	189,200	208,100	<u>331,700</u>
	20	191,700	209,700	<u>333,900</u>
	21	194,200	211,500	<u>336,200</u>
	22	195,900	213,400	<u>338,400</u>
	23	197,600	215,300	<u>340,700</u>
	24	199,300	217,200	<u>343,000</u>
	25	200,800	218,900	<u>345,000</u>
	26	202,400	220,900	<u>346,800</u>
	27	204,000	222,900	<u>348,700</u>
	28	205,500	224,900	<u>350,600</u>
	29	207,200	226,800	<u>352,500</u>
	30	208,900	229,500	<u>354,300</u>
	31	210,600	232,200	<u>356,000</u>
	32	212,300	234,900	<u>357,900</u>
	33	213,800	<u>237,500</u>	<u>359,600</u>
	34	215,500	<u>240,300</u>	<u>361,300</u>
	35	217,200	<u>242,900</u>	<u>363,000</u>
	36	218,900	<u>245,600</u>	<u>364,800</u>
	37	220,400	<u>248,100</u>	<u>366,700</u>
	38	222,100	<u>250,600</u>	<u>368,200</u>
	39	223,800	<u>253,100</u>	<u>369,800</u>
	40	225,500	<u>255,500</u>	<u>371,400</u>
	41	<u>227,100</u>	<u>258,200</u>	<u>372,700</u>
42	<u>228,800</u>	260,600	374,100	

イ 教育職給料表(二)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円
	1	153,600	169,500	<u>290,200</u>
	2	155,100	171,600	<u>293,200</u>
	3	156,600	173,700	<u>296,300</u>
	4	158,100	175,900	<u>299,300</u>
	5	159,800	177,900	<u>301,900</u>
	6	161,700	180,100	<u>304,800</u>
	7	163,500	182,300	<u>307,800</u>
	8	165,300	184,500	<u>310,700</u>
	9	167,100	186,800	<u>313,700</u>
	10	169,200	189,600	<u>316,500</u>
	11	171,200	192,300	<u>319,300</u>
	12	173,200	195,000	<u>322,200</u>
	13	175,200	197,900	<u>324,900</u>
	14	177,400	199,600	<u>327,000</u>
	15	179,600	201,200	<u>329,100</u>
	16	181,800	202,900	<u>331,400</u>
	17	184,100	204,700	<u>333,700</u>
	18	186,700	206,400	<u>336,000</u>
	19	189,200	208,100	<u>338,300</u>
	20	191,700	209,700	<u>340,600</u>
	21	194,200	211,500	<u>342,900</u>
	22	195,900	213,400	<u>345,200</u>
	23	197,600	215,300	<u>347,500</u>
	24	199,300	217,200	<u>349,800</u>
	25	200,800	218,900	<u>351,900</u>
	26	202,400	220,900	<u>353,800</u>
	27	204,000	222,900	<u>355,700</u>
	28	205,500	224,900	<u>357,600</u>
	29	207,200	226,800	<u>359,500</u>
	30	208,900	229,500	<u>361,400</u>
	31	210,600	232,200	<u>363,100</u>
	32	212,300	234,900	<u>365,000</u>
	33	213,800	237,700	<u>366,800</u>
	34	215,500	240,600	<u>368,500</u>
	35	217,200	243,500	<u>370,300</u>
	36	218,900	246,300	<u>372,100</u>
	37	220,400	248,900	<u>374,000</u>
	38	222,100	251,700	<u>375,600</u>
	39	223,800	254,500	<u>377,200</u>
	40	225,500	257,200	<u>378,800</u>
	41	227,300	260,000	<u>380,100</u>
42	229,100	262,600	<u>381,600</u>	

43	<u>230,400</u>	<u>262,800</u>	<u>375,500</u>
44	<u>232,000</u>	<u>265,000</u>	<u>377,000</u>
45	<u>233,700</u>	<u>267,200</u>	<u>378,500</u>
46	<u>235,200</u>	<u>269,400</u>	<u>380,100</u>
47	<u>236,600</u>	<u>271,600</u>	<u>381,700</u>
48	<u>238,000</u>	<u>273,700</u>	<u>383,200</u>
49	<u>239,400</u>	<u>276,000</u>	<u>384,600</u>
50	<u>240,800</u>	<u>278,000</u>	<u>386,100</u>
51	<u>242,300</u>	<u>280,000</u>	<u>387,600</u>
52	<u>243,500</u>	<u>282,000</u>	<u>389,000</u>
53	<u>244,700</u>	<u>283,900</u>	<u>390,200</u>
54	<u>246,100</u>	<u>286,400</u>	<u>391,500</u>
55	<u>247,400</u>	<u>288,700</u>	<u>392,600</u>
56	<u>248,600</u>	<u>291,200</u>	<u>393,700</u>
57	<u>249,900</u>	<u>293,400</u>	<u>395,100</u>
58	<u>251,100</u>	<u>295,900</u>	<u>396,300</u>
59	<u>252,200</u>	<u>298,300</u>	<u>397,500</u>
60	<u>253,400</u>	<u>301,000</u>	<u>398,800</u>
61	<u>254,800</u>	<u>303,400</u>	<u>400,000</u>
62	<u>256,100</u>	<u>305,800</u>	<u>401,000</u>
63	<u>257,300</u>	<u>308,300</u>	<u>402,400</u>
64	<u>258,300</u>	<u>310,700</u>	<u>403,700</u>
65	<u>259,300</u>	<u>313,100</u>	<u>404,900</u>
66	<u>260,700</u>	<u>315,300</u>	<u>406,000</u>
67	<u>262,200</u>	<u>317,400</u>	<u>407,200</u>
68	<u>263,700</u>	<u>319,600</u>	<u>408,300</u>
69	<u>265,300</u>	<u>321,900</u>	<u>409,300</u>
70	<u>266,800</u>	<u>324,000</u>	<u>410,500</u>
71	<u>268,300</u>	<u>326,200</u>	<u>411,700</u>
72	<u>269,800</u>	<u>328,200</u>	<u>412,900</u>
73	<u>271,000</u>	<u>330,400</u>	<u>413,500</u>
74	<u>272,200</u>	<u>332,500</u>	<u>414,300</u>
75	<u>273,500</u>	<u>334,700</u>	<u>415,000</u>
76	<u>274,800</u>	<u>336,900</u>	<u>415,500</u>
77	<u>276,200</u>	<u>338,700</u>	<u>415,800</u>
78	<u>277,300</u>	<u>340,600</u>	<u>416,200</u>
79	<u>278,500</u>	<u>342,500</u>	<u>416,600</u>
80	<u>279,700</u>	<u>344,300</u>	<u>417,000</u>
81	<u>281,000</u>	<u>346,100</u>	<u>417,300</u>
82	<u>281,900</u>	<u>347,900</u>	<u>417,700</u>
83	<u>283,100</u>	<u>349,600</u>	<u>418,100</u>
84	<u>284,300</u>	<u>351,400</u>	<u>418,400</u>
85	<u>285,300</u>	<u>352,800</u>	<u>418,700</u>
86	<u>286,200</u>	<u>354,400</u>	<u>419,100</u>
87	<u>287,200</u>	<u>355,900</u>	<u>419,500</u>
88	<u>288,200</u>	<u>357,400</u>	<u>419,800</u>
89	<u>289,300</u>	<u>358,800</u>	<u>420,100</u>
90	<u>290,200</u>	<u>360,100</u>	<u>420,400</u>
91	<u>291,100</u>	<u>361,500</u>	<u>420,700</u>

43	<u>230,900</u>	<u>265,100</u>	<u>383,000</u>
44	<u>232,600</u>	<u>267,600</u>	<u>384,500</u>
45	<u>234,500</u>	<u>269,900</u>	<u>386,100</u>
46	<u>236,200</u>	<u>272,400</u>	<u>387,700</u>
47	<u>237,800</u>	<u>274,900</u>	<u>389,300</u>
48	<u>239,500</u>	<u>277,300</u>	<u>390,900</u>
49	<u>241,000</u>	<u>279,700</u>	<u>392,300</u>
50	<u>242,700</u>	<u>282,200</u>	<u>393,800</u>
51	<u>244,300</u>	<u>284,700</u>	<u>395,300</u>
52	<u>245,900</u>	<u>287,200</u>	<u>396,800</u>
53	<u>247,100</u>	<u>289,600</u>	<u>398,000</u>
54	<u>248,700</u>	<u>292,100</u>	<u>399,300</u>
55	<u>250,300</u>	<u>294,500</u>	<u>400,400</u>
56	<u>251,900</u>	<u>297,000</u>	<u>401,600</u>
57	<u>253,200</u>	<u>299,300</u>	<u>403,000</u>
58	<u>254,700</u>	<u>301,800</u>	<u>404,200</u>
59	<u>256,100</u>	<u>304,300</u>	<u>405,500</u>
60	<u>257,500</u>	<u>307,000</u>	<u>406,800</u>
61	<u>259,000</u>	<u>309,500</u>	<u>408,100</u>
62	<u>260,400</u>	<u>312,000</u>	<u>409,100</u>
63	<u>261,800</u>	<u>314,500</u>	<u>410,500</u>
64	<u>263,200</u>	<u>317,000</u>	<u>411,900</u>
65	<u>264,500</u>	<u>319,400</u>	<u>413,100</u>
66	<u>266,000</u>	<u>321,600</u>	<u>414,200</u>
67	<u>267,500</u>	<u>323,800</u>	<u>415,400</u>
68	<u>269,000</u>	<u>326,000</u>	<u>416,600</u>
69	<u>270,700</u>	<u>328,300</u>	<u>417,600</u>
70	<u>272,200</u>	<u>330,500</u>	<u>418,800</u>
71	<u>273,700</u>	<u>332,700</u>	<u>420,000</u>
72	<u>275,200</u>	<u>334,800</u>	<u>421,200</u>
73	<u>276,400</u>	<u>337,000</u>	<u>422,000</u>
74	<u>277,700</u>	<u>339,200</u>	<u>422,800</u>
75	<u>279,000</u>	<u>341,400</u>	<u>423,600</u>
76	<u>280,300</u>	<u>343,600</u>	<u>424,400</u>
77	<u>281,700</u>	<u>345,500</u>	<u>425,000</u>
78	<u>282,900</u>	<u>347,400</u>	<u>425,800</u>
79	<u>284,100</u>	<u>349,300</u>	<u>426,500</u>
80	<u>285,300</u>	<u>351,200</u>	<u>427,200</u>
81	<u>286,600</u>	<u>353,000</u>	<u>428,000</u>
82	<u>287,600</u>	<u>354,800</u>	<u>428,600</u>
83	<u>288,800</u>	<u>356,600</u>	<u>429,100</u>
84	<u>290,000</u>	<u>358,400</u>	<u>429,800</u>
85	<u>291,000</u>	<u>359,800</u>	<u>430,500</u>
86	<u>292,000</u>	<u>361,500</u>	<u>431,000</u>
87	<u>293,000</u>	<u>363,000</u>	<u>431,600</u>
88	<u>294,000</u>	<u>364,600</u>	<u>432,300</u>
89	<u>295,100</u>	<u>366,100</u>	<u>433,000</u>
90	<u>296,000</u>	<u>367,400</u>	<u>433,600</u>
91	<u>296,900</u>	<u>368,800</u>	<u>434,300</u>

92	<u>292,000</u>	<u>362,900</u>	<u>420,900</u>
93	<u>292,500</u>	<u>364,400</u>	<u>421,100</u>
94	<u>293,200</u>	<u>365,700</u>	<u>421,400</u>
95	<u>293,900</u>	<u>367,000</u>	<u>421,700</u>
96	<u>294,700</u>	<u>368,200</u>	<u>421,900</u>
97	<u>295,500</u>	<u>369,200</u>	<u>422,100</u>
98	<u>296,300</u>	<u>370,200</u>	<u>422,400</u>
99	<u>297,100</u>	<u>371,200</u>	<u>422,700</u>
100	<u>297,800</u>	<u>372,200</u>	<u>422,900</u>
101	<u>298,700</u>	<u>373,100</u>	<u>423,100</u>
102	<u>299,200</u>	<u>374,100</u>	<u>423,400</u>
103	<u>299,700</u>	<u>375,100</u>	<u>423,700</u>
104	<u>300,200</u>	<u>376,100</u>	<u>423,900</u>
105	<u>300,400</u>	<u>376,900</u>	<u>424,100</u>
106	<u>300,800</u>	<u>377,800</u>	<u>424,400</u>
107	<u>301,100</u>	<u>378,700</u>	<u>424,700</u>
108	<u>301,300</u>	<u>379,700</u>	<u>424,900</u>
109	<u>301,500</u>	<u>380,500</u>	<u>425,100</u>
110	<u>301,700</u>	<u>381,500</u>	<u>425,400</u>
111	<u>302,000</u>	<u>382,500</u>	<u>425,700</u>
112	<u>302,300</u>	<u>383,500</u>	<u>425,900</u>
113	<u>302,500</u>	<u>384,100</u>	<u>426,100</u>
114		<u>385,000</u>	
115		<u>385,900</u>	
116		<u>386,800</u>	
117		<u>387,600</u>	
118		<u>388,300</u>	
119		<u>389,100</u>	
120		<u>389,900</u>	
121		<u>390,500</u>	
122		<u>391,300</u>	
123		<u>392,000</u>	
124		<u>392,700</u>	
125		<u>393,300</u>	
126		<u>394,000</u>	
127		<u>394,500</u>	
128		<u>395,100</u>	
129		<u>395,800</u>	
130		<u>396,400</u>	
131		<u>396,900</u>	
132		<u>397,400</u>	
133		<u>397,700</u>	
134		<u>398,000</u>	
135		<u>398,300</u>	
136		<u>398,600</u>	
137		<u>398,900</u>	
138		<u>399,200</u>	
139		<u>399,500</u>	
140		<u>399,800</u>	

92	<u>297,800</u>	<u>370,200</u>	<u>434,800</u>
93	<u>298,300</u>	<u>371,700</u>	<u>435,300</u>
94	<u>299,100</u>	<u>373,000</u>	<u>436,000</u>
95	<u>299,800</u>	<u>374,300</u>	<u>436,700</u>
96	<u>300,600</u>	<u>375,600</u>	<u>437,400</u>
97	<u>301,400</u>	<u>376,600</u>	<u>437,900</u>
98	<u>302,200</u>	<u>377,600</u>	<u>438,600</u>
99	<u>303,000</u>	<u>378,600</u>	<u>439,300</u>
100	<u>303,800</u>	<u>379,600</u>	<u>440,000</u>
101	<u>304,700</u>	<u>380,700</u>	<u>440,500</u>
102	<u>305,200</u>	<u>381,700</u>	<u>441,200</u>
103	<u>305,700</u>	<u>382,700</u>	<u>441,900</u>
104	<u>306,200</u>	<u>383,700</u>	<u>442,600</u>
105	<u>306,400</u>	<u>384,500</u>	<u>443,100</u>
106	<u>306,800</u>	<u>385,400</u>	<u>443,800</u>
107	<u>307,100</u>	<u>386,300</u>	<u>444,500</u>
108	<u>307,400</u>	<u>387,300</u>	<u>445,200</u>
109	<u>307,600</u>	<u>388,200</u>	<u>445,700</u>
110	<u>307,800</u>	<u>389,200</u>	<u>446,400</u>
111	<u>308,100</u>	<u>390,200</u>	<u>447,100</u>
112	<u>308,400</u>	<u>391,200</u>	<u>447,800</u>
113	<u>308,600</u>	<u>391,800</u>	<u>448,300</u>
114		<u>392,700</u>	
115		<u>393,600</u>	
116		<u>394,500</u>	
117		<u>395,300</u>	
118		<u>396,100</u>	
119		<u>396,900</u>	
120		<u>397,700</u>	
121		<u>398,300</u>	
122		<u>399,100</u>	
123		<u>399,800</u>	
124		<u>400,500</u>	
125		<u>401,200</u>	
126		<u>401,900</u>	
127		<u>402,400</u>	
128		<u>403,000</u>	
129		<u>403,700</u>	
130		<u>404,300</u>	
131		<u>405,000</u>	
132		<u>405,600</u>	
133		<u>405,900</u>	
134		<u>406,500</u>	
135		<u>407,100</u>	
136		<u>407,500</u>	
137		<u>407,900</u>	
138		<u>408,500</u>	
139		<u>409,100</u>	
140		<u>409,700</u>	

	141		<u>400,100</u>	
	142		<u>400,400</u>	
	143		<u>400,700</u>	
	144		<u>401,000</u>	
	145		<u>401,200</u>	
	146		<u>401,500</u>	
	147		<u>401,800</u>	
	148		<u>402,000</u>	
	149		<u>402,200</u>	
	150		<u>402,500</u>	
	151		<u>402,800</u>	
	152		<u>403,000</u>	
	153		<u>403,200</u>	
	154		<u>403,500</u>	
	155		<u>403,800</u>	
	156		<u>404,000</u>	
	157		<u>404,200</u>	
	158		<u>404,500</u>	
	159		<u>404,800</u>	
	160		<u>405,000</u>	
	161		<u>405,200</u>	
	162		<u>405,500</u>	
	163		<u>405,800</u>	
	164		<u>406,000</u>	
	165		<u>406,200</u>	
	166		<u>406,500</u>	
	167		<u>406,800</u>	
	168		<u>407,000</u>	
	169		<u>407,200</u>	
	170		<u>407,500</u>	
	171		<u>407,800</u>	
	172		<u>408,000</u>	
	173		<u>408,200</u>	
再任用職員		<u>224,000</u>	<u>269,900</u>	<u>323,200</u>

備考

- (1) この表は、尼崎市立幼稚園（以下「市立幼稚園」という。）に勤務する園長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師に適用する。
- (2) この表の適用を受ける職員のうち、その等級が3級である職員の給料月額、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

	141		<u>410,100</u>	
	142		<u>410,700</u>	
	143		<u>411,300</u>	
	144		<u>411,900</u>	
	145		<u>412,300</u>	
	146		<u>412,900</u>	
	147		<u>413,500</u>	
	148		<u>414,100</u>	
	149		<u>414,500</u>	
	150		<u>415,100</u>	
	151		<u>415,700</u>	
	152		<u>416,300</u>	
	153		<u>416,700</u>	
	154		<u>417,300</u>	
	155		<u>417,900</u>	
	156		<u>418,500</u>	
	157		<u>418,900</u>	
	158		<u>419,500</u>	
	159		<u>420,100</u>	
	160		<u>420,700</u>	
	161		<u>421,100</u>	
	162		<u>421,700</u>	
	163		<u>422,300</u>	
	164		<u>422,900</u>	
	165		<u>423,300</u>	
	166		<u>423,900</u>	
	167		<u>424,500</u>	
	168		<u>425,100</u>	
	169		<u>425,500</u>	
	170		<u>426,100</u>	
	171		<u>426,700</u>	
	172		<u>427,300</u>	
	173		<u>427,700</u>	
再任用職員		<u>226,300</u>	<u>275,300</u>	<u>329,700</u>

備考

- (1) この表は、尼崎市立幼稚園に勤務する園長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭及び養護助教諭に適用する。
- (2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額はこの表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第3

消防職給料表

職員の区分	等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	162,700	203,700	224,000	235,400	282,600	305,300
	2	164,800	205,500	225,600	237,400	284,700	308,000
	3	166,800	207,300	227,200	239,400	286,800	310,700
	4	168,900	209,200	228,800	241,100	288,900	313,400
	5	171,000	211,100	230,400	242,800	291,000	316,100
	6	173,000	213,000	232,100	244,600	293,200	318,800
	7	175,100	214,900	233,700	246,500	295,400	321,500
	8	177,200	216,800	235,200	248,200	297,600	324,200
	9	179,400	218,600	236,700	250,000	299,800	326,900
	10	181,400	220,500	238,300	251,800	302,100	329,600
	11	183,400	222,400	239,900	253,800	304,400	332,300
	12	185,400	224,400	241,700	255,500	306,700	335,000
	13	187,400	226,400	243,400	257,300	309,000	337,700
	14	189,200	228,400	245,400	258,900	311,300	340,400
	15	191,000	230,400	247,300	260,900	313,500	343,100
	16	192,900	232,400	249,400	262,800	315,800	345,800
	17	194,800	234,400	251,500	264,600	318,000	348,500
	18	196,600	236,300	253,600	266,500	320,300	351,200
	19	198,500	238,300	255,700	268,500	322,500	353,900
	20	200,400	240,300	257,700	270,400	324,800	356,500
	21	202,300	242,000	259,800	272,500	327,000	359,200
	22	204,100	243,700	261,700	274,500	329,100	361,800
	23	205,900	245,400	263,600	276,500	331,400	364,600
	24	207,800	247,100	265,300	278,600	333,600	367,200
	25	209,700	248,600	267,200	280,800	335,900	369,700
	26	211,600	250,400	269,100	283,000	338,200	372,300
	27	213,400	252,200	270,800	285,100	340,400	375,000
	28	215,300	253,900	272,800	287,300	342,700	377,600
	29	217,200	255,600	274,600	289,500	344,900	380,400
	30	219,100	257,400	276,400	291,600	347,100	382,900
	31	220,900	259,200	278,100	293,800	349,400	385,600
	32	222,700	260,800	279,900	295,900	351,300	388,200
	33	224,400	262,400	281,700	298,100	353,600	390,900
	34	226,100	264,100	283,500	300,200	355,600	393,300
	35	227,800	265,800	285,500	302,300	357,800	395,800
	36	229,400	267,700	287,400	304,500	359,900	398,400
	37	231,000	269,300	289,400	306,600	362,000	400,900
	38	232,700	271,200	291,300	308,800	364,100	403,000
	39	234,200	273,000	293,400	311,000	366,200	405,100
	40	235,800	274,700	295,500	313,100	368,400	407,100
41	237,300	276,500	297,600	315,300	370,600	409,100	

別表第3

消防職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	162,700	203,700	225,500	236,900	288,900	312,700
	2	164,800	205,500	227,100	238,900	291,000	315,400
	3	166,800	207,300	228,700	240,900	293,100	318,100
	4	168,900	209,200	230,300	242,900	295,200	320,800
	5	171,000	211,100	231,900	244,900	297,300	323,500
	6	173,000	213,000	233,600	246,900	299,500	326,200
	7	175,100	214,900	235,200	248,900	301,700	328,900
	8	177,200	216,800	236,700	250,900	303,900	331,600
	9	179,400	218,600	238,200	252,900	306,100	334,300
	10	181,400	220,500	239,800	255,000	308,400	337,000
	11	183,400	222,400	241,400	257,100	310,700	339,700
	12	185,400	224,400	243,200	259,200	313,000	342,400
	13	187,400	226,400	244,900	261,300	315,300	345,100
	14	189,200	228,400	246,900	263,400	317,600	347,800
	15	191,000	230,400	248,800	265,500	319,900	350,500
	16	192,900	232,400	250,900	267,600	322,200	353,200
	17	194,800	234,400	253,000	269,600	324,500	355,900
	18	196,600	236,300	255,100	271,700	326,800	358,600
	19	198,500	238,300	257,200	273,700	329,100	361,300
	20	200,400	240,300	259,200	275,700	331,400	364,000
	21	202,300	242,000	261,300	277,800	333,600	366,700
	22	204,100	243,900	263,300	279,900	335,800	369,400
	23	205,900	245,700	265,400	282,000	338,100	372,200
	24	207,800	247,600	267,400	284,100	340,400	374,900
	25	209,700	249,200	269,500	286,300	342,700	377,400
	26	211,600	251,100	271,500	288,500	345,000	380,100
	27	213,400	253,100	273,500	290,700	347,300	382,800
	28	215,300	255,000	275,700	292,900	349,600	385,500
	29	217,200	257,000	277,800	295,100	351,900	388,300
	30	219,100	258,900	279,700	297,300	354,100	390,900
	31	220,900	260,900	281,800	299,500	356,400	393,600
	32	222,700	262,700	283,900	301,700	358,400	396,300
	33	224,400	264,600	286,000	303,900	360,700	399,000
	34	226,100	266,400	288,000	306,000	362,800	401,500
	35	227,800	268,300	290,100	308,200	365,000	404,000
	36	229,400	270,400	292,200	310,400	367,100	406,600
	37	231,000	272,400	294,400	312,600	369,300	409,200
	38	232,700	274,300	296,500	314,800	371,400	411,300
	39	234,200	276,400	298,600	317,000	373,600	413,400
	40	235,800	278,400	300,700	319,200	375,800	415,500
41	237,300	280,400	302,900	321,400	378,000	417,600	

42	239,000	278,200	299,800	317,200	372,600	411,000
43	240,500	279,900	302,000	319,300	374,700	413,000
44	242,000	281,500	304,100	321,400	376,600	414,900
45	243,600	283,100	306,300	323,400	378,300	416,900
46	245,000	284,700	308,300	325,300	380,000	418,900
47	246,500	286,400	310,500	327,200	381,700	420,900
48	247,900	288,200	312,600	329,300	383,300	423,000
49	249,500	290,000	314,600	331,400	384,900	424,900
50	250,800	291,800	316,700	333,300	386,300	426,600
51	252,300	293,600	318,800	335,400	387,900	428,200
52	253,700	295,400	320,700	337,300	389,500	429,700
53	255,100	297,200	322,700	339,400	391,000	431,200
54	256,700	298,800	324,800	341,400	392,400	432,300
55	258,100	300,400	326,500	343,300	393,800	433,400
56	259,400	302,100	328,400	345,300	395,200	434,500
57	260,900	303,800	330,400	347,200	396,500	435,600
58	262,200	305,400	332,000	349,100	397,600	436,600
59	263,400	306,900	333,800	350,900	398,700	437,500
60	264,600	308,400	335,600	352,600	399,700	438,500
61	265,800	310,000	337,300	354,400	400,600	439,400
62	267,100	311,400	338,900	355,900	401,400	440,200
63	268,400	312,600	340,500	357,200	402,200	441,200
64	269,800	314,000	341,900	358,700	402,800	442,000
65	271,000	315,300	343,400	360,100	403,500	442,800
66	272,100	316,500	344,700	361,100	404,100	443,600
67	273,300	317,700	345,900	362,100	404,700	444,400
68	274,500	319,000	347,000	363,200	405,300	445,200
69	275,600	320,300	348,200	364,300	405,900	446,000
70	276,800	321,300	349,000	365,300	406,500	446,800
71	277,900	322,300	349,900	366,300	407,100	447,600
72	278,900	323,200	350,800	367,200	407,700	448,400
73	280,000	324,100	351,600	368,200	408,300	449,100
74	280,900	324,700	352,300	369,100	408,900	449,900
75	281,800	325,200	353,000	369,900	409,500	450,700
76	282,700	325,500	353,700	370,800	410,100	451,500
77	283,600	326,000	354,400	371,700	410,600	452,200
78	284,400	326,600	354,800	372,400	411,200	453,000
79	285,200	327,200	355,400	373,200	411,800	453,800
80	285,800	327,700	356,000	373,900	412,400	454,600
81	286,300	328,200	356,600	374,700	412,900	455,300
82	287,100	328,700	357,100	375,400	413,500	456,100
83	287,800	329,200	357,600	376,100	414,100	456,900
84	288,400	329,500	358,000	376,900	414,700	457,600
85	289,100	330,000	358,600	377,700	415,200	458,300
86	289,700	330,500	359,200	378,300	415,800	459,100
87	290,200	331,000	359,700	379,000	416,400	459,900
88	290,800	331,500	360,300	379,700	417,000	460,600
89	291,300	332,000	360,800	380,400	417,500	461,300
90	291,700	332,400	361,400	381,000	418,100	462,100

42	239,000	282,200	305,100	323,400	380,100	419,500
43	240,500	284,000	307,300	325,500	382,200	421,500
44	242,000	285,800	309,500	327,600	384,100	423,500
45	243,600	287,700	311,700	329,700	385,900	425,500
46	245,000	289,600	313,800	331,600	387,600	427,500
47	246,500	291,400	316,000	333,600	389,300	429,500
48	247,900	293,200	318,100	335,700	391,000	431,600
49	249,500	295,100	320,200	337,800	392,600	433,600
50	250,800	296,900	322,300	339,800	394,100	435,300
51	252,300	298,700	324,400	341,900	395,700	436,900
52	253,700	300,500	326,400	343,900	397,300	438,400
53	255,100	302,300	328,400	346,000	398,900	439,900
54	256,700	303,900	330,500	348,000	400,300	441,000
55	258,100	305,600	332,300	350,000	401,700	442,100
56	259,400	307,300	334,200	352,000	403,100	443,200
57	260,900	309,000	336,200	354,000	404,500	444,300
58	262,200	310,600	337,900	355,900	405,600	445,300
59	263,400	312,200	339,700	357,700	406,700	446,200
60	264,600	313,700	341,500	359,500	407,700	447,200
61	265,800	315,300	343,300	361,300	408,600	448,100
62	267,100	316,700	344,900	362,800	409,400	448,900
63	268,400	318,000	346,500	364,200	410,300	449,900
64	269,800	319,400	348,000	365,700	411,000	450,700
65	271,000	320,700	349,500	367,100	411,800	451,600
66	272,100	321,900	350,800	368,200	412,500	452,600
67	273,300	323,200	352,100	369,200	413,300	453,400
68	274,500	324,500	353,200	370,300	414,100	454,300
69	275,600	325,800	354,400	371,400	414,800	455,200
70	276,800	326,800	355,300	372,400	415,600	456,200
71	277,900	327,800	356,200	373,400	416,300	457,100
72	278,900	328,800	357,100	374,400	416,900	457,900
73	280,000	329,700	358,000	375,400	417,500	458,600
74	280,900	330,300	358,700	376,300	418,200	459,600
75	281,800	330,800	359,400	377,100	419,000	460,500
76	282,700	331,200	360,100	378,000	419,700	461,400
77	283,600	331,700	360,800	378,900	420,400	462,300
78	284,400	332,300	361,300	379,700	421,200	463,300
79	285,200	332,900	361,900	380,500	422,000	464,200
80	285,800	333,400	362,500	381,200	422,600	465,100
81	286,300	333,900	363,100	382,000	423,200	466,000
82	287,100	334,400	363,600	382,700	424,000	467,000
83	287,800	334,900	364,100	383,400	424,800	467,900
84	288,400	335,300	364,600	384,200	425,600	468,800
85	289,100	335,800	365,200	385,000	426,400	469,700
86	289,700	336,300	365,800	385,700	427,200	470,700
87	290,200	336,800	366,300	386,400	428,000	471,600
88	290,800	337,300	366,900	387,100	428,800	472,500
89	291,300	337,800	367,400	387,800	429,500	473,400
90	291,700	338,200	368,000	388,500	430,300	474,400

91	292,100	332,800	362,000	381,600	418,700	462,900
92	292,500	333,300	362,400	382,400	419,200	463,600
93	293,000	333,700	363,000	383,100	419,700	464,300
94	293,400	334,100	363,600	383,900	420,300	465,100
95	293,800	334,600	364,200	384,500	420,900	465,900
96	294,300	335,100	364,700	385,200	421,400	466,600
97	294,700	335,500	365,300	385,800	421,900	467,300
98	295,200	336,000	365,900	386,500	422,500	468,100
99	295,600	336,500	366,500	387,300	423,100	468,900
100	296,000	336,800	367,000	387,900	423,600	469,600
101	296,400	337,200	367,600	388,400	424,100	470,300
102	296,900	337,700	368,000	389,000	424,700	471,100
103	297,400	338,000	368,500	389,600	425,300	471,900
104	297,900	338,500	369,000	390,200	425,800	472,600
105	298,400	338,900	369,500	390,700	426,300	473,300
106	298,800	339,300	370,000	391,300	426,900	474,100
107	299,300	339,700	370,400	391,900	427,500	474,900
108	299,800	340,200	371,000	392,500	428,000	475,600
109	300,300	340,600	371,500	393,000	428,500	476,300
110	300,800	341,000	372,100	393,600		
111	301,200	341,300	372,500	394,200		
112	301,600	341,700	373,100	394,700		
113	302,000	342,000	373,600	395,200		
114		342,400	374,200	395,800		
115		342,700	374,800	396,400		
116		343,100	375,300	396,900		
117		343,400	375,700	397,400		
118		343,800		398,000		
119		344,100		398,600		
120		344,500		399,100		
121		344,800		399,600		
122		345,200		400,200		
123		345,600		400,800		
124		346,000		401,300		
125		346,200		401,800		
126		346,600		402,400		
127		346,900		403,000		
128		347,300		403,500		
129		347,600		404,000		
130		348,000		404,600		
131		348,300		405,200		
132		348,700		405,700		
133		349,000		406,200		
134		349,400		406,800		
135		349,700		407,400		
136		350,100		407,900		
137		350,400		408,400		
138		350,800		409,000		
139		351,100		409,600		

91	292,100	338,600	368,600	389,100	431,000	475,300
92	292,500	339,100	369,100	389,900	431,800	476,200
93	293,000	339,500	369,700	390,600	432,600	477,100
94	293,400	339,900	370,300	391,400	433,400	478,100
95	293,800	340,400	370,900	392,000	434,200	479,000
96	294,300	340,900	371,400	392,700	435,000	479,900
97	294,700	341,300	372,000	393,300	435,800	480,800
98	295,200	341,800	372,600	394,000	436,600	481,800
99	295,600	342,300	373,200	394,800	437,400	482,700
100	296,000	342,700	373,700	395,500	438,200	483,600
101	296,400	343,100	374,300	396,000	439,000	484,500
102	296,900	343,600	374,800	396,700	439,800	485,500
103	297,400	344,000	375,300	397,400	440,600	486,400
104	297,900	344,500	375,800	398,100	441,400	487,300
105	298,400	344,900	376,300	398,800	442,200	488,200
106	298,800	345,300	376,800	399,600	443,000	489,200
107	299,300	345,700	377,200	400,400	443,800	490,100
108	299,800	346,200	377,800	401,100	444,600	491,000
109	300,300	346,600	378,300	401,800	445,400	491,900
110	300,800	347,000	378,900	402,600		
111	301,200	347,300	379,300	403,400		
112	301,600	347,800	379,900	404,100		
113	302,000	348,100	380,400	404,800		
114		348,500	381,000	405,600		
115		348,900	381,600	406,400		
116		349,400	382,200	407,100		
117		349,700	382,600	407,800		
118		350,200		408,600		
119		350,600		409,400		
120		351,100		410,100		
121		351,400		410,800		
122		351,900		411,600		
123		352,400		412,400		
124		352,900		413,100		
125		353,100		413,800		
126		353,600		414,600		
127		354,100		415,400		
128		354,600		416,100		
129		355,000		416,800		
130		355,500		417,600		
131		355,900		418,400		
132		356,400		419,100		
133		356,800		419,800		
134		357,300		420,600		
135		357,800		421,400		
136		358,300		422,100		
137		358,700		422,800		
138		359,200		423,600		
139		359,700		424,400		

	140		351,500		410,100		
	141		351,800		410,600		
	142		352,200		411,200		
	143		352,500		411,800		
	144		352,900		412,300		
	145		353,200		412,800		
再任用職員		186,500	214,000	254,000	273,400	313,900	355,600

備考 この表は、消防吏員であって市規則で定めるものに適用する。

別表第3の2

医療職給料表

職員の区分	等級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額

別表第3の4

ア 行政職給料表等級別基準職務表

等級	基準となる職務
1級	定型的な業務を行う職務
2級	高度な知識又は経験を必要とする職務
3級	特に高度な知識又は経験を必要とする職務
4級	(1) 係長又は主任の役名が冠せられた職員が従事する職務 (2) 各事業所の長のうち6級の項第2号及び7級の項第2号の長以外の長の職務
5級	課長補佐の役名が冠せられた職員が従事する職務
6級	(1) 課長の役名が冠せられた職員が従事する職務 (2) 各事業所の長のうちその職務が困難な事務又は業務を行うものであるものの当該職務 (3) 委員会等の各事務局(以下「各事務局」という。)の長のうち7級の項第3号及び8級の項第2号の長以外の長の職務
7級	(1) 部長の役名が冠せられた職員が従事する職務 (2) 各事業所の長のうちその職務が特に困難な事務又は業務を行うものであるものの当該職務 (3) 各事務局の長のうちその職務が困難な事務又は業務を行うものであるものの当該職務
8級	(1) 局長の役名が冠せられた職員が従事する職務 (2) 各事務局の長のうちその職務が特に困難な事務又は業務を行うものであるものの当該職務

備考 この表において「委員会等」とは、尼崎市議会、尼崎市選挙管理委員会、尼崎市公平委員会、尼崎市監査委員及び尼崎市農業委員会をいう。

イ 教育職給料表(一)等級別基準職務表

	140		360,200		425,100		
	141		360,600		425,800		
	142		361,100		426,600		
	143		361,600		427,400		
	144		362,100		428,100		
	145		362,500		428,800		
再任用職員		186,900	214,500	258,700	278,900	320,200	362,700

備考 この表は、消防吏員であって市規則で定めるものに適用する。

別表第3の2

医療職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額

等級	基準となる職務
1級	(1) 市立高等学校の助教諭、養護助教諭、実習助手又は講師である職員が従事する職務 (2) 市立特別支援学校の実習助手である職員が従事する職務
2級	市立高等学校の教諭又は養護教諭である職員が従事する職務
3級	市立高等学校の主幹教諭である職員が従事する職務
4級	市立高等学校の教頭である職員が従事する職務
5級	市立高等学校の校長である職員が従事する職務

ウ 教育職給料表(二)等級別基準職務表

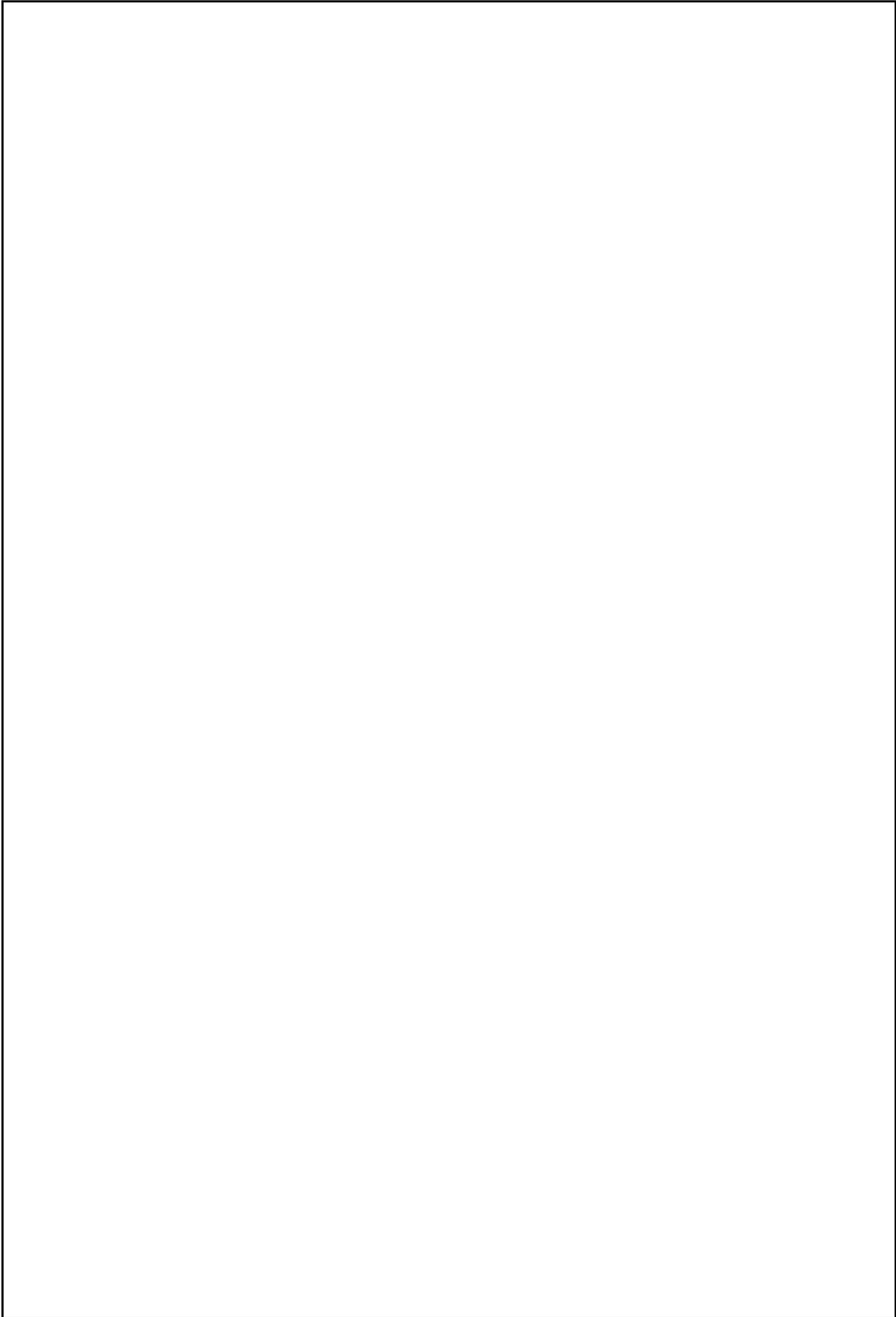
等級	基準となる職務
1級	市立幼稚園の助教諭、養護助教諭又は講師である職員が従事する職務
2級	市立幼稚園の教頭、教諭又は養護教諭である職員が従事する職務
3級	市立幼稚園の園長である職員が従事する職務

エ 消防職給料表等級別基準職務表

等級	基準となる職務
1級	消防士の階級にある職員が従事する職務
2級	消防士長の階級にある職員が従事する職務
3級	消防司令補の階級にある職員が従事する職務
4級	消防司令の階級にある職員が従事する職務(5級の項に掲げる職務を除く。)
5級	消防司令の階級にある職員が従事する職務で、高度な技能又は経験を必要とするもの
6級	消防司令長の階級にある職員が従事する職務

オ 医療職給料表等級別基準職務表

等級	基準となる職務
1級	係長の役名が冠せられた職員が従事する職務
2級	課長の役名が冠せられた職員が従事する職務
3級	部長の役名が冠せられた職員が従事する職務
4級	局長の役名が冠せられた職員が従事する職務



尼崎市職員の給与に関する条例（第3条関係）

改正後

（地域手当）

第12条の2 1 略

2 地域手当の月額は、給料月額並びに管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の10（医療職給料表の適用を受ける職員にあっては、100分の16）を乗じて得た額とする。

現 行（第2条改正後）

（地域手当）

第12条の2 1 略

2 地域手当の月額、給料月額並びに管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の10（医療職給料表の適用を受ける職員にあっては、100分の15.5）を乗じて得た額とする。

< 平成 2 8 年 2 月定例会 >

種 別	条 例	番 号	議案第 4 0 号	所 管	給与課、職員課																												
件 名	尼崎市職員退職手当支給条例及び尼崎市教育職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について																																
内 容																																	
<p>1 改正理由</p> <p>給与制度の総合的見直しを踏まえ、現在の水準の範囲内で、職員の公務への貢献度をよりの確に反映させるための措置として、国家公務員に準じて退職手当の調整額の改定を行う。</p> <p>また、国制度において、それまでの個別の職員に対して直接退職を促すものであった「勸奨退職制度」が廃止され、特定多数の職員に対して事前に応募条件・応募手続き等を周知した上で、自発的に退職しようとする者を募る「早期退職募集制度」が導入されている。本市においては、現在も国の「早期退職募集制度」と同様の趣旨の定年前早期退職制度を運用しているところであるが、条例上の規定内容についても国に準じたものに改める。</p> <p>併せて、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律(平成26年法律第34号)の制定に伴う所要の整備を行う。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>(1) 退職手当の調整額の改定</p> <p>職員の在職期間のうち、役職が高い方から60月分を加算する調整額について、在職1月あたりの額を次のとおり改定する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分 (行政職給料表の級)</th> <th>現行</th> <th>改定後</th> <th>改定額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8級</td> <td>50,000円</td> <td>65,000円</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>7級</td> <td>45,850円</td> <td>59,550円</td> <td>13,700円</td> </tr> <tr> <td>6級</td> <td>41,700円</td> <td>54,150円</td> <td>12,450円</td> </tr> <tr> <td>5級</td> <td>33,350円</td> <td>43,350円</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>4級</td> <td>25,000円</td> <td>32,500円</td> <td>7,500円</td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td>16,700円</td> <td>21,700円</td> <td>5,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 早期退職募集制度の導入</p> <p>定年前早期退職の募集について、募集期間、募集対象範囲及び応募手続き等を定めた募集実施要項を作成し周知すること等を国に準じて条例中に明記する。</p> <p>3 施行期日</p> <p>平成28年4月1日</p>						区分 (行政職給料表の級)	現行	改定後	改定額	8級	50,000円	65,000円	15,000円	7級	45,850円	59,550円	13,700円	6級	41,700円	54,150円	12,450円	5級	33,350円	43,350円	10,000円	4級	25,000円	32,500円	7,500円	3級	16,700円	21,700円	5,000円
区分 (行政職給料表の級)	現行	改定後	改定額																														
8級	50,000円	65,000円	15,000円																														
7級	45,850円	59,550円	13,700円																														
6級	41,700円	54,150円	12,450円																														
5級	33,350円	43,350円	10,000円																														
4級	25,000円	32,500円	7,500円																														
3級	16,700円	21,700円	5,000円																														

尼崎市職員退職手当支給条例（第1条関係）

改正後	現 行
<p>（自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額）</p> <p>第2条 1 略</p> <p>2 前項に規定する者のうち、傷病（厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第47条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。以下同じ。）又は死亡によらず、かつ、<u>第10条の2第7項の規定による認定（次条第1項第4号、第4条第1項第3号及び第7号並びに第10条の2第2項第2号及び第4項第2号において「早期退職認定」という。）を受けないで、その者の都合により退職した者（第12条第1項各号に掲げる者及び傷病によらず、地方公務員法第28条第1項（第4号を除く。）の規定による免職の処分を受けて退職した者を含む。以下「自己都合等退職者」という。）に対する退職手当の基本額は、当該自己都合等退職者が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>（11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額）</p> <p>第3条 <u>11年以上25年未満の期間勤続した者であって次の各号のいずれかに該当するものに対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。</u></p> <p>(1) <u>定年に達したことにより退職した者（尼崎市職員の定年等に関する条例（昭和59年尼崎市条例第3号。以下「定年条例」という。）第4条第1項の規定により定められた期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。</u></p>	<p>（自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額）</p> <p>第2条 1 略</p> <p>2 前項に規定する者のうち、傷病（厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第47条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。以下同じ。）又は死亡によらず、その者の都合により退職した者（第12条第1項各号に掲げる者を含む。）に対する退職手当の基本額は、<u>その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>（11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額）</p> <p>第3条 <u>11年以上25年未満の期間勤続して退職した者（定年に達したことにより退職した者（尼崎市職員の定年等に関する条例（昭和59年尼崎市条例第3号。以下「定年条例」という。）第4条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であって任命権者が市長の承認を得たものに限る。）に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額</u></p>

<p>次条第1項第1号において同じ。)</p> <p>(2) <u>法律の規定に基づく任期を終えて退職した者</u></p> <p>(3) <u>その者の事情によらないで引き続いて勤務することを困難とする理由により退職した者で任命権者が市長の承認を得たもの</u></p> <p>(4) <u>早期退職認定(第10条の2第1項第1号に掲げる募集に係るものに限る。)を受けて同条第10項第3号に規定する期日(次条第1項第3号及び第7号において「退職予定期日」という。)に退職した者</u></p> <p>2 <u>前項の勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125</u></p> <p>(2) <u>11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5</u></p> <p>(3) <u>16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200</u></p> <p>3 <u>前2項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者で、通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。)による傷病により退職し、死亡(公務上の死亡を除く。)により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(第1項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。この場合において、前項中「前項」とあるのは、「次項において準用する前項」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(25年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第4条 <u>次の各号のいずれかに該当する者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。</u></p> <p>(1) <u>25年以上勤続し、定年に達したことにより退職した者</u></p>	<p>とする。</p> <p>(1) <u>1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125</u></p> <p>(2) <u>11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5</u></p> <p>(3) <u>16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200</u></p> <p>2 <u>前項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者で、通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。)による傷病により退職し、死亡(公務上の死亡を除く。)により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(前項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。</u></p> <p>(整理退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第4条 <u>職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であって任命権者が市長の承認を得たもの、公務上の傷病若しくは死亡により退職した者又は25年以上勤続して退職した者(定年に達したことにより退職した</u></p>
--	---

(2) 地方公務員法第28条第1項(第4号に限る。)の規定による免職の処分を受けて退職した者

(3) 早期退職認定(第10条の2第1項第2号に掲げる募集に係るものに限る。)を受けて退職予定日に退職した者

(4) 公務上の傷病又は死亡により退職した者

(5) 25年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者

(6) 25年以上勤続し、その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で任命権者が市長の承認を得たもの

(7) 25年以上勤続し、早期退職認定(第10条の2第1項第1号に掲げる募集に係るものに限る。)を受けて退職予定日に退職した者

2 前項の勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

(1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150

(2) 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165

(3) 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180

(4) 35年以上の期間については、1年につき100分の105

3 前2項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(第1項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。この場合において、前項中「前項」とあるのは、「次項において準用する前項」と読み替えるものとする。

(定年前早期退職者に係る退職手当の基本額の特例)

第4条の3 第3条第1項第4号又は第4条第1項(第1号及び第5号を除く。)の規定に該

者(定年条例第4条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であって任命権者が市長の承認を得たものに限る。)に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150

(2) 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165

(3) 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180

(4) 35年以上の期間については、1年につき100分の105

2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(同項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。

(定年前早期退職者に係る退職手当の基本額の特例)

第4条の3 第3条第1項又は第4条第1項の規定に該当する者のうち、定年に達する日以

当する者のうち、定年に達する日以後の最初の3月31日の1年前までに退職した者であって、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から15年を減じた年齢以上の年齢（以下「早期退職対象年齢」という。）であるものに対する第3条第1項、第4条第1項及び前条第1項の規定の適用については、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（退職の理由の記録）

第4条の5 任命権者は、第3条第1項第3号及び第4条第1項第6号に掲げる者の退職の理由について、市長が別に定めるところにより、記録を作成しなければならない。

（退職手当の調整額）

第5条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第4条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（地方公務員法第28条第2項の規定による休職（公務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職を除く。）同法第29条第1項の規定による停職、同法第55条の2第1項ただし書の規定による許可その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。）のうち市長が別に定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合は、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

(1) 第1号区分 65,000円

後の最初の3月31日の1年前までに退職した者であって、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から15年を減じた年齢以上であるものに対する同項及び前条第1項の規定の適用については、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（退職手当の調整額）

第5条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第4条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（地方公務員法第28条第2項の規定による休職（公務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職を除く。）同法第29条第1項の規定による停職、同法第55条の2第1項ただし書の規定による許可その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。）のうち市長が別に定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合は、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

(1) 第1号区分 50,000円

<p>(2) 第2号区分 <u>59,550円</u></p> <p>(3) 第3号区分 <u>54,150円</u></p> <p>(4) 第4号区分 <u>43,350円</u></p> <p>(5) 第5号区分 <u>32,500円</u></p> <p>(6) 第6号区分 <u>21,700円</u></p> <p>(7) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項各号に掲げる職員の区分は、職の職制上の段階、<u>等級</u>その他職員の職務の複雑、困難及び責任の<u>程度</u>に関する事項を考慮して、市規則で定める。</p> <p>4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。</p> <p><u>(削る)</u></p> <p>(1) 退職した者のうち自己都合等退職者以外のもの その勤続期間が1年以上4年以下のもの <u>第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額</u></p> <p>(2) 退職した者のうち自己都合等退職者以外のもの その勤続期間が0のもの 0</p> <p>(3) 自己都合等退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの <u>第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額</u></p> <p>(4) 自己都合等退職者でその勤続期間が9年以下のもの 0</p> <p>5 前各項に<u>規定するもの</u>のほか、調整月額のうちその額が等しいものがある場合において、調整月額に順位を付す方法その他のこの条の規定による退職手当の調整額の計算につ</p>	<p>(2) 第2号区分 <u>45,850円</u></p> <p>(3) 第3号区分 <u>41,700円</u></p> <p>(4) 第4号区分 <u>33,350円</u></p> <p>(5) 第5号区分 <u>25,000円</u></p> <p>(6) 第6号区分 <u>16,700円</u></p> <p>(7) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項各号に掲げる職員の区分は、職の職制上の段階、<u>職務の級</u>その他職員の職務の複雑、困難及び責任の<u>度</u>に関する事項を考慮して、市規則で定める。</p> <p>4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) <u>退職した者のうち自己都合退職者（第2条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。）以外のもの</u>その勤続期間が5年以上24年以下のもの <u>第1項第1号から第5号まで又は第7号に掲げる職員の区分にあつては当該各号に定める額、同項第6号に掲げる職員の区分にあつては0として、同項の規定を適用して計算した額</u></p> <p>(2) 退職した者のうち自己都合退職者以外のもの その勤続期間が1年以上4年以下のもの <u>前号の規定により計算した額の2分の1に相当する額</u></p> <p>(3) 退職した者のうち自己都合退職者以外のもの その勤続期間が0のもの 0</p> <p>(4) 自己都合退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの <u>第1号の規定により計算した額の2分の1に相当する額</u></p> <p>(5) 自己都合退職者でその勤続期間が9年以下のもの 0</p> <p>5 前各項に<u>定めるもの</u>のほか、調整月額のうちその額が等しいものがある場合において、調整月額に順位を付す方法その他のこの条の規定による退職手当の調整額の計算につ</p>
---	--

いて必要な事項は、任命権者が別に定める。

(一般の退職手当の額の特例)

第5条の5 第4条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第1条第2項、第4条第1項及び第2項、第4条の2並びに前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

(1)~(4) 略

2 略

3 第4条第1項及び第1項の規定は、過去の退職につき既にこれらの規定の適用を受け、かつ、その退職の日の翌日から1年以内に再び職員となった者が、その再び職員となった日から起算して1年以内に退職した場合においては、適用しない。

(勤続期間の計算)

第10条 1~6 略

7 第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、次に掲げる場合においては、当該号に定める在職期間を含むものとする。この場合において、当該在職期間の計算については、前各項の規定を準用するほか、市長が別に定める。

(1) 尼崎市教育職員の退職手当に関する条例(昭和35年尼崎市条例第18号。以下「教育職員退職手当条例」という。)の適用を受ける者(以下「教育職員」という。)が退職後引き続いて職員となった場合 その者の教育職員としての引き続いた在職期間(教育職員退職手当条例の規定により当該教育職員としての引き続いた在職期間に含むものとされる在職期間を含む。)

(2) 職員及び教育職員以外の地方公務員(地方公務員法第3条第1項に規定する地方公務員をいう。)又は国家公務員(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)

いて必要な事項は、任命権者が別に定める。

(一般の退職手当の額の特例)

第5条の5 第4条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第1条第2項、第4条第1項、第4条の2及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

(1)~(4) 略

2 略

3 第4条第1項及び本条第1項の規定は、過去の退職につき既にこれらの規定の適用を受け、かつ、その退職の日の翌日から1年以内に再び職員となった者が、その再び職員となった日から起算して1年以内に退職した場合においては、適用しない。

(勤続期間の計算)

第10条 1~6 略

7 第1項に規定する職員として引き続いた在職期間には、尼崎市教育職員の退職手当に関する条例(昭和35年尼崎市条例第18号)の適用を受ける者(以下「教育職員」という。)又は職員及び教育職員以外の地方公務員若しくは国家公務員(国家公務員退職手当法第2条に規定する者をいう。)(以下「職員等以外の地方公務員等」という。)が引き続いて職員となった場合には、その者の教育職員又は職員等以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間を、職員が第14条の規定により退職手当を支給されないで引き続いて教育職員又は職員等以外の地方公務員等として在職した後、引き続いて再び職員となった場合には、その者の先の職員及び教育職員又は職員等以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。この場合において、その者の教育職員又は職員等以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間の計算につい

<p>第2条に規定する者をいう。)(以下「本市外地方公務員等」という。))が退職後引き続いて職員となった場合であって、任命権者が特に必要があると認めるとき その者の本市外地方公務員等としての引き続いた在職期間(この条例の規定による退職手当に相当する給与に関する規定(当該本市外地方公務員等に適用されるものに限る。))により当該本市外地方公務員等としての引き続いた在職期間に通算することとされている在職期間を含む。)</p> <p>8～10 略</p> <p>(定年前に退職する意思を有する職員の募集等)</p> <p>第10条の2 任命権者は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であって、次に掲げるものを行うことができる。</p> <p>(1) 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、早期退職対象年齢である職員を対象として行う募集</p> <p>(2) 組織の改廃又は事業所若しくは事務所の移転を円滑に実施することを目的とし、当該組織又は事業所若しくは事務所に属する職員を対象として行う募集</p> <p>2 任命権者は、前項に規定する募集(以下この条において「早期退職募集」という。)を行うに当たっては、当該早期退職募集に関し次の各号に掲げる事項を記載した要項(以下この条において「募集実施要項」という。)を作成し、これを当該早期退職募集の対象とする職員に周知しなければならない。</p> <p>(1) 前項各号に掲げる募集の別</p> <p>(2) 早期退職認定を受けた場合に退職すべき期日又は期間</p> <p>(3) 当該早期退職募集の人数</p> <p>(4) 当該早期退職募集の期間</p> <p>(5) 対象とする職員の範囲</p> <p>(6) 第4項の規定による応募及びその取下げの手續</p>	<p>ては、前各項の規定を準用するほか、市長が別に定める。</p> <p>8～10 略</p>
--	---

(7) 次項の規定により第4項の規定による応募をした人数が次項に規定する一定人数に達したときは早期退職募集を終了するものとする場合は、その旨及び当該一定人数

(8) その他市長が別に定める事項

3 任命権者は、早期退職募集の期間の終期が到来するまでに次項の規定による応募をした職員的人数が当該早期退職募集の人数以上の一定人数で任命権者が別に定めるものに達したときは当該早期退職募集を終了するものとする事ができる。

4 次の各号のいずれかに該当する職員以外の職員は、任命権者が別に定めるところにより、早期退職募集の期間中いつでもこれに応募することができる。

(1) 法律の規定に基づき任期を定めて任用されている職員

(2) 早期退職認定を受けた場合に退職すべき期日又は期間の末日が到来するまでに定年に達する職員

(3) 地方公務員法第29条第1項又は第2項の規定による懲戒処分(以下この条において「懲戒処分」という。)(故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。)又はこれに準ずる処分(以下この条において「特定懲戒処分等」という。)を受けている職員

5 前項の規定による応募(以下この条において「早期退職応募」という。)及び早期退職応募の取下げは、職員の自発的な意思に委ねられるものであって、任命権者は、職員に対してこれらを強制してはならない。

6 任命権者は、早期退職募集の目的を達成するために必要があると認めるときは、当該早期退職募集の期間を延長することができる。

7 任命権者は、早期退職応募をした職員(以下この条において「応募者」という。)について、次の各号のいずれかに該当する場合を除

き、早期退職募集に係る定年前の退職が予定されている職員である旨の認定をするものとする。ただし、あらかじめ応募者（次の各号のいずれにも該当しない者に限る。以下この項において同じ。）の人数が早期退職募集の人数を超えた場合は任命権者が別に定める方法により当該認定を受けるべき職員を選定する旨及び当該方法を当該早期退職募集の対象とする職員に周知していた場合において、応募者の人数が当該早期退職募集の人数を超えたときは、当該方法により当該認定を受けるべき職員として選定した応募者以外の応募者については、当該認定をしないことができる。

(1) 早期退職募集に対する応募が募集実施要項又は任命権者が定める方式に適合していない場合

(2) 応募者が特定懲戒処分等を受けた場合

(3) 応募者が特定懲戒処分等を受けるべき行為（在職期間中の応募者の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして特定懲戒処分等に値することが明らかなものという。）をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他任命権者が応募者に対して当該認定を行うことが公務に対する信頼を確保する上で支障が生ずると認める場合

(4) 任命権者が、公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために、応募者を引き続き職務に従事させる必要があると特に認める場合

8 任命権者は、早期退職募集において職員が退職すべき期間を設けた場合は、前項の規定による認定（以下この条において「早期退職認定」という。）をした後遅滞なく、当該期間内の日から職員が退職すべき期日を指定するものとする。

9 任命権者は、早期退職認定を行った後に生じた事情に鑑み、当該早期退職認定を受けた者（以下この条において「認定応募者」とい

う。)が次項第3号に規定する期日(以下この条において「退職予定期日」という。)に退職することにより公務の能率的運営に著しい支障を及ぼすおそれがあると認める場合は、市長が別に定めるところにより、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で、退職予定期日を繰り上げ、又は繰り下げることができる。

10 認定応募者が次の各号のいずれかに該当するときは、早期退職認定は、その効力を失う。

(1) 第12条第1項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(2) 第14条の規定によりこの条例の規定による退職手当の支給を受けないこととなったとき。

(3) 早期退職認定を受けた場合に退職すべき期日として募集実施要項に定められた期日又は第8項の規定により指定された期日(前項の規定によりこれらの期日を繰り上げ、又は繰り下げた場合にあっては、その繰上げ後又は繰下げ後の期日)に退職しなかったとき(前2号に掲げる場合を除く。)

(4) 懲戒処分(免職の処分及び故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。)
又はこれに準ずる処分を受けたとき。

(5) 早期退職応募を取り下げたとき。

11 任命権者は、早期退職募集を行ったときは、市長が別に定めるところにより、その募集実施要項の内容(第7項ただし書に規定する方法を周知したときは、当該方法を含む。次項において同じ。)及び認定応募者の人数を市長に報告するものとする。

12 市長は、前項又は教育職員退職手当条例第8条第11項の規定による報告を受けたときは、別に定めるところにより、その募集実施要項の内容及び認定応募者の人数を公表するものとする。

(退職手当の支払の差止め)

第12条の2 退職をした者が次のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1) 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) 略

2・3 略

4 前各項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分(以下「支払差止処分」という。)を受けた者は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関に対し、その取消しを申し立てることができる。

5~10 略

(尼崎市退職手当審査会)

第12条の8 前条(市長及び副市長の退職手当に関する条例(昭和54年尼崎市条例第24号)第8条(尼崎市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び旅費に関する条例(昭和27年尼崎市条例第44号)第4条第4項及び尼崎市監査委員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例(昭和42年尼崎市条例第36号)第4条第4項において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)及び教育職員退職手当条例第12条の7の規定によるほか、別に定めるところによりその権限に属させられた事項を調査審議するため、尼崎市退職手当審査会(以下「審

(退職手当の支払の差止め)

第12条の2 退職をした者が次のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1) 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮^ニ以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) 略

2・3 略

4 前各項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分(以下「支払差止処分」という。)を受けた者は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第14条第1項又は第45条に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関に対し、その取消しを申し立てることができる。

5~10 略

(尼崎市退職手当審査会)

第12条の8 前条(市長及び副市長の退職手当に関する条例(昭和54年尼崎市条例第24号)第8条(尼崎市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び旅費に関する条例(昭和27年尼崎市条例第44号)第4条第4項及び尼崎市監査委員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例(昭和42年尼崎市条例第36号)第4条第4項において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)及び尼崎市教育職員の退職手当に関する条例(昭和35年尼崎市条例第18号)第12条の7の規定によるほか、別に定めるところによりその権限に属させられた事項を

査会」という。)を置く。

2～4 略

5 前各項に規定するもののほか、審査会の組織及び運営について必要な事項は、市規則で定める。

(職員が退職した後に引き続き職員となった場合等における退職手当の不支給)

第14条 1 略

2 職員が退職した場合において、当該職員が、退職後引き続いて本市外地方公務員等となったとき(この条例の規定による退職手当に相当する給与に関する規定(当該本市外地方公務員等に適用されるものに限る。))により、その者の職員としての引き続いた在職期間がその者の本市外地方公務員等としての引き続いた在職期間に通算されることとされている場合に限る。)又は退職後引き続いて教育職員となったときは、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

附 則

3 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第2条から第4条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の87を乗じて得た額とする。この場合において、第5条の5第1項中「並びに前条」とあるのは、「前条並びに附則第3項」とする。

調査審議するため、尼崎市退職手当審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2～4 略

5 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(職員が退職した後に引き続き職員となった場合等における退職手当の不支給)

第14条 1 略

2 退職した職員が引き続いて国又は他の地方公共団体に就職した場合において、その者の職員としての勤続期間が、国又は当該地方公共団体の退職手当に関する規定によりその者の国又は当該地方公共団体における勤続期間に通算されることに定められているとき又は職員が引き続いて教育職員となったときは、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

附 則

3 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第2条から第4条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の87を乗じて得た額とする。この場合において、第5条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第3項」とする。

尼崎市教育職員の退職手当に関する条例（第2条関係）

改正後	現 行
<p>(退職手当の支払)</p> <p>第2条の3 次条から第5条の3まで及び第6条から第6条の7までの規定による退職手当（以下「一般の退職手当」という。）並びに第9条の規定による退職手当（以下「一般の退職手当等」という。）は、<u>教育職員が退職した日から起算して1月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りではない。</u></p> <p>2 略</p> <p>(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第3条 1 略</p> <p>2 前項に規定する者のうち、傷病（厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第47条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。以下同じ。）又は死亡によらず、<u>かつ、第8条第7項の規定による認定（次条第1項第4号、第5条第1項第3号及び第7号並びに第8条第2項第2号及び第4項第2号において「早期退職認定」という。）を受けないで、その者の都合により退職した者（第12条第1項各号に掲げる者及び傷病によらず、地方公務員法第28条第1項（第4号を除く。）の規定による免職の処分を受けて退職した者を含む。以下「自己都合等退職者」という。）に対する退職手当の基本額は、<u>当該自己都合等退職者が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</u></u></p> <p>(1)~(3) 略</p> <p>(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)</p>	<p>(退職手当の支払)</p> <p>第2条の3 次条から第5条の3まで及び第6条から第6条の7までの規定による退職手当（以下「一般の退職手当」という。）並びに第9条の規定による退職手当（以下「一般の退職手当等」という。）は、<u>職員が退職した日から起算して1月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。</u></p> <p>2 略</p> <p>(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第3条 1 略</p> <p>2 前項に規定する者のうち、傷病（厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第47条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。以下同じ。）又は死亡によらず、<u>その者の都合により退職した者（第12条第1項各号に掲げる者を含む。）に対する退職手当の基本額は、<u>その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</u></u></p> <p>(1)~(3) 略</p> <p>(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)</p>

第4条 11年以上25年未満の期間勤続した者であって次の各号のいずれかに該当するものに対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1) 定年に達したことにより退職した者（尼崎市職員の定年等に関する条例（昭和59年尼崎市条例第3号。以下「定年条例」という。）第4条第1項の規定により定められた期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。次条第1項第1号において同じ。）

(2) 法律の規定に基づく任期を終えて退職した者

(3) その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で尼崎市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が市長の承認を得たもの

(4) 早期退職認定（第8条第1項第1号に掲げる募集に係るものに限る。）を受けて同条第10項第3号に規定する期日（次条第1項第3号及び第7号において「退職予定期日」という。）に退職した者

2 前項の勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

(1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125

(2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5

(3) 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200

3 前2項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者で通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による傷病により退職し、死亡（公務上の死亡を除く。）により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職

第4条 11年以上25年未満の期間勤続して退職した者（定年に達したことにより退職した者（尼崎市職員の定年等に関する条例（昭和59年尼崎市条例第3号。以下「定年条例」という。）第4条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であって教育委員会が市長の承認を得たものに限る。）に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125

(2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5

(3) 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200

2 前項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者で通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による傷病により退職し、死亡（公務上の死亡を除く。）により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職

した者(第1項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。この場合において、前項中「前項」とあるのは、「次項において準用する前項」と読み替えるものとする。

(25年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第5条 次の各号のいずれか該当する者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 25年以上勤続し、定年に達したことにより退職した者
- (2) 地方公務員法第28条第1項(第4号に限る。)の規定による免職の処分を受けて退職した者
- (3) 早期退職認定(第8条第1項第2号に掲げる募集に係るものに限る。)を受けて退職予定日に退職した者
- (4) 公務上の傷病又は死亡により退職した者
- (5) 25年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者
- (6) 25年以上勤続し、その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で教育委員会が市長の承認を得たもの
- (7) 25年以上勤続し、早期退職認定(第8条第1項第1号に掲げる募集に係るものに限る。)を受けて退職予定日に退職した者

2 前項の勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150
- (2) 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165
- (3) 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180
- (4) 35年以上の期間については、1年につ

した者(前項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。

(整理退職等の場合の退職手当の基本額)

第5条 職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であつて教育委員会が市長の承認を得たもの、公務上の傷病若しくは死亡により退職した者又は25年以上勤続して退職した者(定年に達したことにより退職した者(定年条例第4条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。))又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であつて教育委員会が市長の承認を得たものに限る。)に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150
- (2) 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165
- (3) 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180
- (4) 35年以上の期間については、1年につき100分の105

き 100分の105

3 前2項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（第1項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合において、前項中「前項」とあるのは、「次項において準用する前項」と読み替えるものとする。

（定年前早期退職者に係る退職手当の基本額の特例）

第5条の3 第4条第1項第4号又は第5条第1項（第1号及び第5号を除く。）の規定に該当する者のうち、定年に達する日以後の最初の3月31日の1年前までに退職した者であって、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から15年を減じた年齢以上の年齢（以下「早期退職対象年齢」という。）であるものに対する第4条第1項、第5条第1項及び前条第1項の規定の適用については、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（退職の理由の記録）

第5条の5 教育委員会は、第4条第1項第3号及び第5条第1項第6号に掲げる者の退職の理由について、教育委員会が別に定めるところにより、記録を作成しなければならない。

（退職手当の調整額）

第6条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（地方公務員法第28条第2項の規定による休職（公務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職を除く。）同法第29条第1項の規定による停職、同法第55条の2第1項ただ

2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（同項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

（定年前早期退職者に係る退職手当の基本額の特例）

第5条の3 第4条第1項又は第5条第1項の規定に該当する者のうち、定年に達する日以後の最初の3月31日の1年前までに退職した者であって、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から15年を減じた年齢以上であるものに対する同項及び前条第1項の規定の適用については、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（退職手当の調整額）

第6条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（地方公務員法第28条第2項の規定による休職（公務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職を除く。）同法第29条第1項の規定による停職、同法第55条の2第1項ただ

し書の規定による許可その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。）のうち教育委員会が別に定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる教育職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合は、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

- (1) 第1号区分 59,550円
- (2) 第2号区分 54,150円
- (3) 第3号区分 43,350円
- (4) 第4号区分 32,500円
- (5) 第5号区分 27,100円
- (6) 第6号区分 21,700円
- (7) 第7号区分 0

2 略

3 第1項各号に掲げる教育職員の区分は、職の職制上の段階、等級その他教育職員の職務の複雑、困難及び責任の程度に関する事項を考慮して、教育委員会が別に定める。

4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(削る)

- (1) 退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下

し書の規定による許可その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。）のうち教育委員会が別に定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる教育職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合は、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

- (1) 第1号区分 45,850円
- (2) 第2号区分 41,700円
- (3) 第3号区分 33,350円
- (4) 第4号区分 25,000円
- (5) 第5号区分 20,850円
- (6) 第6号区分 16,700円
- (7) 第7号区分 0

2 略

3 第1項各号に掲げる教育職員の区分は、職の職制上の段階、職務の級その他教育職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して、教育委員会が別に定める。

4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

- (1) 退職した者のうち自己都合退職者（第3条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。）以外のものでその勤続期間が5年以上24年以下のもの第1項第1号から第5号まで又は第7号に掲げる教育職員の区分にあっては当該各号に定める額、同項第6号に掲げる教育職員の区分にあっては0として、同項の規定を適用して計算した額

- (2) 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下の

<p>のもの <u>第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額</u></p> <p>(2) <u>退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が0のもの 0</u></p> <p>(3) <u>自己都合等退職者</u>でその勤続期間が10年以上24年以下のもの <u>第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額</u></p> <p>(4) <u>自己都合等退職者</u>でその勤続期間が9年以下のもの 0</p> <p>5 前各号に<u>規定するもの</u>のほか、調整月額のうちその額が等しいものがある場合において、調整月額に順位を付す方法その他のこの条の規定による退職手当の調整額の計算について必要な事項は、教育委員会が別に定める。</p> <p>(一般の退職手当の額の特例)</p> <p>第6条の5 第5条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第2条の2第2項、第5条第1項及び第2項、第5条の2並びに前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。</p> <p>(1)~(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第5条第1項及び<u>第1項の規定は、過去の退職につき既にこれらの規定の適用を受け、かつ、その退職の日の翌日から1年以内に再び教育職員となった者が、その再び教育職員となった日から起算して1年以内に退職した場合には、適用しない。</u></p> <p>(勤続期間の計算)</p> <p>第7条 1~4 略</p> <p>5 <u>第1項に規定する教育職員としての引き続いた在職期間には、次に掲げる場合においては、当該号に定める在職期間を含むものとする。この場合において、当該在職期間の計算については、前各項の規定を準用するほか、教育委員会が市長と協議して定める。</u></p>	<p>もの <u>前号の規定により計算した額の2分の1に相当する額</u></p> <p>(3) <u>退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が0のもの 0</u></p> <p>(4) <u>自己都合退職者</u>でその勤続期間が10年以上24年以下のもの <u>第1号の規定により計算した額の2分の1に相当する額</u></p> <p>(5) <u>自己都合退職者</u>でその勤続期間が9年以下のもの 0</p> <p>5 前各号に<u>定めるもの</u>のほか、調整月額のうちその額が等しいものがある場合において、調整月額に順位を付す方法その他のこの条の規定による退職手当の調整額の計算について必要な事項は、教育委員会が別に定める。</p> <p>(一般の退職手当の額の特例)</p> <p>第6条の5 第5条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第2条の2第2項、第5条第1項、第5条の2及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。</p> <p>(1)~(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第5条第1項及び<u>本条第1項の規定は、過去の退職につき既にこれらの規定の適用を受け、かつ、その退職の日の翌日から1年以内に再び教育職員となった者が、その再び教育職員となった日から起算して1年以内に退職した場合には、適用しない。</u></p> <p>(勤続期間の計算)</p> <p>第7条 1~4 略</p> <p>5 <u>第1項に規定する教育職員として引き続いた在職期間には、教育職員以外の教育公務員特例法の適用又は準用を受ける者(以下「教育職員以外の教育公務員等」という。)が引き続いて教育職員となった場合には、その者の教育職員以外の教育公務員等として引き続い</u></p>
--	--

(1) 教育公務員特例法の適用又は準用を受ける者(以下「教育公務員等」という。)で教育職員以外のもの(以下「本市外教育公務員等」という。)が退職後引き続いて教育職員となった場合 その者の本市外教育公務員等としての引き続いた在職期間(この条例の規定による退職手当に相当する給与に関する規定(当該本市外教育公務員等に適用されるものに限る。))により当該本市外教育公務員等としての引き続いた在職期間に通算することとされている在職期間を含む。)

(2) 教育公務員等及び尼崎市職員退職手当支給条例(昭和24年尼崎市条例第37号。以下「職員退職手当条例」という。)の適用を受ける者(以下「一般職員」という。)以外の地方公務員(地方公務員法第3条第1項に規定する地方公務員をいう。)又は国家公務員(国家公務員退職手当法(昭和22年法律第182号)第2条に規定する者をいう。)(以下「本市外地方公務員等」という。)が退職後引き続いて教育職員となった場合であって、教育委員会が特に必要があると認めるとき その者の本市外地方公務員等としての引き続いた在職期間(この条例の規定による退職手当に相当する給与に関する規定(本市外地方公務員等に適用されるものに限る。))により当該本市外地方公務員等としての引き続いた在職期間に通算することとされている在職期間を含む。)

6 前項の規定にかかわらず、次に掲げる在職期間は、第1項に規定する教育職員としての引き続いた在職期間に含まないものとする。

(1) 前項各号のいずれかに該当する場合におけるその教育職員となる前の退職によりこの条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けた者の当該給与の計算の基礎となった在職期間(当該給与の計算の基礎となるべき在職期間が当該給与に関する

た在職期間を、教育職員が第13条の規定により退職手当を支給されないで引き続いて教育職員以外の教育公務員等として在職したのち、引き続いて再び教育職員となった場合には、その者の先の教育職員及び教育職員以外の教育公務員等として引き続いた在職期間を含むものとする。この場合におけるその者の教育職員以外の教育公務員等として引き続いた在職期間の計算については、前各項の規定を準用する。ただし、退職によりこの条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けた者の当該給与の計算の基礎となった在職期間(当該給与の計算の基礎となるべき在職期間が、当該給与に関する規定において明確に定められていない場合には、当該給与の額を退職の日におけるその者の当該給与の額の算定の基礎となった給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数(1に満たない端数は、切り捨てる。)に相当する月数)及び教育職員が引き続いて教育職員以外の教育公務員等となる場合に、その者の教育職員としての在職期間が、その地方公共団体の退職手当に関する規定により教育職員以外の教育公務員等としての勤続期間に通算されないことに定められている地方公共団体の教育職員以外の教育公務員等としての在職期間は、その者の教育職員として引き続いた在職期間に含まないものとする。

6 第1項に規定する教育職員として引き続いた在職期間には、尼崎市職員退職手当支給条例(昭和24年尼崎市条例第37号)の適用を受ける者(以下「一般職員」という。)が引き続いて教育職員となった場合には、その者の一般職員としての引き続いた在職期間を、教育職員が第13条第2項の規定により退職手当を支給されないで引き続いて一般職員として在職したのち、引き続いて再び教育職員

<p>規定において明確に定められていない場合には、当該給与の額を退職の日におけるその者の当該給与の額の算定の基礎となった給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数（1に満たない端数があるときは、これを切り捨てる。）に相当する月数）</p> <p>(2) 前項第1号に掲げる場合において、その本市外教育公務員等がその退職時に属していた他の地方公共団体の規定でこの条例の規定による退職手当に相当する給与に関するものにおいて、当該他の地方公共団体以外の地方公共団体の教育公務員等が退職後引き続いて当該他の地方公共団体の教育公務員等となる場合にその退職した地方公共団体におけるその者の教育公務員等としての引き続いた在職期間が当該他の地方公共団体におけるその者の教育公務員等としての引き続いた在職期間に通算されないと定められている場合における当該本市外教育公務員等としての引き続いた在職期間</p> <p>7 第1項に規定する教育職員としての引き続いた在職期間には、一般職員が退職後引き続いて教育職員となった場合においては、その者の一般職員としての引き続いた在職期間（職員退職手当条例の規定により、当該一般職員としての引き続いた在職期間に通算することとされている在職期間を含む。）を含むものとする。この場合において、当該在職期間の計算については、第1項から第4項までの規定を準用するほか、教育委員会が市長と協議して定める。</p> <p>8 略</p> <p>9 略</p> <p>10 略</p> <p>（定年前に退職する意思を有する教育職員の募集等）</p> <p>第8条 教育委員会は、定年前に退職する意思を有する教育職員の募集であつて、次に掲げるものを行うことができる。</p>	<p>となった場合には、その者の先の教育職員及び一般職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。この場合における勤続期間及び退職手当の額の計算方法等に関し必要な事項は、教育委員会が市長と協議して定める。</p> <p>7 略</p> <p>8 略</p> <p>9 略</p> <p>第8条 削除</p>
--	--

(1) 教育職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、早期退職対象年齢である教育職員を対象として行う募集

(2) 組織の改廃又は事業所若しくは事務所の移転を円滑に実施することを目的とし、当該組織又は事業所若しくは事務所に属する教育職員を対象として行う募集

2 教育委員会は、前項に規定する募集（以下この条において「早期退職募集」という。）を行うに当たっては、当該早期退職募集に関し次の各号に掲げる事項を記載した要項（以下この条において「募集実施要項」という。）を作成し、これを当該早期退職募集の対象とする教育職員に周知しなければならない。

(1) 前項各号に掲げる募集の別

(2) 早期退職認定を受けた場合に退職すべき期日又は期間

(3) 当該早期退職募集の人数

(4) 当該早期退職募集の期間

(5) 対象とする教育職員の範囲

(6) 第4項の規定による応募及びその取下げの手續

(7) 次項の規定により第4項の規定による応募をした人数が次項に規定する一定人数に達したときは早期退職募集を終了するものとする場合は、その旨及び当該一定人数

(8) その他教育委員会が別に定める事項

3 教育委員会は、早期退職募集の期間の終期が到来するまでに次項の規定による応募をした教育職員の人数が当該早期退職募集の人数以上の一定人数で教育委員会が別に定めるものに達したときは当該早期退職募集を終了するものとすることができる。

4 次の各号のいずれかに該当する教育職員以外の教育職員は、教育委員会が別に定めるところにより、早期退職募集の期間中いつでもこれに応募することができる。

(1) 法律の規定に基づき任期を定めて任用されている教育職員

(2) 早期退職認定を受けた場合に退職すべき期日又は期間の末日が到来するまでに定年に達する教育職員

(3) 地方公務員法第29条第1項又は第2項の規定による懲戒処分(以下この条において「懲戒処分」という。)(故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。)又はこれに準ずる処分(以下この条において「特定懲戒処分等」という。)を受けている教育職員

5 前項の規定による応募(以下この条において「早期退職応募」という。)及び早期退職応募の取下げは、教育職員の自発的な意思に委ねられるものであって、教育委員会は、教育職員に対してこれらを強制してはならない。

6 教育委員会は、早期退職募集の目的を達成するために必要があると認めるときは、当該早期退職募集の期間を延長することができる。

7 教育委員会は、早期退職応募をした教育職員(以下この条において「応募者」という。)について、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、早期退職募集に係る定年前の退職が予定されている教育職員である旨の認定をするものとする。ただし、あらかじめ応募者(次の各号のいずれにも該当しない者に限る。以下この項において同じ。)の人数が早期退職募集の人数を超えた場合は教育委員会が別に定める方法により当該認定を受けるべき教育職員を選定する旨及び当該方法を当該早期退職募集の対象とする教育職員に周知していた場合において、応募者の人数が当該早期退職募集の人数を超えたときは、当該方法により当該認定を受けるべき教育職員として選定した応募者以外の応募者については、当該認定をしないことができる。

(1) 早期退職募集に対する応募が募集実施要項又は教育委員会が定める方式に適合して

いない場合

(2) 応募者が特定懲戒処分等を受けた場合

(3) 応募者が特定懲戒処分等を受けるべき行為（在職期間中の応募者の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして特定懲戒処分等に値することが明らかなものという。）をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他教育委員会が応募者に対して当該認定を行うことが公務に対する信頼を確保する上で支障が生ずると認める場合

(4) 教育委員会が、公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために、応募者を引き続き職務に従事させる必要があると特に認める場合

8 教育委員会は、早期退職募集において教育職員が退職すべき期間を設けた場合は、前項の規定による認定（以下この条において「早期退職認定」という。）をした後遅滞なく、当該期間内の日から教育職員が退職すべき期日を指定するものとする。

9 教育委員会は、早期退職認定を行った後に生じた事情に鑑み、当該早期退職認定を受けた者（以下この条において「認定応募者」という。）が次項第3号に規定する期日（以下この条において「退職予定期日」という。）に退職することにより公務の能率的運営に著しい支障を及ぼすおそれがあると認める場合は、別に定めるところにより、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で、退職予定期日を繰り上げ、又は繰り下げることができる。

10 認定応募者が次の各号のいずれかに該当するときは、早期退職認定は、その効力を失う。

(1) 第12条第1項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(2) 第13条の規定によりこの条例の規定による退職手当の支給を受けないこととなったとき。

- (3) 早期退職認定を受けた場合に退職すべき期日として募集実施要項に定められた期日又は第8項の規定により指定された期日(前項の規定によりこれらの期日を繰り上げ、又は繰り下げた場合にあっては、その繰り上げ後又は繰り下げ後の期日)に退職しなかったとき(前2号に掲げる場合を除く。)
- (4) 懲戒処分(免職の処分及び故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。)
又はこれに準ずる処分を受けたとき。
- (5) 早期退職応募を取り下げたとき。

11 教育委員会は、早期退職募集を行ったときは、市長が別に定めるところにより、その募集実施要項の内容(第7項ただし書に規定する方法を周知したときは、当該方法を含む。)及び認定応募者の人数を市長に報告するものとする。

(退職手当の支払の差止め)

第12条の2 退職をした者が次のいずれかに該当するときは、教育委員会は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

- (1) 教育職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。
- (2) 略

2・3 略

4 前各項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分(以下「支払差止処分」という。)を受けた者は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由

(退職手当の支払の差止め)

第12条の2 退職をした者が次のいずれかに該当するときは、教育委員会は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

- (1) 教育職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮^ニ以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。
- (2) 略

2・3 略

4 前各項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分(以下「支払差止処分」という。)を受けた者は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第14条第1項又は第45条に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変

に、教育委員会に対し、その取消しを申し立てることができる。

5～10 略

(教育職員が退職した後に引き続き教育職員となった場合等における退職手当の不支給)

第13条 教育職員が退職した場合(第12条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。)において、その者が退職の日又はその翌日に再び教育職員となったときは、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

2 教育職員が退職した場合において、当該教育職員が、退職後引き続いて本市外教育公務員等若しくは本市外地方公務員等となったとき(この条例の規定による退職手当に相当する給与に関する規定(当該本市外教育公務員等又は当該本市外地方公務員等に適用されるものに限る。))により、これらの者の教育職員としての引き続きた在職期間がこれらの者の本市外教育公務員等又は本市外地方公務員等としての引き続きた在職期間に通算されることとされている場合に限る。)
又は退職後引き続いて一般職員となったときは、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

付 則

6 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の87を乗じて得た額とする。この場合において、第6条の5第1項中「並びに前条」とあるのは、「前条並びに付則第6項」とする。

化を理由に、教育委員会に対し、その取消しを申し立てることができる。

5～10 略

(教育職員が退職した後に引き続き教育職員となった場合等における退職手当の不支給)

第13条 教育職員が退職した場合(第12条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。)において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

2 教育職員が引き続いて教育職員以外の教育公務員等となった場合において、その者の教育職員としての勤続期間が、教育職員以外の教育公務員等に対する退職手当に関する規定によりその者の教育職員以外の教育公務員等としての勤続期間に通算されることに定められているとき又は教育職員が引き続いて一般職員となったときは、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

付 則

6 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の87を乗じて得た額とする。この場合において、第6条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに付則第6項」とする。

< 平成 2 8 年 2 月定例会 >

種 別	条 例	番 号	議案第 4 1 号	所 管	給与課
件 名	尼崎市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律(平成 2 6 年法律第 3 4 号)の制定に伴う所要の整備を行う。</p> <p>2 改正の対象となる条例 (1) 尼崎市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例 (2) 尼崎市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例 (3) 尼崎市教育職員の給与等の特別措置に関する条例 (4) 尼崎市職員で外国の地方公共団体の機関等に派遣されるものの処遇等に関する条例 (5) 尼崎市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例</p> <p>3 主な改正内容 現在「職務の級」としている文言を「等級」に改めるとともに、その他の所要の文言整備を行う。</p> <p>4 施行期日 平成 2 8 年 4 月 1 日</p>					

尼崎市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例

改正後	現 行
<p>(この条例の趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第24条第5項の規定に基づき、職員の勤務時間その他の勤務条件について必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(この条例の目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第24条第6項の規定に基き、職員の勤務時間その他の勤務条件に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p>

尼崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

改正後	現 行
<p>付 則</p> <p>5 一般職の職員で非常勤のものの費用弁償については、<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づく条例が制定施行されるまでの間は、第6条及び別表の規定を準用する。</u></p>	<p>付 則</p> <p>5 一般職の職員で非常勤のものの費用弁償に<u>関し</u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項に基く条例が制定施行されるまでの間は、<u>この条例を準用する。この場合において別表中「その他非常勤の職員」とあるのは「一般職の職員で非常勤のもの」と読み替えるものとする。</u></p>

尼崎市教育職員の給与等の特別措置に関する条例

改正後	現 行
<p>(この条例の趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和46年法律第77号)第3条及び第6条の規定に基づき、教育職員の給与その他の勤務条件について特例を定めるものとする。</p> <p>(教職調整額の支給等)</p> <p>第3条 尼崎市職員の給与に関する条例(昭和32年尼崎市条例第24号。以下「給与条例」という。)第3条第1項第2号アに規定する教育職給料表(一)の適用を受ける教育職員でその等級が3級以下であるもの及び同号イに規定する教育職給料表(二)の適用を受ける教育職員でその等級が1級又は2級であるものには、その者の給料月額に100分の4を乗じて得た額の教職調整額を支給する。</p> <p>2・3 略</p>	<p>(この条例の趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第6項並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和46年法律第77号)第3条及び第6条の規定に基づき、教育職員の給与その他の勤務条件について特例を定めるものとする。</p> <p>(教職調整額の支給等)</p> <p>第3条 尼崎市職員の給与に関する条例(昭和32年尼崎市条例第24号。以下「給与条例」という。)第3条第1項第2号アに規定する教育職給料表(一)の適用を受ける教育職員でその職務の級が3級以下であるもの及び同号イに規定する教育職給料表(二)の適用を受ける教育職員でその職務の級が1級又は2級であるものには、その者の給料月額に100分の4を乗じて得た額の教職調整額を支給する。</p> <p>2・3 略</p>

尼崎市職員で外国の地方公共団体の機関等に派遣されるものの処遇等に関する条例

改正後	現 行
<p>(職員の派遣)</p> <p>第 2 条 略</p> <p>2 法第 2 条第 1 項に規定する条例で定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 地方公務員法(昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号)第 2 2 条第 1 項に規定する<u>条件付採用</u>の期間中の職員(市長が定める職員を除く。)</p> <p>(4)・(5) 略</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第 2 条 略</p> <p>2 法第 2 条第 1 項に規定する条例で定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 地方公務員法(昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号)第 2 2 条第 1 項に規定する<u>条件付採用</u>の期間中の職員(市長が定める職員を除く。)</p> <p>(4)・(5) 略</p>

尼崎市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例

改正後	現 行
<p>(職員の派遣)</p> <p>第 2 条 略</p> <p>2 法第 2 条第 1 項に規定する条例で定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 地方公務員法(昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号)第 2 2 条第 1 項に規定する<u>条件付採用</u>の期間中の職員</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>3 略</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第 2 条 略</p> <p>2 法第 2 条第 1 項に規定する条例で定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 地方公務員法(昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号)第 2 2 条第 1 項に規定する<u>条件附採用</u>の期間中の職員</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>3 略</p>

< 平成 2 8 年 2 月定例会 >

種 別	条 例	番 号	議案第 4 2 号	所 管	給与課
件 名	尼崎市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由 民間の労働者災害補償制度の改正に伴い、常勤職員に係る公務災害補償制度が改正されたことから、常勤職員に準じて規定している非常勤職員の公務災害補償制度について改正する。</p> <p>2 改正内容 傷病補償年金及び休業補償について、同一の事由により障害厚生年金等が併給される場合の支給額の調整率を 0 . 8 8 (現行 0 . 8 6) に改める。</p> <p>3 施行期日 平成 2 8 年 4 月 1 日</p>					

尼崎市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例

改正後			現 行		
<p>付 則 (他の法令による給付との調整) 20 年金たる補償の額は、その補償の事由となった障害又は死亡について次表の左欄に掲げる年金たる補償の区分に応じそれぞれ同表の中欄に掲げる年金たる給付(以下この項において「特定年金たる給付」という。)が支給される場合には、当分の間、この条例の規定(この項を除く。)にかかわらず、この条例の規定(第14条の2及びこの項を除く。)による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる年金たる補償の区分及び同表の中欄に掲げる年金たる給付の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる率(以下「調整率」という。)(2の特定年金たる給付が支給される場合にあっては、これらの調整率を合計した率から1を控除した率)を乗じて得た額(その額が、当該年金たる補償の年額からその補償の事由となった障害又は死亡について支給される特定年金たる給付の年額(2の特定年金たる給付が支給される場合にあっては、これらの合計額)を控除した額を下回る場合には、当該額)(その額に、50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げる。)とする。</p>			<p>付 則 (他の法令による給付との調整) 20 年金たる補償の額は、その補償の事由となった障害又は死亡について次表の左欄に掲げる年金たる補償の区分に応じそれぞれ同表の中欄に掲げる年金たる給付(以下この項において「特定年金たる給付」という。)が支給される場合には、当分の間、この条例の規定(この項を除く。)にかかわらず、この条例の規定(第14条の2及びこの項を除く。)による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる年金たる補償の区分及び同表の中欄に掲げる年金たる給付の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる率(以下「調整率」という。)(2の特定年金たる給付が支給される場合にあっては、これらの調整率を合計した率から1を控除した率)を乗じて得た額(その額が、当該年金たる補償の年額からその補償の事由となった障害又は死亡について支給される特定年金たる給付の年額(2の特定年金たる給付が支給される場合にあっては、これらの合計額)を控除した額を下回る場合には、当該額)(その額に、50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げる。)とする。</p>		
傷病 補償 年金	厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)の規定による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。)附則第41条第1項若しくは第65条第1項の規定により支給される障害	0.73	傷病 補償 年金	厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)の規定による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。)附則第41条第1項若しくは第65条第1項の規定により支給される障害	0.73

共済年金（以下「障害厚生年金等」という。）及び国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定による障害基礎年金（同法第30条の4第1項の規定により支給される障害基礎年金を除く。以下「障害基礎年金」という。）		共済年金（以下「障害厚生年金等」という。）及び国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定による障害基礎年金（同法第30条の4第1項の規定により支給される障害基礎年金を除く。以下「障害基礎年金」という。）	
障害厚生年金等（その補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.88	障害厚生年金等（その補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86
障害基礎年金（その補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法附則第37条第1項若しくは第61条第1項に規定する給付に該当する障害共済年金（以下「旧国共済法等の規定による障害共済年金」という。）が支給される場合を除く。）	0.88	障害基礎年金（その補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法附則第37条第1項若しくは第61条第1項に規定する給付に該当する障害共済年金（以下「旧国共済法等の規定による障害共済年金」という。）が支給される場合を除く。）	0.88
国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金（以下「旧船員保険法の規定による障害年金」という。）	0.75	国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金（以下「旧船員保険法の規定による障害年金」という。）	0.75
国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金（以下「旧厚生年金保険法の規定による障害年金」という。）	0.75	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金（以下「旧厚生年金保険法の規定による障害年金」という。）	0.75
国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する障害年金（以下「旧国民年金法の規定による	0.89	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する障害年金（以下「旧国民年金法の規定による	0.89

	障害年金」という。)	

2 2 休業補償の額は、その補償の事由と同一の事由について次表の左欄に掲げる年金たる給付（以下この項において「特定年金たる給付」という。）が支給される場合には、当分の間、この条例の規定（この項を除く。以下この項において同じ。）にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額（以下この項において「標準額」という。）に、同欄に掲げる年金たる給付の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が、当該標準額から同一の事由について支給される特定年金たる給付の年額の合計額を365で除して得た額を控除した額を下回る場合には、当該額）とする。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
障害厚生年金等(その補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.88
障害基礎年金(その補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は旧国共済法等の規定による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.88
旧船員保険法の規定による障害年金	0.75
旧厚生年金保険法の規定による障害年金	0.75
旧国民年金法の規定による障害年金	0.89

	障害年金」という。)	

2 2 休業補償の額は、その補償の事由と同一の事由について次表の左欄に掲げる年金たる給付（以下この項において「特定年金たる給付」という。）が支給される場合には、当分の間、この条例の規定（この項を除く。以下この項において同じ。）にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額（以下この項において「標準額」という。）に、同欄に掲げる年金たる給付の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が、当該標準額から同一の事由について支給される特定年金たる給付の年額の合計額を365で除して得た額を控除した額を下回る場合には、当該額）とする。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
障害厚生年金等(その補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.86
障害基礎年金(その補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は旧国共済法等の規定による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.88
旧船員保険法の規定による障害年金	0.75
旧厚生年金保険法の規定による障害年金	0.75
旧国民年金法の規定による障害年金	0.89

< 平成 2 8 年 2 月定例会 >

種 別	条 例	番 号	議案第 4 3 号	所 管	給与課
件 名	尼崎市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55条)の施行に伴い、特定大規模災害により被害を受けた地方公共団体が、その復興計画の作成や復興整備事業の実施等のために国や他の地方公共団体から職員の派遣を受けた場合には、条例で定めるところにより、その職員に対して災害派遣手当を支給することが可能となったことから、当該支給にかかる規定の整備を行う。</p> <p>併せて、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律(平成26年法律第34号)の制定に伴う所要の整備を行う。</p> <p>2 改正内容</p> <p>災害派遣手当の支給対象に、大規模災害からの復興に関する法律第56条第1項に規定する職員を追加する。</p> <p>併せて、地方公務員法の改正に伴う所要の文言整備を行う。</p> <p>3 施行期日</p> <p>公布の日。</p> <p>ただし、地方公務員法の改正に伴う所要の整備は平成28年4月1日。</p>					

尼崎市災害派遣手当等の支給に関する条例

改正後	現 行
<p>(この条例の趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項の規定に基づき、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第32条第1項(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。))第154条(国民保護法第183条において準用する場合を含む。以下同じ。))及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「新型インフルエンザ等対策法」という。))第44条において準用する場合を含む。)<u>及び大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55号)第56条第1項に規定する職員(以下「職員」という。))に対する災害派遣手当(国民保護法第154条において準用する場合にあっては武力攻撃災害等派遣手当、新型インフルエンザ等対策法第44条において準用する場合にあっては新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当。以下「手当」という。))の支給について必要な事項を定めるものとする。</u></p>	<p>(この条例の趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第6項の規定に基づき、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第32条第1項(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。))第154条(国民保護法第183条において準用する場合を含む。以下同じ。))<u>及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「新型インフルエンザ等対策法」という。))第44条において準用する場合を含む。)</u>に規定する職員(以下「職員」という。))に対する災害派遣手当(国民保護法第154条において準用する場合にあっては武力攻撃災害等派遣手当、新型インフルエンザ等対策法第44条において準用する場合にあっては新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当。以下「手当」という。))の支給について必要な事項を定めるものとする。</p>

< 平成 2 8 年 2 月定例会 >

種 別	条 例	番 号	議案第 4 4 号	所 管	給与課
件 名	尼崎市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>人事評価制度の導入等による能力及び実績に基づく人事管理の徹底並びに退職管理の適正等を目的に、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成 2 6 年法律第 3 4 号）が制定され、人事行政の運営状況の公表にあたって、各任命権者が市長に報告する事項が一部見直されたため、それらに合わせた所要の整備を行う。</p> <p>併せて、行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）の全部改正に伴う所要の整備を行う。</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 人事行政の運営状況の公表にあたって、各任命権者が市長に報告する事項に「人事評価の状況」、「退職管理の状況」及び「休業の状況」を追加し、「勤務成績の評定に関する状況」を削除する。</p> <p>(2) 条例中「不服申立て」の文言を「審査請求」に改める。</p> <p>3 施行期日</p> <p>平成 2 8 年 4 月 1 日</p>					

尼崎市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

改正後	現 行
<p>(人事行政の運営の状況の報告)</p> <p>第2条 任命権者は、<u>地方公務員法第58条の3第1項に規定するもののほか</u>、毎年5月末日までに、市長に対し、前年度における職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(<u>同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。</u>))を除く。以下同じ。)の次の各号に掲げる事項を報告しなければならない。</p> <p>(1) 任免及び<u>職員の数</u>に関する状況</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>人事評価に関する状況</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) <u>休業に関する状況</u></p> <p>(6) 略</p> <p>(7) <u>退職管理に関する状況</u></p> <p>(8) 研修に関する状況</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>(公平委員会の業務の状況の報告)</p> <p>第3条 公平委員会は、毎年5月末日までに、市長に対し、前年度における次に掲げる事項を報告しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 不利益処分に関する<u>審査請求</u>に関する状況</p>	<p>(人事行政の運営の状況の報告)</p> <p>第2条 任命権者は、毎年5月末日までに、市長に対し、前年度における職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(<u>地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。</u>))を除く。以下同じ。)の次の各号に掲げる事項を報告しなければならない。</p> <p>(1) 任免及び<u>職員数</u>に関する状況</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) <u>研修及び勤務成績の評定</u>に関する状況</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(公平委員会の業務の状況の報告)</p> <p>第3条 公平委員会は、毎年5月末日までに、市長に対し、前年度における次に掲げる事項を報告しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 不利益処分に関する<u>不服申立て</u>に関する状況</p>

< 平成 2 8 年 2 月定例会 >

種 別	条 例	番 号	議案第 4 5 号	所 管	生活安全課
件 名	尼崎市立消費生活センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>地方公共団体の消費生活相談体制の更なる強化を目的として、不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律(平成26年法律第71号)が制定され、消費者安全法の一部が改正された。</p> <p>この改正により、消費生活センターの組織及び運営に関する事項等については、国の定める基準を基に地方公共団体が条例で定めることとされたため、所要の規定整備を行い、消費生活相談の更なる充実及び消費者の安全・安心の確保を一層進めるもの。</p> <p>2 改正内容</p> <p>国の定める基準を基とし、次に掲げる規定を追加するとともに、所要の文言整理を行う。</p> <p>(1) 消費生活相談の事務を行う日及び時間について(第5条)</p> <p style="padding-left: 2em;">ただし消費生活相談の事務を行う具体的な日時は、規則で定める。</p> <p>(2) 消費生活相談員等の配置について(第6条)</p> <p>(3) 消費生活相談員等に対する研修について(第7条)</p> <p>(4) 情報の安全管理について(第8条)</p> <p>3 施行期日</p> <p>平成28年4月1日</p>					

尼崎市立消費生活センターの設置及び管理に関する条例

改正後	現 行
<p>(この条例の趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、尼崎市立消費生活センター(以下「センター」という。)の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 消費者の利益の擁護及び増進を図り、もって市民の消費生活の安定及び向上に資するため、消費生活センター(消費者安全法(平成21年法律第50号。以下「法」という。第10条の2第1項第1号に規定する消費生活センターをいう。以下同じ。)としてセンターを設置する。</p> <p>(位置)</p> <p>第3条 センターの位置は、尼崎市南武庫之荘3丁目36番1号とする。</p> <p>(事業)</p> <p>第4条 センターは、消費生活センターとしての目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 消費生活に関する啓発活動に関すること。</p> <p>(2) 消費生活に関する相談及び苦情に関すること。</p> <p>(3) <u>その他市長が必要と認める事業</u></p> <p>(消費生活相談の事務を行う日及び時間)</p> <p>第5条 センターにおいて法第10条の3第2項に規定する消費生活相談の事務を行う日及び時間は、規則で定める。</p>	<p>(この条例の趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、尼崎市立消費生活センター(以下「消費生活センター」という。)の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 消費者の利益の擁護及び増進を図り、もって市民の消費生活の安定及び向上に資するため、<u>消費生活センター</u>を設置する。</p> <p>(位置)</p> <p>第3条 <u>消費生活センター</u>の位置は、尼崎市南武庫之荘3丁目36番1号とする。</p> <p>(事業)</p> <p>第4条 <u>消費生活センター</u>は、次の各号に掲げる事業を行なう。</p> <p>(1) 消費生活に関する啓発活動に関すること。</p> <p>(2) 消費生活に関する相談及び苦情に関すること。</p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業</u></p>

(消費生活相談員等の配置)

第6条 法第8条第2項各号に掲げる事務(以下「消費生活相談等の事務」という。)に従事させるため、センターに法第10条の3第1項に規定する消費生活相談員その他の職員を置く。

(消費生活相談員等に対する研修)

第7条 市長は、前条の消費生活相談員その他の職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

(情報の安全管理)

第8条 市長は、消費生活相談等の事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、センターの管理について必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、消費生活センターの管理について必要な事項は、規則で定める。

< 平成 2 8 年 2 月定例会 >

種 別	条 例	番 号	議案第 4 6 号	所 管	大規模市有地活用担当
件 名	尼崎市新本庁舎建設基金条例について				
内 容					
<p>1 制定理由</p> <p>将来、本庁舎を新たに建て替える際の財源とするため、地方自治法第 2 4 1 条の規定に基づき尼崎市新本庁舎建設基金を設置することに伴い、尼崎市新本庁舎建設基金条例を制定する。</p> <p>2 主な制定内容</p> <p>(1) 設置 (第 1 条)</p> <p>尼崎市役所本庁舎の建設に要する経費の財源を確保するため、尼崎市新本庁舎建設基金 (以下「基金」という。) を設置する。</p> <p>(2) 基金の額 (第 2 条)</p> <p>基金として積み立てる額は、毎年度一般会計歳入歳出予算 (以下「予算」という。) で定める額とする。</p> <p>(3) 管理 (第 3 条)</p> <p>ア 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。</p> <p>イ 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。</p> <p>(4) 処分 (第 6 条)</p> <p>基金は、第 1 条に規定する設置の目的を達成するため、市長が必要があると認めるときに限り、処分することができる。</p> <p>3 施行期日</p> <p>平成 2 8 年 4 月 1 日</p>					

<平成28年2月定例会>

種 別	条 例	番 号	議案第47号	所 管	税務管理課
件 名	尼崎市手数料条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>地方税法及び同法施行令に規定されている未納の額がないことの証明を発行するため、当該証明に係る手数料を定めると共に、滞納処分を受けたことがないことの証明に係る手数料の規定を追加する。</p> <p>2 改正内容</p> <p>手数料を徴収する事務及び手数料の額（第2条）に次の規定を追加する。</p> <p>(1) 地方税法施行令第6条の2第1項第1号に掲げる事項(未納の額がないことに限る。)についての証明 1件 300円</p> <p>(2) 地方税法施行令第6条の2第1項第5号に掲げる事項についての証明 1件 300円</p> <p>3 施行期日</p> <p>公布の日</p>					

尼崎市手数料条例

改正後	現 行
<p>(手数料を徴収する事務及び手数料の額)</p> <p>第2条 手数料を徴収する事務及び手数料の額は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)・(1)の2 略</p> <p>(2) <u>租税、公課その他の諸収入金に関する証明</u> <u>(文書による事実の認証を含む。以下同じ。)</u> <u>(次号及び第2号の3に該当するものを除く。)</u> 年度ごと1種類 300円</p> <p><u>(2)の2 地方税法施行令(昭和25年政令第245号)第6条の2第1項第1号に掲げる事項(未納の額がないことに限る。)</u> <u>についての証明 1件 300円</u></p> <p><u>(2)の3 地方税法施行令第6条の2第1項第5号に掲げる事項についての証明 1件 300円</u></p> <p>(3)~(40) 略</p>	<p>(手数料を徴収する事務及び手数料の額)</p> <p>第2条 手数料を徴収する事務及び手数料の額は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)・(1)の2 略</p> <p>(2) <u>租税、公課その他の諸収入金に関する証明</u> <u>(文書による事実の認証を含む。以下同じ。)</u> <u>年度ごと1種類 300円</u></p> <p>(3)~(40) 略</p>

< 平成 28 年 2 月定例会 >

種 別	条 例	番 号	議案第 48 号	所 管	公営事業所 経営企画課
件 名	尼崎市モーターボート競走事業の設置等に関する条例について				
内 容					
<p>1 制定等理由</p> <p>安定かつ継続的に事業を営み、将来にわたり収益からの繰出により市財政に寄与し続けていくことを目的として、尼崎市モーターボート競走事業(以下「モーターボート競走事業」という。)に地方公営企業法(以下「法」という。)の全部の規定を適用することに伴い、モーターボート競走事業の設置等について定めるため、条例を制定する。</p> <p>2 主な制定内容</p> <p>(1) 条例の趣旨(第1条)</p> <p>法第2条第3項及び法施行令第1条第2項の規定に基づきモーターボート競走事業に対する法の適用について定めるとともに、法第4条、第7条ただし書及び第14条の規定に基づきモーターボート競走事業の設置、経営の基本、管理者及び組織について必要な事項を定める。</p> <p>(2) 法の適用(第2条)</p> <p>モーターボート競走事業に法の規定の全部を適用する。</p> <p>(3) 管理者の不設置(第5条)</p> <p>モーターボート競走事業については、管理者を置かない。</p> <p>(4) 組織(第6条)</p> <p>モーターボート競走事業に係る事務で市長の権限に属するものを処理させるため、公営事業局を置く。</p> <p>(5) その他(付則)</p> <p>地方公営企業法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない資産の取得及び処分等に関する条例第5条の見出し中「尼崎市下水道事業」を「尼崎市下水道事業等」に改め、第5条中「尼崎市下水道事業」の次に「及び尼崎市モーターボート競走事業」を加える。</p> <p>3 施行期日</p> <p>平成28年4月1日</p>					

< 平成 28 年 2 月定例会 >

種 別	条 例	番 号	議案第 49 号	所 管	公営事業所 経営企画課
件 名	尼崎市競艇場施設整備等基金条例及び尼崎市競艇場事業等調整基金条例の廃止等に関する条例について				
内 容					
<p>1 廃止等の理由</p> <p>平成 28 年度から本市の競艇事業に地方公営企業法の全部の規定を適用することに伴い、これまで基金として行ってきた財源の確保と管理については、今後、公営企業会計の仕組みのもとで競艇場施設整備等基金は建設改良積立金として、競艇場事業等調整基金は利益積立金として経理していくことから、条例の廃止を行う。</p> <p>なお、平成 27 年度末をもって当該基金の管理を行ってきた特別会計競艇場事業費を廃止することにより、当該条例の廃止までの間、尼崎市モーターボート競走事業会計において当該基金を管理する必要があることから、所要の改正を行う。</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 競艇場施設整備等基金条例の改正（第 2 条関係）</p> <p>競艇場施設整備等基金条例の第 2 条を削除し、第 5 条中「予算」を「尼崎市モーターボート競走事業会計予算」に改める。</p> <p>(2) 競艇場事業等調整基金条例の改正（第 3 条関係）</p> <p>競艇場事業等調整基金条例の第 2 条を削除し、第 5 条中「予算」を「尼崎市モーターボート競走事業会計予算」に改める。</p> <p>3 施行期日</p> <p>平成 28 年 5 月 31 日。</p> <p>ただし、2(1)及び 2(2)の規定については平成 28 年 4 月 1 日。</p>					

尼崎市競艇場施設整備等基金条例（第2条関係）

改正後	現 行
<p>第2条 <u>削除</u></p> <p>（基金への編入）</p> <p>第5条 基金から生ずる収益は、<u>尼崎市モーターボート競走事業会計予算</u>に計上して、基金に編入するものとする。</p>	<p><u>（基金の額）</u></p> <p>第2条 基金として積み立てる額は、<u>毎年度尼崎市特別会計競艇場事業費歳入歳出予算（以下「予算」という。）</u>で定める額とする。</p> <p>（基金への編入）</p> <p>第5条 基金から生ずる収益は、<u>予算</u>に計上して、基金に編入するものとする。</p>

尼崎市競艇場事業等調整基金条例（第3条関係）

改正後	現 行
<p>第2条 <u>削除</u></p> <p>（基金への編入）</p> <p>第5条 基金から生ずる収益は、<u>尼崎市モーターボート競走事業会計予算</u>に計上して、基金に編入するものとする。</p>	<p><u>（基金の額）</u></p> <p>第2条 基金として積み立てる額は、<u>毎年度尼崎市特別会計競艇場事業費歳入歳出予算（以下「予算」という。）</u>で定める額とする。</p> <p>（基金への編入）</p> <p>第5条 基金から生ずる収益は、<u>予算</u>に計上して、基金に編入するものとする。</p>

尼崎市競艇場施設整備等基金条例

現 行（第2条改正後）

（設置）

第1条 尼崎市競艇場（以下「競艇場」という。）の施設の整備その他競艇場事業の執行に要する経費の財源を確保するため、尼崎市競艇場施設整備等基金（以下「基金」という。）を設置する。

第2条 削除

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（繰替運用）

第4条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（基金への編入）

第5条 基金から生ずる収益は、尼崎市モーターボート競走事業会計予算に計上して、基金に編入するものとする。

（処分）

第6条 基金は、次の各号に掲げる場合に限り、処分することができる。

- (1) 競艇場の施設の整備に必要な財源に充てるとき。
- (2) 競艇場施設整備事業債の償還の財源に充てるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、競艇場事業の執行に要する経費の財源に充てるとき。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

尼崎市競艇場事業等調整基金条例

現 行（第3条改正後）

（設置）

第1条 本市の競艇場事業その他の公営競技（以下「競艇場事業等」という。）の健全な経営等に資するため、尼崎市競艇場事業等調整基金（以下「基金」という。）を設置する。

第2条 削除

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（繰替運用）

第4条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（基金への編入）

第5条 基金から生ずる収益は、尼崎市モーターボート競走事業会計予算に計上して、基金に編入するものとする。

（処分）

第6条 基金は、競艇場事業等に関し、一時に多額の経費を必要とする場合で、市長が特に必要があると認めるときに限り、処分することができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

< 平成 2 8 年 2 月定例会 >

種 別	条 例	番 号	議案第 5 0 号	所 管	予防課
件 名	尼崎市火災予防条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>尼崎市火災予防条例別表第 1 及び別表第 2 は、火気設備等及び火気器具等の離隔距離（可燃物等との間に設けるべき火災予防上安全な距離をいう。）について規定したものであり、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（以下「省令」という。）を基準として定めているところである。</p> <p>今般、省令施行時に想定していなかった設備及び器具が流通してきたことから、それらへの対応を図るため、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（平成 2 7 年総務省令第 9 3 号）が制定され、当該設備及び器具に係る離隔距離に関する規定が整備されることに伴い、規定の整備を行う。</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) グリドル付こんろに係る離隔距離の追加（別表第 1 ・別表第 2 ）</p> <p>家庭用ガス調理機器に関する日本工業規格（J I S S 2 1 0 3 ）に「ガスグリドル付こんろ」が追加され、今後市場に多数流通することが予想されることを踏まえ、当該機器の離隔距離について、別表第 1 及び別表第 2 に追加する。</p> <p>(2) 入力値 5 . 8 キロワットである電磁誘導加熱式調理器に係る離隔距離の追加（別表第 1 ・別表第 2 ）</p> <p>市場に流通する電磁誘導加熱式調理器（以下「IH調理器」という。）について、現在、入力値 5 . 8 キロワットである IH 調理器が主流となっていることを踏まえ、当該機器の離隔距離について、別表第 1 及び別表第 2 に追加する。</p> <p>(3) その他所要の規定の整備</p> <p>3 施行期日</p> <p>平成 2 8 年 4 月 1 日</p>					

尼崎市火災予防条例

改正後

(電気を熱源とする器具)

第22条 省略

2 前項に規定するもののほか、電気を熱源とする器具の取扱いの基準については、第19条第1項第1号から第7号まで、第9号及び第10号の規定(器具の表面に可燃物が触れた場合に当該可燃物が発火するおそれのない器具にあっては、同項第2号及び第5号から第7号までの規定に限る。)を準用する。この場合において、同項第1号中「液体燃料を使用する器具の項」とあるのは「電気を熱源とする器具の項」と、「移動式ストーブ又は移動式こんろ」とあるのは「電気温風器、電気調理用機器、電気天火、電子レンジ、電気ストーブ、電気乾燥器、電気乾燥機又は電気温水器」と、「移動式ストーブ等」とあるのは「電気温風器等」と読み替えるものとする。

別表第1

種 別					距離(単位 センチメートル)				
					入力	上方	側方	前方	後方
炉	開放炉	使用温度が摂氏800度以上のもの	-	250	200	300	200		
		使用温度が摂氏300度以上摂氏800度未満のもの	-	150	150	200	150		
		使用温度が摂氏300度未満のもの	-	100	100	100	100		
		開放炉以外	使用温度が摂氏800度以上のもの	-	250	200	300	200	
	開放炉以外	使用温度が摂氏300度以上摂氏800度未満のもの	-	150	100	200	100		
	開放炉以外	使用温度が摂氏300度未満のもの	-	100	50	100	50		
	ふろがま	気体燃料 不燃以外	半密閉式 浴室 内 設置	外がまでバーナー 取り出し口のない もの	21キロワット以下(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては、42キロワット以下)	-	15 (注1)	15	15
				内がま	同上	-	-	60	-
浴室 外			外がまでバーナー 取り出し口のない もの	21キロワット以下(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつて	-	15	15	15	

現 行

(電気を熱源とする器具)

第22条 省略

2 前項に規定するもののほか、電気を熱源とする器具の取扱いの基準については、第19条第1項第1号から第7号まで、第9号及び第10号の規定(器具の表面に可燃物が触れた場合に当該可燃物が発火するおそれのない器具にあっては、同項第2号及び第5号から第7号までの規定に限る。)を準用する。この場合において、同項第1号中「液体燃料を使用する器具の項」とあるのは「電気を熱源とする器具の項」と、「移動式ストーブ又は移動式こんろ」とあるのは「電気温風器、電気こんろ、電気レンジ、電磁誘導加熱式調理器、電気天火、電子レンジ、電気ストーブ、電気乾燥器、電気乾燥機又は電気温水器」と、「移動式ストーブ等」とあるのは「電気温風器等」と読み替えるものとする。

別表第1

			種 別		距離(単位センチメートル)					
					入力	上方	側方	前方	後方	
炉	開放炉		使用温度が <u>800度</u> 以上のもの	-	250	200	300	200		
			使用温度が <u>300度</u> 以上 <u>800度</u> 未満のもの	-	150	150	200	150		
			使用温度が <u>300度</u> 未満のもの	-	100	100	100	100		
	開放炉以外		使用温度が <u>800度</u> 以上のもの	-	250	200	300	200		
			使用温度が <u>300度</u> 以上 <u>800度</u> 未満のもの	-	150	100	200	100		
			使用温度が <u>300度</u> 未満のもの	-	100	50	100	50		
ふ ろ が ま	気体 燃料	不 燃 以 外	半密閉式	浴室	外がまでバーナー 取り出し口のない もの	21キロワット以下(ふ ろ用以外のバーナー をもつものにあつて は、42キロワット以下)	-	15 (注1)	15	15
				室内	内がま	同上	-	-	60	-
				浴 室 外	外がまでバーナー 取り出し口のない もの	21キロワット以下(ふ ろ用以外のバーナー をもつものにあつて	-	15	15	15

				設置		は、当該バーナーが70 キロワット以下であ って、かつ、ふろ用バ ーナーが21キロワッ ト以下)				
					外がまでバーナー 取り出し口のある もの	同上	-	15	60	15
					内がま	同上	-	15	60	-
				密閉式		同上	-	2 (注1)	2	2
				屋外用		同上	60	15	15	15
	不 燃	半密閉式	浴 室 内 設 置	外がまでバーナー 取り出し口のない もの	21 キロワット以下(ふ ろ用以外のバーナー をもつものにあつて は、42 キロワット以下)	-	4.5 (注1)	-	4.5	
内がま				同上	-	-	-	-		
浴 室 外 設 置		外がまでバーナー 取り出し口のない もの	21 キロワット以下(ふ ろ用以外のバーナー をもつものにあつて は、当該バーナーが70 キロワット以下であ って、かつ、ふろ用バ ーナーが21キロワッ ト以下)	-	4.5	-	4.5			
		外がまでバーナー 取り出し口のある もの	同上	-	4.5	-	4.5			
		内がま	同上	-	-	-	-			
				密閉式		同上	-	2 (注1)	-	2
				屋外用		同上	30	4.5	-	4.5
液 体 燃 料		不燃以外		39 キロワット以下			60	15	15	15
		不燃		同上			50	5	-	5
		上記に分類されないもの					-	60	15	60
温 風	気 体 燃 料	不 燃	半 密 閉 式	パ ー ナ ー	強 制 対 流 型	19 キロワット以下	4.5	4.5	60	4.5

				設置	は、当該バーナーが70 キロワット以下であ って、かつ、ふる用バ ーナーが21キロワッ ト以下)					
				外がまでバーナー 取り出し口のある もの	同上	-	15	60	15	
				内がま	同上	-	15	60	-	
				密閉式	同上	-	2 (注1)	2	2	
				屋外用	同上	60	15	15	15	
	不 燃	半密閉式	浴 室 内 設 置	外がまでバーナー 取り出し口のない もの	21キロワット以下(ふ る用以外のバーナー をもつものにあつて は、42キロワット以下)	-	4.5 (注1)	-	4.5	
内がま				同上	-	-	-	-		
浴 室 外 設 置		外がまでバーナー 取り出し口のない もの	21キロワット以下(ふ る用以外のバーナー をもつものにあつて は、当該バーナーが70 キロワット以下であ って、かつ、ふる用バ ーナーが21キロワッ ト以下)	-	4.5	-	4.5			
		外がまでバーナー 取り出し口のある もの	同上	-	4.5	-	4.5			
内がま		同上	-	-	-	-				
密閉式		同上	-	2 (注1)	-	2				
屋外用		同上	30	4.5	-	4.5				
液体 燃料		不燃以外	39キロワット以下	60	15	15	15			
		不燃	同上	50	5	-	5			
		上記に分類されないもの		-	60	15	60	15		
温 風	気体 燃料	不 燃	半密閉 式・密 閉	バー ナー	強制対流型	19キロワット以下	4.5	4.5	60	4.5

暖房機		以外及び不燃	及び密閉式	が隠蔽							
	液体燃料	不燃以外	半密閉式	強制対流型	温風を前方向に吹き出すもの	26 キロワット以下	100	15	150	15	
						26 キロワットを超え、70 キロワット以下	100	15	100	15 (注2)	
					温風を全周方向に吹き出すもの	26 キロワット以下	100	150	150	150	
					強制排気型	同上	60	10	100	10	
			密閉式		強制給排気型	同上	60	10	100	10	
			不燃	半密閉式	強制対流型	温風を前方向に吹き出すもの	70 キロワット以下	80	5	-	5
						温風を全周方向に吹き出すもの	26 キロワット以下	80	150	-	150
						強制排気型	同上	50	5	-	5
	密閉式					強制給排気型	同上	50	5	-	5
	電気	温風機	不燃以外			2キロワット以下	4.5 (注3)	4.5 (注3)	4.5 (注3)	4.5 (注3)	
			不燃			同上	0 (注3)	0 (注3)	- (注3)	0 (注3)	
	上記に分類されないもの					-	100	60	60 (注4)	60	
	厨房設備	気体燃料	不燃以外	開放式	組込型のこ ろ、グリル付 こんろ及びグリ ドル付こんろ 並びにキャビ ネット型のこ んろ、グリル付 こんろ及びグ リドル付こん ろ	14 キロワット以下	100	15 (注5)	15	15 (注5)	
据置型のレン ジ					21 キロワット以下	100	15 (注5)	15	15 (注5)		

暖房機	以外・不燃	閉式	が隠ぺい																
										液体燃料以外	不燃	半密閉式	強制対流型	温風を前方向に吹き出すもの	26 キロワット以下	100	15	150	15
														温風を全周方向に吹き出すもの	26 キロワットを超え、70 キロワット以下	100	15	100	15
														強制排気型	同上	60	10	100	10
														密閉式	強制給排気型	同上	60	10	100
										不燃	半密閉式	強制対流型	温風を前方向に吹き出すもの	70 キロワット以下	80	5	-	5	
													温風を全周方向に吹き出すもの	26 キロワット以下	80	150	-	150	
													強制排気型	同上	50	5	-	5	
													密閉式	強制給排気型	同上	50	5	-	5
										上記に分類されないもの					-	100	60	60	60
										厨房設備	気体燃料以外	開放式		ドロップイン式こんろ、キャビネット型グリル付こんろ	14 キロワット以下	100	15	15	15
														据置型レンジ	21 キロワット以下	100	15	15	15
														ドロップイン式こんろ、キャビネット型グリル付こんろ	14 キロワット以下	80	0	-	0
														据置型レンジ	21 キロワット以下	80	0	-	0
上記に分類されないもの	不燃	開放式		使用温度が 800 度以上のもの	-	250	200	300	200										
				使用温度が 300 度以上 800 度未満のもの	-	150	100	200	100										
				使用温度が 300 度未満のもの	-	100	50	100	50										
ボ	気体	不燃	開放式	フードを付けない場合	7 キロワット以下	40	4.5	4.5	4.5										

		不燃	同上	組込型のこ ろ、グリル付 こ ろ及びグリ ドル付こ ろ 並びにキャ ビ ネット型の こ ろ、グリル付 こ ろ及びグ リドル付こ ろ	14 キロワット以下	80	0	-	0	
				据置型のレ ンジ	21 キロワット以下	80	0	-	0	
電 気	電 気 調 理 用 機 器	不燃	電気こ ろ及び電気 レンジ並び に電磁誘導 加熱式調理 器(こ ろ形態の ものに限 る。)	こ ろ部分の全 部又は一 部が電磁 誘導加熱 式調理器 でないもの	4.8 キロワット以下(1 口当たり2 キロワット を超え、3 キロワット 以下)	100	2	2	2	
						-	20 (注6)	-	20 (注6)	
						-	10 (注7)	-	10 (注7)	
					4.8 キロワット以下(1 口当たり1 キロワット を超え、2 キロワット 以下)	100	2	2	2	
						-	15 (注6)	-	15 (注6)	
						-	10 (注7)	-	10 (注7)	
					4.8 キロワット以下(1 口当たり1 キロワット 以下)	100	2	2	2	
						-	10 (注6) (注7)	-	10 (注6) (注7)	
					こ ろ部分の全 部が電 磁誘導加 熱式調理 器のもの	5.8 キロワット以下(1 口当たり3.3 キロワッ ト以下)	100	2	2	2
						-	10 (注7)	-	10 (注7)	
		不燃	同上	こ ろ部分の全 部又は一 部が電磁 誘導加熱 式調理器 でないもの	4.8 キロワット以下(1 口当たり3 キロワッ ト以下)	80	0	-	0	
						-	0 (注6) (注7)	-	0 (注6) (注7)	
					こ ろ部分の全 部が電 磁誘導加 熱式調理 器のもの	5.8 キロワット以下(1 口当たり3.3 キロワッ ト以下)	80	0	-	0
						-	0 (注7)	-	0 (注7)	
		電気	不燃以外		2 キロワット以下	10	4.5 (注8)	4.5 (注8)	4.5 (注8)	

イ ラ ー	燃料	燃		フードを付ける場合	同上	15	4.5	4.5	4.5		
			以外	半密閉式		12キロワットを超え、 42キロワット以下	-	15	15	15	
				12キロワット以下	-	4.5	4.5	4.5			
		密閉式		42キロワット以下		4.5	4.5	4.5	4.5		
		屋外用	フードを付けない場合		同上	60	15	15	15		
			フードを付ける場合		同上	15	15	15	15		
		不燃	開放式	フードを付けない場合		7キロワット以下	30	4.5	-	4.5	
				フードを付ける場合		同上	10	4.5	-	4.5	
			半密閉式		42キロワット以下		-	4.5	-	4.5	
			密閉式		同上		4.5	4.5	-	4.5	
	屋外用		フードを付けない場合		同上	30	4.5	-	4.5		
			フードを付ける場合		同上	10	4.5	-	4.5		
	液体 燃料	不燃以外			12キロワットを超え、 70キロワット以下	60	15	15	15		
					12キロワット以下	40	4.5	15	4.5		
		不燃			12キロワットを超え、 70キロワット以下	50	5	-	5		
					12キロワット以下	20	1.5	-	1.5		
上記に分類されないもの			23キロワットを超える	120	45	150	45				
		23キロワット以下	120	30	100	30					
ス ト ー ブ	気体 燃料	不燃	開放式	バーナーが露出	壁掛け型、つり 下げ型	7キロワット以下	30	60	100	4.5	
				半密閉式・密閉式	バーナーが隠ぺい	自然対流型	19キロワット以下	60	4.5	4.5	4.5
	不燃	開放式	バーナーが露出	壁掛け型、つり 下げ型	7キロワット以下	15	15	80	4.5		
					半密閉式・密閉式	バーナーが隠ぺい	自然対流型	19キロワット以下	60	4.5	4.5
	液体 燃料	不燃 以外	半密閉式		自然対流型	機器の全周から熱を放散するもの	39キロワット以下	150	100	100	100
						機器の上方又は前方に熱を放散するもの	同上	150	15	100	15

	天	不燃		同上	10	4.5 (注8)	-	4.5 (注8)		
	電	不燃	電熱装置を有するもの	同上	10	4.5 (注8)	4.5 (注8)	4.5 (注8)		
	レ	以外								
	ジ	不燃	同上	同上	10	4.5 (注8)	-	4.5 (注8)		
	上記に分類されないもの		使用温度が摂氏 800 度以上のもの	-	250	200	300	200		
			使用温度が摂氏 300 度以上摂氏 800 度未満のもの	-	150	100	200	100		
			使用温度が摂氏 300 度未満のもの	-	100	50	100	50		
ボ イ ラ ー	気体燃 料	不燃 以外	開放式	フードを付けない場合	7キロワット以下	40	4.5	4.5	4.5	
				フードを付ける場合	同上	15	4.5	4.5	4.5	
			半密閉式		12 キロワットを超え、42 キロワット以下		-	15	15	15
					12 キロワット以下		-	4.5	4.5	4.5
			密閉式		42 キロワット以下		4.5	4.5	4.5	4.5
			屋外用	フードを付けない場合	同上	60	15	15	15	
	フードを付ける場合	同上		15	15	15	15			
	不燃	開放式	フードを付けない場合	7 キロワット以下	30	4.5	-	4.5		
			フードを付ける場合	同上	10	4.5	-	4.5		
		半密閉式		42 キロワット以下		-	4.5	-	4.5	
		密閉式		同上		4.5	4.5	-	4.5	
		屋外用	フードを付けない場合	同上	30	4.5	-	4.5		
			フードを付ける場合	同上	10	4.5	-	4.5		
	液体燃 料	不燃以外		12 キロワットを超え、70 キロワット以下		60	15	15	15	
12 キロワット以下				40	4.5	15	4.5			
不燃		12 キロワットを超え、70 キロワット以下		50	5	-	5			
		12 キロワット以下		20	1.5	-	1.5			
電 気	電 気	不燃 以 上	温度過昇防止装置を有するもの	10 キロワット以下	4.5	0	0	0		

	不燃	同上	自然対流型	機器の全周から熱を放散するもの	同上	120	100	-	100	
				機器の上方又は前方に熱を放散するもの	同上	120	5	-	5	
				上記に分類されないもの	-	150	100	150	100	
乾燥設備	気体燃料	不燃以外	開放式	衣類乾燥機	5.8キロワット以下	15	4.5	4.5	4.5	
					同上	15	4.5	-	4.5	
	上記に分類されないもの	内部容積が1立方メートル以上のもの	-	100	50	100	50			
			内部容積が1立方メートル未満のもの	-	50	30	50	30		
簡易湯沸設備	気体燃料	不燃以外	開放式	常圧	フードを付けない場合	7キロワット以下	40	4.5	4.5	4.5
					フードを付ける場合	同上	15	4.5	4.5	4.5
				瞬間型	フードを付けない場合	12キロワット以下	40	4.5	4.5	4.5
					フードを付ける場合	同上	15	4.5	4.5	4.5
			半密閉式			同上	-	4.5	4.5	4.5
			密閉式	常圧貯蔵型		同上	4.5	4.5	4.5	4.5
				瞬間型	調理台型	同上	-	0	-	0
					壁掛け型、据置型	同上	4.5	4.5	4.5	4.5
	屋外用		フードを付けない場合	同上	60	15	15	15		
			フードを付ける場合	同上	15	15	15	15		
	不燃	開放式	常圧	フードを付けない場合	7キロワット以下	30	4.5	-	4.5	
				フードを付ける場合	同上	10	4.5	-	4.5	
			瞬間型	フードを付けない場合	12キロワット以下	30	4.5	-	4.5	
				フードを付ける場合	同上	10	4.5	-	4.5	
半密閉式			同上	-	4.5	-	4.5			
密閉式		常圧貯蔵型		同上	4.5	4.5	-	4.5		
		瞬間型	調理台型	同上	-	0	-	0		
			壁掛け型、据置型	同上	4.5	4.5	-	4.5		

	水	外								
	器	不燃	同上		同上	0	0	-	0	
			上記に分類されないもの		23キロワットを超える	120	45	150	45	
					23キロワット以下	120	30	100	30	
ストーブ	気体燃料	不燃以外	開放式	バーナーが露出	壁掛け型及びつり下げ型	7キロワット以下	30	60	100	4.5
			半密閉式及び密閉式	バーナーが隠蔽	自然対流型	19キロワット以下	60	4.5	4.5 (注9)	4.5
	不燃	開放式	バーナーが露出	壁掛け型及びつり下げ型	7キロワット以下	15	15	80	4.5	
					19キロワット以下	60	4.5	4.5 (注9)	4.5	
	液体燃料	不燃以外	半密閉式	自然対流型	機器の全周から熱を放散するもの	39キロワット以下	150	100	100	100
					機器の上方又は前方に熱を放散するもの	同上	150	15	100	15
不燃		同上	同上	機器の全周から熱を放散するもの	同上	120	100	-	100	
				機器の上方又は前方に熱を放散するもの	同上	120	5	-	5	
電気	不燃以外	前方放射型(壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	2キロワット以下		100	30	100	4.5		
		全周放射型(壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	同上		100	100	100	100		
		自然対流型(壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	同上		100	4.5	4.5	4.5		

				型							
		屋外用		フードを付けない場合	同上	30	4.5	-	4.5		
				フードを付ける場合	同上	10	4.5	-	4.5		
	液体燃料	不燃以外			同上	40	4.5	15	4.5		
		不燃			同上	20	1.5	-	1.5		
給湯湯沸設備	気体燃料以外	不燃式	半密閉式	常圧貯蔵型	12キロワットを超え、42キロワット以下	-	15	15	15		
				瞬間型	12キロワットを超え、70キロワット以下	-	15	15	15		
			密閉式	常圧貯蔵型	12キロワットを超え、42キロワット以下	4.5	4.5	4.5	4.5		
					瞬間型	調理台型	12キロワットを超え、70キロワット以下	-	0	-	0
					壁掛け型、据置型		同上	4.5	4.5	4.5	4.5
			屋外用	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	12キロワットを超え、42キロワット以下	60	15	15	15	
		フードを付ける場合			同上	15	15	15	15		
		瞬間型		フードを付けない場合	12キロワットを超え、70キロワット以下	60	15	15	15		
				フードを付ける場合	同上	15	15	15	15		
		不燃式	半密閉式	常圧貯蔵型	12キロワットを超え、42キロワット以下	-	4.5	-	4.5		
					瞬間型	12キロワットを超え、70キロワット以下	-	4.5	-	4.5	
			密閉式	常圧貯蔵型	12キロワットを超え、42キロワット以下	4.5	4.5	-	4.5		
					瞬間型	調理台型	12キロワットを超え、70キロワット以下	-	0	-	0
					壁掛け型、据置型		同上	4.5	4.5	-	4.5
			屋外用	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	12キロワットを超え、42キロワット以下	30	4.5	-	4.5	
		フードを付ける場合			同上	10	4.5	-	4.5		
瞬間型	フードを付けない場合	12キロワットを超え、70キロワット以下		30	4.5	-	4.5				
	フードを付ける場合	同上		10	4.5	-	4.5				
液体	不燃以外			同上	60	15	15	15			

		不燃	前方放射型(壁取付式及び天井取付式のものを除く。)		同上	80	15	-	4.5			
			全周放射型(壁取付式及び天井取付式のものを除く。)		同上	80	80	-	80			
			自然対流型(壁取付式及び天井取付式のものを除く。)		同上	80	0	-	0			
	上記に分類されないもの				-	150	100	150	100			
乾燥設備	気体燃料	不燃以外	開放式	衣類乾燥機	5.8キロワット以下	15	4.5	4.5	4.5			
			同上	同上	同上	15	4.5	-	4.5			
電気器具	電気乾燥器	不燃以外	食器乾燥器		1キロワット以下	4.5	4.5	4.5	4.5			
			同上		同上	0	0	-	0			
電気乾燥機	電気乾燥機	不燃以外	衣類乾燥機、食器乾燥機及び食器洗い乾燥機		3キロワット以下	4.5	4.5	4.5	4.5			
			同上		同上	4.5 (注10)	0 (注11)	- (注11)	0 (注11)			
	上記に分類されないもの		内部容積が1立方メートル以上のもの		-	100	50	100	50			
			内部容積が1立方メートル未満のもの		-	50	30	50	30			
簡易湯沸設備	気体燃料	不燃以外	開放式	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	7キロワット以下	40	4.5	4.5	4.5		
					フードを付ける場合	同上	15	4.5	4.5	4.5		
			瞬間型	フードを付けない場合	12キロワット以下	40	4.5	4.5	4.5			
				フードを付ける場合	同上	15	4.5	4.5	4.5			
			半密閉式					同上	-	4.5	4.5	4.5
			密閉式	常圧貯蔵型				同上	4.5	4.5	4.5	4.5
瞬間型	調理台型			同上	-	0	-	0				
	壁掛け型及び				同上	4.5	4.5	4.5	4.5			

燃料	不燃	同上	50	5	-	5
上記に分類されないもの		-	60	15	60	15

備考1 「気体燃料」及び「液体燃料」は、それぞれ、気体燃料を使用する設備及び液体燃料を使用する設備をいう。

2 「不燃以外」の項に掲げる数値は、この表に掲げる各設備から不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物等の部分又は可燃性の物品までの距離を示す。

3 「不燃」の項に掲げる数値は、この表に掲げる各設備から不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの距離を示す。

(注1) 浴槽との離隔距離は0とするが、合成樹脂浴槽(ポリプロピレン浴槽等)の場合は2センチメートルとする。

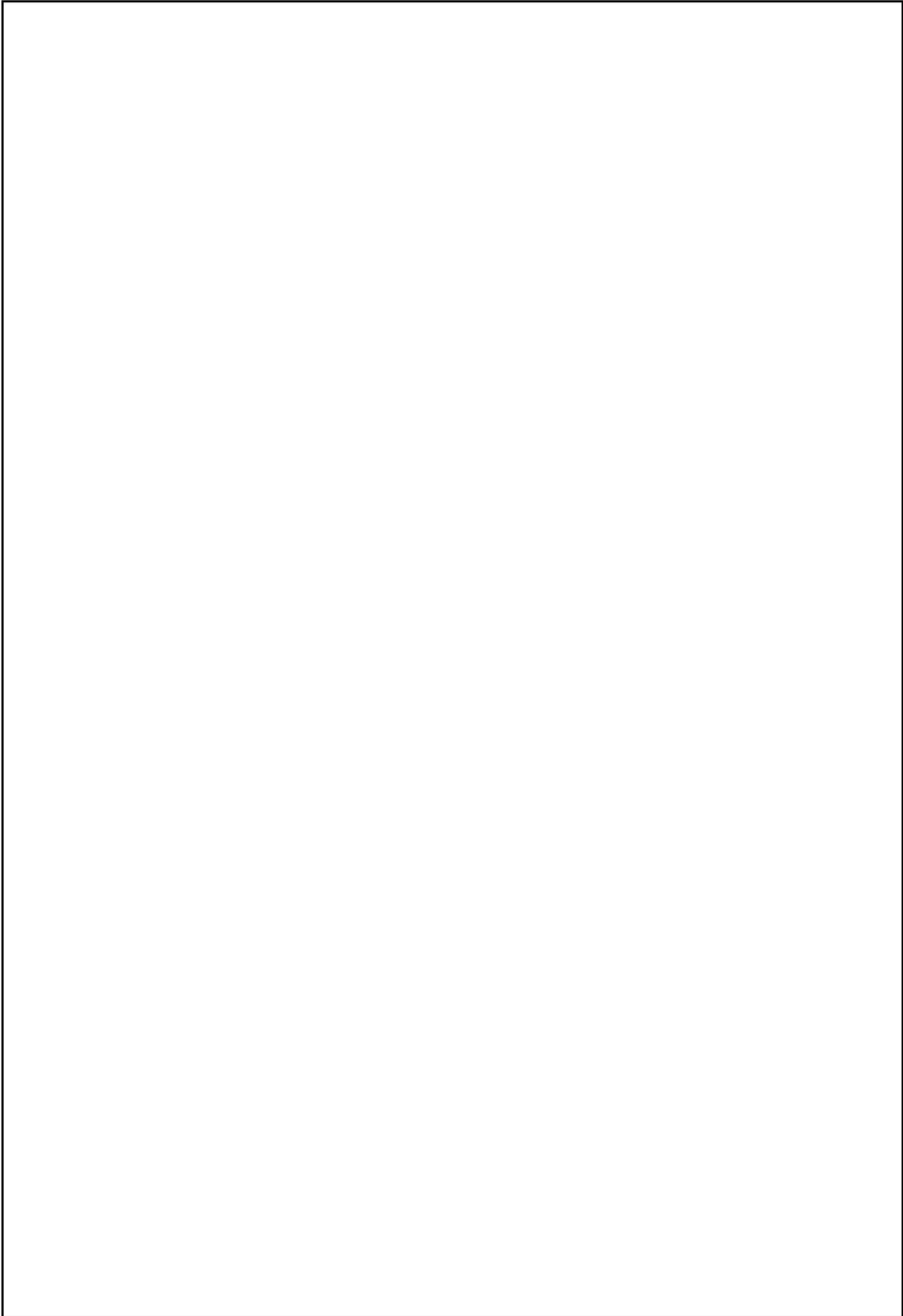
(注2) 風道を使用するものにあつては、15センチメートルとする。

(注3) ダクト接続型以外の場合にあつては、100センチメートルとする。

(注4) 機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。

(注5) 熱対流方向が一方向に集中する場合にあつては、60センチメートルとする。

					据置型				
			屋外用		フードを付けない場合	同上	60	15	15
					フードを付ける場合	同上	15	15	15
		不燃	開放式	常圧	フードを付けない場合	7キロワット以下	30	4.5	-
				貯蔵型	フードを付ける場合	同上	10	4.5	-
				瞬間型	フードを付けない場合	12キロワット以下	30	4.5	-
					フードを付ける場合	同上	10	4.5	-
			半密閉式			同上	-	4.5	-
			密閉式	常圧貯蔵型		同上	4.5	4.5	-
				瞬間型	調理台型	同上	-	0	-
					壁掛け型及び据置型	同上	4.5	4.5	-
			屋外用		フードを付けない場合	同上	30	4.5	-
					フードを付ける場合	同上	10	4.5	-
	液体燃料	不燃	不燃以外			同上	40	4.5	15
			不燃			同上	20	1.5	-
	電気	不燃	温度過昇防止装置を有するもの			10キロワット以下	4.5	0	0
		燃以外							
		不燃	同上			同上	0	0	-
	給湯湯沸設備	気体燃料	不燃	半密閉式	常圧貯蔵型	12キロワットを超え、42キロワット以下	-	15	15
					瞬間型	12キロワットを超え、70キロワット以下	-	15	15
				密閉式	常圧貯蔵型	12キロワットを超え、42キロワット以下	4.5	4.5	4.5
					瞬間型	調理台型	12キロワットを超え、70キロワット以下	-	0
					壁掛け型及び据置型	同上	4.5	4.5	4.5
			屋外用	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	12キロワットを超え、42キロワット以下	60	15	15
					フードを付ける場合	同上	15	15	15
				瞬間型	フードを付けない場合	12キロワットを超え、70キロワット以下	60	15	15



			フードを付ける場合	同上	15	15	15	15
不燃	半密閉式	常圧貯蔵型		12キロワットを超え、 42キロワット以下	-	4.5	-	4.5
		瞬間型		12キロワットを超え、 70キロワット以下	-	4.5	-	4.5
	密閉式	常圧貯蔵型		12キロワットを超え、 42キロワット以下	4.5	4.5	-	4.5
		瞬間型	調理台型	12キロワットを超え、 70キロワット以下	-	0	-	0
			壁掛け型及び 据置型	同上	4.5	4.5	-	4.5
	屋外用	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	12キロワットを超え、 42キロワット以下	30	4.5	-	4.5
			フードを付ける場合	同上	10	4.5	-	4.5
		瞬間型	フードを付けない場合	12キロワットを超え、 70キロワット以下	30	4.5	-	4.5
			フードを付ける場合	同上	10	4.5	-	4.5
液体燃料	不燃以外		同上	60	15	15	15	
	不燃		同上	50	5	-	5	
電気温水器	不燃以外	温度過昇防止装置を有するもの		10キロワット以下	4.5	0	0	0
		同上		同上	0	0	-	0
上記に分類されないもの				-	60	15	60	15

備考

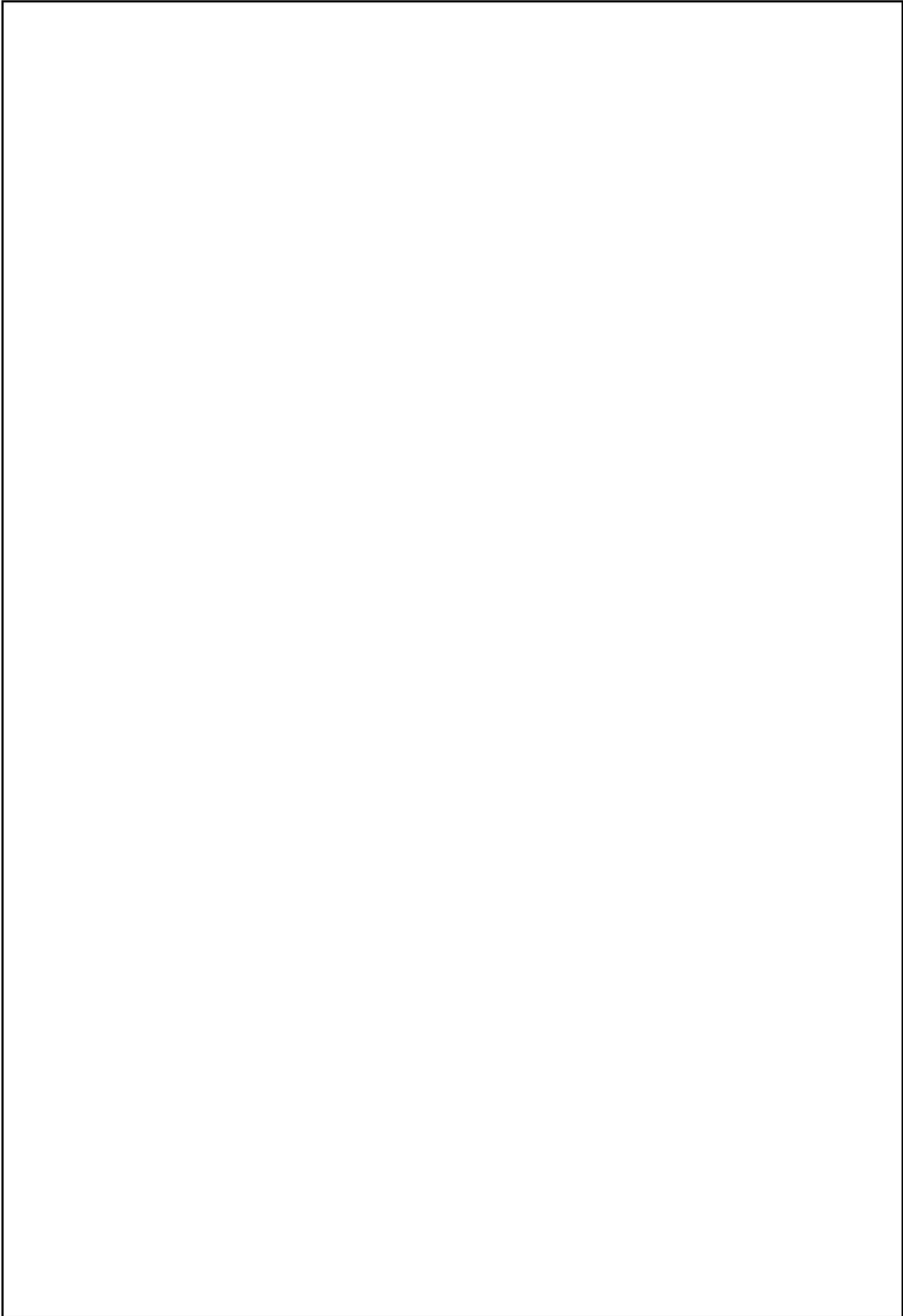
- 「気体燃料」、「液体燃料」又は「電気」とは、それぞれ気体燃料を使用する設備、液体燃料を使用する設備又は電気を熱源とする設備をいう。
- 「不燃以外」の区分に掲げる数値は、この表に掲げる各設備から不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物等の部分又は可燃性の物品までの距離を示す。
- 「不燃」の区分に掲げる数値は、この表に掲げる各設備から不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの距離を示す。

(注1) 浴槽との離隔距離は、0センチメートル(合成樹脂浴槽(ポリプロピレン浴槽等をいう。)にあっては、2センチメートル)とする。

(注2) 風道を使用するものにあつては、15センチメートルとする。

(注3) 温風の吹き出し方向にあつては、60センチメートルとする。

(注4) ダクト接続型以外の場合にあつては、100センチメートルとする。



(注5) 機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。

(注6) こゝろ部分が電磁誘導加熱式調理器でない機器本体上方の側方又は後方の離隔距離(発熱体の外周からの距離をいう。)を示す。

(注7) こゝろ部分が電磁誘導加熱式調理器である機器本体上方の側方又は後方の離隔距離(発熱体の外周からの距離をいう。)を示す。

(注8) 排気口面にあつては、10センチメートルとする。

(注9) 熱対流方向が一方向に集中する場合にあつては、60センチメートルとする。

(注10) 前面に排気口を有する機器にあつては、0センチメートルとする。

(注11) 排気口面にあつては、4.5センチメートルとする。

別表第2

種 別				距離(単位 センチメートル)						
				入力	上方	側方	前方	後方		
液 体 燃 料 を 使 用 す る 器 具	移 動 式 こ ん ろ	不 燃 外	開放式	放射型	7キロワット以下	100	50	100	20	
				自然対流型	7キロワットを超え、12 キロワット以下	150	100	100	100	
					7キロワット以下	100	50	50	50	
					強制対流 型	温風を前方向に 吹き出すもの	12キロワット以下	100	15	100
				温風を全周方向 に吹き出すもの		7キロワットを超え、12 キロワット以下	100	150	150	150
				7キロワット以下	100	100	100	100		
	不 燃	同上	放射型	同上	80	30	-	5		
			自然対流型	7キロワットを超え、12 キロワット以下	120	100	-	100		
				7キロワット以下	80	30	-	30		
				強制対流 型	温風を前方向に 吹き出すもの	12キロワット以下	80	5	-	5
			温風を全周方向 に吹き出すもの		7キロワットを超え、12 キロワット以下	80	150	-	150	
			7キロワット以下	80	100	-	100			
移 動 式 こ ん ろ	不 燃	不燃以外	6キロワット以下	100	15	15	15			
		同上	同上	80	0	-	0			
固 体	移動式ストーブ			-	100	50 (注1)	50 (注1)	50 (注1)		

別表第 2

種 別				距離(単位センチメートル)						
				入力	上方	側方	前方	後方		
液 体 燃 料 を 使 用 す る 器 具	移 動 式 ス ト ー ブ	不 燃 以 外	開放式	放射型	7 キロワット以下	100	50	100	20	
				自然対流型	7 キロワットを超え、12 キロワット以下	150	100	100	100	
					7 キロワット以下	100	50	50	50	
					強制対流 型	温風を前方向に 吹き出すもの	12 キロワット以下	100	15	100
				温風を全周方向 に吹き出すもの		7 キロワットを超え、12 キロワット以下	100	150	150	150
				7 キロワット以下	100	100	100	100		
	不 燃	開放式	放射型	同上	80	30	-	5		
			自然対流型	7 キロワットを超え、12 キロワット以下	120	100	-	100		
				7 キロワット以下	80	30	-	30		
				強制対流 型	温風を前方向に 吹き出すもの	12 キロワット以下	80	5	-	5
			温風を全周方向 に吹き出すもの		7 キロワットを超え、12 キロワット以下	80	150	-	150	
			7 キロワット以下	80	100	-	100			
	移 動 式 こ ん ろ	不 燃	不燃以外	6 キロワット以下	100	15	15	15		
			不燃	同上	80	0	-	0		
固 体	移動式ストーブ			-	100	50 (注1)	50 (注1)	50 (注1)		

燃料を使用する器具	移動式こんろ				-	100	30	30	30	
	気体燃料を使用する器具	移動式ストーブ	開放	バーナーが露出	前方放射型	7キロワット以下	100	30	100	4.5
					全周放射型	同上	100	100	100	100
			閉式	バーナーが隠蔽	自然対流型	同上	100	4.5	4.5	4.5
					強制対流型	同上	4.5	4.5	60	4.5
		不燃	同上	バーナーが露出	前方放射型	同上	80	15	80	4.5
					全周放射型	同上	80	80	80	80
			同上	バーナーが隠蔽	自然対流型	同上	80	4.5	4.5	4.5
					強制対流型	同上	4.5	4.5	60	4.5
	調理用器具	不燃以外	同上	バーナーが露出	卓上型のこんろ(1口)	5.8キロワット以下	100	15	15	15
卓上型のこんろ(2口以上)、グリル付こんろ及びグリドル付こんろ					14キロワット以下	100	15	15	15	
バーナーが隠蔽				加熱部が開放	卓上型のグリル	7キロワット以下	100	15	15	15
				加熱部が隠蔽	卓上型のオープン及びグリル(フードを付けない場合)	同上	50	4.5	4.5	4.5
					卓上型のオープン及びグリル(フードを付ける場合)	同上	15	4.5	4.5	4.5
					炊飯器(炊飯容量4リットル以	4.7キロワット以下	30	10	10	10

燃 料 を 使 用 す る 器 具	移動式こんろ			-	100	30	30	30		
	気 体 燃 料 を 使 用 す る 器 具	移 動 式 ス ト ー ブ	不 燃 放	バーナーが露出	前方放射型	7キロワット以下	100	30	100	4.5
					全周放射型	同上	100	100	100	100
			以 外	バーナーが隠ぺい	自然対流型	同上	100	4.5	4.5	4.5
					強制対流型	同上	4.5	4.5	60	4.5
		不 燃 上	バーナーが露出	前方放射型	同上	80	15	80	4.5	
				全周放射型	同上	80	80	80	80	
			バーナーが隠ぺい	自然対流型	同上	80	4.5	4.5	4.5	
				強制対流型	同上	4.5	4.5	60	4.5	
	調 理 用 器 具	不 燃 以 外	同上	バーナーが露出	卓上型こんろ(1 口)	5.8キロワット以下	100	15	15	15
卓上型こんろ(2 口以上)、卓上型 グリル付こんろ					14キロワット以下	100	15	15	15	
バーナー が隠ぺい			加熱部が 開放	卓上型グリル	7キロワット以下	100	15	15	15	
				卓上型オーブ ン・グリル(フ ードを付けない場 合)	同上	50	4.5	4.5	4.5	
					卓上型オーブ ン・グリル(フ ードを付ける場 合)	同上	15	4.5	4.5	4.5
炊飯器(炊飯容 量4リットル以 下)			4.7キロワット以下	30	10	10	10			
圧力調理器(内		-	30	10	10	10				

				下)									
				圧力調理器(内容積 10 リットル以下)	-	30	10	10	10				
不燃	同	バーナーが露出	卓上型のこんろ	5.8 キロワット以下	80	0	-	0					
			(1 口)										
				卓上型のこんろ	14 キロワット以下	80	0	-	0				
				(2 口以上)、グリル付こんろ及びグリドル付こんろ									
		バーナーが隠蔽	加熱部が開放	卓上型のグリル	7 キロワット以下	80	0	-	0				
			加熱部が隠蔽	卓上型のオープン及びグリル	同上	30	4.5	-	4.5				
				(フードを付けない場合)									
			卓上型のオープン及びグリル	同上	10	4.5	-	4.5					
			(フードを付ける場合)										
			炊飯器(炊飯容量 4 リットル以下)	4.7 キロワット以下	15	4.5	-	4.5					
			圧力調理器(内容積 10 リットル以下)	-	15	4.5	-	4.5					
電気	を	温	風	源	器	不燃以外		2 キロワット以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
						(注 4)	(注 4)	(注 4)	(注 4)				
						不燃		同上	0	0	-	0	
						(注 4)	(注 4)	(注 4)	(注 4)	(注 4)	(注 4)	(注 4)	
と	す	器	用	機	電	不燃	電気こんろ及び電気レンジ並びに電磁誘導加熱式調理器(こんろ形態	こんろ部分の全部又は一部が電磁誘導加熱式調理器でないもの	4.8 キロワット以下(1	100	2	2	2
									口当たり 2 キロワット	-	20	-	20
									を超え、3 キロワット以下)	-	10	-	10
									(注 5)	(注 6)	(注 5)	(注 6)	
								4.8 キロワット以下(1	100	2	2	2	

				容積 10 リットル以下)					
不燃上	バーナーが露出	卓上型こんろ(1口)	5.8 キロワット以下		80	0	-	0	
			卓上型こんろ(2口以上)、卓上型グリル付こんろ		80	0	-	0	
	バーナーが隠ぺい	加熱部が開放	卓上型グリル	7 キロワット以下		80	0	-	0
		加熱部が隠ぺい	卓上型オープン・グリル(フードを付けない場合)	同上		30	4.5	-	4.5
			卓上型オープン・グリル(フードを付ける場合)	同上		10	4.5	-	4.5
			炊飯器(炊飯容量 4 リットル以下)	4.7 キロワット以下		15	4.5	-	4.5
		圧力調理器(内容積 10 リットル以下)	-		15	4.5	-	4.5	
電気	不燃以外			2 キロワット以下	4.5 (注 4)	4.5 (注 4)	4.5 (注 4)	4.5 (注 4)	
	不燃			同上	0 (注 4)	0 (注 4)	- (注 4)	0 (注 4)	
とす器具	電気	不燃以外			4.8 キロワット以下(1口当たり 2 キロワットを超え、3 キロワット以下)	100	2	2	2
						-	20 (注 5)	-	20 (注 5)
					4.8 キロワット以下(1口当たり 1 キロワットを超え、2 キロワット以下)	100	2	2	2
						-	15 (注 5)	-	15 (注 5)
					4.8 キロワット以下(1口当たり 1 キロワット)	100	2	2	2
				-	10	-	10		

器	のものに限る。)		□当たり1キロワットを超え、2キロワット以下)	-	15 (注5)	-	15 (注5)	
				-	10 (注6)	-	10 (注6)	
			4.8キロワット以下(1□当たり1キロワット以下)	100	2	2	2	
				-	10 (注5) (注6)	-	10 (注5) (注6)	
			こんろ部分の全部が電磁誘導加熱式調理器のもの	5.8キロワット以下(1□当たり3.3キロワット以下)	100	2	2	2
				-	10 (注6)	-	10 (注6)	
不燃	同上	こんろ部分の全部又は一部が電磁誘導加熱式調理器でないもの	4.8キロワット以下(1□当たり3キロワット以下)	80	0	-	0	
				-	0 (注5) (注6)	-	0 (注5) (注6)	
			5.8キロワット以下(1□当たり3.3キロワット以下)	80	0	-	0	
				-	0 (注6)	-	0 (注6)	
電気	不燃以外		2キロワット以下	10	4.5 (注7)	4.5 (注7)	4.5 (注7)	
天火	不燃		同上	10	4.5 (注7)	-	4.5 (注7)	
電子レンジ	不燃以外	電熱装置を有するもの	同上	10	4.5 (注7)	4.5 (注7)	4.5 (注7)	
電気ストーブ	不燃	前方放射型(壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	同上	100	30	100	4.5	
		全周放射型(壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	同上	100	100	100	100	
		自然対流型(壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	同上	100	4.5	4.5	4.5	
		前方放射型(壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	同上	80	15	-	4.5	
		全周放射型(壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	同上	80	80	-	80	

			以下)		(注5)		(注5)	
	不燃		4.8キロワット以下(1 口当たり3キロワット 以下)	80	0	-	0	
				-	0 (注5)	-	0 (注5)	
電 気 レ ン ジ	不燃以外		4.8キロワット以下(1 口当たり2キロワット を超え、3キロワット以 下)	100	2	2	2	
				-	20 (注5)	-	20 (注5)	
				-	10 (注6)	-	10 (注6)	
			4.8キロワット以下(1 口当たり1キロワット を超え、2キロワット以 下)	100	2	2	2	
				-	15 (注5)	-	15 (注5)	
				-	10 (注6)	-	10 (注6)	
			4.8キロワット以下(1 口当たり1キロワット 以下)	100	2	2	2	
				-	10 (注5)	-	10 (注5)	
		不燃		4.8キロワット以下(1 口当たり3キロワット 以下)	80	0	-	0
					-	0 (注5)	-	0 (注5)
電 磁 誘 導	不燃以外	こんろ形態のもの	同上	100	2	2	2	
				-	10 (注5)	-	10 (注5)	
導 加 熱 式 調 理 器	不燃	同上	同上	80	0	-	0	
				-	0 (注5)	-	0 (注5)	
電 気	不燃以外		2キロワット以下	10	4.5 (注7)	4.5 (注7)	4.5 (注7)	
天 火	不燃		同上	10	4.5 (注7)	-	4.5 (注7)	
電 子 レ ン	不燃以外	電熱装置を有するもの	同上	10	4.5 (注7)	4.5 (注7)	4.5 (注7)	
	不燃	同上	同上	10	4.5 (注7)	-	4.5 (注7)	

		自然対流型(壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	同上	80	0	-	0
電 気 乾 燥 器	不 燃 以 外	食器乾燥器	1キロワット以下	4.5	4.5	4.5	4.5
	不 燃	同上	同上	0	0	-	0
電 気 乾 燥 機	不 燃 以 外	衣類乾燥機、食器乾燥機及び食器洗い乾燥機	3キロワット以下	4.5	4.5	4.5	4.5
	不 燃	同上	同上	4.5 (注8)	0 (注9)	- (注9)	0 (注9)
電 気 温 水 器	不 燃 以 外	温度過昇防止装置を有するもの	10キロワット以下	4.5	0	0	0
	不 燃	同上	同上	0	0	-	0

備考

1 「不燃以外」の区分に掲げる数値は、この表に掲げる各器具から不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物等の部分又は可燃性の物品までの距離を示す。

2 「不燃」の区分に掲げる数値は、この表に掲げる各器具から不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの距離を示す。

(注1) 方向性を有するものにあつては、100センチメートルとする。

(注2) 熱対流方向が一方向に集中する場合にあつては、60センチメートルとする。

(注3) 機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。

(注4) 温風の吹き出し方向にあつては、60センチメートルとする。

(注5) こゝろ部分が電磁誘導加熱式調理器でない機器本体上方の側方又は後方の離隔距離(発熱体の外周からの距離をいう。)を示す。

(注6) こゝろ部分が電磁誘導加熱式調理器である機器本体上方の側方又は後方の離隔距離(発熱体の外周からの距離をいう。)を示す。

(注7) 排気口面にあつては、10センチメートルとする。

(注8) 前面に排気口を有する機器にあつては、0センチメートルとする。

(注9) 排気口面にあつては、4.5センチメートルとする。

ジ 電 気 ス ト ー ブ	不燃以外	前方放射型(壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	同上	100	30	100	4.5
		全周放射型(壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	同上	100	100	100	100
		自然対流型(壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	同上	100	4.5	4.5	4.5
	不燃	前方放射型(壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	同上	80	15	-	4.5
		全周放射型(壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	同上	80	80	-	80
		自然対流型(壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	同上	80	0	-	0
電 気 乾 燥 器	不燃以外	食器乾燥器	1キロワット以下	4.5	4.5	4.5	4.5
	不燃	同上	同上	0	0	-	0
電 気 乾 燥 機	不燃以外	衣類乾燥機、食器乾燥機、 食器洗い乾燥機	3キロワット以下	4.5	4.5	4.5	4.5
	不燃	同上	同上	4.5 (注8)	0 (注9)	- (注9)	0 (注9)
電 気 温 水 器	不燃以外	温度過昇防止装置を有するもの	10キロワット以下	4.5	0	0	0
	不燃	同上	同上	0	0	-	0

備考1 「不燃以外」の項に掲げる数値は、この表に掲げる各器具から不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物等の部分又は可燃性の物品までの距離を示す。

2 「不燃」の項に掲げる数値は、この表に掲げる各器具から不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの距離を示す。

(注1) 方向性を有するものにあつては、100センチメートルとする。

(注2) 熱対流方向が一方向に集中する場合にあつては、60センチメートルとする。

(注3) 機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。

(注4) 温風の吹き出し方向にあつては、60センチメートルとする。

(注5) 機器本体上方の側方又は後方の離隔距離(発熱体の外周からの距離)を示す。

(注6) 電気レンジでこする部分が電磁誘導加熱式調理器の場合の本体上方の側方又は後方の距離(発熱体の



外周からの距離)を示す。

- (注7) 排気口面にあっては、10センチメートルとする。
- (注8) 前面に排気口を有する機器にあっては、0とする。
- (注9) 排気口面にあっては、4.5センチメートルとする。

<平成28年2月定例会>

種別	条例	番号	議案第51号	所管	幼稚園教育振興担当、 学務課
件名	尼崎市立学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>尼崎市立幼稚園教育振興プログラムに基づき、大庄幼稚園、立花東幼稚園及び武庫北幼稚園の3園を、平成29年度末日をもって廃止するとともに、当該改正に併せ、これまで1つの条例中に規定していた市立幼稚園、市立小学校・中学校・特別支援学校並びに市立高等学校に係る内容については、それぞれの設置及び管理に関する条例として整理することとし、本条例については、市立幼稚園に関する条例として改正する。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>(1) 題名を「尼崎市立幼稚園の設置及び管理に関する条例」とする。</p> <p>(2) 幼稚園の名称・位置、入園資格、入園・転園許可、一時預かり保育許可、保育料、一時預かり保育料、禁止行為、届出、通園の停止、入園許可等の取消し及び原状回復義務等について規定する。</p> <p>(3) 別表から小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の名称・位置を削る。</p> <p>(4) 別表から大庄幼稚園、立花東幼稚園及び武庫北幼稚園を削る。</p> <p>3 経過措置(付則)</p> <p>尼崎市立学校授業料等徴収条例に基づき発生した保育料等に滞納があった場合において、同条例廃止後も、当該保育料等の徴収根拠法令を継続させるための規定等を設ける。</p> <p>4 施行期日</p> <p>平成28年4月1日。</p> <p>ただし、改正内容2(4)については平成30年4月1日。</p>					

尼崎市立学校の設置及び管理に関する条例（第1条関係）

改正後	現 行
<p><u>尼崎市立幼稚園の設置及び管理に関する条例</u></p> <p><u>（この条例の趣旨）</u></p> <p><u>第1条 この条例は、尼崎市立幼稚園（以下「幼稚園」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p><u>（設置）</u></p> <p><u>第2条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第2条第1項の規定に基づき、幼稚園を設置する。</u></p> <p><u>（名称及び位置）</u></p> <p><u>第3条 幼稚園の名称及び位置は、別表のとおりとする。</u></p> <p><u>（開園時刻等）</u></p> <p><u>第4条 幼稚園の開園時刻、閉園時刻及び休園日は、教育委員会規則で定める。ただし、第6条第4項に規定する一時預かり保育許可をするときは、閉園時刻を変更し、又はその他尼崎市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特別の理由があると認めるときは、開園時刻、閉園時刻若しくは休園日を変更し、若しくは臨時に幼稚園の全部若しくは一部の供用を停止することができる。</u></p> <p><u>（入園等の資格）</u></p> <p><u>第5条 幼稚園に入園することができる者は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>（1）子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第20条第4項に規定する支給認定子ども（支援法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前</u></p>	<p><u>尼崎市立学校の設置及び管理に関する条例</u></p> <p><u>（設置）</u></p> <p><u>第1条 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定に基づき、<u>小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び幼稚園</u>（以下「学校」という。）を設置する。</u></p> <p><u>（名称及び位置）</u></p> <p><u>第2条 <u>学校</u>の名称及び位置は、別表のとおりとする。</u></p>

子ども(支援法第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。)に該当するものに限る。)

(2) その他教育委員会が別に定める者

2 一時預かり保育(幼稚園における1日における教育課程に係る教育時間(以下「教育時間」という。))が終了した時以後の時間帯で教育委員会が別に定めるものにおいて行われる保育(学校教育法第22条の規定による保育をいう。)をいう。以下同じ。)を受けることができる者は、次条第2項に規定する園児で教育委員会規則で定める要件を備えているものとする。

(入園許可等)

第6条 前条第1項各号のいずれかに該当する者(以下「入園対象幼児」という。)の保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の監護を行う者をいう。)は、幼稚園においてその教育課程に係る教育を受けさせるため当該入園対象幼児を幼稚園に入園させようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 前項の許可(以下「入園許可」という。)を受けている者(次項の許可(以下「転園許可」という。)を受けた者を含む。以下「入園許可者」という。)は、当該入園許可(転園許可を含む。第4項を除き、以下同じ。)に係る入園対象幼児(以下「園児」という。)について、その入園している幼稚園において一時預かり保育を受けさせようとするときは、入園許可とは別に、教育委員会の許可を受けなければならない。

3 入園許可者は、その監護する園児を他の幼稚園に転園させようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。

4 教育委員会は、次のいずれかに該当するときは、入園許可、第2項の許可(以下「一時

預かり保育許可」という。)又は転園許可(以下「入園許可等」という。)をしないことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により入園許可等を受けようとしたとき。

(2) その他幼稚園の管理上支障があるとき。

(入園許可等を受けるべき者の決定)

第7条 教育委員会は、別に定めるところにより、入園許可等を受けるべき者を選考その他の方法により決定するものとする。

(保育料等)

第8条 入園許可者は、1月につき支援法の規定で教育委員会規則で定めるものに規定する政令で定める額を限度として当該入園許可者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して教育委員会規則で定める額の保育料を、教育委員会規則で定める日までに納付しなければならない。

2 入園許可者のうちその監護する園児に一時預かり保育を受けさせるものは、前項の保育料のほか、1日につき400円(教育時間内において昼食の時間が設けられる日においては、200円)の保育料を、教育委員会規則で定める日までに納付しなければならない。

3 教育委員会は、教育委員会規則で定める特別の理由があると認めるときは、保育料を減免することができる。

4 既納の保育料は、還付しない。ただし、教育委員会規則で定める特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

5 入園許可者は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)第13条第4項の規定により本市が支払を受けることができる額(以下「実費徴収額」という。)を教育委員会規則で定める日までに納付しなければな

らない。

(禁止行為)

第9条 幼稚園においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 幼稚園の施設又は設備その他の物件(以下「付属設備」という。)を汚損し、毀損し、若しくは滅失させ、又はこれらのおそれがある行為
- (2) その他教育委員会規則で定める行為

(届出)

第10条 入園許可者は、次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会規則で定めるところにより、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

- (1) その監護する園児を幼稚園から退園させるとき。
- (2) 一時預かり保育許可を受けている入園許可者にあつては、その監護する園児について当該一時預かり保育許可に係る一時預かり保育を受けさせることをやめるとき。
- (3) 第8条第3項の規定による保育料の減免(以下「減免処分」という。)を受けている入園許可者にあつては、当該減免処分の理由となった事実に変更があつたとき。
- (4) その監護する園児が学校保健安全法施行規則(昭和33年文部省令第18号)第18条第1項各号に定める感染症(同条第2項の規定により同条第1項第1号に定める感染症とみなされるものを含む。)にかつたとき。
- (5) その他教育委員会規則で定める場合

(通園の停止)

第11条 学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第19条の規定による場合のほか、教育委員会は、次のいずれかに該当するとき

は、入園許可者に対し、その監護する園児の幼稚園への通園の停止を命ずることができる。

(1) 入園許可者が保育料又は実費徴収額を3月以上滞納したとき。

(2) その他幼稚園の管理上支障があるとき。

(入園許可等の取消し等)

第12条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、入園許可等を取り消すことができる。

(1) 入園許可者が偽りその他不正の手段により入園許可等又は減免処分を受けたとき。

(2) 入園許可者が第5条に規定する資格を失ったとき。

(3) 入園許可者が保育料又は実費徴収額を3月以上滞納したとき。

(4) 入園許可者又はその監護する園児が入園許可等の条件に違反したとき。

(5) この条例若しくはこの条例に基づく教育委員会規則の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する行為があったとき。

(6) その他幼稚園の管理上支障があるとき。

2 第10条(第1号に限る。)の規定による届出があったときは、当該届出に係る幼稚園からの退園の予定の日の経過により当該届出を行った入園許可者に係る入園許可が取り消されたものとみなす。

3 前項の規定は、第10条(第2号に限る。)の規定による届出があったときについて準用する。この場合において、同項中「幼稚園からの退園の」とあるのは「一時預かり保育を受けさせることをやめる」と、「入園許可が」とあるのは「一時預かり保育許可が」と読み替えるものとする。

4 教育委員会は、次のいずれかに該当するときは、減免処分を取り消すことができる。

(1) 入園許可者が偽りその他不正の手段によ

り減免処分を受けたとき。

(2) 第 8 条第 3 項に規定する教育委員会規則で定める特別の理由（当該減免処分に係るものに限る。）がなくなったとき。

5 本市は、第 1 項の規定による入園許可等の取消し又は前項の規定による減免処分の取消しを受けた者が、これらによって損害を受け、その損害について賠償等の責任を負わない。

（原状回復義務等）

第 1 3 条 自己の責めに帰すべき事由により幼稚園の施設又は付属設備を汚損し、毀損し、又は滅失させた者は、直ちに、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

（委任）

第 1 4 条 この条例に定めるもののほか、幼稚園の管理について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

別表

名 称	位 置
尼崎市立竹谷幼稚園	尼崎市北竹谷町 2 丁目 3 6 番地
尼崎市立長洲幼稚園	尼崎市長洲東通 3 丁目 7 番 4 8 号
尼崎市立大庄幼稚園	尼崎市大庄中通 4 丁目 4 3 番地の 1
尼崎市立大島幼稚園	尼崎市稲葉荘 1 丁目 9 番 2 5 号
尼崎市立立花幼稚園	尼崎市栗山町 2 丁目 2 6 番 2 号
尼崎市立立花東幼稚園	尼崎市南塚口町 5 丁目 1 6 番 1 号
尼崎市立塚口幼稚園	尼崎市塚口町 2 丁目 1 3 番地の 9

（委任）

第 3 条 学校の管理について必要な事項は、教育委員会が定める。

別表

名 称	位 置
小学校	
尼崎市立明城小学校	尼崎市南城内 1 0 番 地の 1
尼崎市立難波小学校	尼崎市東難波町 4 丁 目 3 番 4 0 号
尼崎市立難波の梅小学校	尼崎市東難波町 2 丁 目 1 4 番 4 4 号
尼崎市立竹谷小学校	尼崎市北竹谷町 2 丁 目 3 6 番地
尼崎市立下坂部小学校	尼崎市下坂部 1 丁目 1 2 番 1 号
尼崎市立潮小学校	尼崎市潮江 2 丁目 2 番 2 0 号
尼崎市立長洲小学	尼崎市長洲東通 3 丁

尼崎市立武庫幼稚園	尼崎市武庫元町2丁目 25番9号	校	目7番1号
尼崎市立武庫北幼稚園	尼崎市常松2丁目14 番60号	尼崎市立清和小学 校	尼崎市長洲本通1丁 目8番1号
尼崎市立園田幼稚園	尼崎市口田中1丁目2 番17号	尼崎市立杭瀬小学 校	尼崎市杭瀬北新町2 丁目6番1号
尼崎市立園和幼稚園	尼崎市東園田町6丁目 90番地の1	尼崎市立浦風小学 校	尼崎市杭瀬南新町4 丁目1番34号
尼崎市立園和北幼稚園	尼崎市東園田町3丁目 76番地の1	尼崎市立金楽寺小 学校	尼崎市金楽寺町2丁 目3番1号
尼崎市立小園幼稚園	尼崎市小中島3丁目1 7番3号	尼崎市立浜小学校	尼崎市浜2丁目21 番1号
		尼崎市立大庄小学 校	尼崎市大庄中通4丁 目43番地の1
		尼崎市立成文小学 校	尼崎市大島2丁目3 3番1号
		尼崎市立成徳小学 校	尼崎市蓬川町302 番地の2
		尼崎市立若葉小学 校	尼崎市道意町6丁目 6番地の3
		尼崎市立西小学校	尼崎市武庫川町1丁 目25番地
		尼崎市立大島小学 校	尼崎市稲葉荘2丁目 10番7号
		尼崎市立浜田小学 校	尼崎市浜田町3丁目 110番地
		尼崎市立立花小学 校	尼崎市栗山町2丁目 26番1号
		尼崎市立立花南小 学校	尼崎市三反田町2丁 目16番1号
		尼崎市立立花西小 学校	尼崎市南武庫之荘3 丁目14番9号
		尼崎市立立花北小 学校	尼崎市栗山町2丁目 6番1号
		尼崎市立名和小学 校	尼崎市名神町3丁目 1番51号
		尼崎市立塚口小学 校	尼崎市塚口町4丁目 38番地の1
		尼崎市立尼崎北小	尼崎市塚口町6丁目

	学校	2 1 番地の 1
	尼崎市立水堂小学校	尼崎市水堂町 1 丁目 3 2 番 8 号
	尼崎市立七松小学校	尼崎市南七松町 1 丁目 4 番 4 9 号
	尼崎市立武庫小学校	尼崎市武庫元町 2 丁目 2 5 番 3 4 号
	尼崎市立武庫南小学校	尼崎市武庫町 4 丁目 1 1 番 1 号
	尼崎市立武庫北小学校	尼崎市常松 2 丁目 4 番 1 号
	尼崎市立武庫東小学校	尼崎市武庫之荘 6 丁目 1 5 番 1 号
	尼崎市立武庫庄小学校	尼崎市武庫之荘本町 3 丁目 2 1 番 1 号
	尼崎市立武庫の里小学校	尼崎市武庫の里 1 丁目 4 番 1 号
	尼崎市立園田小学校	尼崎市食満 1 丁目 1 番 2 号
	尼崎市立園田北小学校	尼崎市猪名寺 2 丁目 4 番 1 号
	尼崎市立園和小学校	尼崎市東園田町 4 丁目 7 3 番地の 2
	尼崎市立園和北小学校	尼崎市田能 1 丁目 7 番 1 号
	尼崎市立園田東小学校	尼崎市東園田町 8 丁目 7 番地
	尼崎市立上坂部小学校	尼崎市東塚口町 1 丁目 1 5 番 3 6 号
	尼崎市立小園小学校	尼崎市若王寺 3 丁目 2 3 番 1 号
	尼崎市立園田南小学校	尼崎市若王寺 1 丁目 1 番 1 号
	中学校	
	尼崎市立成良中学校	尼崎市西長洲町 2 丁目 3 3 番 2 2 号
	尼崎市立中央中学校	尼崎市東七松町 2 丁目 5 番 6 7 号

	尼崎市立日新中学校	尼崎市東七松町2丁目1番44号
	尼崎市立小田南中学校	尼崎市長洲中通1丁目10番1号
	尼崎市立若草中学校	尼崎市西川1丁目1番1号
	尼崎市立小田北中学校	尼崎市神崎町24番1号
	尼崎市立大成中学校	尼崎市久々知西町2丁目8番48号
	尼崎市立大庄中学校	尼崎市菜切山町37番地の1
	尼崎市立大庄北中学校	尼崎市大庄北1丁目8番1号
	尼崎市立啓明中学校	尼崎市大庄西町4丁目4番1号
	尼崎市立立花中学校	尼崎市上ノ島町3丁目1番1号
	尼崎市立塚口中学校	尼崎市富松町4丁目31番1号
	尼崎市立武庫中学校	尼崎市武庫元町2丁目24番30号
	尼崎市立南武庫之荘中学校	尼崎市南武庫之荘4丁目11番1号
	尼崎市立武庫東中学校	尼崎市武庫之荘7丁目35番1号
	尼崎市立常陽中学校	尼崎市西昆陽1丁目26番26号
	尼崎市立園田中学校	尼崎市食満1丁目1番1号
	尼崎市立園田東中学校	尼崎市東園田町5丁目79番地
	尼崎市立小園中学校	尼崎市小中島2丁目12番27号
	高等学校	
	尼崎市立尼崎高等学校	尼崎市上ノ島町1丁目38番1号
	尼崎市立尼崎双星	尼崎市口田中2丁目

	高等学校	8番1号
	尼崎市立尼崎工業 高等学校	尼崎市東難波町2丁 目17番64号
	尼崎市立城内高等 学校	尼崎市北城内47番 地の1
	尼崎市立琴ノ浦高 等学校	尼崎市北城内47番 地の1
	特別支援学校	
	尼崎市立尼崎養護 学校	西宮市田近野町10 番45号
	幼稚園	
	尼崎市立博愛幼稚 園	尼崎市南城内5番地
	尼崎市立梅園幼稚 園	尼崎市東難波町4丁 目3番20号
	尼崎市立竹谷幼稚 園	尼崎市北竹谷町2丁 目36番地
	尼崎市立長洲幼稚 園	尼崎市長洲東通3丁 目7番48号
	尼崎市立大庄幼稚 園	尼崎市大庄中通4丁 目43番地の1
	尼崎市立大島幼稚 園	尼崎市稲葉荘1丁目 9番25号
	尼崎市立立花幼稚 園	尼崎市栗山町2丁目 26番2号
	尼崎市立立花東幼 稚園	尼崎市南塚口町5丁 目16番1号
	尼崎市立塚口幼稚 園	尼崎市塚口町2丁目 13番地の9
	尼崎市立富松幼稚 園	尼崎市富松町3丁目 35番13号
	尼崎市立武庫幼稚 園	尼崎市武庫元町2丁 目25番9号
	尼崎市立武庫北幼 稚園	尼崎市常松2丁目1 4番60号
	尼崎市立武庫南幼 稚園	尼崎市南武庫之荘6 丁目3番24号
	尼崎市立武庫庄幼	尼崎市武庫之荘本町

	稚園	3丁目21番26号
	尼崎市立園田幼稚園	尼崎市口田中1丁目2番17号
	尼崎市立園和幼稚園	尼崎市東園田町6丁目90番地の1
	尼崎市立園和北幼稚園	尼崎市東園田町3丁目76番地の1
	尼崎市立小園幼稚園	尼崎市小中島3丁目17番3号

尼崎市立幼稚園の設置及び管理に関する条例（第2条関係）

改正後		現 行（第1条改正後）	
別表		別表	
名 称	位 置	名 称	位 置
尼崎市立竹谷幼稚園	尼崎市北竹谷町2丁目 36番地	尼崎市立竹谷幼稚園	尼崎市北竹谷町2丁目 36番地
尼崎市立長洲幼稚園	尼崎市長洲東通3丁目 7番48号	尼崎市立長洲幼稚園	尼崎市長洲東通3丁目 7番48号
尼崎市立大島幼稚園	尼崎市稲葉荘1丁目9 番25号	尼崎市立大庄幼稚園	尼崎市大庄中通4丁目 43番地の1
尼崎市立立花幼稚園	尼崎市栗山町2丁目2 6番2号	尼崎市立大島幼稚園	尼崎市稲葉荘1丁目9 番25号
尼崎市立塚口幼稚園	尼崎市塚口町2丁目1 3番地の9	尼崎市立立花幼稚園	尼崎市栗山町2丁目2 6番2号
尼崎市立武庫幼稚園	尼崎市武庫元町2丁目 25番9号	尼崎市立立花東幼稚園	尼崎市南塚口町5丁目 16番1号
尼崎市立園田幼稚園	尼崎市口田中1丁目2 番17号	尼崎市立塚口幼稚園	尼崎市塚口町2丁目1 3番地の9
尼崎市立園和幼稚園	尼崎市東園田町6丁目 90番地の1	尼崎市立武庫幼稚園	尼崎市武庫元町2丁目 25番9号
尼崎市立園和北幼稚園	尼崎市東園田町3丁目 76番地の1	尼崎市立武庫北幼稚園	尼崎市常松2丁目14 番60号
尼崎市立小園幼稚園	尼崎市小中島3丁目1 7番3号	尼崎市立園田幼稚園	尼崎市口田中1丁目2 番17号
		尼崎市立園和幼稚園	尼崎市東園田町6丁目 90番地の1
		尼崎市立園和北幼稚園	尼崎市東園田町3丁目 76番地の1
		尼崎市立小園幼稚園	尼崎市小中島3丁目1 7番3号

< 平成 2 8 年 2 月定例会 >

種 別	条 例	番 号	議案第 5 2 号	所 管	学務課
件 名	尼崎市立高等学校の設置及び管理に関する条例について				
内 容					
<p>1 制定理由</p> <p>これまで尼崎市立学校の設置及び管理に関する条例中にまとめて規定していた市立幼稚園、市立小学校・中学校・特別支援学校並びに市立高等学校に係る内容について、それぞれの設置及び管理に関する条例として整理することとしたため、市立高等学校の設置及び管理に関する条例を新たに制定する。</p> <p>2 主な制定内容</p> <p>(1) 第 5 条 (入学考査料) から第 9 条 (授業料等の還付) までについては、「尼崎市立学校授業料等徴収条例」にある原文を表記し、授業料等の金額設定、その他取り扱いについて必要事項を規定する。</p> <p>(2) その他、現行の「尼崎市立学校の設置及び管理に関する条例」の規定に準じ、設置、名称及び位置、委任等について規定する。</p> <p>3 経過措置 (付則)</p> <p>尼崎市立学校授業料等徴収条例に基づき、発生した授業料等に滞納があった場合において、同条例廃止後も、当該授業料等の徴収根拠法令を継続させるための規定を設ける。</p> <p>4 施行期日</p> <p>平成 2 8 年 4 月 1 日</p>					

< 平成 2 8 年 2 月定例会 >

種 別	条例	番 号	議案第 5 3 号	所 管	学務課
件 名	尼崎市立小学校、尼崎市立中学校及び尼崎市立特別支援学校の設置及び管理に関する条例について				
内 容					
1	<p>制定理由</p> <p>これまで尼崎市立学校の設置及び管理に関する条例中にまとめて規定していた市立幼稚園、市立小学校・中学校・特別支援学校並びに市立高等学校に係る内容について、それぞれの設置及び管理に関する条例として整理することとしたため、市立小学校・中学校・特別支援学校の設置及び管理に関する条例を新たに制定する。</p>				
2	<p>制定内容</p> <p>現行の「尼崎市立学校の設置及び管理に関する条例」の規定に準じ、設置、名称及び位置、委任等について規定する。</p>				
3	<p>施行期日</p> <p>平成 2 8 年 4 月 1 日</p>				

< 平成 2 8 年 2 月定例会 >

種 別	条例	番 号	議案第 5 4 号	所 管	幼稚園教育振興担当、 学務課、職員課
件 名	尼崎市立学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について				
内 容					
<p>1 廃止等理由</p> <p>これまで尼崎市立学校の設置及び管理に関する条例中にまとめて規定していた市立幼稚園、市立小学校・中学校・特別支援学校並びに市立高等学校に係る内容について、それぞれの設置及び管理に関する条例として整理することとしたため、尼崎市立学校授業料等徴収条例の規定内容を、それぞれの設置及び管理に関する条例に規定し廃止する等、関係条例について整備を行う。</p> <p>2 現行規定内容及び改正内容</p> <p>(1) 廃止する条例の現行規定内容（第 1 条関係）</p> <p>尼崎市立学校授業料等徴収条例</p> <p>尼崎市立学校の授業料等の徴収について必要な事項を定める。</p> <p>(2) 一部改正する条例の改正内容（第 2 条及び第 3 条関係）</p> <p>ア 尼崎市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例</p> <p>引用条文の改正による所要の文言整理を行う。</p> <p>イ 尼崎市教育職員の特殊勤務手当に関する条例</p> <p>引用条文の改正による所要の文言整理を行う。</p> <p>3 施行期日</p> <p>平成 2 8 年 4 月 1 日</p>					

尼崎市立学校授業料等徴収条例（第1条関係）

現 行

（この条例の趣旨）

第1条 この条例は、尼崎市立学校の授業料等（尼崎市立高等学校（以下「市立高等学校」という。）にあっては授業料、入学考査料及び入学料、尼崎市立幼稚園（以下「市立幼稚園」という。）にあっては保育料及び第2条第3項に規定する一時預かり保育料をいう。以下同じ。）の徴収について必要な事項を定めるものとする。

（授業料等の額）

第2条 授業料、入学考査料及び入学料の額は、別表のとおりとする。

2 保育料の額は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定で教育委員会規則で定めるものに規定する政令で定める額を限度として、市立幼稚園に在園する者（以下「園児」という。）に係る支給認定保護者（同法第20条第4項に規定する支給認定保護者をいう。以下同じ。）（以下「在園児支給認定保護者」という。）の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して教育委員会規則で定める額とする。

3 一時預かり保育料（一時預かり保育（1日における市立幼稚園の教育課程に係る教育時間（以下「教育時間」という。）が終了した時以後の時間帯で尼崎市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が別に定めるものにおいて、園児に対して行われる保育をいう。以下同じ。）に係る費用をいう。以下同じ。）の額は、1日につき400円（教育時間内において昼食の時間が設けられる日にあっては、200円）とする。

（授業料の徴収）

第3条 授業料は、市立高等学校に在学する日の属する月の月分を当該市立高等学校に在学する者（以下「生徒」という。）又は在学していた者から徴収する。

2 前項の規定により徴収される授業料の納付期限は、次表の中欄に掲げる月分の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。ただし、当該授業料のうち教育委員会規則で定めるものの納付期限は、教育委員会規則で定める。

期別	月分	納付期限
第1期	4月から6月までの各月分	6月30日
第2期	7月から9月までの各月分	9月30日
第3期	10月から12月までの各月分	翌年の1月4日
第4期	1月から3月までの各月分	2月末日

3 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「就学支援金支給法」という。）第4条の規定により就学支援金（就学支援金支給法第3条第1項に規定する就学支援金をいう。以下同じ。）の支給を受ける資格の認定の申請をした者がその認定（就学

支援金支給法第4条に規定する認定をいう。以下「受給資格認定」という。)を受けた場合において、本市が当該受給資格認定に係る月分の授業料として就学支援金支給法第7条の規定により就学支援金を受領したときは、当該就学支援金は、当該月分の授業料の納付期限(前項本文に規定する納付期限をいう。)において同条の規定により当該月分の授業料の徴収債権の弁済に充てられたものとみなす。

(入学考査料等の徴収)

第4条 入学考査料は、教育委員会が、市立高等学校に入学(転学、編入学及び再入学を含む。)をしようとする者が提出する入学願書を受理する際に、当該者から徴収する。

2 入学料は、市立高等学校への入学(編入学及び再入学を含む。以下この項において同じ。)を許可された者が当該市立高等学校に入学をする際に、当該者から徴収する。

(保育料等の徴収)

第5条 保育料は、市立幼稚園に在園する日の属する月の月分を、当該月の末日までに、在園児支給認定保護者又は市立幼稚園に在園していた者に係る支給認定保護者若しくは支給認定保護者であった者から徴収する。

2 一時預かり保育料は、一時預かり保育を受けた日の属する月(以下「利用月」という。)の月分(当該利用月における一時預かり保育を受けた日数に応じて算定された一時預かり保育料をいう。以下この項において同じ。)を、当該利用月の翌月(教育委員会規則で定める月分にあつては、当該利用月)の末日までに、当該一時預かり保育を受けた園児に係る在園児支給認定保護者又は市立幼稚園に在園していた者に係る支給認定保護者若しくは支給認定保護者であった者から徴収する。

3 第1項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要があると認めるときは、翌月以後に徴収すべき月分の保育料を同項の規定による徴収と併せて徴収することができる。

(授業料等の減免)

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会規則で定めるところにより、授業料等を減免することができる。

(1) 生徒が生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者(同法第17条に規定する生業扶助として高等学校等就学費の給付を受けている者及び就学支援金の受給資格認定を受けている者を除く。)であるとき。

(2) 生徒がその在学する市立高等学校の長から休学の許可を、園児がその在園する市立幼稚園の長から休園の許可を受けたとき。

(3) その他教育委員会規則で定める特別の理由があると認めるとき。

(授業料等の還付)

第7条 既に徴収した授業料等は、還付しない。ただし、教育委員会規則で定める特別の理由が

あると認めるときは、この限りでない。

(届出)

第8条 生徒又は在園児支給認定保護者は、次のいずれかに該当するときは、教育委員会規則で定めるところにより、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

- (1) 第6条の規定による授業料等の減免(以下「減免処分」という。)を受けている生徒又は
在園児支給認定保護者にあつては、当該減免処分の理由となった事実に変更があったとき。
- (2) その他教育委員会規則で定める場合

(減免処分の取消し)

第9条 教育委員会は、次のいずれかに該当するときは、減免処分を取り消すことができる。

- (1) 生徒又は在園児支給認定保護者が偽りその他不正の手段により減免処分を受けたとき。
- (2) 第6条各号に掲げる要件(当該減免処分に係るものに限る。)に該当しなくなったとき。

2 本市は、前項の規定による減免処分の取消しを受けた者が、当該取消しによって損害を受けても、その損害について賠償等の責任を負わない。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

別表

区分		金額
授業料	全日制の課程	1月につき 9,900円
	定時制の課程	1月につき 2,700円
入学審査料	全日制の課程	2,200円
	定時制の課程	950円
入学料	全日制の課程	5,650円
	定時制の課程	2,100円

尼崎市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（第2条関係）

改正後	現 行
<p>(この条例の趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和32年法律第143号。以下「法」という。)第4条第1項の規定に基づき、<u>尼崎市立学校の学校医等(法第2条に規定する学校医等をいう。以下同じ。)</u>の公務上の災害(同条に規定する災害をいう。以下同じ。)に対する法第3条に規定する補償(以下「補償」という。)の範囲、金額及び支給方法その他補償について必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(この条例の趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和32年法律第143号。以下「法」という。)第4条第1項の規定に基づき、<u>尼崎市立学校(尼崎市立学校の設置及び管理に関する条例(昭和39年尼崎市条例第26号)第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び幼稚園をいう。)</u>の学校医、<u>学校歯科医及び学校薬剤師(以下「学校医等」という。)</u>の公務上の災害(負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。)に対する法第3条に規定する補償(以下「補償」という。)の範囲、金額及び支給方法その他補償について必要な事項を定めるものとする。</p>

尼崎市教育職員の特殊勤務手当に関する条例（第3条関係）

改正後	現 行
<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において「教育職員」とは、 <u>尼崎市立幼稚園、尼崎市立高等学校及び尼崎市立特別支援学校</u>（以下「学校」という。） に勤務する職員のうち、給与条例第3条第1項第2号に規定する教育職給料表の適用を受けるものをいう。</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において「教育職員」とは、 <u>尼崎市立学校の設置及び管理に関する条例（昭和39年尼崎市条例第26号）第1条の規定により設置される高等学校、特別支援学校及び幼稚園</u>（以下「学校」という。）に勤務する職員のうち、給与条例第3条第1項第2号に規定する教育職給料表の適用を受けるものをいう。</p>

<平成28年2月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第55号	所 管	学校教育課
件 名	尼崎市立学校教科用図書選定委員会条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由 尼崎市立定時制高等学校の再編により、尼崎市立尼崎工業高等学校及び尼崎市立城内高等学校が平成28年3月31日をもって閉校となるため、規定を整備するもの。</p> <p>2 改正内容 別表から尼崎市立尼崎工業高等学校及び尼崎市立城内高等学校を削るとともに、所要の文言整理を行う。</p> <p>3 施行期日 平成28年4月1日</p>					

尼崎市立学校教科用図書選定委員会条例

改正後	現 行																												
<p>(組織)</p> <p>第2条 委員会は、委員10人(別表第2項から第5項までに掲げる学校(以下「高等学校等」という。)に係る委員会にあっては、7人)以内で組織する。</p> <p>2～6 略</p> <p>別表</p> <table border="1" data-bbox="188 712 769 1093"> <tr> <td>1</td> <td>尼崎市立小学校、尼崎市立中学校及び尼崎市立尼崎養護学校(高等部を除く。)</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>尼崎市立尼崎高等学校</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>尼崎市立尼崎双星高等学校</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><u>削る</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2"><u>削る</u></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>尼崎市立琴ノ浦高等学校</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>尼崎市立尼崎養護学校(高等部に限る。)</td> </tr> </table>	1	尼崎市立小学校、尼崎市立中学校及び尼崎市立尼崎養護学校(高等部を除く。)	2	尼崎市立尼崎高等学校	3	尼崎市立尼崎双星高等学校	<u>削る</u>		<u>削る</u>		4	尼崎市立琴ノ浦高等学校	5	尼崎市立尼崎養護学校(高等部に限る。)	<p>(組織)</p> <p>第2条 委員会は、委員10人(別表第2項から第7項までに掲げる学校(以下「高等学校等」という。)に係る委員会にあっては、7人)以内で組織する。</p> <p>2～6 略</p> <p>別表</p> <table border="1" data-bbox="801 712 1398 1093"> <tr> <td>1</td> <td>尼崎市立小学校、尼崎市立中学校及び尼崎市立尼崎養護学校(高等部を除く。)</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>尼崎市立尼崎高等学校</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>尼崎市立尼崎双星高等学校</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td><u>尼崎市立尼崎工業高等学校</u></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td><u>尼崎市立城内高等学校</u></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>尼崎市立琴ノ浦高等学校</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>尼崎市立尼崎養護学校(高等部に限る。)</td> </tr> </table>	1	尼崎市立小学校、尼崎市立中学校及び尼崎市立尼崎養護学校(高等部を除く。)	2	尼崎市立尼崎高等学校	3	尼崎市立尼崎双星高等学校	4	<u>尼崎市立尼崎工業高等学校</u>	5	<u>尼崎市立城内高等学校</u>	6	尼崎市立琴ノ浦高等学校	7	尼崎市立尼崎養護学校(高等部に限る。)
1	尼崎市立小学校、尼崎市立中学校及び尼崎市立尼崎養護学校(高等部を除く。)																												
2	尼崎市立尼崎高等学校																												
3	尼崎市立尼崎双星高等学校																												
<u>削る</u>																													
<u>削る</u>																													
4	尼崎市立琴ノ浦高等学校																												
5	尼崎市立尼崎養護学校(高等部に限る。)																												
1	尼崎市立小学校、尼崎市立中学校及び尼崎市立尼崎養護学校(高等部を除く。)																												
2	尼崎市立尼崎高等学校																												
3	尼崎市立尼崎双星高等学校																												
4	<u>尼崎市立尼崎工業高等学校</u>																												
5	<u>尼崎市立城内高等学校</u>																												
6	尼崎市立琴ノ浦高等学校																												
7	尼崎市立尼崎養護学校(高等部に限る。)																												

<平成28年2月定例会>

種 別	条 例	番 号	議案第56号	所 管	生徒指導担当
件 名	尼崎市いじめ問題対策審議会条例について				
内 容					
<p>1 制定理由</p> <p>尼崎市いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等のための対策に関する事項の調査審議及びいじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)第28条第1項の規定による調査(以下「重大事態調査」という。)を行うため、同法第14条第3項に規定する組織が必要であることから、地方自治法第138条の4第3項の規定による附属機関として、尼崎市いじめ問題対策審議会を設置するため、条例を制定する。</p> <p>2 主な制定内容</p> <p>(1) 設置(第1条)</p> <p>いじめの防止等のための対策に関する事項の調査審議及び重大事態調査をさせるため、法第14条第3項の規定に基づき、教育委員会の附属機関として、尼崎市いじめ問題対策審議会(以下「対策審議会」という。)を置く。</p> <p>(2) 組織(第2条)</p> <p>ア 対策審議会は、委員7人以内で組織する。</p> <p>イ 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。</p> <p>(ア) 弁護士</p> <p>(イ) 医師</p> <p>(ウ) 学校教育、心理又は福祉について専門的な知識経験を有する者</p> <p>(エ) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者</p> <p>ウ 前項の委員のほか、特別の事項に関する調査審議又は重大事態調査をさせるため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。</p> <p>3 施行期日</p> <p>公布の日</p>					

< 平成 2 8 年 2 月定例会 >

種 別	条 例	番 号	議案第 5 7 号	所 管	介護保険事業担当				
件 名	尼崎市介護保険条例の一部を改正する条例について								
内 容									
1	<p>改正理由</p> <p>介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成 2 7 年政令第 2 1 1 号）の施行により、公費を投入し、低所得の第 1 号被保険者の保険料について軽減強化を行うための基準が定められたことから、平成 2 8 年度分の保険料に適用するため、所要の整備を行うもの。</p>								
2	<p>改正内容</p> <p>平成 2 8 年度の介護保険料の軽減【付則第 1 5 項】</p> <p>公費を投入して低所得者（第 1 段階）の保険料を軽減強化する。</p> <p>第 1 段階 保険料</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 30%;">年額 3 5 , 5 3 2 円</td> <td style="width: 70%;">3 1 , 9 7 9 円</td> </tr> <tr> <td>（月額 2 , 9 6 1 円</td> <td>2 , 6 6 5 円）</td> </tr> </table>					年額 3 5 , 5 3 2 円	3 1 , 9 7 9 円	（月額 2 , 9 6 1 円	2 , 6 6 5 円）
年額 3 5 , 5 3 2 円	3 1 , 9 7 9 円								
（月額 2 , 9 6 1 円	2 , 6 6 5 円）								
3	<p>施行期日</p> <p>公布の日</p>								

尼崎市介護保険条例

改正後	現 行
<p>付 則</p> <p>1～14 略</p> <p>(平成27年度及び平成28年度における保険料率の特例)</p> <p>15 第4条第1号に該当する第1号被保険者の平成27年度及び平成28年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、31,979円とする。</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>16 略</p>	<p>付 則</p> <p>1～14 略</p> <p>(平成27年度における保険料率の特例)</p> <p>15 第4条第1号に該当する第1号被保険者の平成27年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、31,979円とする。</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>16 略</p>

<平成28年2月定例会>

種 別	条 例	番 号	議案第58号	所 管	こども政策課
件 名	尼崎市いじめ問題対策連絡協議会条例について				
内 容					
1	<p>制定理由</p> <p>いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携の推進に関し必要な事項を協議するとともに、当該機関及び団体相互の連絡調整を図るにあたり、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第14条第1項の規定に基づき、尼崎市いじめ問題対策連絡協議会を設置するため、条例を制定する。</p>				
2	<p>主な制定内容</p> <p>(1) 設置(第1条)</p> <p>いじめ防止対策推進法第14条第1項の規定に基づき、本市に尼崎市いじめ問題対策連絡協議会(以下「協議会」という。)を置く。</p> <p>(2) 組織(第2条)</p> <p>協議会は、次の各号に掲げる者のうちから選任された委員20人以内で組織する。</p> <p>ア 校長</p> <p>イ 教員</p> <p>ウ 本市関係職員</p> <p>エ 児童福祉法第12条第1項に規定する児童相談所の職員</p> <p>オ 法務局又は地方法務局の職員</p> <p>カ 警察官</p> <p>キ 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者</p>				
3	<p>施行期日</p> <p>公布の日</p>				

< 平成 2 8 年 2 月定例会 >

種 別	条 例	番 号	議案第 5 9 号	所 管	こども政策課
件 名	尼崎市いじめ問題調査委員会条例について				
内 容					
1	<p>制定理由</p> <p>いじめ防止対策推進法（平成 2 5 年法律第 7 1 号）第 2 8 条第 1 項の規定により、教育委員会又は学校が行った重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の結果について、報告を受けた地方公共団体の長が重大事態への対処等のため必要があると認めるとき、同法第 3 0 条第 2 項の規定に基づき調査審議させるにあたり、地方自治法第 1 3 8 条の 4 第 3 項の規定による付属機関として、尼崎市いじめ問題調査委員会を設置するため、条例を制定する。</p>				
2	<p>主な制定内容</p> <p>(1) 設置（第 1 条）</p> <p>いじめ防止対策推進法第 2 8 条第 1 項の規定により尼崎市教育委員会又は尼崎市立学校が行った調査（以下「重大事態調査」という。）の結果を調査審議させるため、市長の付属機関として、尼崎市いじめ問題調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>(2) 組織（第 2 条）</p> <p>ア 委員会は、委員 7 人以内で組織する。</p> <p>イ 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>(ア) 弁護士</p> <p>(イ) 医師</p> <p>(ウ) 学校教育、心理又は福祉について専門的な知識経験を有する者</p> <p>(エ) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者</p> <p>ウ 委員は、重大事態調査の結果の調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。</p> <p>(3) 秘密保持義務（第 7 条）</p> <p>委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</p>				
3	<p>施行期日</p> <p>公布の日</p>				

< 平成 2 8 年 2 月定例会 >

種 別	条 例	番 号	議案第 6 0 号	所 管	国保年金管理担当
件 名	尼崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>国において、中間所得層の負担軽減を図るため、国民健康保険法施行令(平成27年政令第63号。以下「施行令」という。)が改正され、基礎賦課限度額が51万円から52万円に、後期高齢者支援金等賦課限度額が16万円から17万円に、介護納付金賦課限度額が14万円から16万円に見直された。本市国民健康保険においても施行令に定める賦課限度額に見直すため、国民健康保険運営協議会の答申を踏まえ、規定の整備を行う。</p> <p>2 改正内容</p> <p>国民健康保険料賦課限度額の見直し</p> <p>【第15条の3、第15条の3の10、第15条の8、第19条の2第1項、第19条の2第3項及び第19条の2第4項】</p> <p>基礎賦課限度額を51万円から52万円に、後期高齢者支援金等賦課限度額を16万円から17万円に、介護納付金賦課限度額を14万円から16万円に見直す。</p> <p>3 施行期日</p> <p>平成28年4月1日</p>					

尼崎市国民健康保険条例

改正後	現 行
<p>(基礎賦課限度額)</p> <p>第15条の3 第11条又は第14条の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第11条の基礎賦課額と第14条の基礎賦課額との合計額。第18条及び第19条の2第1項において同じ。)は、<u>520,000円</u>を超えることができない。</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課限度額)</p> <p>第15条の3の10 第15条の3の3又は第15条の3の6の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第15条の3の3の後期高齢者支援金等賦課額と第15条の3の6の後期高齢者支援金等賦課額との合計額。第18条及び第19条の2第3項において読み替えて準用する同条第1項において同じ。)は、<u>170,000円</u>を超えることができない。</p> <p>(介護納付金賦課限度額)</p> <p>第15条の8 第15条の5の介護納付金賦課額は、<u>160,000円</u>を超えることができない。</p> <p>(保険料の減額賦課等)</p> <p>第19条の2 次の各号に掲げる納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第11条又は第14条の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額(その額が<u>520,000円</u>を超える場合は、<u>520,000円</u>)とする。</p> <p>(1)~(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条又</p>	<p>(基礎賦課限度額)</p> <p>第15条の3 第11条又は第14条の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第11条の基礎賦課額と第14条の基礎賦課額との合計額。第18条及び第19条の2第1項において同じ。)は、<u>510,000円</u>を超えることができない。</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課限度額)</p> <p>第15条の3の10 第15条の3の3又は第15条の3の6の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第15条の3の3の後期高齢者支援金等賦課額と第15条の3の6の後期高齢者支援金等賦課額との合計額。第18条及び第19条の2第3項において読み替えて準用する同条第1項において同じ。)は、<u>160,000円</u>を超えることができない。</p> <p>(介護納付金賦課限度額)</p> <p>第15条の8 第15条の5の介護納付金賦課額は、<u>140,000円</u>を超えることができない。</p> <p>(保険料の減額賦課等)</p> <p>第19条の2 次の各号に掲げる納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第11条又は第14条の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額(その額が<u>510,000円</u>を超える場合は、<u>510,000円</u>)とする。</p> <p>(1)~(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条又</p>

は第14条」とあるのは「第15条の3の3又は第15条の3の6」と、「520,000円」とあるのは「170,000円」と読み替えるものとする。

- 4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第11条又は第14条」とあるのは「第15条の5」と、「520,000円」とあるのは「160,000円」と読み替えるものとする。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の尼崎市国民健康保険条例第15条の3、第15条の3の10、第15条の8及び第19条の2第1項(同条第3項及び第4項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定は、平成28年度以後の年度分の保険料について適用し、平成27年度分までの保険料については、なお従前の例による。

は第14条」とあるのは「第15条の3の3又は第15条の3の6」と、「510,000円」とあるのは「160,000円」と読み替えるものとする。

- 4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第11条又は第14条」とあるのは「第15条の5」と、「510,000円」とあるのは「140,000円」と読み替えるものとする。

< 平成 2 8 年 2 月定例会 >

種 別	条 例	番 号	議案第 6 1 号	所 管	産業振興課
件 名	尼崎市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正趣旨</p> <p>本市は、平成 2 6 年 1 0 月に尼崎市産業振興基本条例を制定し、平成 2 8 年度に向けては産業振興施策の再構築に取り組んでいるところである。中小企業資金融資あっせん制度についても、「産業の振興」「起業の促進」「雇用就労の維持創出」を基本に、「やる気」「元気」「根気」のある企業に対する支援を重点化の柱とした上で、より利用しやすい制度となるよう見直しを行うため、規定の整備を行うもの。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>(1) 題名の変更について</p> <p>本条例に定める本市の役割は、「資金融資のあっせん」であることから、題名を「尼崎市中小企業資金融資あっせん条例」に改める。</p> <p>(2) 連帯保証人について(第 3 条、第 8 条)</p> <p>融資対象者の連帯保証人要件については、近年、融資や保証を行う取扱金融機関や兵庫県信用保証協会において緩和する傾向にあることから、同要件を条例から削除し、規則・要綱で定めることとする。また同様に、連帯保証人自身の資格要件についても緩和する傾向にあることから、同要件を条例から削除し、規則・要綱で定めることとする。</p> <p>(3) 資金用途について(第 6 条)</p> <p>資金用途については、経済情勢の変化に対応した柔軟性の高い制度運用が可能となるよう、原則となる運転資金及び設備資金以外の例外的な資金用途は、規則で定めることとする。</p> <p>3 施行期日</p> <p>平成 2 8 年 4 月 1 日</p>					

尼崎市中小企業資金融資条例

改正後	現 行
<p>尼崎市中小企業資金融資<u>あっせん</u>条例</p> <p>(この条例の目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>本市内に立地する</u>中小企業者の事業活動に必要な資金の融通の円滑化を図るための<u>その資金融資のあっせん</u>(以下「<u>融資あっせん</u>」という。)を行うことにより、中小企業の<u>近代化及び経営基盤の確立</u>を促進し、もってその健全な<u>発展及び振興</u>に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「中小企業者」とは、中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する<u>中小企業者のうち、本市内に存する店舗、工場、事業所等をその事業の用に供し、又は供しようとするものをいう。</u></p> <p>(融資あっせん)</p> <p>第3条 市長は、次の各号に掲げる要件を備えている中小企業者に対し、<u>融資あっせんを行うものとする。</u></p> <p>(1) 適切な事業計画に基づき兵庫県信用保証協会の保証対象事業を、<u>本市内において1年以上営んでいる者であること。</u></p> <p>(削る)</p> <p>(2) 現に銀行取引停止処分を受けていない者であること。</p> <p>(3) 市税を滞納していない者であること。</p> <p>(4) 兵庫県信用保証協会その他の信用保証協会が<u>行った代位弁済に係る債務の履行が</u>終わっている者であること。</p> <p>(5) その他市長が別に定める資格を有する者</p>	<p>尼崎市中小企業資金融資条例</p> <p>(この条例の目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>市内の</u>中小企業者の事業活動に必要な資金の融通の円滑化を図るための<u>融資あっせんを行なうこと</u>により、中小企業の<u>近代化と経営基盤の確立</u>を促進し、もってその健全な<u>発展と振興</u>に寄与することを目的とする。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、「中小企業者」とは、中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号。以下「法」という。)第2条に規定する<u>者のうち市内に店舗、工場、事業所等を有するものをいう。</u></p> <p>(融資あっせん)</p> <p>第3条 市長は、次の各号に掲げる要件を備えている中小企業者に対し、<u>融資あっせんを行なうものとする。</u></p> <p>(1) 適切な事業計画に基づき兵庫県信用保証協会の保証対象事業を<u>市内で1年以上営んでいる者であること。</u></p> <p>(2) <u>規則で定める数の連帯保証人をたてることのできる者であること。</u></p> <p>(3) 現に銀行取引停止処分を受けていない者であること。</p> <p>(4) 市税を滞納していない者であること。</p> <p>(5) 兵庫県信用保証協会その他の信用保証協会が<u>行なった代位弁済に係る債務の履行を</u>終わっている者であること。</p> <p>(6) その他市長が別に定める資格を有する者</p>

<p>であること。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>市長は</u>、特に必要があると認める場合は、返済能力があると認められる中小企業者で市長が別に定める要件を備えているものに対し、<u>融資あっせんを行うことができる。</u></p> <p>3 融資あっせんは、法及び兵庫県信用保証協会の信用保証に基づいて<u>行うものとする。</u>ただし、市長が特にその必要がないと認める場合は、この限りでない。</p> <p>第4条・第5条 略</p> <p>(融資あっせんの対象となる資金)</p> <p>第6条 融資あっせんの対象となる資金は、事業に必要な<u>運転資金及び設備資金その他規則で定める資金とする。</u></p> <p>第7条 略</p> <p>(削る)</p> <p>(委任)</p> <p>第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>であること。</p> <p>2 <u>市長は</u>、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は、返済能力があると認められる中小企業者で市長が別に定める要件を備えているものに対し、<u>融資あっせんを行なうことができる。</u></p> <p>3 融資あっせんは、法及び兵庫県信用保証協会の信用保証に基づいて<u>行なうものとする。</u>ただし、市長が特にその必要がないと認める場合は、この限りでない。</p> <p>第4条・第5条 略</p> <p>(融資あっせんの対象となる資金)</p> <p>第6条 融資あっせんの対象となる資金は、事業に必要な<u>運転資金及び設備資金並びに公害防止に必要な資金とする。</u></p> <p>第7条 略</p> <p>(連帯保証人)</p> <p>第8条 <u>連帯保証人は、次の各号に掲げる要件を備えた者でなければならない。</u></p> <p>(1) <u>原則として市内に居住し、独立の生計を営む者であること。</u></p> <p>(2) <u>第3条第1項第3号及び第5号に該当する者であること。</u></p> <p>(3) <u>その他規則で定める資格を有すると認められる者であること。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</p>
---	---

< 平成 2 8 年 2 月定例会 >

種 別	条 例	番 号	議案第 6 2 号	所 管	開発指導課、建築指導課
件 名	尼崎市庄下川東地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例及び尼崎市遊技場及びラブホテルの建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律(平成 2 7 年法律第 4 5 号)の制定に伴い、関係条例に号ずれが生じることから、所要の整理を行う。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>(1) 尼崎市庄下川東地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p>現行条例の用途規制において、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下「風営法」という。)第 2 条第 1 項第 8 号に掲げる営業の用(ゲームセンター等)に供する部分の床面積の合計が 1 0 0 m²を超える建築物を建築してはならないとしており、同法の改正により号ずれが生じることから、改正を行う。</p> <p>(2) 尼崎市遊技場及びラブホテルの建築等の規制に関する条例</p> <p>現行条例において遊技場の定義を、風営法第 2 条第 1 項第 7 号に掲げる営業(まあじゃん屋を除く。)の用(ぱちんこ屋等)又は同項第 8 号に掲げる営業の用(ゲームセンター等)に供する施設としており、同法の改正により号ずれが生じることから、改正を行う。</p> <p>3 施行期日</p> <p>平成 2 8 年 6 月 2 3 日</p>					

尼崎市庄下川東地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（第1条関係）

改正後	現 行
<p>(建築物の用途)</p> <p>第2条 適用区域内においては、法別表第2(に)項第6号、(ほ)項第2号並びに(と)項第3号及び第4号に掲げる建築物(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第5号に掲げる営業の用に供する建築物にあっては、<u>当該営業の用に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるものに限る。</u>)は、建築してはならない。ただし、市長が適用区域の特性に応じた合理的な土地利用の促進を図るため特に必要があり、かつ、適正な都市機能と健全な都市環境を害するおそれがないと認めて許可した場合においては、この限りでない。</p> <p>2・3 略</p>	<p>(建築物の用途)</p> <p>第2条 適用区域内においては、法別表第2(に)項第6号、(ほ)項第2号並びに(と)項第3号及び第4号に掲げる建築物(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第8号に規定する営業の用途に供する建築物にあっては、<u>その用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるものに限る。</u>)は、建築してはならない。ただし、市長が適用区域の特性に応じた合理的な土地利用の促進を図るため特に必要があり、かつ、適正な都市機能と健全な都市環境を害するおそれがないと認めて許可した場合においては、この限りでない。</p> <p>2・3 略</p>

尼崎市遊技場及びラブホテルの建築等の規制に関する条例（第2条関係）

改正後	現 行
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 遊技場 ぱちんこ屋、ゲームセンターその他風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号) <u>第2条第1項第4号</u>に掲げる営業(まあじゅん屋を除く。)又は<u>同項第5号</u>に掲げる営業の用に供する施設をいう。</p> <p>(2)・(3) 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 遊技場 ぱちんこ屋、ゲームセンターその他風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号) <u>第2条第1項第7号</u>に掲げる営業(まあじゅん屋を除く。)又は<u>同項第8号</u>に掲げる営業の用に供する施設をいう。</p> <p>(2)・(3) 略</p>

< 平成 2 8 年 2 月定例会 >

種 別	条例	番 号	議案第 6 3 号	所 管	建築指導課
件 名	尼崎市建築審査会条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成27年法律第50号)が制定され、建築基準法の一部が改正された。この改正により、同法に規定されている建築審査会の委員の任期が条例委任されるため、当該任期を規定するとともに、併せて所要の整備を行う。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>建築審査会の委員の任期等について以下のとおり定める。</p> <p>(1) 委員の任期は、2年とする。ただし、再任することを妨げない。</p> <p>(2) 委員の辞任等により後任の委員を委嘱し、又は任命する場合における当該後任の委員の任期は、前任の委員の残任期間とする。</p> <p>(3) 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任の委員が委嘱され、又は任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。</p> <p>3 施行期日</p> <p>平成28年4月1日</p>					

尼崎市建築審査会条例

改正後	現 行
<p>(この条例の趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第83条の規定に基づき、尼崎市建築審査会(以下「審査会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 略</p> <p>(任期等)</p> <p>第3条 <u>委員の任期は、2年とする。ただし、再任することを妨げない。</u></p> <p>2 <u>委員の辞任等により後任の委員を委嘱し、又は任命する場合における当該後任の委員の任期は、前任の委員の残任期間とする。</u></p> <p>3 <u>委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任の委員が委嘱され、又は任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。</u></p> <p>第4条 略</p> <p>(会議)</p> <p>第5条 審査会は、<u>委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。</u></p> <p>2 審査会の議事は、<u>出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。</u></p> <p>(意見の聴取等)</p> <p>第6条 審査会は、必要があると認めるときは、<u>委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。</u></p> <p>(幹事及び書記)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 <u>幹事及び書記は、本市職員のうちから市長が任命する。</u></p> <p>3 <u>幹事は委員を補佐して、書記は幹事を補佐して、それぞれ担当事務を処理し、又は会務に従事する。</u></p> <p>(委任)</p>	<p>(この条例の趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第78条第1項の規定により<u>設置する</u>尼崎市建築審査会(以下「審査会」という。)の組織、議事その他審査会の運営について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 略</p> <p>第3条 略</p> <p>(会議)</p> <p>第4条 審査会は、<u>委員定数の半数以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。</u></p> <p>2 審査会の議事は、<u>出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</u></p> <p>(意見又は説明の聴取)</p> <p>第5条 審査会は、必要があると認めるときは、<u>委員以外の者を会議に出席させて意見又は説明を聞くことができる。</u></p> <p>(幹事及び書記)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 <u>幹事及び書記は、市職員のうちから市長が任命する。</u></p> <p>3 <u>幹事及び書記は、上司の命を受けて担当事務を処理し、又は会務に従事する。</u></p> <p>(委任)</p>

第8条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営について必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

付 則

1 略

(招集の特例)

2 最初に招集される審査会は、第4条の規定にかかわらず、市長が招集する。

第7条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営について必要な事項は、会長が定める。

付 則

1 略

(招集の特例)

2 最初に招集される審査会は、第3条の規定にかかわらず、市長が招集する。

< 平成 2 8 年 2 月定例会 >

種 別	条例	番 号	議案第 6 4 号	所 管	公園計画・2 1 世紀の森担当
件 名	尼崎市都市公園条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由 猪名川公園テニスコートの使用料を見直し、市内の同等施設、周辺の同等施設との均衡を図ると共に、新たな財源の確保と安定した施設運営を図るため、使用料を改定する。</p> <p>2 主な改正内容 猪名川公園テニスコートの使用料を改定する。(別表第 2 (5)ア(7)中) 現 行：1 時間 4 0 0 円 改正後：1 時間 7 0 0 円</p> <p>3 施行期日 平成 2 8 年 7 月 1 日</p>					

尼崎市都市公園条例

改正後					現 行				
別表第 2 (1)~(4) 略					別表第 2 (1)~(4) 略				
(5) 有料公園施設等を利用する場合					(5) 有料公園施設等を利用する場合				
ア 有料公園施設(分区園を除く。)の使用 用料					ア 有料公園施設(分区園を除く。)の使用 用料				
(7) 営利、営業を目的とせず、かつ、入 場料を徴収しない場合					(7) 営利、営業を目的とせず、かつ、入 場料を徴収しない場合				
公 園 名	施設の 使用区 分	使用料			公 園 名	施設の 使用区 分	使用料		
		専用使用料		個人使 用料			専用使用料		個人使 用料
		単位	金額				単位	金額	
猪 名 川 公 園	軟式野 球場	1時間	1,200円		猪 名 川 公 園	軟式野 球場	1時間	1,200円	
	テニス コート	1面1時 間	700円			テニス コート	1面1時 間	400円	
イ~エ 略					イ~エ 略				

< 平成 2 8 年 2 月定例会 >

種 別	条例	番 号	議案第 6 5 号	所 管	公園計画・21世紀の森担当									
件 名	尼崎市立魚つり公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について													
内 容														
<p>1 改正理由</p> <p>当該施設は整備予定区域の北側のみ暫定整備を行い、無料で供用を開始していたが、平成 2 8 年 3 月に全面整備が完了する予定である。このことにより、多目的運動広場全域が利用可能となることから、使用料を新たに設定するため当該条例の一部を改正する。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>多目的運動広場の使用料を新たに設定する。(別表第 1)</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>1 時間</td> <td>全面使用</td> <td>3,600 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1 / 2 面使用</td> <td>1,800 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1 / 4 面使用</td> <td>900 円</td> </tr> </table> <p>3 施行期日</p> <p>平成 2 8 年 7 月 1 日</p>						1 時間	全面使用	3,600 円		1 / 2 面使用	1,800 円		1 / 4 面使用	900 円
1 時間	全面使用	3,600 円												
	1 / 2 面使用	1,800 円												
	1 / 4 面使用	900 円												

尼崎市立魚つり公園の設置及び管理に関する条例

改正後	現 行
<p>(有料施設等の利用等)</p> <p>第4条 別表第1に掲げる施設及び設備並びに別表第2に掲げる駐車場(以下これらを「有料施設等」という。)を利用しようとする者は、これらの表に定める額の範囲内において規則で定める額の使用料を納付しなければならない。この場合において、利用しようとする有料施設等が軟式野球場又は多目的運動広場であるときは、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第1項の使用料は、有料施設等の利用の際に徴収する。ただし、釣りをを行うために魚釣施設を利用した場合の超過使用料は魚釣施設からの退場の際に、軟式野球場又は多目的運動広場を利用する場合の使用料は同項の許可の際に、駐車場を利用する場合の使用料は自動車を駐車場から出庫させる際に徴収する。</p> <p>(指定管理者が行う業務の範囲)</p> <p>第17条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 軟式野球場又は多目的運動広場においてする行為及び軟式野球場又は多目的運動広場の利用の許可、その取消しその他軟式野球場等の利用に関すること。</p> <p>(4) 軟式野球場又は多目的運動広場においてする行為及び軟式野球場又は多目的運動広場の利用に係る使用料の徴収、減免及び還付に関すること。</p> <p>(5)・(6) 略</p> <p>(利用料金)</p> <p>第19条 第13条の規定により指定管理者に魚釣施設等の管理を行わせる場合にあっては、有料施設等のうち軟式野球場等以外のものを利用しようとする者又は第6条第1項の</p>	<p>(有料施設等の利用等)</p> <p>第4条 別表第1に掲げる施設及び設備並びに別表第2に掲げる駐車場(以下これらを「有料施設等」という。)を利用しようとする者は、これらの表に定める額の範囲内において規則で定める額の使用料を納付しなければならない。この場合において、利用しようとする有料施設等が軟式野球場であるときは、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第1項の使用料は、有料施設等の利用の際に徴収する。ただし、釣りをを行うために魚釣施設を利用した場合の超過使用料は魚釣施設からの退場の際に、軟式野球場を利用する場合の使用料は同項の許可の際に、駐車場を利用する場合の使用料は自動車を駐車場から出庫させる際に徴収する。</p> <p>(指定管理者が行う業務の範囲)</p> <p>第17条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 軟式野球場又は多目的運動広場においてする行為及び軟式野球場の利用の許可、その取消しその他軟式野球場等の利用に関すること。</p> <p>(4) 軟式野球場又は多目的運動広場においてする行為及び軟式野球場の利用に係る使用料の徴収、減免及び還付に関すること。</p> <p>(5)・(6) 略</p> <p>(利用料金)</p> <p>第19条 第13条の規定により指定管理者に魚釣施設等の管理を行わせる場合にあっては、有料施設等のうち軟式野球場以外のものを利用しようとする者又は第6条第1項の許</p>

許可（魚釣施設、駐車場又は管理棟においてする行為に係るものに限る。第4項において同じ。）を受けて当該行為をしようとする者は、その利用又は当該行為に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者に支払わなければならない。

2・3 略

4 利用料金は、有料施設等のうち軟式野球場等以外のものの利用にあつてはその利用の際に、第6条第1項の許可に係る行為（以下「許可行為」という。）にあつては当該許可の際に徴収する。ただし、釣りをを行うために魚釣施設を利用した場合の超過使用料に相当する利用料金は魚釣施設からの退場の際に、駐車場を利用する場合の利用料金は自動車を駐車場から出庫させる際に、許可行為に係る利用料金について市長が別に納期を定めた場合の当該利用料金はその別に定めた納期に徴収する。

5 略

別表第1

有料施設等の名称	利用区分	単位	金額
軟式野球場		1時間	2,500円
多目的運動広場		1時間 全面使用	3,600円
		2分の1面使用	1,800円
		4分の1面使用	900円
		1件1回	500円
付属設備のうち、規則で定			

可（魚釣施設、駐車場又は管理棟においてする行為に係るものに限る。第4項において同じ。）を受けて当該行為をしようとする者は、その利用又は当該行為に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者に支払わなければならない。

2・3 略

4 利用料金は、有料施設等のうち軟式野球場以外のものの利用にあつてはその利用の際に、第6条第1項の許可に係る行為（以下「許可行為」という。）にあつては当該許可の際に徴収する。ただし、釣りをを行うために魚釣施設を利用した場合の超過使用料に相当する利用料金は魚釣施設からの退場の際に、駐車場を利用する場合の利用料金は自動車を駐車場から出庫させる際に、許可行為に係る利用料金について市長が別に納期を定めた場合の当該利用料金はその別に定めた納期に徴収する。

5 略

別表第1

有料施設等の名称	利用区分	単位	金額
軟式野球場		1時間	2,500円
付属設備のうち、規則で定めるものの		1件1回	500円

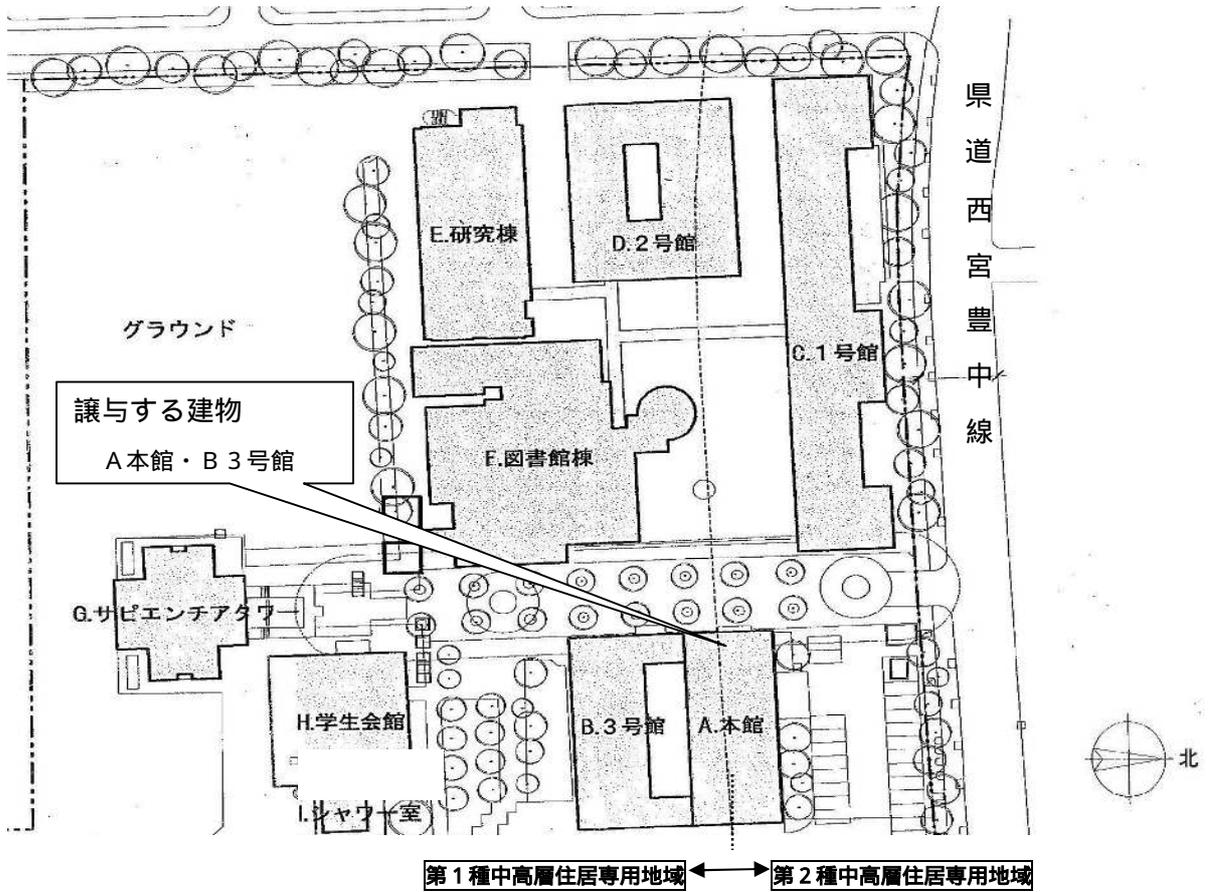
めるも				
の				
<p>摘要 本市内に住所を有しない者（本市内に存する学校等に通学し、又は本市内に勤務場所を有する者を除く。）（法人にあっては本市内に事務所又は事業所を有しないもの、その他の団体にあっては市長が別に定めるもの）が軟式野球場又は多目的運動広場を利用する場合の使用料の額は、第4条第1項の許可を受けた利用時間及びこれに係るこの表の金額の欄に掲げる額で算定された額に100分の150を乗じて得た額とする。</p>				<p>摘要 本市内に住所を有しない者（本市内に存する学校等に通学し、又は本市内に勤務場所を有する者を除く。）（法人にあっては本市内に事務所又は事業所を有しないもの、その他の団体にあっては市長が別に定めるもの）が軟式野球場を利用する場合の使用料の額は、第4条第1項の許可を受けた利用時間及びこれに係るこの表の金額の欄に掲げる額で算定された額に100分の150を乗じて得た額とする。</p>
備考 略				備考 略

< 平成 2 8 年 2 月定例会 >

種 別	その他	番 号	議案第 6 6 号	所 管	まちづくり調整担当
件 名	建物の譲与について				
内 容					
1	譲与の目的 譲与する建物を公益財団法人尼崎健康医療財団看護専門学校の用に供させるため。				
2	譲与する建物 旧聖トマス大学の建物のうち本館及び3号館				
	所 在	家屋番号	種 類	構 造	床面積 (m ²)
	尼崎市若王寺 2丁目166 番地1	166番 1の2	事務所 兼校舎	鉄筋コンクリ ート・鉄骨造 陸屋根・スレ ート葺5階建	1階 857.72 2階 831.85 3階 595.60 4階 831.85 5階 623.02
	(裏面位置図、建物配置図参照)				
3	譲与の相手方 尼崎市南塚口町4丁目4番8号 公益財団法人尼崎健康医療財団 理事長 江川 隆生				
	(参考) 今後の予定				
	平成28年5月	建物の譲与契約を締結			
	平成29年3月	看護専門学校に必要な改修工事、移転			
	平成29年4月	供用開始			



旧聖トマス大学位置図



旧聖トマス大学配置図

<平成28年2月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第67号	所 管	行政管理課
件 名	包括外部監査契約の締結について				
内 容					
1	契約の目的 平成28年4月1日から、包括外部監査契約に基づく監査の実施及び監査結果に関する報告を受けること				
2	包括外部監査人として契約を締結する者 神戸市東灘区御影1丁目4番20号 公認会計士 森村 圭志				
3	契約の期間 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで				
4	契約の金額 14,428,800円を上限とする額				
5	契約の方法 随意契約				
6	主な選定理由 (1) 平成27年度の包括外部監査において、契約に基づき忠実に業務を遂行するとともに、公認会計士としての専門性を活用する中で有効な監査結果をまとめた。 (2) 平成28年度の包括外部監査に対しても意欲的であり、次年度においては、本市における監査実績を踏まえ、より効率的・効果的な監査の実施が期待できる。				

< 平成 2 8 年 2 月定例会 >

種 別	その他	番 号	議案第 6 8 号	所 管	施設課、学校耐震化担当、 学校耐震化設備担当
件 名	工事請負契約の変更について (難波の梅小学校改築工事)				
内 容					
1	変更理由 賃金等の急激な変動により、尼崎市工事請負契約書第 2 6 条第 6 項(いわゆるインフレスライド条項)に基づいて、契約の相手方から契約金額の変更について請求を受けたため、相手方との協議を行い、契約金額を増額することとしたもの。				
2	契約の相手方 尼崎市玄番南之町 4 番地 柄谷・昌平共同企業体 代表者 株式会社柄谷工務店 代表取締役 柄谷 順一郎				
3	契約金額 変更前 2, 5 4 6, 6 4 0, 0 0 0 円 (金額は消費税等相当額 8 % を含む。) 変更後 2, 6 0 0, 0 1 3, 6 0 0 円 (金額は消費税等相当額 8 % を含む。) 増 額 5 3, 3 7 3, 6 0 0 円 (金額は消費税等相当額 8 % を含む。)				
4	変更内容 賃金又は物価の変動に伴うインフレスライドの適用(尼崎市工事請負契約書第 2 6 条関係)				
5	契約工期 平成 2 6 年 8 月 4 日から平成 2 8 年 3 月 2 5 日まで (変更なし)				

< 平成 2 8 年 2 月定例会 >

種 別	その他	番 号	議案第 6 9 号	所 管	施設課、学校耐震化担当、 学校耐震化設備担当
件 名	工事請負契約の変更について（浦風小学校校舎棟改築等工事）				
内 容					
1	<p>変更理由</p> <p>賃金等の急激な変動により、尼崎市工事請負契約書第 2 6 条第 6 項(いわゆるインフレスライド条項)に基づいて、契約の相手方から契約金額の変更について請求を受けたため、相手方との協議を行い、契約金額を増額することとしたもの。</p>				
2	<p>契約の相手方</p> <p>尼崎市神崎町 1 番 4 0 号</p> <p>株式会社ユハラ 代表取締役 小村 公成</p>				
3	<p>契約金額</p> <p>変更前 7 1 0 , 6 4 0 , 0 0 0 円 (金額は消費税等相当額 8 % を含む。)</p> <p>変更後 7 2 5 , 6 4 1 , 2 0 0 円 (金額は消費税等相当額 8 % を含む。)</p> <p>増 額 1 5 , 0 0 1 , 2 0 0 円 (金額は消費税等相当額 8 % を含む。)</p>				
4	<p>変更内容</p> <p>賃金又は物価の変動に伴うインフレスライドの適用(尼崎市工事請負契約書第 2 6 条関係)</p>				
5	<p>契約工期</p> <p>平成 2 6 年 1 0 月 7 日から平成 2 8 年 3 月 2 0 日まで (変更なし)</p>				

< 平成 2 8 年 2 月定例会 >

種 別	その他	番 号	議案第 7 0 号	所 管	施設課、学校耐震化担当、 学校耐震化設備担当
件 名	工事請負契約の変更について (浜田小学校北東棟改築等工事)				
内 容					
1	変更理由 賃金等の急激な変動により、尼崎市工事請負契約書第 2 6 条第 6 項(いわゆるインフレスライド条項)に基づいて、契約の相手方から契約金額の変更について請求を受けたため、相手方との協議を行い、契約金額を増額することとしたもの。				
2	契約の相手方 尼崎市塚口町 1 丁目 1 0 番地の 5 株式会社吉川組 代表取締役 吉川 壽一				
3	契約金額 変更前 7 1 2 , 4 6 5 , 2 0 0 円 (金額は消費税等相当額 8 % を含む。) 変更後 7 2 2 , 0 3 4 , 0 0 0 円 (金額は消費税等相当額 8 % を含む。) 増 額 9 , 5 6 8 , 8 0 0 円 (金額は消費税等相当額 8 % を含む。)				
4	変更内容 賃金又は物価の変動に伴うインフレスライドの適用(尼崎市工事請負契約書第 2 6 条関係)				
5	契約工期 平成 2 6 年 3 月 4 日から平成 2 8 年 3 月 2 0 日まで (変更なし)				

< 平成 2 8 年 2 月定例会 >

種 別	その他	番 号	議案第 7 1 号	所 管	施設課、学校耐震化担当、 学校耐震化設備担当
件 名	工事請負契約の変更について (園和小学校校舎等改築工事)				
内 容					
1	変更理由 当該工事に先行する深田遺跡発掘調査業務委託における発掘調査作業期間の延長や、工事出入口を制限したことにより、予定工期内の完成が困難となり、工期延長に伴う所要の経費を増額するもの。				
2	契約の相手方 神戸市兵庫区小河通 2 丁目 2 番 5 号 N I P P O ・ 吉 川 組 共 同 企 業 体 代表者 株式会社 N I P P O 兵庫統括事業所 所長 大場 信秀				
3	契約金額 変更前 2, 4 1 6, 3 9 8, 4 8 0 円 (金額は消費税等相当額 8 % を含む。) 変更後 2, 4 2 5, 2 0 6, 9 6 0 円 (金額は消費税等相当額 8 % を含む。) 増 額 8, 8 0 8, 4 8 0 円 (金額は消費税等相当額 8 % を含む。)				
4	変更内容 工期延長に伴う増額				
5	契約工期 変更前 平成 2 6 年 6 月 3 0 日から平成 2 8 年 5 月 1 9 日まで 変更後 平成 2 6 年 6 月 3 0 日から平成 2 8 年 8 月 3 1 日まで 延 長 1 0 4 日間				

<平成28年2月定例会>

種別	その他	番号	議案第72号	所管	産業振興課	
件名	権利の放棄について(尼崎コスモ工業団地退去企業に係る賃料等)					
内 容						
1	権利の内容 尼崎コスモ工業団地退去企業に対する次の金銭 (1) 尼崎コスモ工業団地内の建物及びその敷地の売買及び賃貸借に関する契約に基づく賃料 (2) 入居契約の解除に伴う入居契約に基づく違約金 (3) 入居契約の解除の日の翌日から明渡しに至るまでの賃料相当額の使用損害金 (4) 賃料及び違約金に対する遅延利息					
2	相手方(9社) 株式会社ヒガシタニ、株式会社アトラス、南熔断株式会社、株式会社フタイ、ミナミ金型株式会社、株式会社特発三協製作所、協和築炉工業株式会社、株式会社三和ステンレス、大王電機株式会社					
3	放棄する債権額					
	放棄額				合計	
	賃料	違約金	使用損害金	遅延利息		
	株式会社ヒガシタニ	7,425,391	131,301,000	-	未確定	138,726,391
	株式会社アトラス	54,138,200	46,987,000	16,825,050	未確定	117,950,250
	南熔断株式会社	9,890,673	40,441,000	5,590,938	未確定	55,922,611
	株式会社フタイ	74,020,558	50,691,000	22,525,141	未確定	147,236,699
	ミナミ金型株式会社	9,977,453	55,466,000	8,140,072	未確定	73,583,525
	株式会社特発三協製作所	完納	完納	完納	93,979,755	93,979,755
	協和築炉工業株式会社	完納	完納	完納	39,388,096	39,388,096
	株式会社三和ステンレス	完納	完納	完納	22,808,184	22,808,184
	大王電機株式会社	完納	完納	完納	18,933,289	18,933,289
	合計	155,452,275	324,886,000	53,081,201	175,109,324	708,528,800
	合計708,528,800円及び変動遅延利息。					
4	放棄の理由 長期にわたり企業としての活動実態がなく、今後も事業再開の見込みが立たないため、又は返済の見込みがないため。					

< 平成 2 8 年 2 月定例会 >

種 別	その他	番 号	議案第 7 3 号	所 管	農政課
件 名	尼崎市農業共済事業事務費の賦課総額及び賦課単価について				
内 容					
1	趣旨 尼崎市農業共済条例第 5 条第 2 項の規定により、平成 2 8 年度の農業共済事業における賦課総額及び賦課単価を定めるため、議決を求めるもの。				
2	賦課総額 1 0 5 千円				
3	賦課単価 水稲共済割 1 kg 当たり 0 . 7 7 円				
【参考】					
尼崎市農業共済条例（抄） （事務費の賦課）					
第 5 条 本市は、毎会計年度、本市が共済事業を行うため必要とする事務費予定額から法第 1 4 条の規定による国庫の負担に係る部分の金額その他の収入予定額に相当する金額を差し引いて得た金額の事務費及び兵庫県農業共済組合連合会から本市に賦課された賦課金の支払に充てる費用を本市との間に共済関係の存する者に賦課するものとする。					
2	前項の賦課は、次の方式によりするものとし、賦課総額及び賦課単価は、市長が議会の議決を経て定める。				
	(1) 水稲共済割				
	(2)～(7) 略				

<平成28年2月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第74号	所 管	住宅管理担当						
件 名	訴えの提起について（建物明渡し等請求事件）										
内 容											
<p>1 提起理由 改良住宅の家賃の長期滞納者に対して、滞納家賃の支払、住宅の明渡し及び損害賠償金の支払を求めるもの。</p> <p>2 当事者</p> <p>(1) 原告 尼崎市 代表者 稲村 和美</p> <p>(2) 被告氏名及び滞納金額等（1名）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>氏 名</th> <th>滞納月数</th> <th>滞納金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>■■■■■■■■■■</td> <td>10月</td> <td>275,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※ 平成27年11月30日現在の数値</p>						氏 名	滞納月数	滞納金額	■■■■■■■■■■	10月	275,000円
氏 名	滞納月数	滞納金額									
■■■■■■■■■■	10月	275,000円									

